令和８年度　社会資本整備総合交付金事業　市営住宅家原団地３号棟長寿命化工事　金抜設計書

工 事 番 号　2026079600

工　事　名　令和８年度　社会資本整備総合交付金事業　市営住宅家原団地３号棟長寿命化工事

施 工 場 所　加東市家原616番地2（市営住宅家原団地3号棟）

兵庫県　加東市

内訳			
	実施	今回変更	増減額
設計額 （内消費税額）	円 （　　円）	円 （　　円）	円 （　　円）
請負額 （内消費税額）	円 （　　円）	円 （　　円）	円 （　　円）

施工期限		
	実施	令和 9年 1月12日まで
	今回変更	

概要
浴室改修（ユニットバス・3点給湯化）等の工事

番号	名 称	内 容	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
	令和8年度 社会資本整備総合交付金事業 市営住宅家原団地3号棟長寿命化工事						
A	直接工事費		1.0	式			
	直接工事費 計						
B	共通費		1.0	式			
C	現場管理費		1.0	式			
D	一般管理費		1.0	式			
	諸経費 計						
	スクラップ控除		1.0	式			
	工 事 価 格		1.0	式			
	消費税相当額	10%	1.0	式			
	工 事 費 計		1.0	式			

番号	名 称	内 容	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
A	直接工事費						
Ⅰ	建築工事		1.0	式			
Ⅱ	電気設備工事		1.0	式			
Ⅲ	機械設備工事		1.0	式			
	合 計						
	改メ計						
B	共通費						
	共通費	積上共通仮設費共	1.0	式			
	合 計						
	改メ計						

番号	名 称	内 容	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
C	現場管理費						
	現場管理費		1.0	式			
	合 計						
	改メ計						
D	一般管理費						
	一般管理費		1.0	式			
	合 計						
	改メ計						

番号	名　称	内　容	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
E	スクラップ控除						
1	建築工事						
	ステンレス類		14.7	kg			
	合　計						
	改メ計						

工事名称　　令和８年度　社会資本整備総合交付金事業
　　市営住宅家原団地３号棟　長寿命化工事
工事場所　　加東市家原６１６番地２（市営住宅家原団地３号棟）

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
建築工事	1	式		
電気設備工事	1	式		
機械設備工事	1	式		
計				

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
３号棟	1	式		
計				

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
３号棟	1	式		
計				

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
3号棟	1	式		
計				

3号棟

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
直接仮設	1	式		
内装改修	1	式		
塗装改修	1	式		
環境配慮改修	1	式		
発生材処理	1	式		
計				

3号棟

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
電灯設備	1	式		
撤去工事	1	式		
発生材処理	1	式		
計				

3号棟

名　　称	数　　量	単位	金　　額	備　　考
撤去工事	1	式		
改修工事	1	式		
発生材処理	1	式		
計				

3号棟

科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設		1	式		
計					
内装改修	撤去	1	式		
内装改修	改修	1	式		
計					
塗装改修	改修	1	式		
計					
環境配慮改修	撤去	1	式		
計					
発生材処理	運搬	1	式		
発生材処理	処分	1	式		
計					

3号棟

科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
電灯設備	電灯コンセント	1	式		
計					
撤去工事		1	式		
計					
発生材処理		1	式		
計					

3号棟

科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
撤去工事	撤去工事	1	式		
計					
改修工事	衛生器具設備工事	1	式		
改修工事	給水設備工事	1	式		
改修工事	給湯設備工事	1	式		
改修工事	排水設備工事	1	式		
改修工事	ガス設備工事	1	式		
改修工事	換気設備工事	1	式		
計					
発生材処理		1	式		
計					

3号棟	直接仮設					
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
【足場費】						
くさび緊結足場 (手すり先行型)	存置4ヵ月程度 幅900　手摺先行型　高さ10m以下 基本料・賃料・掛け払い費とも 修理費含む ※外壁面に頭繋ぎを打つ際は集塵装置付き工具を使用しｱｽﾍﾞｽﾄの飛散防止を図ること	47.5	架㎡			
脚立足場	内部　存置1か月程度 基本料・賃料・掛け払い費とも 修理費含む	116	㎡			
脚立足場	外部　存置1か月程度 基本料・賃料・掛け払い費とも 修理費含む	9	㎡			
垂直養生	ﾒｯｼｭｼｰﾄ　存置4ヵ月程度 基本料・賃料・掛け払い費とも 修理費含む	15.6	㎡			
【養生費】						
墨出し(内部改修)	複合改修	73.2	㎡			
養生(内部改修)	複合改修	370	㎡			
整理清掃後片付け (内部改修)	複合改修	370	㎡			
ｱﾙﾐｻｯｼ清掃	両面	5.4	㎡			
計						

3号棟	内装改修			撤去		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
（床）						
ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ撤去	ｸｯｼｮﾝﾌﾛｱ t 2.　集積共	4.7	㎡			
床下地板撤去	ﾗﾜﾝ合板 t 12　集積共	4.7	㎡			
床組撤去	ﾕﾆｯﾄﾌﾛｱH250/360　集積共	4.7	㎡			
ｶｯﾀｰ入れ	仕上げ材	18.3	m			
（壁）						
木製幅木撤去	H=60程度　集積共	12	m			
壁木下地　撤去	集積共	29	㎡			
ｶｯﾀｰ入れ	仕上げ材	18.9	m			
SUS製手摺撤去	34φ　L350　集積共	9	か所			
（天井）						
天井材撤去	ｼｰｼﾞﾝｸﾞせっこうﾎﾞｰﾄﾞ　t 9.5 集積共	4.7	㎡			
廻縁撤去	塩ﾋﾞ製	18.3	m			
ｶｯﾀｰ入れ	仕上げ材	18.3	m			
（その他）						
化粧棚板撤去	t 30　380×380　集積共	6	か所			
化粧洗面台撤去	500×720×400　集積共	9	か所			
既設ﾕﾆｯﾄﾊﾞｽ撤去	UB1216　付属品含む　集積共	9	か所			
計						

3号棟	内装改修			改修		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
（床）						
ﾕﾆｯﾄﾌﾛｱ下地	H250,360	4.7	㎡			
床下地板張り	ﾗﾜﾝ合板（１種）ｔ12.0	4.7	㎡			
複層ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ	FS　ｔ2.5　無地	4.7	㎡			
（壁）						
軽量鉄骨壁下地	65形 下地張りなし @300	26.5	㎡			
軽量鉄骨壁 開口部補強	65形 扉等三方補強 900×2000㎜程度	9	か所			
天井　けい酸 ｶﾙｼｳﾑ板張り	ﾀｲﾌﾟ2(ﾉﾝｱｽ)0.8FK 厚 6 突付け	22.4	㎡			
木製幅木	H=60	8.4	m			
木製建具枠	75×25（UB扉）	43.4	m			
開口塞ぎ	ｔ5　400×500 ﾋﾞｽ留め、ｼｰﾙ処理とも	9	か所			
発泡ｳﾚﾀﾝ吹付	厚25　A種1H　開口塞ぎ裏	0.9	㎡			
（天井）						
天井木下地	野縁@455、野縁受け@900程度	4.7	㎡			
ｼｰｼﾞﾝｸﾞせっこう ﾎﾞｰﾄﾞ(GB-S)	厚 9.5 準不燃	4.7	㎡			
廻縁	塩ﾋﾞ製　ｺ型	18.3	m			
【ﾕﾆｯﾄ工事】						
洗面化粧台	※詳細は図面参照	9	か所			
ﾕﾆｯﾄﾊﾞｽ	UB1216 ※詳細は図面参照	9	か所			
化粧棚(1段)	380×380　化粧合板t=30 30×30受材共	6	か所			

3号棟	内装改修			改修		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
樹脂製手すり	I型　L=600mm T112C6/TOTO同等	18	か所			
【その他工事】						
ｷｯﾁﾝ脱着	流し台・ｺﾝﾛ台・給気台	9	か所			
ｷｯﾁﾝ既存水切 （再利用）	穴あけ2ヶ所、穴塞ぎ4ヶ所 （SUS製丸形プレート使用） 美装・コーキング打替　材工共	9	か所			
ｼｰﾘﾝｸﾞ	一般部 変成ｼﾘｺｰﾝ系(MS-2) 10×10 【ｷｯﾁﾝ廻りｺｰｷﾝｸﾞ打ち】	48.7	m			
木製押え縁	20×35	18.2	m			
壁　けい酸 カルシウム板張り	ﾀｲﾌﾟ2(ﾉﾝｱｽ)0.8FK 厚 6 鋼製、木、ﾎﾞｰﾄﾞ下地 突付け 【ｷｯﾁﾝ配管ﾊﾟｯｸ側面】	0.4	㎡			
洗濯ﾊﾟﾝ脱着		3	か所			
【外部工事】						
外壁ｺｱ抜き　50φ	ｱｽﾍﾞｽﾄ含有面 集塵装置使用・簡易養生共	27	か所			
外壁ｺｱ抜き　125φ	ｱｽﾍﾞｽﾄ含有面 集塵装置使用・簡易養生共	9	か所			
計						

3号棟	塗装改修			改修		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
SOP塗装	木部（木製幅木）細幅 工程B種(屋内) 素地A種	8.4	m			
SOP塗装	木部（木製建具枠）細幅 工程B種(屋内) 素地A種	43.4	m			
SOP塗装	木部（木製押え縁）細幅 工程B種(屋内) 素地A種	18.2	m			
EP塗装	けい酸ｶﾙｼｳﾑ板面 工程B種(見上) 素地B種	4.7	㎡			
計						

3号棟	環境配慮改修			撤去		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
【ｱｽﾍﾞｽﾄ含有材除去工事】						
（足場・養生費）						
脚立足場	内部　存置1か月程度 基本料・賃料・掛け払い費とも 修理費含む	24.5	㎡			
床養生	隔離ｼｰﾄ t 0.15㎜　二重貼り	42.1	㎡			
壁養生	隔離ｼｰﾄ t 0.08㎜	166	㎡			
天井養生	隔離ｼｰﾄ t 0.08㎜	42.1	㎡			
整理清掃後片付け		42.1	㎡			
（撤去費）						
飛散防止処理	【脱衣室　壁材】 粉塵飛散抑制剤吹付	24.3	㎡			
成形板除去	【脱衣室　壁材（珪酸ｶﾙｼｳﾑ板）】 作業ﾚﾍﾞﾙ3　手作業	24.3	㎡			
飛散防止処理	【ｷｯﾁﾝ袖壁】 粉塵飛散抑制剤吹付	0.4	㎡			
成形板除去	【ｷｯﾁﾝ袖壁（珪酸ｶﾙｼｳﾑ板）】 作業ﾚﾍﾞﾙ3　手作業	0.4	㎡			
撤去石綿処理	密封処理（二重梱包）	0.3	m3			
計						

3号棟	発生材処理			運搬		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
【積込・運搬費】						
とりこわし 発生材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　2t積級 人力積込　廃ﾌﾟﾗ類 DID区間有り　60.0km以下	0.2	m3			
とりこわし 発生材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　2t積級 人力積込　木材類 DID区間有り　60.0km以下	0.7	m3			
とりこわし 発生材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　2t積級 人力積込　石こうﾎﾞｰﾄﾞ類 DID区間有り　60.0km以下	0.1	m3			
とりこわし 発生材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　2t積級 人力積込　混合廃棄物 DID区間有り　60.0km以下	6.4	m3			
とりこわし 発生材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　2t積級 人力積込　ｱｽﾍﾞｽﾄ含有材 DID区間有り　60.0km以下	0.3	m3			
計						

3号棟	発生材処理			処分		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
発生材処分	廃ﾌﾟﾗ類	0.2	m3			
発生材処分	木材類	0.7	m3			
発生材処分	石こうﾎﾞｰﾄﾞ類	0.1	m3			
発生材処分	混合廃棄物	6.4	m3			
発生材処分	ｱｽﾍﾞｽﾄ含有材	0.3	m3			
計						

3号棟	電灯設備			電灯コンセント		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
ﾀﾝﾌﾞﾗｽｲｯﾁ (樹脂ﾌﾟﾚｰﾄ付)	1P 15A ×1　ﾈｰﾑ付 -　- 	3	個			
ﾀﾝﾌﾞﾗｽｲｯﾁ (樹脂ﾌﾟﾚｰﾄ付)	1P 15A ×1　ﾈｰﾑ付 PL ×1　- 	9	個			
ｺﾝｾﾝﾄ (樹脂ﾌﾟﾚｰﾄ付)	連用形2P15A×1 - 125V	9	個			
ｺﾝｾﾝﾄ (樹脂ﾌﾟﾚｰﾄ付)	連用形2P15A×1 (接地極 接地端子付 一体形) 125V	9	個			
ケーブル		1	式			別紙 00-0001
電線管		1	式			別紙 00-0002
ボックス類		1	式			別紙 00-0003
はつり工事		1	式			別紙 00-0004
計						

3号棟	撤去工事					
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
白熱灯器具 撤去	ﾌﾞﾗｹｯﾄﾗｲﾄ　再使用しない	9	個			
600V絶縁ｹｰﾌﾞﾙ 撤去	1.6mm- 2C ﾋﾟｯﾄ・天井 再使用しない	35	m			
ﾀﾝﾌﾞﾗｽｲｯﾁ (樹脂ﾌﾟﾚｰﾄ付) 撤去	1P 15A ×1　ﾈｰﾑ無 再使用しない	6	個			
ﾀﾝﾌﾞﾗｽｲｯﾁ (樹脂ﾌﾟﾚｰﾄ付) 撤去	1P 15A ×2　ﾈｰﾑ無 再使用しない	3	個			
計						

3号棟	発生材処理					
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
発生材積込み	混合廃棄物　人力	1	式			
撤去材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　4t積級 ﾊﾞｯｸﾎｳ0.28m3 混合廃棄物 DID区間有り 60.0km以下	1	式			
発生材処分	混合廃棄物　0.16m3	1	式			
計						

3号棟	撤去工事			撤去工事		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
ﾊﾞﾗﾝｽ釜 (撤去)	排気共	9	組			
ﾊﾞﾗﾝｽ釜ｺｯｸ (撤去)	156-635	9	組			
浴槽排水金物 (撤去)	T5A-50	9	個			
ｶﾞｽｺｯｸ (撤去)	1口	27	個			
ｷｯﾁﾝ用水栓 (撤去)	T-131S13	9	個			
止水栓 (撤去)	T4A	9	個			
5号給湯器 (撤去)		9	台			
硬質塩化ﾋﾞﾆﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 (撤去)	屋内一般　SGP-VA　20	9	m			
硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管 (撤去)	屋内一般　VP　50	5	m			
配管用炭素鋼鋼管 (撤去)	屋内一般　SGP　20	32	m			
計						

3号棟	改修工事			衛生器具設備工事		
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
屋外型ｶﾞｽ給湯器	20号型ｶﾞｽ給湯器(BL認定品)(36,000 kcal/h相当)付属品：台所・浴室ﾘﾓｺﾝ、ﾘﾓｺﾝｺｰﾄﾞ15m、配管ｶﾊﾞｰ(H650)	9	台			
ｷｯﾁﾝ用水栓	TKS05313J	9	個			
衛生機器・器具据付		1	式			別紙 00-0005
ﾘﾓｺﾝ設置工事		1	式			別紙 00-0006
計						

3号棟	改修工事				給水設備工事	
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管	屋内一般　13A	11	m			
架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管	屋内一般　20A	32	m			
架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管	屋外露出　20A	9	m			
ﾌﾚｷ継手	15A-150L	9	本			
CV付ﾎﾞｰﾙ弁	15A	9	個			
給水管接続	13A　UB給水管	9	か所			
給水管接続	20A	27	か所			
機械はつり(ﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞｶｯﾀｰによる配管用貫通口)	250mm程度　50mm	9	か所			
保温工事		1	式			別紙 00-0007
計						

3号棟	改修工事				給湯設備工事	
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管	屋内一般　13A	61	m			
架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管	屋内一般　16A	46	m			
架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管	屋内一般　20A	36	m			
架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管	屋外露出　20A	9	m			
ﾌﾚｷ継手	15A-150L	9	本			
給水管接続	13A　UB給水管	9	か所			
機械はつり(ﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞｶｯﾀｰによる配管用貫通口)	100～150mm　50mm　洗面台側面	9	か所			
機械はつり(ﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞｶｯﾀｰによる配管用貫通口)	100～150mm　50mm	18	か所			
機械はつり(ﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞｶｯﾀｰによる配管用貫通口)	250mm程度　50mm	12	か所			
配管ﾓｰﾙ部材	給湯	1	式			別紙 00-0008
保温工事		1	式			別紙 00-0009
計						

3号棟	改修工事				排水設備工事	
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
排水・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(VP)改修	屋内一般　40A	12	m			
排水・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(VP)改修	屋内一般　50A	27	m			
排水管接続	40A	10	か所			
排水管接続	50A　UB給水管	20	か所			
排水管接続	50A	10	か所			
計						

3号棟	改修工事			ガス設備工事		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
ﾌﾟﾛﾊﾟﾝ・配管用 炭素鋼鋼管(白) 改修	ねじ接合　屋内一般 20A	28	m			
2口ｶﾞｽｺｯｸ		9	個			
ｶﾞｽｺｯｸ	15A	9	個			
金属ﾌﾚｷ管	15A-150L	9	個			
ｶﾞｽ管接続	20A	9	個			
ｶﾞｽ管切断	20A	9	個			
機械はつり(ﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞｶｯﾀｰによる 配管用貫通口)	250mm程度　50mm	9	か所			
計						

3号棟	改修工事			換気設備工事		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
通気・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(VP)改修	屋内一般　100A	10	m			
SUS製深型ﾌｰﾄﾞ	φ100	9	個			
機械はつり(ﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞｶｯﾀｰによる配管用貫通口)	250mm程度　125mm	9	か所			
機器接続	φ100　UB換気扇	9	か所			
計						

3号棟	発生材処理					
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
発生材積込	廃ﾌﾟﾗ　0.03m3 金属くず類　0.36m3 人力	1	式			
撤去材運搬	ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸ　2t積級 人力積込　金属くず類　0.39m3 DID区間有り　60.0km以下	1	式			
発生材処分	廃ﾌﾟﾗ　0.01ｔ 金属くず類　0.41ｔ	1	式			
計						

3号棟	電灯設備			電灯コンセント		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
ケーブル		1	式			別紙 00-0001
EM-EEFｹｰﾌﾞﾙ	1.6mm- 3C ﾋﾟｯﾄ・天井	88	m			
計						
電線管		1	式			別紙 00-0002
耐衝撃性 硬質ﾋﾞﾆﾙ管(HIVE)	(16) 露出	7	m			
樹脂製 丸形露出ﾎﾞｯｸｽ	16 1方出	9	個			
樹脂製 露出ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ	16 1個用1方出	9	個			
計						
ボックス類		1	式			別紙 00-0003
合成樹脂製 ｱｳﾄﾚｯﾄﾎﾞｯｸｽ(ｶﾊﾞｰ付)(基準単価)	中四角 浅型　　D44	15	個			
樹脂製 露出ｽｲｯﾁﾎﾞｯｸｽ	樹脂製１個用	3	個			
計						
はつり工事		1	式			別紙 00-0004
機械はつり(ﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞｶｯﾀｰによる配管用貫通口)	200mm程度　32mm	9	か所			
計						

3号棟	改修工事				衛生器具設備工事	
名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
衛生機器・器具据付		1	式			別紙 00-0005
瞬間湯沸器　据付	給湯専用壁掛形 20号	9	台			
混合水栓　取付	13A	9	個			
計						
ﾘﾓｺﾝ設置工事		1	式			別紙 00-0006
ﾘﾓｺﾝ　据付	台所ﾘﾓｺﾝ	9	個			
ﾘﾓｺﾝ　据付	浴室ﾘﾓｺﾝ	9	個			
ﾘﾓｺﾝ制御線　据付	1ヶ所15m	18	か所			
計						

3号棟	改修工事			給水設備工事		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
保温工事		1	式			別紙 00-0007
給水管 保温	ｸﾞﾗｽｳｰﾙ 天井内,ﾊﾟｲﾌﾟｼｬﾌﾄ内 ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 15A	11	m			
給水管 保温	ｸﾞﾗｽｳｰﾙ 天井内,ﾊﾟｲﾌﾟｼｬﾌﾄ内 ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 20A	32	m			
給水管 保温	ｸﾞﾗｽｳｰﾙ 屋外露出,浴室 ｽﾃﾝﾚｽ鋼板 20A	9	m			
計						

3号棟	改修工事			給湯設備工事		
名　称	摘　要	数　量	単位	単　価	金　額	備　考
配管ﾓｰﾙ部材	給湯	1	式			別紙 00-0008
配管ﾓｰﾙ	本館　20	62	m			
配管ﾓｰﾙ	曲ｶﾞﾘ　13	3	個			
配管ﾓｰﾙ	曲ｶﾞﾘ　20	24	個			
配管ﾓｰﾙ	入ｽﾞﾐ　13	6	個			
配管ﾓｰﾙ	入ｽﾞﾐ　20	18	個			
配管ﾓｰﾙ	出ｽﾞﾐ　20	3	個			
配管ﾓｰﾙ	ﾁｰｽﾞ　20×13	9	個			
配管ﾓｰﾙ	壁ｶﾊﾞｰ　20	12	個			
配管ﾓｰﾙ	ｷｬｯﾌﾟ　13	18	個			
配管ﾓｰﾙ	ｷｬｯﾌﾟ　20	15	個			
配管ﾓｰﾙ	ｿｹｯﾄ　20×13	9	個			
計						
保温工事		1	式			別紙 00-0009
給湯管　保温	ｸﾞﾗｽｳｰﾙ 天井内,ﾊﾟｲﾌﾟｼｬﾌﾄ内 ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 15A	28	m			
給湯管　保温	ｸﾞﾗｽｳｰﾙ 天井内,ﾊﾟｲﾌﾟｼｬﾌﾄ内 ｱﾙﾐｶﾞﾗｽｸﾛｽ 20A	35	m			
計						

名　　称	摘　　要	数　量	単位	単　価	金　　額	備　　考
交通誘導警備員		2	人			
ｶﾞｰﾄﾞﾌｪﾝｽ	H=1,800　存置4.0ヵ月	35	m			
ｱｽﾍﾞｽﾄ含有調査	定性分析 【対象は特記仕様書参照】 ※含有が確認された場合は定量分析も実施すること	4	検体			
計						

令和８年度　社会資本整備総合交付金事業
市営住宅家原団地３号棟長寿命化工事仕様書

目　次

１．工事名等　P. 3

２．工事内容　P. 3

３．共通事項　P. 3

４．仮設工事　P. 13

５．内装改修工事　P. 15

６．塗装改修工事　P. 27

７．石綿含有建材除去工事　P. 36

８．電気設備改修工事　P. 42

９．機械設備改修工事　P. 46

１０．提出書類一覧表　P. 51

１１．加東市週休２日制工事特記仕様書　P. 52

[別紙 1]週休２日制度における労務費補正　P. 55

[別紙 2]工事看板例　P. 58

１２．公共建築工事共通費積算基準特記仕様書　P. 59

令和８年度　社会資本整備総合交付金事業
市営住宅家原団地３号棟長寿命化工事　仕様書

１．工事名等

工事番号　　2026079600
工事名称　　令和８年度　社会資本整備交付金事業
　　市営住宅家原団地３号棟長寿命化工事
工事場所　　加東市家原６１６番地２（市営住宅家原団地３号棟）
工　　期　　契約締結日の翌日から令和９年１月１２日まで

２．工事内容

（１）対象建物

３号棟　RC 造４階建　アスファルトシングル葺　延べ床面積　６１０．０㎡
上記建物の長寿命化工事を行う。

（２）週休２日制工事

本工事は、発注者指定方式による週休２日制対象工事である。週休２日制工事を実施するに当たり、本仕様書「１１．加東市週休２日制工事特記仕様書」に基づいて、工事全体の施工及び工程計画を十分考慮し、週休２日が達成できるようにする。

３．共通事項

（１）契約

工事契約は、加東市工事請負契約約款による。

（２）契約不適合責任期間

工事一般　加東市へ引き渡した日より、２年。

（３）現場代理人及び主任（監理）技術者の設置

受注者は建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 19 条の２に基づき、本工事における現場代理人を決め、現場代理人届を提出する。また、同法第 26 条に定める主任技術者及び監理技術者についての資格を証明する資料を提出する。

（４）適用範囲

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）（以下「改修標準仕様書」という。）は、建築物等の模様替及び修繕（以下「改修」という。）に係る建築工事に適用する。

（５）受注者は、設計図書（別冊の図面、改修標準仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、責任をもって履行する。

（６）優先順位

全ての設計図書は、相互に補完する。但し、設計図書間に相違がある場合の適用の優先順位は次の通りとする。

（ア）質問回答書（（イ）～（オ）までに対するもの）
（イ）現場説明書
（ウ）特記仕様書
（エ）別冊の図面（設計図）
（オ）改修標準仕様書

（７）用語の定義

（ア）「監督職員」とは、契約書に基づく監督職員、監督員又は監督官をいう。

（イ）「受注者等」とは、当該工事請負契約の受注者又は契約書に基づく現場代理人をいう。

（ウ）「基本要求品質」とは、工事目的物の引渡しに際し、施工の各段階における完成状態が有している品質をいう。

（エ）「品質計画」とは、設計図書で要求された品質を満たすために、受注者等が工事における使用予定の材料、仕上げの程度、性能、精度等の目標、品質管理及び体制について具体的に示すことをいう。

（オ）「品質管理」とは、品質計画における目標を施工段階で実現するために行う管理の項目、方法等をいう。

（カ）「工事関係図書」とは、実施工程表、施工計画書、施工図等、工事写真その他これらに類する施工、試験等の報告及び記録に関する図書をいう。

（キ）「施工図等」とは、施工図、現寸図、工作図、製作図その他これらに類するもので、契約書に基づく工事の施工のための詳細図等をいう。

（ク）「工事検査」とは、契約書に基づく工事の完成の確認、部分払いの請求に係る出来形部分等の確認及び部分引渡しの指定部分に係る工事の完成の確認をするために発注者又は検査職員が行う検査をいう。

（ケ）「技術検査」とは、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）に基づき、工事中及び完成時の施工状況の確認並びに評価をするために、発注者又は検査職員が行う検査をいう。

（８）官公署その他への届出手続等

① 工事の着手、施工及び完成に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。

② ①に規定する届出手続に要する費用は受注者の負担とする。

③ 届出内容について、あらかじめ監督職員に報告する。

④ 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材、労務等を提供する。

⑤ 排煙設備、消火設備等の防災設備の改修を行う場合は、改修期間、改修範囲、改修内容等を事前に関係官公署と協議する。なお、機能の停止ができない場合は、監督職員と協議する。

（９）工事実績情報システム（CORINS）への登録

① 工事実績情報システム（CORINS）への登録が特記された場合は、登録内容について、あらかじめ監督職員の確認を受けた後、次に示す期間内に登録機関へ登録申請を行う。但し、期間には、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）に定める行政機関の休日は含まない。

⑴ 工事受注時　　契約締結後 10 日以内

⑵ 登録内容の変更時　配置技術者の変更又は変更契約締結後 10 日以内

⑶ 工事完成時　　工事完成後 10 日以内

② 登録後は、登録されたことを証明する資料を監督職員に提出する。なお、変更時と工事完成時の間が 10 日に満たない場合は、変更時の登録されたことを証明する資料の提出を省略できる。

（10）関連工事等の調整

契約書に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事（以

下「関連工事等」という。）について、監督職員の調整に協力し、当該工事関係者と共に、工事全体の円滑な施工に努める。

（11）疑義に対する協議等

① 設計図書に定められた内容に疑義が生じた場合又は現場の納まり、取合い等の関係で、設計図書によることが困難若しくは不都合が生じた場合又は設計図書に記載されていない見え隠れ部分に不具合が認められた場合は、監督職員と協議する。

② ①の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、本仕様書「３.共通事項（22）設計変更」を適用する。

③ ①の協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更に至らない事項について、記録を整備する。

（12）工事の一時中止に係る事項

次の⑴～⑸までのいずれかに該当し、工事の一時中止が必要となった場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。

⑴ 埋蔵文化財調査の遅延又は埋蔵文化財が新たに発見された場合

⑵ 関連工事等の進捗が遅れた場合

⑶ 工事の着手後、周辺環境問題等が発生した場合

⑷ 第三者又は工事関係者の安全を確保する場合

⑸ 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象で、受注者の責めに帰すことが出来ない事由により、工事目的物等に損害を生じた場合又は工事現場の状態が変動した場合

（13）工期の変更に係る事項等

① 次のいずれかに該当し、全体工程に影響を及ぼす場合は、監督職員に報告する。

⑴ 設計図書の訂正又は変更による場合

⑵ 工事の全部又は一部の施工の一時中止による場合

⑶ 著しい悪天候や気象状況により作業不能日が多く発生した場合

⑷ 資機材、労務の需給環境の変化が生じた場合

⑸ 関連工事等の調整への協力による場合

⑹ その他受注者の責めに帰すことが出来ない事由が生じた場合

② 契約書に基づく工期の変更についての発注者との協議に当たり、協議の対象となる事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他の協議に必要な資料を、あらかじめ監督職員に提出する。なお、提出に当たっては、協議に必要な資料が、①により報告した書面と同一の場合は、①の書面に代えることが出来る。

（14）埋蔵文化財その他の物件

工事の施工に当たり、埋蔵文化財その他の物件を発見した場合は、直ちにその状況を監督職員に報告する。その後の措置については、監督職員の指示に従う。なお、工事に関連した埋蔵文化財その他の物件の発見に係る権利は、発注者に帰属する。

（15）関係法令等の遵守

工事の施工に当たり、関係法令等に基づき、工事の円滑な進行を図る。

（16）近隣対策等

① 工事着手前に、地元関係者（地元自治振興会長、地元自治会長、地元地区長、周辺住民、隣接地地権者、車両通行敷地所有者等）等に工事内容の説明や協力依頼等の連絡調整を行うこと。

② 工事に伴う近隣住民との紛争又は工事に起因して発生した近隣建物・樹木・その

他への被害及び苦情等は、受注者の責任において、誠意をもって解決すること。また、その経過について記録し、遅滞なく監督職員に書面で報告すること。

（17）実施工程表

① 工事の着手に先立ち、実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。

② 実施工程表の作成に当たり、関連工事等の関係者と調整の上、十分検討する。

③ 契約書に基づく条件変更等により、実施工程表を変更する必要が生じた場合は、施工等に支障がないよう実施工程表を直ちに変更し、当該部分の施工に先立ち、監督職員の承諾を受ける。

④ ③によるほか、実施工程表の内容を変更する必要が生じた場合は、監督職員に報告すると共に、施工等に支障がないように適切な措置を講ずる。

⑤ 監督職員の指示を受けた場合は、実施工程表の補足として、週間工程表、月間工程表、工種別工程表等を作成し、監督職員に提出する。

（18）施工計画書

① 工事の着手に先立ち、工事全般に関する総合的な計画をまとめた施工計画書（総合施工計画書）を作成し、監督職員に提出する。

② 施工計画書の作成に当たり、関連工事等の関係者と調整の上、十分検討する。

③ 品質計画、施工の具体的な計画並びに一工程の施工の確認内容及びその確認を行う段階を定めた施工計画書（工種別施工計画書）を、工事の施工に先立ち作成し、監督職員に提出する。但し、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

④ ①及び③の施工計画書のうち、品質計画に係る部分については、監督職員の承諾を受ける。また、品質計画に係る部分について変更が生じる場合は、監督職員の承諾を受ける。

⑤ 施工計画書の内容を変更する必要が生じた場合は、監督職員に報告すると共に、施工等に支障がないように適切な措置を講ずる。

（19）施工図等

① 施工図等を工事の施工に先立ち作成し、監督職員の承諾を受ける。但し、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

② 施工図等の作成に当たり、関係工事等との納まり等について、当該工事関係者と調整の上、十分検討する。

③ 施工図等の内容を変更する必要が生じた場合は、監督職員に報告すると共に、施工等に支障がないように適切な措置を講じ、監督職員の承諾を受ける。

（20）工事の記録等

① 契約書に基づく履行報告に当たり、報告書に用いる書式等は、特記による。特記がなければＡ４判を基本とする。

② 監督職員が指示した事項及び監督職員と協議した結果について、記録を整備する。

③ 工事の施工に当たり、試験を行った場合は、直ちに記録を作成する。

④ 次の⑴から⑷までのいずれかに該当する場合は、施工の記録、工事写真（工事前・工事中・工事後）、見本等を整備する。

⑴ 設計図書に定められた施工の確認を行った場合

⑵ 工事の進捗により隠ぺい状態になる等、後日の目視による検査が不可能又は容易でない部分の施工を行う場合

⑶ 一工程の施工を完了した場合

⑷ 適切な施工であることの証明を監督職員から指示された場合

⑤　②から④までの記録等について、監督職員より請求された時は、提示又は提出する。

⑥　工事完了時には、施工箇所全ての工事写真（工事前・工事中・工事後）をアルバムに整理し、提出する。

（21）材料機器承認願い

設計図書に定める使用材料等のカタログ、見本を提示すること。また、材料及び機器の承認願いを事前に提出し、設計書に記載されている品質及び性能と同等品以上であることの確認を受け、監督職員の承諾を受けること。工事完了時までに、各材料（缶など）の設計数量と実数量が分かる書類（納品書・写真など）を提出すること。

（22）設計変更

工事着手後、設計変更が生じた時は、変更契約書に基づき、監督職員と打合せの上、変更工事に着手すること。なお、設計変更が生じたことにより工事請負金額の変更を行う場合は、各工事とも契約時の設計単価及び経費率により、設計金額に落札率を乗じて請負金額の増減を行う。但し、現場での納まり、取合い等の関係で軽微な変更を行う場合は、請負金額の増減は行わない。

（23）施工管理

①　設計図書に適合する工事目的物を完成させるために、施工管理体制を確立し、品質、工程、安全等の施工管理を行う。

②　工事の施工に携わる下請負人に、工事関係図書及び監督職員の指示の内容を周知徹底する。

（24）施工条件

①　施工日及び施工時間は次による。

⑴　現場での施工時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までを基本とし、これを変更する必要がある場合、又は、休日及び夜間に施工する場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。

⑵　騒音が発生する工事、又は、施設利用上支障となる工事がある場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。

②　施工現場内での、全ての現場監督及び作業員（下請け業者含む）は、必ず名札を着用する。

③　施工順序に制約がある場合は、特記による。特記がなければ、監督職員と協議し、指示を受ける。

④　工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所は、特記による。特記がなければ、監督職員と協議し、指示を受ける。

（25）施工管理技術者

①　施工監理技術者は、工事に相応した能力を有する者とし、工事の施工、製作等に係る指導及び品質管理を行う。品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。

②　施工管理技術者の資格等の能力を証明する資料を、監督職員に提出する。

（26）技能士

①　技能士は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）による一級技能士又は単一等級の資格を有する技能士をいい、適用する技能検定の職種及び作業の種別は、特記による。

②　技能士は、適用する工事作業中、1 名以上の者が自ら作業すると共に、他の作業従事者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行う。

② 技能士の資格を証明する資料を、監督職員に提出する。

(27) 技能資格者

① 技能資格者は、工事に相応した能力を有する者とする。

② 技能資格者の資格等の能力を証明する資料を、監督職員に提出する。

(28) 電気保安技術者

① 電気保安技術者は次により、配置は特記による。

⑴ 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。

⑵ 一般用電気工作物に係る工事の電気主任技術者は、第一種電気工事士又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。

② 電気保安技術者の資格等を証明する資料を提出し、監督職員の承諾を受ける。

③ 電気保安技術者は、監督職員の指示に従い、電気工作物の保安業務を行う。

(29) 工事用電力設備の保安責任者

① 工事用電力設備の保安責任者を定め、監督職員に報告する。

② 保安責任者は、関係法令に基づき、適切な保安業務を行う。

(30) 工程会議及び立会い

受注者は、工事中における定期的な工程会議を２～３週間に１回開催する。また、必要が生じた時には、その都度開催する。その際、現場代理人及び関係者は必ず出席する。さらに、現場において、工程及び施工上打合せが必要な時は、その前日までに監督職員に対して立会いの請求を行い、立会いの日時については、監督職員の指示を受ける。

(31) 打合せ及び記録

工事着手時､工事中における工程会議及びその他打合せ必要時に行った打合せ内容を、速やかに「打合せ記録簿（Ａ４版）」として書面で整理し、その都度、監督職員に提出する。

(32) 告知義務

設計図書に定められた内容に従って施工した場合、後日、工事目的物の種類又は品質に関して、契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という）になると、予期したる時は、直ちに、監督職員に書面で報告しなければならない。

(33) 品質管理

① 「(18) 施工計画書③」による品質計画に基づき、適切な時期に、必要な品質管理を行う。

② 必要に応じて、監督職員の検査を受ける。

③ 品質管理の結果、疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。

(34) 施工中の安全確保

① 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、その他関連法令等に基づくほか、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）（令和元年 9 月 2 日付け国土交通省告示第 496 号）及び建築工事安全施工技術指針（平成 7 年 5 月 25 日付け建設省営監発第 13 号）を踏まえ、常に工事の安全に留意し、施工に伴う災害及び事故の防止に努めること。

② 同一場所にて関連工事等が行われる場所で、監督職員から労働安全衛生法に基づく指名を受けた時は、同法に基づく必要な措置を講ずる。

③ 気象予報、警報等について、常に注意を払い、災害の予防に努める。

④　工事の施工に当たり、工事個所並びにその周辺にある地上及び地下の既設構造物、既設配管等に対して、支障をきたさないよう、施工方法等を定める。但し、これにより難い場合は、監督職員と協議する。

⑤　工事の施工に当たり、近隣等との折衝は次による。また、その経過について記録し、監督職員に報告する。

⑴　地域住民等と工事の施工上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を監督職員に報告する。

⑵　工事に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応する。但し、緊急を要しない場合は、あらかじめその概要を監督職員に報告の上、対応を行う。

（35）施工中の環境保全等

①　建築基準法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号。以下「建設リサイクル法」という。）、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第第 48 号。以下「資源有効利用促進法」という。）、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱（平成 5 年 1 月 12 日付け建設省経建発第 3 号）を踏まえ、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉じん、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺の環境保全に努める。

②　仕上塗料、塗料、シーリング材、接着剤その他の化学製品の取扱いに当たり、当該製品の製造所が作成した JIS Z 7253（GHS に基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル、作業場内の表示及び安全データーシート（SDS））による安全データーシート（SDS）を常備し、記載内容の周知徹底を図るため、ラベル等により取り扱う化学品の情報を作業場内に表示し、作業者の健康、安全の確保及び環境保全に努める。

③　工事期間中は、作業環境の改善、工事現場の美化等に努める。

（36）環境への配慮

①　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）に基づき、環境負荷を低減できる材料の選定に努める。

②　使用する材料は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響への影響に配慮し、かつ、石綿を含有しないものとする。

（37）シンナー等有機溶剤の保管管理

トルエン、酢酸エチル又はメタノールを含有するシンナー、接着剤、塗料及びシーリング材の保管は、盗難防止に留意し、厳重に保管すること。なお、盗難にあった場合は、直ちに監督職員に届け出ること。

（38）ホルムアルデヒド放散量について

ＪＩＳ等により、放散量の区分規定がある材料（下地の材料共）を使用する場合は、Ｆ☆☆☆☆を使用すること。

（39）火気の取り扱い

建築物内での施工に当たり、火気は使用しない。但し、やむを得ず、火気を使用する場合又は作業で火花等が発生する場合は、火気の取扱い、火花等の飛散に十分注意するとともに、次に示す火災防止の措置を講ずる。

⑴　使用する火気に適した種類及び容量の消火器等を設置する。

⑵　火気の使用箇所付近に可燃性のあるもの及び危険性のあるものを置かない。

⑶　火気の使用箇所付近には、防炎シート等による養生及び火花の飛散防止措置を講じる。

⑷　作業終了後は、十分に点検を行い、異常のないことを確認する。

（40）交通安全管理

工事材料、土砂等の搬送計画及び通行経路の選定その他車両の通行に関する事項について、関係機関と調整の上、交通安全の確保に努める。

（41）災害等対策

災害等を予期したる場合は、速やかに防衛対策を講じる。また、災害及び事故等が発生した場合は、人命の安全確保をすべてに優先させると共に、二次災害が発生しないよう工事現場の安全確保に努め、直ちにその経緯を監督職員に報告する。

（42）火災保険等

①　受注者は、受注者の負担で工事目的物及び工事材料（支給材料含む）等について、次の保険に付すこと。なお、保険期間については、工事期限に 14 日を加えたものとする。但し、工期延長が生じた場合は、監督職員と協議する。

⑴　火災保険

⑵　履行保証保険

⑶　建設工事保険

②　工事の施工に当たっては、安全管理に努めると共に、万一に備え、第三者に対する「損害賠償保険」等に積極的に加入するよう努める。

③　①、②の規定により、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに、監督職員に提出する。

（43）石綿含有建材の事前調査

あらかじめ関係法令に基づき、次により、石綿含有建材の事前調査を行う。

⑴　調査範囲、既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書の貸与等は、特記による。

⑵　事前調査は、既存の設計図書、石綿含有建材の調査報告書等の書面調査及び現地での目視調査により確認し、調査結果を取りまとめ、監督職員に提出するとともにその写しを工事の現場に備え置く。また、関係法令に基づき、官公署へ報告を行う。

⑶　分析調査を行う場合は「建材中の石綿含有率の分析方法について」（平成 18 年 8 月 21 日基発第 0821002 号、最終改正　令和 3 年 12 月 22 日基発 1222 第 17 号）に基づき、定性分析又は定量分析を行うこととし、適用は特記による。

⑷　⑵、⑶の事前調査及び分析調査は、それぞれ厚生労働大臣が定めるものが行う。

⑸　調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。

（44）施工調査

①　施工計画調査

工事の着手に先立ち、施工計画作成のための調査を行う。

② 施工数量調査

（ア）施工に先立ち、施工数量調査を行う。調査範囲及び調査方法は、特記による。

（イ）調査の結果を監督職員に報告し、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。

③ 調査のための破壊部分の補修

施工数量調査で、既存部分の破壊を行った場合の補修方法は、特記による。

（45）施工

① 施工

（ア）施工は、設計図書、実施工程表、施工計画書、施工図等に基づき、行う。

（イ）関連する設備工事等でコンクリート打込み等により、隠ぺい状態となる場合は、当該関連工事等の施工の検査が完了するまで、当該部分の施工を行わない。但し、監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

② 施工の立会い

（ア）設計図書に定められた場合又は監督職員の指示を受けた場合の施工は、監督職員の立会いを受ける。

（イ）監督職員の立会いに必要な資機材、労務等を提供する。

③ 工法等の提案

設計図書に定められた工法等以外について、次の提案がある場合は、監督職員と協議する。

⑴ 所定の品質及び性能の確保が可能な工法等の提案

⑵ 環境保全に有効な工法等の提案

⑶ 生産性向上に有効な工法等

（46）石綿含有建材等の有害物質を含む材料の処理

改修部に石綿含有建材等の有害物質を含む材料の使用が確認され、除去工事を行う場合は、本仕様書の「７．【石綿含有建材除去工事】特記事項」による。

（47）産業廃棄物の処理等

建設廃材等の産業廃棄物が発生する時は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）」（以下「廃棄物処理法」という。）、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、宅地造成及び特定盛土等規制法その他関係法令等に基づくほか、建設副産物適正処理推進要綱を踏まえ、適切に処理する。また、工事完了後竣工書類の一部として、建設廃棄物処理委託契約書、マニフェスト票（Ｄ票、Ｅ票）の写し及び処分した廃棄物の種類・廃棄量の分かる書類と共に提出する。

（48）化学物質の濃度測定

① 建築物の室内空気中に含まれる化学物質の濃度測定の実施は、特記による。

② 測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定個所数は、特記による。

③ 測定結果は、監督職員に提出する。

（49）仕様書に記載されていない項目について

本仕様書に記載されていない項目については、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」（最新版）を適用する。

（50）完成検査

① 完成検査は、監督職員と事前に打ち合わせの上、日時を決定し、検査職員による完成検査を受ける。

② 受注者は、検査職員の完成検査を受ける前に、受注者（施工業者）による自主検査行うこと。その後、工事監理者による監理者検査を受け、その結果を報告書として提出する。

③ 完成検査は、「工事検査」及び「技術検査」を行う。検査職員による完成検査までに、監督職員が指示する竣工書類一式をそろえ、まず、工事監理者による検査を受け、工事監理者の検査確認印をもらう。

④ 検査職員による完成検査時には、工事監理者の検査確認印受領後の竣工書類一式を、発注者に提出する。

（51）完成図等

① 完成時の提出図書

工事完成時の提出図書は、特記による。特記がなければ、「②完成図」及び「③保全に関する資料」による。

② 完成図

完成図は、工事完成時における建物の状態を表現し、種類及び記入内容は、特記による。特記はなければ、改修標準仕様書[表 1.9.1（完成図の種類及び記入内容）]のうち監督職員の指示するものとする。

③ 保全に関する資料

（ア）保全に関する資料は、次による。

⑴ 建築物等の利用に関する説明書

⑵ 機器取扱説明書

⑶ 機器性能試験成績表

⑷ 官公署届出書類

⑸ 総合試運転報告書

（イ）（ア）の資料の作成に当たり、監督職員と記載事項に関する協議を行う。

４．【仮設工事】特記事項

（１）一般事項

建築物を改修するために必要な仮設工事に適用する。

（２）仮設材料

仮設に使用する材料は、適切な性能を有するものとし、新品に限らない。

（３）騒音・粉じん等の対策

①　騒音・粉じん等の対策は次の（ア）又は（イ）により、適用は特記による。なお、シート類は、防炎処理されたものとする。

（ア）防音パネルは、隙間なく取り付ける。

（イ）防音シートは、重ねと結束を十分に施し、隙間なく取り付ける。

②　防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲等は、特記による。足場等は、防音パネル等の取付に適した材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。

③　ブレーカー、穿孔機、圧砕機等による粉じん発生部には、飛散防止対策を行う。

（４）足場等

①　足場、作業構台、仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事等編）その他関係法令等に基づき、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理を行う。

②　外部足場、防護シート等

（ア）外部足場、防護シート等の設置及び範囲は、特記による。

（イ）足場を設ける場合には、「「手すり先行工法等に関するガイドライン」について」（厚生労働省令和５年 12 月 26 日）の「（別紙）手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づき、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床について手すり、中桟及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。

（ウ）外部足場の壁つなぎ材の施工は、撤去後の補修が少ない位置とし、壁つなぎ材を撤去した後、現状に復旧する。

③　内部足場の設置は、特記による。特記がなければ、脚立、足場板等による。

④　材料、撤去材等の運搬方法は改修標準仕様書[表 2.2.1（材料、撤去材等の運搬方法）]により、種別は特記による。

⑤　屋根工事及び小屋組の建方工事における墜落事故防止対策は、JIS A 8971（屋根工事用足場及び施工方法）の施工標準に基づく足場及び装備機材を設置する。

⑥　定置する足場、作業構台等は、関連工事等の関係者に無償で使用させる。

（５）養生

①　既存部分の養生

（ア）既存部分の養生は、特記による。特記がなければ、ビニルシート、合板等の適切な方法で養生を行う。

（イ）仮設間仕切り等により施工作業範囲が定められた場合は、施工作業範囲外に塵埃等が飛散しないよう養生する。

（ウ）既存部分における既存家具、既存設備等の養生方法は、特記による。特記がなければ、監督職員の承諾を受けて、ビニルシート等で養生を行う。

（エ）工事施工に際し、既存ブラインド、カーテン等の養生方法、保管場所等は、特記による。

（オ）固定された備品、机・ロッカー等の移動は、特記による。

（カ）改修標準仕様書[表 2.2.1]の種別 C 種（既存エレベーターによる）又は D 種

（既存階段による）の場合は、搬入経路と共に当該部分をビニルシート、合板等で適切な養生を行う。

（キ）天候の急変のおそれのある時は、漏水等に対する適切な養生を行い、監督職員に報告する。

（ク）下階に漏水等のおそれある工事を行うときは、監督職員と協議する。

② 仮設間仕切り

（ア）屋内に仮設間仕切りを設ける場合、設置箇所及び改修標準仕様書[表 2.3.1（仮設間仕切り）]による種別は、特記による。特記がなければ、種別はＣ種とする。なお、Ａ種及びＢ種の場合、合板の材種及び石こうボードの種類並びに厚さは、特記による。特記がなければ、合板の厚さは９㎜、石こうボードの厚さは 9.5 ㎜とする。また、塗装等の仕上げを行う場合は、特記による。

（イ）仮設扉の設置箇所及び仕様は、特記による。特記がなければ、仕様は、合板張り木製扉程度とする。

（６）仮設物

① 監督職員事務所等

（ア）監督職員事務所の設置、規模及び仕上の程度は、特記による。

（イ）監督職員事務所の設備、備品等

⑴ 監督職員事務所に設ける設備は、特記による。特記がなければ、監督職員と協議する。

⑵ 監督職員事務所に設置する備品等の種類及び数量は、特記による。

⑶ 監督職員事務所の光熱水費、通信費、消耗品等は、受注者の負担とする。

（ウ）仮設物等の設置は、関係法令等に基づき行う。なお、作業員宿舎は、工事現場内に設けない。

（エ）工事現場の適切な場所に、工事名称、発注者等を示す表示板を設ける。

② 危険物貯蔵所

塗料、油類等引火性材料の貯蔵所は、関係法令等に基づき、適切な規模、構造及び設備を備えたものとするほか、建築物、仮設事務所、他の材料置場等から隔離した場所に設け、屋根、壁等を不燃材料で覆い、各出入口には錠を設け、「火気厳禁」の表示を行い、消火器等を設け、安全対策を講ずる。なお、やむを得ず工事目的物の一部を置場として使用する場合は、監督職員の承諾を受ける。

③ 材料置場、下小屋等

材料置場、下小屋等は、使用目的に適した構造とする。

④ 仮設物撤去等

（ア）工事完成までに、仮設物を撤去し、撤去跡及び付近の清掃、地均し等を行う。

（イ）工事の進捗上又は工事現場内の建築物等の使用上、仮設物が障害となり、かつ、仮設物を移転する場所がない場合は、監督職員の承諾を受けて、工事目的物の一部を使用することができる。

５．【内装改修工事】特記事項

（１）一般事項

建築物の床、壁及び天井を対象とする改修工事に適用する。

（２）基本要求品質

①　内装改修工事に用いる材料は、所定のものであること。

②　内装改修工事の仕上り面は、所要の状態であること。

③　床の改修は、著しい不陸がなく、床鳴りが生じないこと。

（３）他の部位との取合い等

①　既存間仕切壁の撤去に当たり、その壁の取合う天井等の納まりを調べる。なお、補強等が必要な場合は、監督職員と協議する。

②　既存間仕切壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁及び床の改修範囲は、特記による。特記がなければ、壁厚程度とし、既存仕上に準じた仕上を行う。

③　天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲は、特記による。特記がなければ、壁面から両側 600mm 程度とし、既存仕上に準じた仕上を行う。

④　既存天井の撤去に当たり、その天井の取合う壁面、建具、ブラインドボックス等の納まりを調べる。なお、補強等が必要な場合は、監督職員と協議する。

⑤　既存天井の撤去に伴う取合い部の壁面の改修は、特記による。特記がなければ、既存のままとする。

⑥　既存天井面に新規に仕上材を張り付ける場合は、試験施工を行い、下地材を含めた接着力等の確認を行う。

（４）既存床の撤去及び下地補修

①　一般事項

既存床を改修する場合に適用する。

②　工法

（ア）次の既存床仕上材の除去等の工法は、特記による。特記がなければ、改修標準仕様書［6.2.2（工法）］による。

⑴　ビニル床シート等の除去

⑵　合成樹脂塗床材の除去等

⑶　フローリング張り床材の撤去

⑷　床タイルの撤去

⑸　床組の撤去

（イ）既存のコンクリート又はモルタル面の下地処理は、次による。なお、仕上材の張付けに支障となる著しいひび割れ及び欠損部の補修は､監督職員と協議する。

⑴　コンクリート又はモルタルの凸凹、段差部分等は、サンダー掛け、改修標準仕様書［4.2.4（材料）⑷（イ）］ポリマーセメントモルタル充填等により補修し、コンクリート金ゴテ仕上程度に仕上げる。なお、新規の仕上げが合成樹脂塗床の場合は、主材料の製造所の指定する材料により補修する。

⑵　欠損部又は下地モルタルの撤去部の下地モルタル塗りは、改修標準仕様書［6.15.6（工法）⑵及び⑶］による。

（５）既存壁の撤去及び下地補修

①　一般事項

既存間仕切壁を改修する場合に適用する。

②　工法

（ア）次の既存のコンクリート間仕切壁等の撤去の工法は、特記による。特記がなけ

れば、改修標準仕様書［6.3.2（工法）⑴］による。

⑴　壁面の大半を撤去する大規模な撤去

⑵　開口部等を設ける小規模な撤去

⑶　コンクリートブロックの間仕切壁等の撤去

⑷　壁内の鉄筋は、撤去面より深い位置で切断

⑸　間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修

（イ）既存の木製、軽量鉄骨間仕切壁等の撤去は、その壁の取合う改修範囲外の天井、壁及び床部に損傷を与えないよう養生を行い、撤去する。

（ウ）既存の壁下地材、下地張りボード等を残し、既存の仕上材を撤去する場合は、下地材、設備器具等に損傷を与えないよう行う。また、必要に応じて、集塵装置付き機器を使用する。

（エ）既存のモルタル、タイル、布地、壁紙等を撤去する場合で、既存部との取合い部は、カッター等により切断し、既存部に損傷を与えないよう行う。

（６）既存天井の撤去及び下地補修

①　一般事項

既存天井を改修する場合に適用する。

②　工法

（ア）既存の天井の撤去は、次による。

⑴　下地材、下地張りボード等を残し、仕上材を撤去する場合は、設備器具等に損傷を与えないよう行う。また、必要に応じて、集塵装置付き機器を使用する。なお、既存の下地材、下地張りボード等に新規に仕上材等を設けるに当たり、下地の不陸調整を行う。

⑵　下地材等を含め撤去する場合は、床及びその天井に取合う壁に損傷を与えないよう養生を行う。

（イ）照明器具等の割付けが既存の設置箇所と異なる場合は、次による。

⑴　既存開口は、周りの下地に合わせて周りの下地と同材で補強する。

⑵　新設の照明器具等の開口のために、野縁又は野縁受けを切断する場合は、同材で補強する。

⑶　天井点検口等の開口部は、取付用の補強材を設ける。

（７）木下地等

①　一般事項

鉄筋コンクリート造、鉄骨造、組積造等の内部改修工事において木下地等を新設する場合に適用する。

②　木材

（ア）施工一般

⑴　木材、合板等は、品質、含水率、出荷量等を記録した出荷証明書を、監督職員に提出する。

⑵　材料のホルムアルデヒト放散量等は、特記による。特記がなければ、F☆☆☆☆とする。

（イ）製材、造作用集成材等、造作用単板積層材、直交集成板、合板等は、改修標準仕様書[6.5.2（木材）]による。

③　接合具等

釘等、諸金物、接着剤は、改修標準仕様書[6.5.3（接合具等]による。

④　木れんが

（ア）木れんがは、接着工法又はあと施工アンカーで取り付ける。
（イ）接着工法に使用する接着剤は、JIS A 5537（木れんが用接着剤）による。但し、ホルムアルデヒド放散量は、特記による。特記がなければ、F☆☆☆☆とする。

⑤　防腐・防蟻・防虫処理等

（ア）防腐・防蟻処理

木材への防腐・防蟻処理は次により、適用部材及び処理の種類は特記による。

⑴　工場における薬剤の加圧注入処理等
⑵　薬剤の塗布等
⑶　薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理
⑷　合板等の加圧注入処理等による防腐・防蟻処理

（イ）防虫処理

防虫処理の適用は、特記による。なお、ラワン材及びならを使用する場合は、JAS 1083-6（製材-第６部：広葉樹製材）に基づく保存処理の性能区分K1の防虫処理を行う。

（ウ）不燃処理木材等

不燃材料、準不燃材料又は難燃材料を使用する場合は、特記による。

⑥　鉄筋コンクリート造等の内部間仕切軸組及び床組

（ア）木材

⑴　間仕切軸組に用いる木材は、特記による。特記がなければ、製材を用いる場合は、杉又は松とする。
⑵　床組に用いる木材は、特記による。特記がなければ、製材を用いる場合は、杉又は松とする。但し、土間スラブの類の場合の土台、転ばし大引及び転ばし根太は、ひのき又は改修標準仕様書[6.5.5（防腐・防蟻・防虫処理等）]による保存処理木材とする。

（イ）工法

改修標準仕様書[表 6.5.6(鉄筋コンクリート造等の内部間仕切軸組及び床組)]による。

⑦　窓、出入口その他

（ア）木材

窓、出入口その他に用いる木材は、特記による。特記がなければ、製材を用いる場合は、吊元枠、水掛りの下枠及び敷居はひのき、その他は松又は杉とする。

（イ）工法

工法は、改修標準仕様書[表 6.5.7（窓、出入口その他）]による。

⑧　床板張り

（ア）木材

縁甲板及び上がり框に用いる木材は、特記による。特記がなければ、製材を用いる場合は、ひのきとする。なお、フローリングは、本仕様書「（13）フローリング張り」による。

（イ）工法

工法は、改修標準仕様書[表 6.5.8（床板張り）]による。なお、フローリングは、本仕様書「（13）フローリング張り」による。

⑨　壁及び天井下地

（ア）木材

木材は、特記による。特記がなければ、製材を用いる場合は、杉又は松とする。

（イ）工法

工法は、改修標準仕様書[表 6.5.9（壁及び天井下地の工法）]による。

（８）軽量鉄骨天井下地

①　一般事項

改修工事における屋内及び屋外の軽量鉄骨天井下地を新設する場合に適用する。但し、次の天井を除く。

（ア）「特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件」（平成 25 年 8 月 5 日国土交通省告示第 771 号）に定める特定天井。

（イ）天井面構成部材等の単位面積当たりの質量が 20 ㎏/m2 を超える天井。

（ウ）傾斜、段差、曲面等の水平でない天井。

（エ）システム天井

②　材料

（ア）天井下地材は、JIS A 6517（建築用鋼製下地材（壁・天井））による。

（イ）野縁等は、改修標準仕様書[表 6.6.1（野縁等）]により、種類は特記による。特記がなければ、屋内は 19 形、屋外は 25 形とする。

（ウ）あと施工アンカーは、所定の強度を有するものとする。

（エ）補強に用いる部材等は、防錆処理されたものとする。

（オ）インサートは、鋼製とし、防錆処理されたものとする。

③　形式及び寸法

（ア）野縁受け、つりボルト及びインサートの間隔は 900㎜程度とし、周辺部は端から 150㎜以内とする。但し、屋外の場合は、特記による。

（イ）野縁の間隔は、改修標準仕様書[表 6.6.2（野縁の間隔）]による。但し、屋外の場合は、特記による。

④　工法

工法は、改修標準仕様書[6.6.4（工法）]による。

（９）軽量鉄骨壁下地

①　一般事項

内部改修工事における間仕切壁等の軽量鉄骨壁下地を新設する場合に適用する。

②　材料

（ア）壁下地材は、JIS A 6517（建築用鋼製下地材（壁・天井））による。

（イ）開口部補強材及び補強材取付用金物は、防錆処理されたものとする。

（ウ）組立及び取付用打込みピン、小ねじ、ボルト等は、防錆処理されたものとする。

③　形式及び寸法

（ア）スタッド、ランナ等は、改修標準仕様書[表 6.7.1（スタッド、ランナ等）]により、種類は特記による。特記がなければ、スタッドの高さによる区分に応じた種類とする。

（イ）スタッドの間隔は、下地張りのある場合、450 ㎜程度とする。また、仕上材料となるボード又は壁紙若しくは塗装下地となるボードを直張りする場合は、300 ㎜程度とする。

④　工法

工法は、改修標準仕様書[6.7.4（工法）]による。

（10）ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り

①　一般事項

ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイルを用いて、床仕上げを行う工事に適用する。

②　材料

（ア）ビニル床シートはJIS A 5705（ビニル系床材）に基づき、種類の記号、厚さ及び色柄は特記による。特記がなければ、種類の記号はFS、厚さ2.0㎜とする。

（イ）ビニル床タイルはJIS A 5705に基づき、種類の記号、寸法、厚さ及び色柄は特記による。特記がなければ、種類の記号はKT、厚さ2.0㎜とする。

（ウ）特殊機能床材

⑴　帯電防止床シートの種類、性能、厚さ等は、特記による。

⑵　帯電防止床タイルの種類、性能、寸法、厚さ等は、特記による。

⑶　視覚障害者用床タイルの種類及び形状は、特記による。

⑷　耐動荷重性床シートの種類、厚さ等は、特記による。

⑸　防滑性床シートの種類、厚さ等は、特記による。

⑹　防滑性床タイルの種類、寸法、厚さ等は、特記による。

（エ）ビニル幅木の材質の種類、厚さ、高さ等は、特記による。特記がなければ、厚さ1.5㎜以上、高さ60㎜とする。

（オ）ゴム床タイルは天然ゴム又は合成ゴムを主成分としたもので、色柄、種類、厚さ、寸法等は特記による。

（カ）接着剤

⑴　ビニル床シート及びビニル床タイル用接着剤は、JIS A 5536（床仕上げ材用接着剤）に基づき、主成分による区分は改修標準仕様書[表6.8.1（接着剤の主成分による区分と施工箇所）]による施工箇所に応じたものとする。但し、ホルムアルデヒト放散量による区分は、特記による。特記がなければ、F☆☆☆☆とする。なお、フリーアクセスフロアの床に使用する接着剤は、本仕様書「（11）②（カ）カーペット用接着剤⑴」に準じた粘着はく離形とすることができる。

⑵　ゴム床タイル用接着剤はJIS A 5536に基づき、主成分による区分は、改修標準仕様書[表6.8.2（ゴム床タイル用接着剤の種別と施工箇所）]による施工箇所に応じたものとする。但し、ホルムアルデヒト放散量による区分は、特記による。特記がなければ、F☆☆☆☆とする。

（キ）下地の補修等に使用するポリマーセメントペースト、ポリマーセメントモルタル等は、床材の製造所又は接着剤の製造所の指定する製品とする。

③　工法

工法は、改修標準仕様書[6.8.3（工法）]による。

④　施工時の環境条件

張付け時及び接着剤の硬化前の室温が５℃以下になるおそれがある場合は、施工を中止する。但し、採暖等の養生を行う場合は、この限りではない。

（11）カーペット敷き

①　一般事項

（ア）織じゅうたん、タフテッドカーペット及びタイルカーペットを用いて、床仕上げを行う工事に適用する。

（イ）織じゅうたん、タフテッドカーペット及びタイルカーペットは、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく防炎性能を有するものとし、防炎表示のあるものとする。

（ウ）下地は、改修標準仕様書[6.8.3（工法）⑴]による。

（エ）カーペットの風合、色合等は、見本品による。

② 材料

（ア）織じゅうたん

⑴ 織じゅうたんの品質はJIS L 4404（織じゅうたん）に基づき、織り方及びパイルの形状は特記による。

⑵ 色柄、パイル糸の種類は、特記による。特記がなければ、模様のない無地のものとし、パイル糸の種類等は、改修標準仕様書[表6.9.1（模様にない無地の織じゅうたんの種別）]により、種別は特記による。

⑶ 帯電性はJIS L 1021-16（繊維製床敷物試験方法-第16部：帯電性-歩行試験方法）に基づき、人体帯電圧の値は3ｋＶ以下とし、適用は特記による。

（イ）タフテッドカーペット

⑴ タフテッドカーペットの品質はJIS L 4405（タフテッドカーペット）に基づき、パイルの形状は特記による。

⑵ タフテッドカーペットのパイル糸の種類は、ナイロンフィラメントとし、パイル長は、特記による。

⑶ 帯電性は、「（ア）織じゅうたん⑶」による。

（ウ）タイルカーペット

⑴ タイルカーペットはJIS L 4406（タイルカーペット）に基づき、種類及びパイルの形状は特記による。特記がなければ、第一種のループパイルとする。

⑵ タイルカーペットの寸法、総厚さは、特記による。特記がなければ、寸法は500㎜角、総厚さ6.5㎜とする。

（エ）下敷き材は、特記による。特記がなければ、JIS L 3204（反毛フェルト）に基づく第２種第２号とし、呼び厚さ８㎜とする。

（オ）取付用付属品

⑴ グリッパーの寸法は、下敷き材の厚さに相応したものとする。

⑵ 釘、木ねじ等は、黄銅性又はステンレス製とする。

⑶ 見切り、押え金物の材質、種類及び形状は、特記による。

（カ）カーペット用の接着剤

⑴ タイルカーペット用の接着剤は、粘着はく離（ピールアップ）形とし、JIS A 5536（床仕上げ材用接着剤）に基づき、カーペットの製造所の指定するものとする。但し、ホルムアルデヒト放散量による区分は、特記による。特記がなければ、F☆☆☆☆とする。

⑵ タフテッドカーペット用の接着剤は、カーペットの製造所の指定するものとする。但し、ホルムアルデヒト放散量による区分は、特記による。特記がなければ、F☆☆☆☆とする。

③ 工法

工法は、改修標準仕様書[6.9.3（工法）]による。

（12）合成樹脂塗床

① 一般事項

厚膜型塗床材（弾性ウレタン樹脂系塗床材及びエポキシ樹脂系塗床材）及び薄膜型塗床材（エポキシ樹脂系塗床材）を用いて、床仕上げを行う工事に適用する。

② 材料

（ア）厚膜型塗床材

⑴ 弾性ウレタン樹脂系塗床材

a） 弾性ウレタン塗床材のホルムアルデヒト放散量は、特記による。特記がなければ、F☆☆☆☆とする。

b） 弾性ウレタン樹脂系塗床材の硬化後における品質は、改修標準仕様書[表6.10.1（弾性ウレタン樹脂系塗床材の硬化後における品質）]による。

c） その他の材料

プライマーは1液形ポリウレタン又は2液形エポキシ樹脂とトップコートは1液形ポリウレタン又は2液形ポリウレタンとする。その他の材料は、主材料の製造所の指定する製品とる。

⑵ エポキシ樹脂系塗床材

a） エポキシ樹脂系塗床材のホルムアルデヒト放散量は、特記による。特記がなければ、F☆☆☆☆とする。

b） エポキシ樹脂系塗床材の硬化後における品質は、改修標準仕様書[表6.10.2（エポキシ樹脂系塗床材の硬化後における品質）]による。

c） その他の材料

プライマー、骨材等は、主材料の製造所の指定する製品とする。

（イ）薄膜型塗床材

⑴ 薄膜型塗床材に使用する塗料は、エポキシ樹脂系とする。

⑵ 薄膜型塗床材のホルムアルデヒト放散量は特記による。特記がなければ、F☆☆☆☆とする。

⑶ 薄膜型塗床材の硬化後における品質は、改修標準仕様書[表6.10.3（薄膜型塗床材の硬化後における品質）]による。

⑷ その他の材料

プライマー等は、主材料の製造所の指定する製品とする。

（ウ）塗床の色合、防滑仕上げ等は、見本品又は見本塗りによる。

③ 工法

工法は、改修標準仕様書[6.10.3（工法）]による。

④ 施工管理

（ア）気温が5℃以下、湿度80%以上又は換気が十分でない場合は、施工しない。但し、採暖、換気等を適切に行う場合は、この限りでない。

（イ）施工中は、直射日光を避けるとともに、換気及び火気に注意し、周辺を汚さないよう養生を行う。

（ウ）上塗り後、適度に硬化するまで、吸湿及び汚れを防ぐよう養生を行う。

(13) フローリング張り

① 一般事項

フローリングを用いて、床張りを行う工事に適用する。但し、体育館等の床は除く。なお、縁甲板張りについては、本仕様書「（7）⑧床板張り」による。

② 材料

（ア）フローリングは、JAS 1073（フローリング）による工場塗装品とする。

（イ）フローリングのホルムアルデヒド放散量等は、特記による。特記がなければ、次のいずれかによる。

⑴　F☆☆☆☆

⑵　「接着剤等不使用」（単層フローリングに限る。）

⑶　「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」（単層フローリングに限る。）

⑷　「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」

⑸　「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」

（ウ）フローリングの品名は次により、種類は特記による。

⑴　単層フローリング

a)　フローリングボード１等

b)　フローリングブロック１等

⑵　複合フローリング

化粧加工の方法は、天然木化粧とする。

③　工法一般

（ア）工法は次により、適用する工法は特記による。

⑴　釘留め工法

改修標準仕様書[6.11.4（釘留め工法）]による。

a)　根太張り工法

b)　直張り工法

⑵　接着工法

改修標準仕様書[6.11.5（接着工法）]による。

（イ）その他

⑴　壁、幅木、框及び敷居とフローリングの取合いには、必要に応じて、板の伸縮に備えた隙間を設ける。

⑵　施工中及び施工後、気温が５℃以下になると予想される場合は、施工を行わない。但し、採暖等の養生を行う場合は、この限りではない。

④　現場塗装仕上げ

既存フローリング（単層フローリング及ぶ複合フローリングＡ種に限る）を撤去せず、塗装の塗替えを行う場合の下地調整及び塗装は、特記による。特記がなければ、下地調整は、改修標準仕様書[表 6.11.6（接着工法の複合フローリン）]による。

⑤　養生

施工後は、吸湿及び汚れを防ぎ、直射日光を避け、水が掛からないように養生紙等で養生を行う。

（14）畳敷き

①　一般事項

畳敷きに適用する。

②　材料

改修標準仕様書[6.12.2（材料）]による。

③　工法

工法は、改修標準仕様書[6.12.3（工法）]による。

（15）せっこうボード、その他ボード及び合板張り

① 一般事項

せっこうボード、その他ボード及び合板を用いて、天井及び壁の仕上げを行う工事に適用する。

② 材料

（ア）せっこうボード、その他ボードは、改修標準仕様書[表 6.13.1（ボードの規格）]により、種類、厚さ等は特記による。但し、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒト放散量は、特記による。特記がなければ、F☆☆☆☆とする。なお、天井及び壁に使用するものは、建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けたものとする。

（イ）合板

⑴ JAS 0233（合板）に基づき、種類等は、次による。天井及び壁に使用する合板は建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けたものとし、接着の程度は湿潤状態となる場所に使用する場合は１類、その他を２類とする。

a） 普通合板の品名、厚さ、板面の品質及び単板の樹種名は特記による。特記がなければ、厚さ 5.5 ㎜、板面の品質は、広葉樹の場合は２等以上、針葉樹の場合は C-D 以上とする。

b） 天然木化粧合板の厚さ及び化粧板に使用する単板の樹種名は特記による。

c） 特殊加工化粧合板の品目、厚さ、接着の程度、単板の樹種名及び化粧加工の方法（オーバーレイ、プリント、塗装等）は特記による。

⑵ ホルムアルデヒト放散量等は、特記による。特記がなければ、次のいずれかによる。

a） Ｆ☆☆☆☆

b） 非ホルムアルデヒト系接着剤使用（普通合板及び天然木化粧合板に限る。）

c） 非ホルムアルデヒト系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用（天然木化粧合板に限る。）

d） 非ホルムアルデヒト系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用（特殊加工化粧合板に限る。）

⑶ 防虫処理を行う場合は、特記による。なお、ラワン材及びならを使用する場合は、JAS 1083-6（製材-第６部：広葉樹製材）に基づく保存処理の性能区分 K1 の防虫処理を行う。

（ウ）小ねじ等

⑴ 材種及び形状は、取付材料に適したものとする。

⑵ 鋼製のものは、亜鉛メッキ等の防錆処理されたものとする。

⑶ 浴室、洗面所、便所、湯沸室、厨房等の湿気の多い箇所に使用する小ねじ等は、ステンレス製とする。

（エ）接着剤は、JIS A 5538（壁・天井ボード用接着剤）により、下地に適したものを使用する。但し、ホルムアルデヒト放散量は、特記による。特記がなければ、F☆☆☆☆とする。

（オ）せっこうボード直張り工法に用いるせっこう系直張り用接着剤は、せっこうボードの製造所の指定する製品とする。

（カ）ジョイントコンパウンドは、JIS A 6914（せっこうボード用目地処理材）による。

（キ）継目処理に用いるテープ及び付属金物は、せっこうボードの製造所の指定する製品とする。

（ク）軽量鉄骨下地ボード遮音壁に用いる遮音シール材は、JIS A 5758（建築用シール材）に基づくアクリル系、ポリウレタン系等のシーリング材又は（カ）のジョイントコンパウンドとする。

③　工法

工法は、改修標準仕様書[6.13.3（工法）]による。

（16）壁紙張り

①　一般事項

内部改修工事におけるモルタル面、コンクリート面及びボード面に施す壁紙張りに適用する。

②　材料

（ア）壁紙はJIS A 6921（壁紙）に基づき、種類は特記による。また、建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けたものとし、防火性能は、特記による。但し、ホルムアルデヒト放散量は、特記による。特記がなければ、F☆☆☆☆とする。

（イ）接着剤はJIS A 6922（壁紙施工用及び建具用でん粉系接着剤）に基づく2種1号又は2種2号とし、使用量は固形換算量（乾燥質量）15g/㎡以上、60g/㎡以下とする。但し、ホルムアルデヒド放散量は、特記による。特記がなければ、F☆☆☆☆とする。

（ウ）素地ごしらえに用いるパテ及び吸込止め（シーラー）は、壁紙専用のものとする。

（エ）下地に使われる釘、小ねじ等の金物類は、黄銅性、ステンレス製又は防錆処理を行ったものとする。

③　施工

施工は、改修標準仕様書[6.14.3（施工）]による。

（17）モルタル塗り

①　一般事項

コンクリート下地、コンクリートブロック下地等の面に施すセメント、細骨材等を主材料としたモルタル塗りに適用する。なお、モルタル塗りの浮き及びひび割れを改修する場合は、改修標準仕様書[4章（外壁改修工事）]による。

②　施工一般

（ア）養生は、次による。

⑴　近接する他の部材、その他の仕上面を汚損しないように、適切な養生を行う。

⑵　塗り面の汚れ及び急激な乾燥を防止するために、シート掛け、水湿し等を行う。

⑶　気温が5℃以下の場合は、施工を行わない。但し、やむを得ず、施工する場合は、板覆い、シート掛け等を行うほか、ヒーター等で採暖する。

（イ）ひび割れ防止は、次による。

⑴　コンクリート打継部、開口部回り、せっこうラスボード類の継目等のひび割れのおそれある箇所には、メタルラス張り等を行う。

⑵　下地が異なる取合い部分及び躯体のひび割れ誘発目地部分には、目地、見切り縁等を設ける。

③　材料、調合及び塗厚、下地処理、工法

材料、調合及び塗厚、下地処理、工法については、改修標準仕様書[6.15.3（材料）～6.15.6（工法）]による。

（18）タイル張り

①　一般事項

工事現場において、後張りでタイル張り仕上を行う工事に適用する。なお、タイル張りの浮き及びひび割れを改修する場合は、改修標準仕様書[4章（外壁改修工事）]による。

②　施工一般

（ア）伸縮調整目地は、次による。

⑴　伸縮調整目地の位置は、特記による。特記がなければ、床タイルは縦・横とも4m以内ごととする。

⑵　入隅部、建具枠回り等との取合い部に伸縮調整目地を設ける。

⑶　伸縮調整目地の寸法は、改修標準仕様書[3.7.3（目地寸法）]による。

（イ）見本焼、試験施工は、次による。

⑴　タイルの見本焼は、特記による。

⑵　試験張りは、特記による。

（ウ）施工中又は施工後の気温が5℃以下になると予想される場合は、原則として、施工を行わない。

（エ）施工前の確認は、次による。

タイル張りに先立ち、下地モルタル又は下地調整塗材について、次の項目の確認を行い、不具合が発見された場合は、直ちに確認結果を監督職員に報告し、不良個所を補修する。

⑴　硬化不良、はく離、ひび割れ、浮き等がないこと。

⑵　汚れ、レイタンス等の接着上有害な付着物がないこと。

⑶　所定の下地の精度が確保されていること。

（オ）施工後の確認及び試験は、次による。

⑴　外壁の確認は、次による。

タイル張り完了後、次の項目について目視で外観の確認を行い、不具合が発見された場合は、直ちに確認結果を監督職員に報告し不良個所を補修する。

a)　タイルの色調の不ぞろい、不陸、汚れ、割れ、浮上がり及び縁欠けの有無。

b)　目地幅の不ぞろい、目地の色むら、目地深さの不均一性。

⑵　打診による確認は、次による。

a)　吹き抜け部分等のタイル張りは、モルタル及び接着剤の硬化後、全面にわたり打診を行う。

b)　浮き、ひび割れ等が発見された場合は、直ちにa)による確認結果を監督職員に報告し、張り直しを行う。

⑶　引張接着試験は、次による。

吹き抜け部分等の壁タイル張りは、次により引張接着試験を行う。但し、施工場所の状況等により、監督職員の承諾を受けて、省略することができる。

③　セメントモルタルによるタイル張り

（ア）適用範囲

工事現場において、セメントモルタルによる後張りでタイル張り仕上を行う工事に適用する。但し、300 角を超えるタイルを用いた床タイル張りを除く。

（イ）材料等、張付けモルタル等の調合、施工及び壁タイル張り

材料等、張付けモルタル等の調合、施工及び壁タイル張りについては、改修標準仕様書[6.16.3（セメントモルタルによるタイル張り）]による。

④　有機系接着剤によるタイル張り

（ア）適用範囲

工事現場において、有機系接着剤による後張りで内装タイル接着剤張り仕上を行う工事に適用する。

（イ）材料等、施工及び清掃

材料等、施工及び清掃については、改修標準仕様書[6.16.4（有機系接着剤によるタイル張り）]による。

(19) セルフレベリング材塗り

①　一般事項

張物下地のセルフレベリング材塗りに適用する。

②　材料、調合及び塗厚、下地処理、工法

材料、調合及び塗厚、下地処理、工法については、改修標準仕様書[6.17.2（材料）～6.17.5（工法）]による。

(20) 仕様書に記載されていない項目について

本仕様書に記載されていない項目については、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（最新版）を適用する

６．【塗装改修工事】特記事項

（１）一般事項

建築物の内外部のコンクリート、木部、金属、ボード、モルタル等の素地の塗装の塗替え及び新規の塗装を施す工事に適用する。

（２）基本要求品質

①　塗装改修工事に用いる材料は、所定のものであること。

②　塗装の仕上り面は、所要の状態であること。

③　塗膜は、耐久性、耐火性等に対する有害な欠陥がないこと。

（３）材料

①　塗料を屋内で使用する場合のホルムアルデヒド放散量は、JIS 等の材料規格において放散量が規定されている場合、特記による。特記がなければ、Ｆ☆☆☆☆とする。

②　設計図書に特記された防火材料は、建築基準法に基づく防火材料の指定又は認定を受けたものとする。

③　上塗り用の塗料は、指定された色、つや等を上塗塗料の製造所において調合し、有効期間を経過したものは使用しない。但し、少量の場合は、同一の上塗塗料の製造所の塗料を用いて現場調色とすることができる。

④　塗装に使用する塗料の副資材は、上塗塗料の製造所が指定する製品とすること。

（４）施工一般

①　塗料の取扱い

塗料は、調合された塗料をそのまま使用する。但し、素地面の粗密、吸収性の大小、気温の高低等に応じて、適切な粘度に調整することができる。

②　こし分け

塗料は、使用直前によくかき混ぜ、必要に応じて、こし分けを行う。

③　研磨は、次による。

⑴　研磨紙等は、JIS R 6251（研磨布）及び JIS R 6252（研磨紙）による。

⑵　研磨紙ずりは、下層の塗膜及びパテが硬化乾燥した後、各層ごとに研磨紙等で素地の長手方向に、下層に塗膜を研ぎ去らないように注意して研ぐ。

④　穴埋め、パテかい及びパテしごきは、次による。

⑴　穴埋めは、深い穴、大きな隙間等にパテをへら又はこてで塗り込み埋める。

⑵　パテかいは、塗装面の状況に応じて、塗装面のくぼみ、隙間、目違い等の部分に、パテをへら又はこてで薄く塗り付ける。

⑶　パテしごきは､パテを全面にへら付けし､表面に過剰のパテを残さないよう、素地が現れるまで十分しごき取る。

⑤　塗り方は、⑴から⑶までの工法のうち塗料に適したものとし、色境、隅角部、ちり回り等は、乱さないよう十分に注意し、区画線を明確に塗り分ける。なお、錆止め塗料塗りは、浸漬塗りとすることができる。

⑴　はけ塗りは、はけ目を正しく一様に塗る。

⑵　吹付塗りは、塗装用のスプレーガンを用いる。ガンの種類、口径、空気圧等は、用いる塗料の性状に応じて、適切なものを選び、吹きむらのないよう一様に塗る。

⑶　ローラーブラシ塗りは、隅角部、ちり回り等を、小ばけ又は専用ローラーを用い、全面が均一になるように塗る。

⑥　塗付け量は､平らな面に実際に付着させる塗料の標準量（一工程当たり）とする。

但し、塗料の標準量は、薄める前のものとする。

⑦　塗装工程に種別にあるものは、特記された種別に応じて、各表中の○印の工程を行う。

⑧　各塗装工程の工程間隔時間及び最終養生時間は、材料の種類、気象条件等に応じて適切に定める。なお、標準工程間隔時間を超えて、上に塗り重ねる場合は、適切な処理を行う。

⑨　中塗り及び上塗りの各層の色を変えることに等により、中塗り及び上塗りが全面に均一に塗られていることを確認する。

⑩　組立、取付け等及び工事の取合い上、塗装困難となる部分は、あらかじめ仕上塗りまで行う。

⑪　シーリング面に塗装仕上げを行う場合は、シーリング材が硬化した後に行うものとし、塗重ねの適合性を確認し、必要な措置を講ずる。

（５）見本

仕上の色合は、あらかじめ監督職員に提出した見本帳又は見本塗板による。

（６）施工管理

①　気温が５℃以下、湿度が 85％以上、結露等で塗料の乾燥に不適当な場合は、塗装を行わない。但し、採暖、換気等を適切に行う場合は、この限りでない。

②　外部の塗装は、降雨のおそれのある場合又は強風時は、原則として、行わない。

③　塗装面、その周辺、床等に汚損を与えないように注意し、あらかじめ塗装箇所周辺に適切な養生を行う。

④　塗装を行う場合は、換気に注意して、溶剤による中毒を起こさないようにする。

⑤　火気に注意し、爆発、火災等の事故を起こさないようにする。また、塗料をふき取った布、塗料の付着した布片等で、自然発火を起こすおそれのあるものは、作業終了後、直ちに必要な措置を講ずる。

（７）塗装面の確認等

塗装の仕上り面の確認は目視をし、改修標準仕様書［表 7.1.1（塗装面の確認）］による。但し、錆止め塗料塗りの品質確認は、次により、塗付け量又は標準膜厚の確認を行う。

⑴　工事現場塗装の場合は、使用量から単位面積当たりの塗付け量を推定する。

⑵　工場塗装の場合は、電磁膜厚計その他適切な測定器具により、膜厚の確認を行う。

⑶　試験ロットの構成、１回の測定箇所数、合否の判定、不合格ロットの措置等は、本仕様書「３.共通事項（５）施工計画書」による品質計画で定める。

（８）有害物質を含む材料の処理

①　改修部における石綿含有建材の除去は、本仕様書「７.石綿含有建材除去工事」による。

②　改修部に石綿、鉛等の有害物質を含む材料が使用されていることが発見された場合は、監督職員と協議する。

（９）下地調整

①　施工一般

塗替えで、改修標準仕様書［表 7.2.1（木部の下地調整）～表 7.2.7（せっこうボード面及びその他のボード面の下地処理）］までのＲＢ種の場合の既存塗膜の除去範囲は、特記による。特記がなければ、劣化部分は除去し、活膜部分は残す。

①　木部の下地調整

木部の下地調整は改修標準仕様書［表 7.2.1（木部の下地調整）］により、種別は特記による。特記がなければ、不透明塗料塗りの場合は、RB 種とする。

② 鉄鋼面の下地調整

鉄鋼面の下地調整は改修標準仕様書［表 7.2.2（鉄鋼面の下地調整）］により、種別は特記による。特記がなければ、RB 種とする。

③ 亜鉛メッキ鋼面の下地調整

亜鉛メッキ鋼板の下地調整は、改修標準仕様書［表 7.2.3（亜鉛メッキ鋼板の下地調整）］により、種別は特記による。特記がなければ、RB 種とする。

④ モルタル面及びせっこうプラスター面の下地調整

モルタル面及びせっこうプラスター面の下地調整は、改修標準仕様書［表 7.2.4（モルタル面及びせっこうプラスター面の下地調整）］により、種別は特記による。特記がなければ、RB 種とする。

⑤ コンクリート面、ALC パネル面及び押出成形セメント板面の下地調整

（ア）コンクリート面及び ALC パネル面の下地調整は、改修標準仕様書［表 7.2.5（コンクリート面及び ALC パネル面の下地調整）］により、種別は特記による。特記がなければ、RB 種とする。但し、耐候性塗装塗り（ＤＰ）の場合は、（イ）による。

（イ）押出成形セメント板面及び改修標準仕様書［７章８節（耐候性塗料塗り（ＤＰ））］におけるコンクリート面の下地調整は、改修標準仕様書［表 7.2.6（コンクリート面及び押出成形セメント板面の下地調整）］による。但し、種別は、塗り工法に応じた節の規定による。

⑥ せっこうボード面及びその他ボード面の下地調整

せっこうボード面及びその他ボード面の下地調整は、改修標準仕様書［表 7.2.7（せっこうボード面及びその他ボード面の下地調整）］により、種別は特記による。特記がなければ、RB 種とする。

（10）素地ごしらえ

① 一般事項

新規に塗装を行う場合における木部、鉄鋼面、亜鉛メッキ鋼面、モルタル面、コンクリート面、ボード面等の素地ごしらえに適用する。

② 木部の素地ごしらえ

（ア）木部の素地ごしらえは、改修標準仕様書［表 7.3.1（木部の素地ごしらえ）］により、種別は特記による。特記がなければ、不透明塗料塗りの場合は A 種、透明塗料塗りの場合は B 種とする。

（イ）透明塗料塗りの素地ごしらえで、素地面に、仕上げに支障のおそれがある著しい色むら、汚れ、変色等がある場合は、表 7.3.1（木部の素地ごしらえ）の工程を行った後、着色剤等を用いて色むら直しをする。

③ 鉄鋼面の素地ごしらえ

鉄鋼面の素地ごしらえは、改修標準仕様書［表 7.3.2（鉄鋼面の素地ごしらえ）］により、種別は特記による。特記がなければ、C 種とする。但し、改修標準仕様書［7 章８節（耐候性塗料塗り（DP））］の場合は、B 種とする。

④ 亜鉛メッキ鋼面の素地ごしらえ

亜鉛メッキ鋼板の素地ごしらえは、改修標準仕様書［表 7.3.3（亜鉛メッキ鋼板の素地ごしらえ）］により、種別は特記による。特記がなければ、塗り工法に応じた節の規定による。

⑤　モルタル面及びせっこうプラスター面の素地ごしらえ

モルタル面及びせっこうプラスター面の素地ごしらえは、改修標準仕様書［表7.3.4（モルタル面及びせっこうプラスター面の素地ごしらえ）］により、種別は特記による。特記がなければ、B種とする。

⑥　コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント板面の素地ごしらえ

（ア）コンクリート面及びALCパネル面の素地ごしらえは、改修標準仕様書［表7.3.5（コンクリート面及びALCパネル面の素地ごしらえ）］により、種別は特記による。特記がなければ、B種とする。但し、改修標準仕様書［7章8節（耐候性塗料塗り（DP））］の場合は、（イ）による。

（イ）押出成形セメント板面及び改修標準仕様書［7章8節（耐候性塗料塗り（DP））］におけるコンクリート面の素地ごしらえは、改修標準仕様書［表7.3.6（コンクリート面及び押出成形セメント板面の素地ごしらえ）］による。但し、種別は、塗り工法に応じた節の規定による。

⑦　せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ

せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえは、改修標準仕様書［表7.3.7（せっこうボード面及びその他ボード面の素地ごしらえ）］により、種別は特記による。特記がなければ、B種とする。

（11）錆止め塗料塗り

①　一般事項

鉄鋼面及び亜鉛メッキ鋼面の塗替え並びに新規の錆止め塗料塗りに適用する。

②　塗料種別

（ア）鉄鋼面の錆止め塗料の種別は、改修標準仕様書［表7.4.1（鉄鋼面の錆止め塗料の種別）］とし、次による。

⑴　改修標準仕様書［7章5節（合成樹脂調合ペイント塗り（SOP））］の場合は、As種とする。

⑵　改修標準仕様書［7章8節（耐候性塗料塗り（DP））］の場合は、次による。

a)　新規に塗る場合は、1回目の錆止め塗料塗りはCs種、2・3回目の錆止めは塗料塗りはDs種とする。

b)　塗替えの場合は、次による。

ⅰ　下地調整を改修標準仕様書［表7.2.2（鉄鋼面の下地調整）］によるRA種とする場合は、1回目の錆止め塗料塗りはCs種、2・3回目の錆止め塗料塗りはDs種とする。

ⅱ　下地調整を表7.2.2によるRB種又はRC種とする場合は、Es種とする。

⑶　改修標準仕様書［7章9節（つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り（EP-G））］の場合は、As種又はBs種とし、適用は特記による。特記がなければ、Bs種とする。

⑷　錆止め塗装のままとする場合は、As種とする。

（イ）亜鉛メッキ鋼面の錆止め塗料の種別は、改修標準仕様書［表7.4.2（亜鉛メッキ鋼面の錆止め塗料の種別）］とし、次による。

⑴　改修標準仕様書［7章5節（合成樹脂調合ペイント塗り（SOP））］の場合は、Az種又はBz種とし、適用は特記による。特記がなければ、鋼製建具等はAz種、その他はBz種とする。

⑵　改修標準仕様書［７章８節（耐候性塗料塗り（DP））］の場合は、Ｂｚ種とする。

⑶　改修標準仕様書［7章9節（つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り（EP-G））］の場合は、Ｃｚ種とする。

③　錆止め塗料塗り

（ア）鉄鋼面の錆止め塗料塗りは、次による。

⑴　改修標準仕様書［7章5節（合成樹脂調合ペイント塗り（SOP））］、同仕様書［7章9節（つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り（EP-G））］及び錆止め塗装のままの場合は、同仕様書［表7.4.3（鉄鋼面の錆止め塗料塗り）］により、種別は特記による。特記がなければ、新規に塗る場合は、見え掛かり部分はＡ種、見え隠れ部分はＢ種とし、塗替えの場合はＣ種とする。

⑵　改修標準仕様書［7章８節（耐候性塗料塗り（DP））］の場合は、同仕様書[表7.4.4（耐候性塗料塗りの場合の鉄鋼面の錆止め塗料塗り）]により、種別は特記による。特記がなければ、新規に塗る場合はＡ種とする。

（イ）新規鉄骨等の鉄鋼面の錆止め塗料塗り工法は、次による。

⑴　改修標準仕様書［7章5節（合成樹脂調合ペイント塗り（SOP））］、同仕様書［7章9節（つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り（EP-G））］及び錆止め塗装のままの場合は、次による。

a)　２回目の鉄骨等の製作工場で塗る場合は、次による

ｉ　１回目の錆止め塗料塗りは、製作工場において組立後に行う。但し、組立後、塗装が困難となる部分は、組立前に錆止め塗料を2回塗る。

ii　２回目の錆止め塗料塗りは、汚れ、付着物等を除去した後、塗膜の損傷部分の補修塗りを行い、乾燥後に塗る。

iii　工事現場での建て方及び接合完了後、塗膜の損傷部分は、汚れ、付着物等を除去した後、錆止め塗料で補修する。また、接合部の未塗装部分は、汚れ、付着物、スパッター等を除去した後、錆止め塗料を２回塗る。

b)　２回目を工事現場で塗る場合は、次による。

ｉ　１回目の錆止め塗料塗りは、「（イ）⑴ a」ｉ」による。

ii　２回目の錆止め塗料塗りは、工事現場での建て方及び接合完了後、塗膜の損傷部分は、汚れ、付着物等を除去した後、錆止め塗料で補修し、乾燥後に塗る。また、接合部の未塗装部分は、「（イ）⑴ a」iii」による。

⑵　新規耐候性塗料塗りの場合は、次による。

a)　錆止め塗料塗りは、鉄骨等の製作工場において組立後に行う。但し、組立後、塗装困難となる部分は、組立前に行う。

b)　鉄骨等の製作工場で溶接した箇所は、ディスクサンダー又は研磨紙P120程度で素地面が現れるまで錆等を除去し、構造物用錆止めペイント改修標準仕様書［表7.4.1（鉄鋼面の錆止め塗料の種別）Ｄｓ種］を３回塗る。

c)　現場組立後、現場溶接部及び組立中の錆止め塗料塗りの損傷部分は、ディスクサンダー又は研磨紙P120程度で素地面が現れるまで錆等を除去し、JASS 18 M-109に基づく錆止め塗料改修標準仕様書［表7.4.1（鉄鋼面の錆止め塗料の種別）Ｅｓ種］を３回塗る。

（ウ）亜鉛メッキ鋼板の錆止め塗料塗りは、次による。

⑴　改修標準仕様書［7 章 5 節（合成樹脂調合ペイント塗り（SOP））］及び同仕様書［7 章 9 節（つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り（EP-G））］の場合は、同仕様書［表 7.4.5（亜鉛メッキ鋼面の錆止め塗料塗り）］により、種別は、特記による。特記がなければ、次による。

a）　新規に塗る場合、鋼製建具等はＡ種とし、その他はＢ種とする。

b）　塗替えの場合は、Ｃ種とする。

⑵　改修標準仕様書［7 章 8 節（耐候性塗料塗り（DP））］の場合は、同仕様書［表 7.4.6（耐候性塗料塗り（DP）の場合の亜鉛メッキ鋼面の錆止め塗料塗り）］による。

（エ）新規鋼製建具等の亜鉛メッキ鋼面の錆止め塗料塗り工法は、次による。

⑴　改修標準仕様書［7 章 5 節（合成樹脂調合ペイント塗り（SOP））］及び同仕様書［7 章 9 節（つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り（EP-G））］の場合は、次による。

a）　１回目の錆止め塗料塗りは、鋼製建具等の製造所において、次の部分の範囲を行う。

ｉ　鋼製建具の組立後の見え掛り部分。

ii　鋼製建具の組立後に取り付ける押縁裏等の見え隠れ部分。

b）　２回目の錆止め塗料塗りは、工事現場において取付後、汚れ及び付着物を除去し、塗膜の損傷部を錆止め塗料で補修し、平滑に仕上げた後に行う。但し、取付後、塗装困難となる部分は、取付に先立ち行う。

⑵　改修標準仕様書［7 章 8 節（耐候性塗料塗り（DP））］の場合は、１回塗りとし、「（エ）⑴」による。

（オ）（エ）以外の錆止め塗料塗りは、次の部分以外の範囲を塗装する。

⑴　改修標準仕様書［8.17.2（塗装の範囲）⑴（ｱ）から（ｵ）まで］の部分。

⑵　軽量鉄骨下地の類で、亜鉛メッキされたもの。

（12）合成樹脂調合ペイント塗り（SOP）

①　一般事項

木部、鉄鋼面及び亜鉛メッキ鋼面で既存塗膜が油性調合ペイント、合成樹脂調合ペイント及びフタル酸樹脂エナメルの塗替えの場合並びに合成樹脂調合ペイントを新規に塗る場合に適用する。

②　木部合成樹脂調合ペイント塗り

木部の合成樹脂調合ペイント塗りは、改修標準仕様書［表 7.5.1（木部の合成樹脂調合ペイント塗り）］により、種別は特記による。特記がなければ、次による。

⑴　新規に塗る場合は、屋外はＡ種、屋内はＢ種とする。但し、多孔質広葉樹の場合を除く。

⑵　塗替えの場合は、Ｂ種とする。但し、外部の場合は、工程 3 及び工程 4 は行わない。

③　鉄鋼面の合成樹脂調合ペイント塗り

鉄鋼面の合成樹脂調合ペイント塗りは、改修標準仕様書［表 7.5.2（鉄鋼面の合成樹脂調合ペイント塗り）］により、種別は特記による。特記がなければ、Ｂ種とする。

④　亜鉛メッキ鋼面の合成樹脂調合ペイント塗り

亜鉛メッキ鋼面の合成樹脂調合ペイント塗りは、改修標準仕様書［表 7.5.3（亜鉛メッキ鋼面の合成樹脂調合ペイント塗り）］により、種別は特記による。特記がなければ、次による。

⑴　新規に塗る場合は、Ｂ種とする。

⑵　塗替えの場合、鋼製建具の場合はＡ種、その他はＢ種とする。

（13）クリヤラッカー塗り（CL）

①　一般事項

屋内の木部で既存塗膜がクリヤラッカー塗りの塗替え及び新規に塗る場合に適用する。

②　クリヤラッカー塗り

クリヤラッカー塗りは、改修標準仕様書［表 7.6.1（クリヤラッカー塗り）］により、種別は特記による。特記がなければ、Ｂ種とする。

（14）アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り（NAD）

①　一般事項

屋内のコンクリート面、モルタル面等のアクリル樹脂系非水分散形塗料の塗替え及び新規に塗る場合に適用する。

②　アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り

アクリル樹脂系非水分散形塗料塗りは、改修標準仕様書［表 7.7.1（アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り）］により、種別は特記による。特記がなければ、Ｂ種とする。

（15）耐候性塗料塗り（DP）

①　一般事項

屋外の鉄鋼面、亜鉛メッキ鋼面、コンクリート面及び押出成形セメント板面の耐候性塗料の塗替え及び新規に塗る場合に適用する。

②　鉄鋼面の耐候性塗料塗り

鉄鋼面の耐候性塗料塗りは、改修標準仕様書［表 7.8.1（鉄鋼面の耐候性塗料塗り）］による。但し、上塗り塗料の等級は、特記による。なお、鉄骨等の製作工場で溶接した個所の錆止め塗料塗りは、本仕様書「（10）③錆止め塗料塗り（イ）⑵」による。

③　亜鉛メッキ鋼面の耐候性塗料塗り

亜鉛メッキ鋼面の耐候性塗料塗りは改修標準仕様書[表 7.8.2（亜鉛メッキ鋼面の耐候性塗料塗り）]による。但し、上塗り塗料の等級は、特記による。

④　コンクリート面及び押出成形セメント板面の耐候性塗料塗り

コンクリート面及び押出成形セメント板面の耐候性塗料塗りは、改修標準仕様書[表 7.8.3（コンクリート面及び押出成形セメント板面の耐候性塗料塗り）]による。

（16）つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り（EP-G）

①　一般事項

コンクリート面、押出成形セメント板面、モルタル面、せっこうプラスター面、せっこうボード面、その他ボード面等並びに屋内の木部、鉄鋼面及び亜鉛メッキ鋼面で既存塗膜がつや有合成樹脂エマルジョンペイントの塗替え及び新規に塗る場合に適用する。

②　コンクリート面、押出成形セメント板面、モルタル面、せっこうプラスター面、せっこうボード面、その他ボード面等のつや有合成樹脂エマルジョンペイ

ント塗り

（ア）コンクリート面、押出成形セメント板面、モルタル面、せっこうプラスター面、せっこうボード面、その他ボード面等のつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りは、改修標準仕様書[表 7.9.1（つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り）]により、種別は特記による。特記がなければ、Ｂ種とする。なお、天井面等の見上げ部分は、工程 3 を省略する。

（イ）塗替えの場合のシミ止めは、特記による。特記がなければ、種別がＢ種又はＣ種の場合は、工程 1 の下塗りをシミ止めシーラーとする。なお、シミ止めシーラーは、塗料の製造所の指定するものとする。

③　木部のつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り

屋内の木部のつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りは、改修標準仕様書[表 7.9.2（木部のつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り）]により、種別は特記による。特記がなければ、次による。

⑴　新規に塗る場合は、Ａ種（多孔質広葉樹の場合を除く。）とする。

⑵　塗替えの場合は、Ｂ種とする。

④　鉄鋼面のつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り

屋内の鉄鋼面のつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りは、改修標準仕様書[表 7.9.3（鉄鋼面のつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り）]により、種別は特記による。特記がなければ、Ｂ種とする。

⑤　亜鉛メッキ鋼面のつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り

屋内の亜鉛メッキ鋼面のつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗りは、改修標準仕様書[表 7.9.4（亜鉛メッキ鋼面のつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り）]により、種別は特記による。特記がなければ、Ａ種とする。

（17）合成樹脂エマルジョンペイント塗り（EP）

①　一般事項

コンクリート面、押出成形セメント板面、モルタル面、せっこうプラスター面、せっこうボード面、その他ボード面等で既存塗膜が合成樹脂エマルジョンペイントの塗替え及び新規に塗る場合に適用する。

②　合成樹脂エマルジョンペイント塗り

（ア）合成樹脂エマルジョンペイント塗りの種別は、改修標準仕様書[表 7.10.1（合成樹脂エマルジョンペイント塗り）]により、種別は特記による。特記がなければ、Ｂ種とする。なお、天井面等の見上げ部分は、工程 3 を省略する。

（イ）塗替えの場合のシミ止めは、本仕様書「（15）②コンクリート面、押出成形セメント板面、モルタル面、せっこうプラスター面、せっこうボード面、その他ボード面等のつや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り（イ）」による。

（18）ウレタン樹脂ワニス塗り（UC）

①　一般事項

屋内の木部で既存塗膜がウレタン樹脂ワニス塗りの塗替え及び新規に塗る場合に適用する。

②　ウレタン樹脂ワニス塗り

ウレタン樹脂ワニス塗りは、改修標準仕様書[表 7.11.1（ウレタン樹脂ワニス塗り）]により、種別は特記による。特記がなければ、Ｂ種とする。

（19）ピグメントステイン塗り

①　一般事項

屋内の木部で既存塗膜がピグメントステイン塗りの塗替え及び新規に塗る場合に適用する。

② ピグメントステイン塗り

ピグメントステイン塗りは、改修標準仕様書［表 7.12.1（ピグメントステイン塗り）］による。

（20）木材保護塗料塗り（WP）

① 一般事項

屋外の木部の木材保護塗料塗りに適用する。

② 木材保護塗料塗り

木材保護塗料塗りは、改修標準仕様書［表 7.13.1（木材保護塗料塗り）］による。

（21）仕様書に記載されていない項目について

本仕様書に記載されていない項目については、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（最新版）を適用する

7．【石綿含有建材除去工事】特記事項

（１）一般事項

① 適用範囲

大気汚染防止法及び労働安全衛生法に基づく石綿を含有する石綿含有吹付材、石綿含有保温材等（石綿を含有する保温材、耐火被覆材及び断熱材）、石綿含有成形板等及び石綿含有仕上塗材（以下「石綿含有建材」という。）の除去工事に適用する。

② 基本要求品質

石綿含有建材は、安全かつ完全に除去すること。

③ 施工一般

大気汚染防止法、廃棄物処理法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。）その他石綿処理に関する諸法令に基づき、施工を行う。

④ 仕上工事

石綿含有建材除去後の仕上工事については、特記による。

⑤ 石綿粉塵濃度測定の適用、測定方法、測定時期、測定場所及び測定箇所数は、特記による。

（２）除去工事共通事項

① 専門工事業者

石綿含有吹付材の除去を直接行う専門工事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を、監督職員に提出する。

② 石綿作業主任者

石綿含有建材の除去に当たり、石綿則に基づき、石綿作業主任者を選任する。なお、石綿作業主任者は、石綿作業主任者技能講習終了者又は平成 18 年 3 月以前の特定化学物質等作業主任者技能講習終了者とする。

③ 除去作業者

石綿含有建材の除去に従事する作業者（以下「除去作業者」という。）は、石綿則に基づく特別の教育を受けた者とする。なお、除去作業者は、一般健康診断、石綿健康診断及びじん肺健康診断を受診した者で、肺機能に異常がない者とする。

④ 特別管理産業廃棄物管理責任者

石綿含有吹付材、石綿含有保温材等の除去工事では、廃棄物処理法に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を有する者を配置する。

⑤ 施工区画への関係者以外の立入禁止

作業場、廃棄物保管場所、資機材置場等、除去工事に直接又は間接的に関係する箇所は、関係者以外の立入りを禁止する。

⑥ 表示及び掲示は、次による。

⑴ 大気汚染防止法に基づき、事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。

⑵ 「建築物等の解体等の作業を行うに当たっての石綿ばく露防止対策等の実施内容の掲示について（平成 17 年 8 月 2 日基安発第 0802001 号）」に基づき、「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。

⑶ 石綿則に基づき、次の項目について、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示を行う。

a） 石綿含有建材の有無の事前調査結果の概要、石綿を取り扱う作業場であること
b） 石綿により生ずるおそれのある疾病の種類及び症状
c） 石綿等の取扱い上の注意事項
d） 当該作業場においては保護具等を使用しなければならない旨及び使用すべき保護具等
e） 石綿のばく露防止対策等の実施内容

⑷ 石綿則に基づき、喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に表示を行う。

⑦ 石綿を保管する容器等への表示
石綿則に基づき、運搬又は保管する場合の容器等に石綿であること及び取扱い上の注意事項を表示する。

⑧ 保護具等は、次による。
⑴ 作業者は、石綿則に基づき、作業内容に応じ、作業に適した呼吸用保護具を使用する。
⑵ 作業者は、半面形の呼吸用保護具を使用する場合は、必要に応じて、保護メガネを併用する。

⑨ 保護衣及び作業衣は、次による。
⑴ 作業者は、石綿則に基づき、保護衣又は作業衣を使用する。
⑵ 保護衣は、JIS T 8115（化学防護服）の浮遊固体粉じん防護用密閉服（タイプ５）同等品以上のものとし、使い捨てとする。
⑶ 作業衣は、粉じんが付着しにくく、服内部に侵入しにくいものとする。

（３）石綿含有吹付材の除去

① 石綿含有吹付材の除去に伴い、石綿の作業場から外部への飛散防止及び処理を必要としない壁、床、機器等への汚染防止のため、石綿則及び大気汚染防止法に基づき、次により、負圧隔離養生を行う。
⑴ 壁面、床面等にプラスチックシート等（以下「隔離シート」という。）を接着テープ等で隙間なく接合して貼り付ける。なお、隔離シートの厚さは、壁は0.08㎜以上のものを１重、床は厚さ0.15㎜以上のものを２重とし、作業場と他の場所を確実に隔離できるものとする。
⑵ 隔離した作業場への出入りによる石綿粉じんの外部への漏洩を防止するため、作業場、前室、洗身室及び更衣室の連結した３室で構成されるセキュリティゾーン、廃棄物保管場所、資機材置場等、除去工事に直接又は間接的に関係する箇所の区画を行う。
⑶ 洗身室にはエアシャワー設備を設ける。
⑷ 隔離した作業場及びセキュリティゾーン内は、集じん・排気装置を使用し、石綿粉じんを捕集するとともに負圧を維持する。集じん・排気装置は、石綿粉じんの大気への飛散を防止するためのＨＥＰＡフィルタ又はこれと同等以上の性能を有するエアフィルタ付きの設備とする。
⑸ 集じん・排気装置は、使用する場所において、使用前に点検し、漏れがないことを確認する。
⑹ 作業開始後や集じん・排気装置の設置場所を変更した場合等は、粉じんを迅速に測定できる機器により集じん・排気装置の排気口からの漏洩の有無を確認し、異常が認められた時は、直ちに作業を中止し、必要な措置を講ずる。

⑺　その日の作業を開始する前及び作業を中断したときは、作業場及びセキュリティゾーン内が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずる。

⑻　隔離した作業場の内部で除去作業する場合は、電動ファン付き呼吸用保護具又はこれと同等以上の性能を有する呼吸用保護具を使用する。

②　工法は、次による。

⑴　石綿含有吹付材の除去工法は、特記による。特記がなければ、石綿含有吹付材を粉じん飛散抑制剤等により湿潤化した後に、除去する。

⑵　除去した石綿含有吹付材等の梱包は、石綿則及び廃棄物処理法に基づき、次による。なお、石綿含有吹付材の飛散防止措置は、湿潤化又は固形化とし、特記による。特記がなければ、湿潤化とする。

a)　除去作業場所において、厚さが 0.15 ㎜以上のプラスチック袋等の耐水性の材料の中に入れ、袋の中の空気をよく抜いて、密閉する。この際、石綿含有吹付材等が湿潤化又は固形化していることを確認する。

b)　前室で、高性能真空掃除機等により、プラスチック袋等の耐水性の材料に付着している粉じんを除去する。高性能真空掃除機は、ＨＥＰＡフィルタ又はこれと同等以上の性能を有するエアフィルタを装着した真空掃除機（以下「高性能真空掃除機」という。）とする。

c)　前室又は洗身室で、さらに、厚さが 0.15 ㎜以上のプラスチック袋等の耐水性の材料をかぶせ、二重に梱包して密封し、「廃石綿等」であることの表示を行う。

③　除去した石綿含有吹付材等の保管、運搬及び処分は、廃棄物処理法に基づき、次による。

⑴　石綿含有吹付材等の保管は、次の⑵によるほか、改修標準仕様書[1.3.12（発生材の処理等）⑷（ｳ）]による。また、運搬及び処分は、次の⑶及び⑷によるほか、同仕様書「1.3.12（発生材の処理等）⑷（ｴ）」による。なお、運搬又は処分を委託した場合は、委託契約書及びマニフェストに、固形化又は安定化の方法、廃石綿等が含まれること等を記載する。

⑵　石綿含有吹付材等を工事現場外へ搬出するまでの間､現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管し、シート等で覆うなど、飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、廃石綿等の保管場所であることの表示を行う。なお、周辺の生活環境に影響を及ぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに、廃棄物処理法の「特別管理産業廃棄物保管基準」に基づき、保管する。

⑶　石綿含有吹付材等の運搬車及び運搬容器は、石綿含有吹付材等が飛散及び流出するおそれのないものとする。また、運搬車両の荷台に覆いをかけるなど、飛散防止措置を講ずる。

⑷　石綿含有吹付材等の処分は次の a)又は b)により、処分方法は特記による。

a)　埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。

b)　中間処理の場合は、都道府県知事から設置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。

④　確認及び後片付けは、次による。

⑴　関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。
⑵　⑴の確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。
⑶　隔離シートの撤去に先立ち、高性能真空掃除機で養生面、床等の清掃を行う。
⑷　隔離シートに付着した石綿等の粉じんの再飛散を防止するために、シート全面に粉じん飛散防止処理剤を散布する。必要に応じて、粉じん飛散抑制剤を空気中へ散布して、石綿を沈降させる。
⑸　隔離シートの撤去は、集じん・排気装置で十分に吸引・ろ過し、原則として、隔離空間内部の空気中の総繊維数濃度を測定して、石綿等の粉じんが処理されたことを確認した後に行う。なお、床面の隔離シートの撤去は、⑹の後、最後に行う。
⑹　設置された足場及び仮設材は、解体前に足場等に付着した石綿等の粉じんを高性能真空掃除機で十分に清掃する等により、付着したものを除去した後、解体し、搬出する。
⑺　**隔離シート、保護衣、フィルタ等の廃棄物は、本仕様書「（３）石綿含有吹付材の除去②⑵」により、飛散防止措置を講ずる。**
⑻　隔離シート、保護衣、フィルタ等の廃棄物の保管、運搬及び処分は、本仕様書「（３）石綿含有吹付材の除去③」による。
⑼　後片付け終了後は、高性能真空掃除機で床等の清掃を行う。

（４）石綿含有保温材の除去

①　石綿含有保温材等の除去は石綿則及び大気汚染防止法に基づき、次により、除去方法は特記による。
⑴　切断又は破砕して除去する場合は、本仕様書「（３）石綿含有吹付材の除去」による。
⑵　原形のまま、手ばらしの場合は、②から④までによる。なお、石綿含有保温材等が欠け、破損等した場合には、直ちにそれらをプラスチック袋に梱包し、高性能真空掃除機により清掃する。
⑶　石綿含有保温材等の除去に伴い、作業場から外部への石綿の飛散防止のため、養生シート等を用いて隔離養生（負圧不要）を行う。

②　工法は、次による。
⑴　石綿含有保温材等の除去工法は、特記による。特記がなければ、石綿含有保温材等を粉じん飛散抑制剤等により湿潤化した後に、原形のまま、手ばらしで行う。
⑵　除去した石綿含有保温材等の廃棄物は、本仕様書「（３）石綿含有吹付材の除去②⑵」により、飛散防止措置を講ずる。

③　除去した石綿含有保温材等の保管、運搬及び処分は、本仕様書「（３）石綿含有吹付材③」による。

④　確認及び後片付けは、次による。
⑴　関係法令等に基づき、石綿等に関する知識を有する者等により、除去が完了したことを確認する。
⑵　⑴の確認の後に、除去面に粉じん飛散防止処理剤等を散布する。
⑶　養生シート等の撤去に当たっては、シート等を十分に清掃する。また、石綿の付着が考えられる場合には、必要に応じて粉じん飛散抑制剤又は粉じん飛散処理剤を散布する。

（５）石綿含有成形板等の除去

①　石綿含有成形板等の除去は、石綿則及び大気汚染防止法に基づき行う。
なお、石綿含有成形板等の除去に伴い、作業場から外部への石綿の飛散防止のため、養生シート等を用いて作業場所の周辺の養生を行う場合は、特記による。

②　工法は、次による。

⑴　石綿含有成形板等の除去は、原形のまま、手ばらしで行う。なお、やむを得ず切断、破砕等をしなければならない場合は、監督職員と協議の上、常時湿潤化した状態、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講じて作業を行う。但し、石綿を含有するケイ酸カルシウム板第一種を、切断、破砕等により除去する場合は、養生シート等で作業場所の隔離養生（負圧不要）を行う。

⑵　除去した石綿含有成形板等の集積及び積込に当たり、高所より投下しないことのほか、粉じんの飛散防止に努める。

⑶　石綿含有成形板等は、湿潤化の上、原形のまま、丈夫なプラスチック袋等に入れるなど、飛散防止措置を講ずる。

③　除去した石綿含有成形板等の保管、運搬及び処分は、次による。

⑴　石綿含有成形板等の保管は、次の⑵によるほか、改修標準仕様書[1.3.12（発生材の処理等）⑶（ｳ）]による。また、運搬及び処分は、次の⑶及び⑷によるほか、同仕様書[1.3.12⑶（ｴ）]による。なお、運搬又は処分を委託する場合は、委託契約書及びマニフェストに、石綿含有産業廃棄物が含まれることを記載する。

⑵　石綿含有成形板等を工事現場外へ搬出するまでの間、現場に保管する場合は、一定の保管場所を定め、ほかの建設副産物等と分別して保管し、シート等で覆うなど、飛散防止措置を講ずる。また、保管場所には、石綿含有産業廃棄物保管所であることの表示を行う。なお、周辺の生活環境に影響を及ぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに、廃棄物処理法の「産業廃棄物保管基準」に基づき、保管する。

⑶　石綿含有成形板等の運搬車及び運搬容器は、石綿含有成形板等が飛散及び流出するおそれのないものとする。また、運搬車両の荷台に覆いをかけるなど、飛散防止の措置を講ずる。

⑷　石綿含有成形板等の処分は、次による。

a)　石綿含有せっこうボードは、管理型最終処分場で埋立処分する。

b)　石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板等の処分は埋立処分又は中間処理とし、適用は特記による。

ｉ　埋立処分の場合は、石綿含有産業廃棄物として、安定型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。

ⅱ　中間処理の場合は、本仕様書「（３）石綿含有吹付材の除去③⑷b」」による。

④　確認及び後片付けは、次による。

⑴　関係法令に基づき、石綿等に関する知識を有する者により、除去が完了したことを確認する。

⑵　養生シート等の撤去の当たっては、シート等を十分に清掃する。

（６）石綿含有仕上塗材の除去

①　石綿含有仕上塗材の除去は、石綿側及び大気汚染防止法に基づき、石綿等の粉じ

んの発散を防止する措置を講じて作業を行う。

② 作業場の区画は、次による。

電気グラインダー等の電動工具により除去を行う場合は、作業場から外部への石綿の飛散防止のため養生シート等で作業場所の隔離養生（負圧不要）を行う。

③ 工法は、次による。

⑴ 除去工事は、特記による。なお、設計図書に定められた工法による除去が困難な場合は、監督職員と協議する。

⑵ 除去した石綿含有仕上塗材の廃棄物は、耐水性のプラスチック袋等により二重で梱包する。

④ 除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分は、本仕様書「（５）石綿含有成形板の除去③」による。但し、汚泥として処理が必要な場合は、特記による。

⑤ 確認及び後片付けは、本仕様書「（５）石綿含有成形板の除去④」による。

（７）仕様書に記載されていない項目について

本仕様書に記載されていない項目については、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（最新版）を適用する

８．【電気設備改修工事】特記事項

（１）工事内容

本仕様書「２.工事内容」に伴う電気設備改修工事を行う。

（２）共通事項

本仕様書、「３．共通事項」に記載されている事項の遵守に加え、下記の電気設備改修工事に係る事項について適用する。

（３）工事現場管理

①　既存部分等への処置

（ア）工事目的物の施工済部分等については、汚損しないよう適切な養生を行う。

（イ）既存部分の養生は、本仕様書「（５）養生」による。

（ウ）工事施工に当たり、既存部分を汚損した場合は、監督職員に報告すると共に承諾を受けて現状に準じて補修する。

②　後片付け

（ア）作業終了時には、適切な後片付け及び清掃をおこなう。

（イ）工事の完成に当たり、当該工事に関する部分の後片付け及び清掃を行う。

③　停電作業

停電作業を行う場合は、関係法令等に基づき施工するほか、次の事項に留意する。

⑴　事前に停電計画、仮設備電源計画、作業手順、安全対策等を作成し、監督職員に提出して協議する。

⑵　緊急時等の連絡体制表（電気主任技術者を含む）を作成し、必要箇所に表示する。

④　活線及び活線近接作業

活線及び活線近接作業は、行わない。但し、やむを得ず作業を行う場合は、関係法令等に基づき施工するほか、次の事項による。

⑴　管理体制、管理範囲、表示、保護具・防具等について作業手順書を作成し、監督職員と協議する。

⑵　特別高圧及び高圧回路（以下「高圧回路等」という。）の作業中は、電気主任技術者、監督職員又は電気保安技術者の立会を受ける。

⑶　高圧回路等に係る次の作業を行う場合は、絶縁用保護具を着用する。

a)　高圧回路等を取り扱う作業で感電するおそれがある場合

b)　高圧回路等に接触し、感電するおそれがある場合

c)　高圧回路等が、作業者の頭上 0.3m以内又は作業者から 0.6m以内に近接して作業することにより、感電するおそれがある場合

⑷　高圧活線近接作業に使用する絶縁用保護具及び絶縁用防具は、労働安全衛生法第 44 条の 2 に基づく型式検定に合格したものとする。

⑸　低圧回路を取扱う作業において感電のおそれがある場合は、絶縁用保護具を着用し、活線作業用工具を用いる。

⑹　低圧回路に接触することにより感電のおそれがある場合は、当該部分に絶縁用防具を装着する。但し、絶縁用保護具を着用することにより、感電のおそれがない場合は、この限りでない。

⑺　作業中は、活線及び活線近接作業の範囲を表示する。

（４）機器及び材料

①　環境への配慮

（ア）使用する機器及び機材（以下「機材」という。）は、国等による環境物品等の

調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）に基づき、環境負荷を低減できる機材の選定に努める。

（イ）使用する材料は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮し、かつ、石綿を含有しないものとする。

② 機材の品質等

（ア）使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。但し、仮設に使用する機材は、新品に限らない。なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間内であることを条件とするものではない。

（イ）使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料（試験成績書等）を、監督職員に提出する。但し、設計図書において JIS によると指定された機材で JIS マーク表示のある機材を使用する場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することが出来る。

（ウ）設計図書に定める機材の見本を提示又は提出し、材質、仕上げの程度、色合、柄等について、監督職員の承諾を受ける。

③ 再使用機材

（ア）取外し後再使用と特記された機材は、次による。

⑴ 取外し前に状態及び機能の確認を行い、機材に損傷を与えないように取外す。

⑵ 取外し後に再使用する機材をウェス等で清掃する。なお、特別な清掃を行う場合は特記による。

⑶ 取外し後再使用までの間は、機材の性能、機能に支障がないよう適切に養生を行い、保管する。なお、保管場所は監督職員と協議する。

（イ）取外し後再使用するに当たり、機材の性能、機能に疑義が生じた場合は、監督職員と協議する。

④ 機材の搬入

工事現場へ機材を搬入ごとに、監督職員に報告する。但し、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

⑤ 機材の検査等

（ア）工事現場に搬入した機材は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。但し、あらかじめ監督職員に承諾を受けた場合は、この限りではない。

（イ）（ア）による検査の結果、合格した機材と同じ種別の機材は、以後、抽出検査とすることが出来る。但し、監督職員の指示を受けた場合は、この限りではない。

（ウ）（ア）による検査の結果、不合格となった機材は、直ちに工事現場外に搬出する。

⑥ 機材の保管

搬入した機材は、工事に使用するまで、破損、変質等がないよう保管する。なお、搬入した機材のうち、破損、変質等により工事に使用することが適当でないと監督職員の指示を受けたものは、直ちに工事現場外に搬出する。

（５）養生

① 養生範囲

既存部分の養生範囲は、特記による。特記がなければ、工事後に使用される建築物、設備、備品等が、工事中に汚損、変色等により、工事前の状態と異なるおそれがある箇所は、養生を行うものとし、養生範囲は監督職員と協議する。

② 養生方法及び清掃

（ア）養生の方法は、特記による。特記がなければ、ビニルシート、合板等の適切な方法で行う。

（イ）既存設備等の養生方法は、特記による。特記がなければ、ビニルシート、合板等で養生する。

（ウ）固定された備品、机・ロッカー等の移動は、特記による。

（エ）仮設間仕切等により施工作業範囲が定められた場合は、施工作業範囲外にじんあい等が飛散しないように養生する。

（オ）機材搬入通路及び撤去機材搬出通路の養生は、特記による。特記がなければビニルシート、合板等で養生し、既存仕上材を損傷させないようにする。

（カ）作業通路、搬入通路等に隣接して盤等のスイッチ類がある場合は、誤作動しないように養生する。

（キ）工事に既設エレベーターを使用する場合は、型枠用合板等で養生を行い、エレベーターに損傷を与えないようにする。また、台車を使用する場合等、積載方法に応じた許容荷重を確認する。なお、使用後は現状に復旧する。

（ク）切断溶接作業を行う場合は、防炎シート等で養生する。

（ケ）漏水等のおそれのある工事を行うときは、監督職員と協議する。

（６）撤去

① 一般事項

機材を取外し後再使用しない場合（以下「撤去」という。）は、次による。

⑴ 撤去場所の作業環境については、本仕様書「３.共通事項（34）施工中の安全確保及び（35）施工中の環境保全等」に準じる。

⑵ 撤去前に内容物（発電設備燃料等）の回収を要する機器、配管等の処置は特記による。

② 撤去作業の安全対策

撤去作業に伴う安全対策は、本仕様書「３．共通事項（34）施工中の安全確保」によるほか、次による。

⑴ 粉じん、ほこりが多量に発生するおそれのある場合は、有効な換気装置を設置する。また、自動火災報知設備の非火災報防止のため、当該箇所の感知器について適切な対応を行う。

⑵ 石綿の撤去については、特記による。

⑶ 油及びガス関係の設備の撤去には、火気を使用してはならない。

③ 有害物質を含む撤去

撤去部に石綿、鉛、ＰＣＢ、放射性物質、水銀等有害物質を含む材料が使用されていることが確認された場合は、監督職員と直ちに協議する。

④ 既存間仕切壁の撤去

既存間仕切壁の撤去は、改修標準仕様書（建築工事編）[６章３節（既存壁の撤去及び下地補修]による。

⑤ 既存天井の撤去

既存天井の撤去は、改修標準仕様書（建築工事編）[６章４節（既存天井の撤去及び下地補修]による。

⑥ 撤去後の補修及び復旧

（ア）壁付け機器、床置機器、天井付け機器の撤去跡の取付ボルト孔、壁面、天井面の変色等の補修、床補修等は、特記による。特記がなければ、監督職員との協

議による。

（イ）床、壁、天井等の撤去後の開口部についての補修方法及び仕上の仕様は、特記による。特記がなければ、監督職員との協議による。

（７）発生材の処理等

一般事項

（ア）発生材の抑制、再利用及び再資源化並びに再生資源の積極的活用に努める。なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用及び再資源化並びに再生資源の活用を行う場合は、監督職員と協議する。

（イ）発生材の処理は、次による。

⑴ 発生材のうち、発注者に引渡しを要するものは、特記による。なお、引渡しを要する物は、監督職員の指示を受けた場所に保管する。また、保管したものの調書を作成し、監督職員に提出する。

a) ＰＣＢを含む機器類は、ＰＣＢが飛散、流出、地下への浸透等がないように適切な容器に収め、適切な場所に保管し、工事完了後に監督職員に引渡す。なお、容器については特記による。

b) ＰＣＢを含む機器類の取扱作業は必ず構内で行い、構外搬出は行わない。

c) ＰＣＢを含む機器類の取扱いについては、a)及びb)によるほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定めるところによる。

d) 水銀を含む蛍光ランプ等は、水銀使用製品産業廃棄物とし、破損等がないように適切な場所に保管し、取扱いについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定めるところによる。

⑵ 特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物の種類及び処理方法は、特記による。

⑶ 発生材の内、現場において再利用及び再資源化を図るものは、特記による。なお、再資源化を図るものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入する。なお、再資源化を図るものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入する。また、搬入したものの調書を作成して監督職員に提出する。

⑷ ⑴から⑶まで以外のものは、全て工事現場外に搬出し、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法、宅地造成及び特定盛土等規制法その他関係法令等に基づくほか、「建設副産物適正処理推進要綱」を踏まえ、適切に処理の上、監督職員に報告する。

（ウ）発生材の保管、集積場所は、特記による。

（エ）産業廃棄物の処理は、収集から最終処分までを産業廃棄物処理業者に委託し、マニフェスト交付を経て適正に処理する。

（８）完成検査

本仕様書「３.共通事項（50）完成検査」による。

（９）完成図等

本仕様書「３.共通事項（51）完成図等」による。

（10）本仕様書に記載されていない項目

本仕様書に記載されていない項目については、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事改修標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」を適用する。

９．【機械設備改修工事】特記事項

（１）工事内容

本仕様書「２.工事内容」に伴う機械設備改修工事を行う。

（２）共通事項

本仕様書、「３．共通事項」に記載されている事項の遵守に加え、下記の機械設備改修工事に係る事項について適用する。

（３）工事現場管理

①　既存部分等への処置

（ア）工事目的物の施工済部分等については、汚損しないよう適切な養生を行う。

（イ）既存部分の養生は、本仕様書「（５）養生」による。

（ウ）工事施工に当たり、既存部分を汚損した場合は、監督職員に報告すると共に、承諾を受けて現状に準じて補修する。

②　後片付け

（ア）作業終了時には、適切な後片付け及び清掃を行う。

（イ）工事の完成に当たり、当該工事に関する部分の後片付け及び清掃を行う。

（４）機器及び材料

①　環境への配慮

（ア）使用する機器及び材料（以下「機材」という。）は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。以下「グリーン購入法」という。）に基づき、環境負荷を低減できる機材の選定に努める。

（イ）使用する材料は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮し、かつ、石綿を含有しないものとする。

②　機材の品質等

（ア）使用する機材は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とする。但し、仮設に使用する機材は、新品に限らない。なお、「新品」とは、品質及び性能が製造所から出荷された状態であるものを指し、製造者による使用期限等の定めがある場合を除き、製造後一定期間内であることを条件とするものではない

（イ）給水設備、給湯設備等に使用する機材は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成 9 年厚生省令第 14 号）に適合するものとする。

（ウ）使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料を監督職員に提出する。但し、設計図書において JIS、JAS 又は「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」によると指定された機材で、JIS マーク、JAS マーク又は「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に適合することを示す認証機関のマークのある機材を使用する場合及びあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、資料の提出を省略することができる。

（エ）設計図書に定める機材の見本を提示又は提出し、材質、仕上の程度、色合、柄等について、監督職員の承諾を受ける。

③　再使用品

（ア）取外しを行い再使用する機材は、次による。

⑴　取外し前に状態及び性能・機能の確認を行い、機材に損傷を与えないように取り外す。なお、確認する状態及び性能・機能は特記による。特記がない場合は、監督職員と協議する。

⑵　状態及び性能・機能の確認の結果、修理等の必要が生じた場合は、監督職員と協議する。

⑶　取外し後、機材の清掃、洗浄等を行い、再取付後は、状態、機材の性能・機能確認を行う。なお、機材の分解・整備等による特別な清掃を行う場合は特記による。

⑷　取外し後、再取付までの間は、機器の性能・機能に支障がないよう適切に養生を行い、保管する。なお、保管場所は、監督職員と協議する。

⑸　既存の機器に配管を接続する場合は、機器接続部分の清掃を行った後に行う。

（イ）再使用できない機器類は、監督職員と協議する。

（ウ）衛生器具を再使用する場合は、写真等で取外し前の状況を監督職員に報告する。

（エ）衛生器具を再使用する場合、ボルト及びパッキン類は新品とする。

（オ）再使用する衛生器具は、取外しの前後で洗浄及び消毒を行った後、養生を行う。また、取外し及び再取付け時には、ひび割れ、傷等を確認を行う。なお、ひび割れ、傷等を確認した場合は、監督職員に報告する。

（カ）飲料用タンク及びその他の器具を再利用する場合、清掃及び消毒を行い、水質検査結果を監督職員に提出する。

（キ）既設の消火機器の形式が失効している場合は、不活性ガス消火設備等の容器弁の点検時期を確認し、監督職員に報告する。

④　機材の搬入

工事現場へ機材を搬入するごとに、品質及び性能を確認し、監督職員に報告する。但し、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。

⑤　機材の検査等

（ア）工事現場に搬入した機材は、種別ごとに監督職員の検査を受ける。但し、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。

（イ）（ア）による検査の結果、合格した機材と同じ種別の機材は、以後、抽出検査とすることが出来る。但し、監督職員の指示を受けた場合は、この限りでない。

（ウ）（ア）による検査の結果、不合格となった機材は、直ちに工事現場外に搬出する。

⑥　機材の保管

搬入した機材は、工事に使用するまで、破損、変質等がないよう保管する。なお、搬入した機材のうち、破損、変質等により工事に使用することが適当でないと監督職員の指示を受けたものは、工事現場外に搬出する。

（５）養生

①　養生範囲

既存部分の養生範囲は特記による。なお、特記がなく、工事後に使用される建築物、設備、備品等で、工事中の汚損、変色等が、工事前の状態と異なるおそれがある箇所は、養生を行うものとし、養生範囲は監督職員と協議する。

②　養生方法及び清掃

（ア）養生の方法は、特記による。特記がなければ、ビニルシート、合板等の適切な方法で行う。

（イ）固定された備品、机、ロッカー等の移動は特記による。

（ウ）仮設間仕切り等により施工作業範囲が定められた場合は、施工作業範囲外にじんあい等が飛散しないように養生する。

（エ）機材搬入通路及び撤去機材搬出通路の養生は特記による。特記がなければ、原則として、床面等に合板、ビニルシート等の適切な方法で養生を行う。

（オ）作業通路、搬入通路等に隣接して、盤等のスイッチ類がある場合は、誤操作しないように養生する。
（カ）工事に既設エレベーターを使用する場合は、合板等で養生を行い、エレベーターに損傷を与えないようにする。また、台車を使用する場合等、積載方法に応じた許容荷重を確認する。なお、使用後は、現状に復旧する。
（キ）やむを得ず切断溶接作業を行う場合は、防炎シート等で養生する。

（６）撤去

①　一般事項

（ア）撤去場所の作業環境は、本仕様書「３.共通仕様書（34）施工中の安全確保及び（35）施工中の環境保全等」による。
（イ）撤去工事は、「３.共通仕様書（24）施工条件」による施工時間とする。
（ウ）撤去前に内容物（冷媒・吸収液・廃油等）の回収を要する機器・配管は、特記による。
（エ）（ア）から（ウ）までによるほか、各機器、配管及びダクトの撤去に関しては、各編の当該事項による。

②　撤去作業の安全対策

撤去作業に伴う安全対策は、本仕様書「３.共通仕様書（34）施工中の安全確保及び（35）施工中の環境保全等」によるほか、次による。

⑴　粉じん及びほこりが発生するおそれのある撤去作業には、監督職員と協議して有効な換気装置等を設置する。
⑵　石綿の撤去は、特記による。
⑶　油関係の設備及びガス関係の設備の撤去には、火気を使用してはならない。

③　有害物質を含む撤去

撤去部に石綿、鉛、PFOS 等の有害物質を含む材料が使用されている場合は、監督職員と協議する。

④　石綿含有パッキンの撤去

（ア）ダクトのフランジ又は配管のフランジの接合部に、石綿含有パッキンを使用している場合は、労働安全衛生法、大気汚染防止法又はこれらに基づく命令若しくは地方公共団体の条例に基づき、撤去する。なお、撤去するフランジ箇所は特記によるものとし､関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への確認は、施工前に行う。
（イ）施工の手順は特記による。特記がなければ次による。
⑴　フランジ部を湿潤化の上テープを巻き、施工中の石綿の飛散を防止する。
⑵　ダクト又は配管を、フランジ部から適切に離れた箇所で切断する。
⑶　撤去したフランジ部は、石綿含有物であることが分かる袋に封入した上で、搬出まで工事関係者以外が立ち入れない場所に保管する。

⑤　既存間仕切壁の撤去

既存間仕切壁の撤去は、改修標準仕様書（建築工事編）[６章３節（既存壁の撤去及び下地補修）]による。

⑥　既存天井の撤去

既存天井の撤去は、改修標準仕様書（建築工事編）[６章４節（既存天井の撤去及び下地補修）]による。

⑦　撤去跡の補修及び復旧

（ア）壁付け機器、床置き機器、天井付け機器撤去跡の取付ボルト孔及び壁面、天井

面の変色等の補修並びに床補修等は特記による。特記がなければ、監督職員と協議する。

（イ）床、壁、天井等の撤去後の開口部の補修の方法及び仕上げの仕様は特記による。特記がなければ、監督職員と協議する。

（７）発生材の処理等

①　一般事項

（ア）発生材の抑制、再利用及び再資源化並びに再生資源の積極的活用に努める。なお、設計図書に定められた以外に、発生材の再利用、再資源化及び再生資源の活用を行う場合は、監督職員と協議する。

（イ）発生材の処理は、次による。

⑴　発生材のうち、発注者に引渡しを要するものは、特記による。なお、引渡しを要する物は、監督職員の指示を受けた場所に保管する。また、保管したものの調書を作成し、監督職員に提出する。

⑵　発生材の内､工事現場において再利用を図るもの及び再資源化を図るものは、特記による。なお、再資源化を図るものと指定されたものは、分別を行い、所定の再資源化施設等に搬入した後、調書を作成し、監督職員に提出する。

⑶　発生材は、金属（鉄、アルミニウム、ステンレス等）、樹脂（プラスチック、ビニル管等）、保温材（ロックウール、グラスウール、ポリスチレンフォーム等）、その他（コンクリート破片等）等に分けて分別収集する。

⑷　⑴から⑶まで以外のものは、全て工事現場外に搬出し、建設リサイクル法、資源有効利用促進法、廃棄物処理法、宅地造成及び特定盛土等規制法、その他関係法令等に定めるところによるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督職員に報告する。

②　産業廃棄物等

（ア）産業廃棄物の処理は、収集から最終処分までをマニフェスト交付を経て適正に処理する。

（イ）特別管理産業廃棄物の有無及び処理は特記による。

（ウ）フロン系冷媒は、改修標準仕様書（機械設備工事編）[第３編 2.4.3（冷媒の回収方法等]による。

（エ）オイルタンク、オイルサービスタンク、油管等の廃油は、関係法令に従い、専門業者により適正に処理する。

（オ）吸収冷凍機、吸収冷温水機等の臭化リチウム水溶液等は、関係法令に従い、専門業者により中和処理、焼却処分又は中間処理施設で再生処理する。

（カ）冷凍機用ブライン液は、関係法令に従い、専門業者により適正に処理する。

（キ）泡消火設備の薬剤及び水溶液は、関係法令に従い、専門業者により適正に処理する。

（８）完了検査

本仕様書「３.共通事項（50）完成検査」による。

（９）完成図等

本仕様書「３.共通事項（51）完成図等」による。

（10）本仕様書に記載されていない項目

本仕様書に記載されていない項目については、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」を適用する。

以上

１０．提出書類一覧表

工事着手前提出		（市提出部数）
□ 工事着手届	（契約後7日以内）	1 部
□ 契約工期工程表	（契約後7日以内）	1 部
□ 現場代理人届	（契約後7日以内）	1 部
□ 主任技術者又は監理技術者選任届兼誓約書（資格証明書添付）	（契約後7日以内）	1 部
□ 契約保証金納付書（控）、契約保証金納付書、契約保証金還付通知書	（契約後7日以内）	1 部
□ 役員名簿・暴力団排除条例誓約書等	（契約後7日以内）	1 部
□ 施工体系図・緊急連絡先一覧表	（契約後7日以内）	1 部
□ 請負代金内訳書	（契約後7日以内）	1 部
□ 火災保険・建設工事保険・履行保証保険等の保険証書写し	（契約後14日以内）	1 部
□ 登録内容確認書（工事実績）コリンズ　[工事請負金額 500万円以上の場合]	（契約後14日以内）	1 部
□ 建設業退職金共済証紙購入届又は建設業退職金共済証紙非購入届	（契約後30日以内）	1 部
□ 前払金申請書・前払金（保証証書）　[前払金を利用する場合]	（契約後30日以内）	1 部
□ 施工体制台帳（再下請通知書及び二次下請契約書含む） 請負契約書及び下請契約書（基本契約書・注文書・請書）の写し 技術者資格・建設業許可の写し、作業員名簿、特定技能外国人現場入場届出書の写し	（契約後30日以内）	1 部
□ 実施工程表	（契約後30日以内）	1 部
□ 総合施工計画書（仮設計画含む）	（契約後30日以内）	1 部
□ 建設廃棄物処理委託契約書（運搬・処理）写し	（契約後30日以内）	1 部
□ 再生資源利用促進計画書（再資源化を行う場合）	（契約後30日以内）	1 部
□ その他　（市が要求する書類等）		部
工事中提出（随時）		
□ 登録内容確認書（工事実績）コリンズ　[変更契約を行った場合]	（変更契約後10日以内）	1 部
□ 定例会議事録・工事打合せ議事録等		1 部
□ 月間、週間工程表又は工種別工程表		1 部
□ 月例報告書、工事進捗（履行）状況、工事管理月報等		1 部
□ 機器・使用材料・施工図等の承認願（カタログ・色見本等含む）		1 部
□ 外壁等調査報告書（外壁改修工事等を行う場合）		1 部
□ ｱｽﾍﾞｽﾄ事前調査報告書		1 部
□ その他　（市が要求する書類等）		部
工事完了時提出書類（竣工時）		
□ 工事請負契約書写し		1 部
□ 変更契約書書類写し（変更契約を行った場合）		1 部
□ 登録内容確認書（工事実績）コリンズ	（完成後10日以内）	1 部
□ 工事完了届		1 部
□ 自主検査記録		1 部
□ 工事監理者検査記録		1 部
□ 工事竣工検査願		1 部
□ 工事竣工引渡書		1 部
□ 竣工写真アルバム（工事写真含む）		1 部
□ 機器取扱説明書、保証書等		1 部
□ 機器性能試験成績表		1 部
□ ｱｽﾍﾞｽﾄ事前調査報告書		1 部
□ 試験結果報告書（ｱｽﾍﾞｽﾄ分析結果等）		1 部
□ 官公署届出写（各種届出書、検査済等）		1 部
□ 主要な材料機器一覧表（備品リスト・鍵リスト等）		1 部
□ 出荷証明書		1 部
□ 産業廃棄物処理報告書（ﾏﾆﾌｪｽﾄ票（A票、B2票、D票、E票）・集計表等添付）		1 部
□ 再資源化等報告書（再資源化を行う場合）		1 部
□ 室内空気中の化学物質濃度測定結果報告書（濃度測定を行う場合）		1 部
□ 工事記録（工事打合簿・検査立会い記録等）		1 部
□ 安全管理記録　・ 安全日誌、警備日報、足場等点検記録、使用機械・車両等の点検記録等 ・ 災害防止協議会活動記録・安全巡視、TBM、KY活動記録・新規入場者教育実施記録等		1 部
□ 週休２日制工事履行報告書（現場閉所「現場休息」履行報告書）		1 部
□ 完成図（Cadデータ、Jww形式とPDF形式共）		1 部
□ 出来高内訳書（RIBC・Excelデータ共）		1 部
□ 出来高数量計算書（Excelデータ共）		1 部
□ 変更工事図面（Cadデータ、Jww形式とPDF形式共）		1 部
□ 保証書写し（**原本は別冊にまとめ提出して下さい**）		1 部
□ 竣工図　原図版２つ折製本　A4版サイズ（表紙・背表紙文字入）		2 部
□ その他　（市が要求する書類等）		部

１１．加東市週休２日制工事特記仕様書
【建築工事（電気設備・機械設備工事含む）】

１．趣旨

本仕様書は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の趣旨に鑑み、建設業における労働環境を改善し、建設技術者を中心とする将来の担い手確保を図ることを目的に、加東市発注の建築工事（電気設備・機械設備工事含む）における週休２日制工事を促進するために、必要な事項を定める。

２．適用

加東市が発注する建築工事（電気設備・機械設備工事含む）において、本仕様書「２．工事内容」に伴う週休２日制工事に適用する。

３．用語の定義

（１）週休２日

通期の週休２日とは、対象期間において、４週８休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。次の（２）に定める期間は、振替休日の対象としない。

（２）対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（工事目的物の施工に係る現場作業が完了した日）までの期間をいう。但し、次の①～⑤に掲げる期間を含まない。

① 年末年始６日間（12 月 29 日から１月３日）
② 夏季休暇３日間
③ 工場製作のみを実施している期間
④ 工事全体を一時中止している期間
⑤ その他、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間

（３）現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場が閉所された状態をいう。

（４）現場休息

分離発注工事（一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事がある工事。以下同じ。）の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて１日を通して現場作業が無い状態をいう。

（５）週休２日の達成基準

通期の週休２日の達成は、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が 28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達していることをもって判断する。

また、現場休息率の算定において、現場休息日数には現場閉所日数を含める。

降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所日数に含める。

４．対象工事

「週休２日制工事」は、原則として加東市が発注する建築工事（電気設備・機械設備工事含む）に適用する。但し、次の①～⑥の工事は対象外とする。

① 点検・清掃・除草等の作業
② 災害に伴う緊急工事及び応急工事

③　単価契約等の工事
④　現地作業が１週間に満たない工事
⑤　設計価格が 200 万以下の工事
⑥　その他市長が対象外と認める工事

５．適正な工期の確保

「公共建築工事における工期設定の基本的な考え方」等に基づき、週休２日を前提とした適正な工期を設定する。

６．発注方式

発注者指定方式

加東市は、発注者が通期の週休２日に取り組むことを指定する方式とする。

７．積算方法

（１）補正方法

本特記仕様書で指定する方式において、４週８休以上を前提に、[別紙 1]に定める通り労務費を補正し、工事費を積算して予定価格を作成する。

（２）積算及び設計変更方法

４週８休以上を前提に、労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、４週８休に満たない場合、補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。なお、契約変更においては、加東市建設工事請負契約書第 25 条の規定に基づき減額変更を行う。

８．週休２日制工事の見える化

受注者は、施設管理者や監督職員の承諾後、週休２日制工事である旨を仮囲い等に明示する。記載内容は、工事看板例[別紙 2]を基本とする。

９．現場閉所（現場休息）の実施状況の確認

（１）工事着手前

ⅰ　監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「工事実施工程表（様式 1）」を受注者から受領し、通期の週休２日が確保されていることを確認する。
ⅱ　監督職員は、工事着手日及び工場製作のみを実施している期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定し、対象期間の設定を行う。
ⅲ　複数の工事が分離発注される工事では、他の工程の工事にも留意の上、設定を行う。

（２）工事着手後

ⅰ　監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「工事実施工程表」等により現場閉所（現場休息）の状況を確認し、受注者と調整を行う。
ⅱ　受注者は、当月の実績（通期の週休２日の場合は工事着手から当月までの実績）を「現場閉所（現場休息）実績報告書（様式 2）」に記入し、翌月 5 日までに監督職員に提出する。また、翌月の休日取得計画を「工事実施工程表（様式 1）」に記入し、当月末日までに監督職員に提出する。
ⅲ　監督職員は、受注者が作成する「工事実施工程表（様式 1）・現場閉所（現場休息）実績報告書（様式 2）」により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認する。
ⅳ　受注者は、現場閉所（現場休息）の実施状況を確認するため、監督職員から指示があった場合は、作業日報等を提示し、確認を受ける。

（３）その他の留意事項

ⅰ　監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日になどに、現場閉所（現場休息）中の作

業が発生するような指示等は行わないように配慮する。

ii　監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体工程に遅延が生じないように、各工事間（分離発注工事含む）の調整を適切に実施する。

iii　工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要が生じた場合は、その都度、監督職員は受注者と協議する。

（４）元請下請の取引の適正化

週休２日促進工事の実施に当たり、受注者は、工期や契約金額等について下請業者に不利益が生じることの無いよう、調整し連携を行う。

10. 週休２日実施の履行確認

週休２日実施の履行確認は、受注者より提出された「現場閉所（現場休息）履行報告書（様式 3）」により行う。

11. 提出書類一覧

①　「工事実施工程表（様式 1）」（Excel フォーム貸出可）
現場閉所（現場休息）の予定日を記載し、当月末までに監督職員に提出する。

②　「現場閉所（現場休息）実績報告書（様式 2）」（Excel フォーム貸出可）
当月の実績を記入し、翌月 5 日までに監督職員に提出する。

③　「現場閉所（現場休息）履行報告書（様式 3）」（Excel フォーム貸出可）
週休２日制（4 週 8 休以上）工事であることの履行確認のため、工事完成後、速やかに監督職員に提出する。

以上

加東市役所　都市整備部　都市政策課（0795-43-0517）

[別紙 1]

週休２日制度における労務費補正

加東市週休２日制工事特記仕様書【建築工事（電気設備・機械設備工事含む）】「７．積算方法」は、以下によるものとする。

１．積算方法

（１）積算及び変更方法

４週８休以上を前提に、（２）により労務費を補正し、工事費を積算して予定価格を作成する。現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、４週８休に満たない場合、契約書第 25 条の規定に基づき、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

（２）労務費の補正方法

以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

補正係数　1.02

（３）単価の補正方法

①　複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に（２）の補正係数を乗じて補正する。なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様に補正する。

②　市場単価、補正市場単価

市場単価、補正市場単価は、（２）の補正係数から算出した表１から表３の補正率を用いた以下の式により補正する。

新営工事	市場単価　×　新営補正率 補正市場単価×新営補正率
全館無人改修（基準単価の算定）	市場単価　×　新営補正率 補正市場単価×新営補正率
執務並行改修（基準補正単価の算定）	市場単価　×　改修補正率 補正市場単価×改修補正率

③　物価資料の掲載価格

掲載価格は（２）の補正係数から算出した表１の補正率を用いた以下の式により補正する。

新営工事、全館無人改修の場合	物価資料の掲載価格×新営補正率
執務並行改修の場合	物価資料の掲載価格×改修補正率

表１　建築工事の補正率

工種	摘要※	新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
ｺﾝｸﾘｰﾄ工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製ｺﾝｸﾘｰﾄ	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（ｼｰﾘﾝｸﾞ）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ｶﾞﾗｽ）	市場単価	1.01	1.10
建具（ｼｰﾘﾝｸﾞ）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事（ﾋﾞﾆﾙ系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事（ﾋﾞﾆﾙ系床材）	物価資料	1.01	1.01
仕上ユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

表 2　電気設備工事の補正率

工種	摘要	新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、２種金属線ぴ及び同ﾎﾞｯｸｽ	1.01	1.19
	ｹｰﾌﾞﾙﾗｯｸ	1.01	1.15
	位置ﾎﾞｯｸｽ及び位置ﾎﾞｯｸｽ用ﾎﾞﾝﾃﾞｨﾝｸﾞ	1.01	1.18
	ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ	1.01	1.13
	ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ｹｰﾌﾞﾙﾗｯｸ用（壁・床）	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	（電動機その他接続材 工事）金属製可とう電線管	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ｹｰﾌﾞﾙ	1.01	1.17
接地工事	（接地極工事）銅板式、銅覆鋼棒、接地極埋設票（金属製）	1.01	1.01

表 3　機械設備工事の補正率

工種	摘要	新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ﾀﾞｸﾄ用及び消音内貼	1.01	1.15
ﾀﾞｸﾄ設備	低圧ﾀﾞｸﾄ、排煙ﾀﾞｸﾄ及び低圧ﾁｬﾝﾊﾞｰ類	1.01	1.15
ﾀﾞｸﾄ付属品	既製品ﾎﾞｯｸｽ、制気口、ﾀﾞﾝﾊﾟｰ等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備（ﾕﾆｯﾄを除く）	取付手間のみ	1.02	1.22

[別紙 2]

＜　週休２日制度対象工事であることを明記する工事看板例　＞

１２．公共建築工事共通費積算基準特記仕様書

１．公共建築工事共通費積算基準の適用

令和８年度に発注する建築工事の工事価格算定は、公共建築工事共通費積算基準の「公共建築工事共通費積算基準（令和７年改訂）」を適用する。

以上

令和８年度　社会資本整備総合交付金事業

市営住宅家原団地３号棟　長寿命化工事設計図

図　面　リ　ス　ト

建　築				電　気		機　械	
図面番号	図面名	図面番号	図面名	図面番号	図面名	図面番号	図面名
A-000	表紙・図面リスト	A-016	4階平面詳細図	E-001	電気特記仕様書	M-001	機械設備工事　特記仕様書
A-001	特記仕様書（抜粋）	A-017	立面図	E-002	電気設備　1階平面図（改修前）	M-002	機械設備工事　各階平面図
A-002	改修特記仕様書(1)	A-018	A.C_Type　浴室・脱衣室改修図（改修前・改修後）、 断面展開図（改修前・改修後）	E-003	電気設備　2階平面図（改修前）	M-003	機械設備　Aタイプ（1F 2室）詳細図（撤去）
A-003	改修特記仕様書（２）	A-019	B-1.B－2.D_Type　浴室・脱衣室改修図（改修前・改修後）、 断面展開図（改修前・改修後）	E-004	電気設備　3階平面図（改修前）	M-004	機械設備　Aタイプ（1F 2室）詳細図（改修後）
A-004	改修特記仕様書（３）	A-020	雑詳細図	E-005	電気設備　1階平面図（改修後）	M-005	機械設備　B-1.B-2.Dタイプ（1，2F 2室）詳細図（撤去）
A-005	改修特記仕様書（４）	A-021	ユニットバス詳細図	E-006	電気設備　2階平面図（改修後）	M-006	機械設備　B-1.B-2.Dタイプ（1，2F 2室）詳細図（改修後）
A-006	附近見取図・配置図			E-007	電気設備　3階平面図（改修後）	M-007	機械設備　Cタイプ（2，3F 4室）詳細図（撤去）
A-007	総合仮設計画図			E-008	電気設備　ガス給湯器電源詳細図	M-008	機械設備　Cタイプ（2，3F 4室）詳細図（改修後）
A-008	改修工事概要リスト及び仮設計画図						
A-009	仕上表・洗面化粧台詳細図						
A-010	1階平面詳細図（改修前）						
A-011	1階平面詳細図（改修後）						
A-012	2階平面詳細図（改修前）						
A-013	2階平面詳細図（改修後）						
A-014	3階平面詳細図（改修前）						
A-015	3階平面詳細図（改修後）						

加　東　市　役　所
〒673-1493　兵庫県加東市社50番地　TEL：0795-42-3301(代表)

建 築 概 要

○	工事名称	令和８年度　社会資本整備総合交付金事業　市営住宅家原団地３号棟長寿命化工事
○	工事場所	加東市家原618番地2
○	用途地域	・１種低層住専　・２種低層住専　・１種中高層住専　・２種中高層住専　・１種住専　・２種住専 ・準住専　・近隣商業　・商業　・準工業　・工業　・工業専用　○ 指定なし　・ 都市公園
○	防火地域	・　防火　・　準防火　○　２２条地域　・　路線防火　・　指定なし
○	その他の地域、地区	都市計画　・　市街化　○　市街化調整　・　区域外　・　非都市計画区域 特別用途　・　・　○　指定なし 高度地区　・　第　種高度・　○　指定なし 日影規制　5mライン：4h　、10mライン：2.5h　、測定面レベル：　4m その他・　風致　・　宅造規制　・　附置義務駐車場　・　土地区画整理　・　埋蔵文化財の指定
○	容積率、建ぺい率	特否都容積率　200　%　、　特否建ぺい率　60　%
○	建築概要	敷地面積　－　m^2、都市計画道路　・　有　○　無 建築面積　－　m^2、建ぺい率　　% 延床面積　－　m^2、容積率　　% 棟　数　1　棟（別棟対象）

建物名称	3号棟					
用　途	集合住宅					
構　造	RC造					
階　数（階）	4					
建築面積（m^2）	－					
延床面積（m^2）	－					
備　考						

○	工事範囲	○ 整備棟新築工事（ユニットバス取替、洗面化粧台新設及び天井・壁取り合い補修共、3点給湯新設） ○ 干渉設置工事（浴室、洗面所、玄関）
○	注記 （別途工事等）	○ 通期の週休２日制工事

第１章　一般共通事項

※	適用	図面、特記仕様書及び関係規則書（整備協組に対する質問回答書を含む）に記載されていない 事項で本工事に関連ある事項はすべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築工事標準仕様書 （令和　最新　年版）（以下「標仕」と言う）による。 注）本工事範囲に於いて施工する空調設備工事、機械設備工事、電気設備工事は各工事特記仕 様書及び別室共通仕様書による。 改修部分については、建築改修工事特記仕様書によるものとする。　<別紙参照>
※	本特記仕様書の取扱い方	本特記仕様書の取扱いについては、場合理は※　印および　○　印のついたものを適用する。 また、特記事項欄は○ 印をつけたもの（○ 印のない場合は※　印）を適用し、○ と　◎　のある場合 は共に適用する。
※	優先順位	設計図書の優先順位は下記による。 1．現場説明に対する質問回答書　　2．現場説明書 3．特記仕様書　　4．図面　　5．標仕
※	建築材料等	建築材料の製造所、製品及び施工業者は、特記されたもの、または同等品以上とする、ただし 同等以上とする場合は監督職員の承認を受けること。
※	特殊な材料の工法	標仕に記載されていない特殊な工法は、監督職員の承認をうけて自社製品の指定工法による。
※	設備工事との取合い	設備工事に関連するコンクリート部分の貫通孔、開口部、前入　スリーブ等の補処及びその他 壁、天井のボード切の切込、下地の補強等は建築工事とし、位置は図示（建築図、設備図）に よる。製造図面が電取の建具等については、２次調整設及び場作ボックスまで本工事とする。 設備機器の位置の取合いなどを検討した施工図を提出して監督職員の承認を受ける。
※	設計基準レベル	・　ZO＝ ・　BM：
※	工事記録写真	撮影時期：工事着工時／撮影場所：※　敷地全体／屋根ノ葺及び工種毎、雪手より完了まで／工事中　衛生管理者の指示による。／業務数：監督職員指示箇所／サイズ：カラーサービス　ｎ
※	完成写真	※　外観及び屋内主要室等、監督職員の指示する箇所（約　カット）を監督職員と協議し決定し た建築写真帳により撮影する。写真はキャビネサイズをタイトル入りアルバム製本にし提出す ること。（　3　部） ※　アルミ額（390×340程度）入り　カラー4つ切り　タイトル入り　（　3　部）
※	支給材料	※　無し　・　有り
※	諸官庁手続	工事施工及び建物の使用開始（含む仮使用）に必要な書類図面の作成、及びその関係官庁への 手続申請は、施工者の責任により遅滞なく行うこと。但し、中間、完成検査に従する 申請手続きは、本工事に含まない。
○	工事実施データの作成・登録	○　適用する（コリンズ登録）　・　適用しない
◎	完成図・　施工図	※　やむを得ない事情で現場出来ない部分が生じた際に、施工記録を作成の上記指に関すること。
○	機器・材料・製品の試験及び検査	○　監督職員が立ち会う試験及び検査は下記による他、監督職員の指示による。

試験項目	検査項目	試験所
監督職員の指示による。		

○	中間技術検査	・　実施する【　　】　○　実施しない

第１章　一般共通事項（続）

※	工事用電力水道引込	・　敷地外より仮設電力引込 ・　敷地外より仮設水道引込 ○　敷地内既設の施設転用　※　不可　○　可 ◎ 有償　・　無償）
※	安全対策	※　安全　衛生：安全、衛生に関する管理は、施工者がその責任において関係法規に準拠しておこなう。
※	災害、公害防止	※　工事中の騒音、振動、汚光その他については、関係法規に従い適切な措置を取り、災害、公害が生じないようにする。
○	火災保険等	○　適用する　・　適用しない
○	電気保安技術者	・　適用する　○　適用しない
○	技能士	○　適用する　・　適用しない 適用工事種別 大工工事（型枠施工、雑製大工）、屋根工事（建築板金、瓦葺き）、板金工事（建築板金、工場板金） コンクリート工事（型枠施工、ウェルポイント施工、とび、圧送施工）、左官工事（左官）、タイル工事（タイル張り） 石工事（石材施工）、鉄筋重物工事（鉄工、鉄筋工事（鉄筋施工）、ガラス工事（ガラス施工） 塗装工事（塗装）、内装工事（壁製作、内装仕上げ施工、壁装）、建具工事（建具製作、カーテンウォール施工、ガラス施工） 造園工事（造園）、防水工事（防水施工）、さく井工事（さく井）、熱絶縁工事（熱絶縁施工） 熱絶縁工事（熱絶縁施工）、管工事（配管、冷凍空気調和機器施工）
○	発生材の処理	○　場外搬出適切処理 「建設工事に伴う資材の再資源化等に関する法律」に基づく発生材の処理を行うこと。 ・　発生材に引渡しを要するもの　（　　） ○　特別管理産業廃棄物　・廃油　・酸性　・廃アルカリ　・感染性産業廃棄物 ○　再生資源化を図るもの ○　コンクリート塊　○　アスファルト、コンクリート塊　○　建設発生木材 ○　建設発生土　○　鉄くず類
・	揮発性有機化合物の室内濃度の測定	下記室の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督員に報告する。 ○　ホルムアルデヒド　○　トルエン　○　キシレン ○　パラジクロロベンゼン　○　スチレン　○　エチルベンゼン ○　寒冷期　（　暖房室（1）～（5）、大会議室、多目的室、プレイルーム　全　8　室） ※　居住環境室内濃度測定（パッシブ型採取等）　・　厚生労働省の標準的測定法による ※　検体の採取・分析は原則として第三者機関に依頼すること。 ※　指針値を超えた場合は、発生源を特定し換気等を行った上で、施工者が負担測定を行うこと。 ※　兵庫分析センター、㈱エバテック、ひょうご環境創造協会　同等以上とする。
※	保全に関する資料	※　標仕：7.3による。 ※　監督職員の指示による。
※	特記事項	◎ 工事開始届書には指定の箇所に入れて提出のこと。

第２章　仮設工事

※	一般事項	工事に先立ち仮設計画書を作成の上、監督職員の承認を受けること。
○	仮設物の設置場所	◎ 敷地内　・　敷地外　・　指定仮置用地（・ 有償　・ 無償）
・	監督員事務所	監督員事務所の規模　※（　　）㎡程度（会議室（　　）㎡を含む） 監督員事務所の設置　※電灯　※給排水　・　監督員事務所の電話 ※専用電話　・兼用ファックス 監督員事務所の備品　※机、いす、書棚、日誌、掛時計、衣服ロッカー、冷暖房機器、検査用具、ゴム長靴 ・その他（　　）
○	購買寄事務所	○ 設置する　・ 設置しない　・ 義務設置利用（　　）
※	仮囲い	位置：◎ 図示　・　監督職員指示 種類：※ 万能鋼板（・ H-2.0t・ H-3.0t）　・ ガードフェンス（H-1.8m）　・ A型バリケード（H-1.8m）　○ 図示 門扉（施錠付）　【形状　W1.00×H1.80m 】　【種別　・ シート　・ パネル　○ キャスター】 イメージアップ他　・
○	工事用進入口	◎ 図示による
・	洗車設備	・ 流車用ピット　○ 高圧洗浄機（高圧洗浄設置程度） ※ 工事現場出入口に設け、搬土等が場外に飛散することがないようにする。
○	工事標示板（法定表示）	○ 工事名称、建築主名、請負業者名、設計者名、監理者名等記入。 ・　取付位置、大きさ、設置は監督職員の指示による。
○	設計監理者標示板	※　作成仕置のこと、詳細は監督員の指示による。
○	足場その他	○ 内部足場　種別　◎ きゃたつ、足場板等　・　図示 ○ 外部足場　種別　・ A種 ◎ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種　○　図示 材料、強度特等の選定　・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ※ 足場（仮設コンドラ、移動式避難金製く）を設ける場合は、『厚すり先行工法による足場の組立て等に関する基準』及び 『動きやすい安心感のある足場に関する基準』に適合する足場とする。 ※ 屋根工事及び小屋組の建方工事における墜落等災害対策は、JIS A 8974の施工標準に基づき、必要な屋根工事用足場を設置する。
○	落下物、飛散物などによる危害の防止	※ 工事現場からの落下物、飛散物による危害防止は下記又は同等以上の措置をする。 ○ メッシュシート（JIS A 8952に定める１類）　・ 養生シート（繊布製）（JIS A 8952に定める１類） ◎ 全網式養生枠　○ 防護棚（鉄製）　・ 防音シート　・ 防音パネル
・	仮設間仕切等の種別	仮設間仕切り等の種別

種別	下地	仕上材（厚さmm）	塗装	備考
・ A種	※ 軽鉄下地	・ 合板（※ 9.0　・　）	※ 無し	
※ B種	・ 木下地	※ せっこうボード（※ 9.5　・　）	・ 有面	
・ C種	・ 単層下地	防炎シート	―	
※ 座敷等	※ 木製部	※ 合板張り程度	※ 無し	
	・ 鉄製部	※ 片面フラッシュ程度	・ 有り	

充てん材　※グラスウール　32K（厚：50mm以上）　・

◎	仮設工事　補足事項	◎ 外壁面にアスベスト含有のある材は、足場控えを設置する場合は、高じん断型ｱﾝｶｰ16鉄丸棒等を利用すること。 ※ 解体棟に足場を設置する場合は、対象解体棟よりも1.0m長く設置すること（養生共）。

第３章　その他　追記事項

※	提出書類	

項目	書類内容	時期	部数	備考
○	契約書提	契約後７日以内	2	
○	着工届	〃	2	
○	全体工事工程表	〃	2	
○	月間工程表	毎月	2	
○	現場代理人及び主任技術者承認届書	契約後７日以内	2	経歴書添付
○	現況測量図	〃	1	高低差含む
○	現場施工体制図・施工計画書	〃	2	施工計画書添付
○	下請業者承認願書	着工前３日以内	2	経歴書添付
○	工事写真	各工程ごと、特に段階別は承めに 掛る等、建築、電気、設備共	2	
○	工事日報	毎週月曜日提出	2	
○	材料承認図い		2	
○	各種報告書		2	
○	コンクリート調合表及び強度表	コンクリート打設３日前までに提出	2	
○	抜打強力表		2	
○	竣工検査依頼	検査の３日前までに連絡		
○	中間出来高明細書	契約による出来高月日の５日以内	2	中間払いの条件がある場合
○	中間払い請求書	〃	2	〃
○	各工事施工図	各工事着工前７日以内 ※施工図は着前の上、提出提出	2	保守連絡先名簿含む
○	完了届	工事完了後竣工検査際と共に	2	
○	竣工検査願	工事完了後	2	
○	手直検査願	手直完了後	2	
○	工事終了内訳明細書	竣工月・日	2	
○	竣工図	竣工検査後	3	墨文字タイトル入り製本
○	設備関係説明書	〃	2	
○	預家書	〃	2	
○	保証書		2	
○	竣工写真	工事完了後	2	アルミ額（390×340 程度）入りカラー4つ切り
○	一年後検査干渉報告書	一年後査後	2	

別様一覧表による

※	その他	注）提出書類は必ず監員の承認を受け、施工者においても一部は保管の事。 ・　契約書は必ず署名にて交書をもって当由に独旅の事。 ・　設備は交通又は上部地盤等にて特有行する事とする（※施主・監督者に提出）。 ・　提出書類は、竣工時にファイル綴じし、提出すること。

第３章　その他　追記事項（続）

※	環境対策	※　建設副産物を少なくし、かつ廃棄・発生材の適量を図ることが出来る、環境にや さしい材料・工法を適用すること。 ※　適切な廃棄物処理を行うと共に、廃棄物量の削減に努めること。 ※　特記による他、使用材料は極力エコマテリアル（リサイクルの容易な材料、環境 負荷の少ない材料等、現場にやさしい材料）を使用するものとする。 ※　内装材・接着剤・塗料他は、特記による他、低ホルムアルデヒド・低トルエン 低キシレン材料を使用すること（E0、F☆0（同等以上））。天材料全般について、 アスベスト・重金属等の有害物質をまま使わない材料を使用すること。特に石膏ボードについては 七系、カドミウム、鉛等を含まないものとする。 ※　上記記載内容については、監督員の承認を得ること。

| | | | | | |

建築改修工事特記仕様書

※　記載集きものは特記仕様書（抜粋）による

Ⅰ　建築改修工事仕様

1．共通仕様

（1）国都及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下、「改修標仕」という。）によるまた、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下「標仕」という。）による。

（2）改修標準仕様書で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令等（条例を含む）に抵触する場合には、関係法令等の遵守（1．1．13）の規定を優先する。なお、関係法令を遵守する場合は具体的な対応策について監督職員と協議すること。

2．特記仕様

（1）項目は、番号に　印のついたものを適用する。

（2）特記事項は、☉ 印のついたものを適用する。
　☉印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
　☉ 印と ※ 印の付いた場合は、ためのガイドライン」（林野庁　平成18年2月15日）に準拠した証明書を、監督職員に提出する。

（3）特記事項に記載の［　　］内数示書号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（4）特記事項に記載の（　　）内数示書号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

章	項目	特記事項
① 一般共通事項	①一般事項	※　特記仕様書（抜粋）参照
	②発生材の処理等	※ 構外搬出適切処　・現場搬説明書による
	③環境への配慮	化学物質を放散させない建築材料等 本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の（1）から（5）までを満たすものとする。 1）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 2）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 3）接着剤はフタル酸ジーｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難燃性の可溶剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 4）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 5）1）、3）及び4）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 規制対象外 ①ＪＩＳ及び ＪＡＳ の Ｆ☆☆☆ 品 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるＪＡＳ適合品 a．非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b．接着剤等不使用 c．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d．ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 第三種 ①ＪＩＳ及び ＪＡＳ の Ｆ☆☆☆ 品 ②建築基準法施行令第２０条の７第３項による国土交通大臣認定品 ③旧 ＪＩＳ の Ｅｏ 品 ④旧 ＪＡＳ の Ｆｃｏ 品
	④材料の品質等	本工事に使用する材料等は、設計図書に定める品質及び性能と同等以上のものを使用する。ただし製造業者等が指定されている場合に同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。　［1.4.2］ 材料・機材等の製造業者等は次の（1）から（6）までのすべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。 （1）品質及び性能に関する試験データ が整備されていること （2）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること （3）安定的な供給が可能であること （4）法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること （5）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること （6）販売、保守等の営業体制が整えられていること ※製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁　平成１８年２月１５日）に準拠した証明書を、監督職員に提出する。
	⑤特別な材料の工法	改修標仕及び、標仕に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。
	⑥施工数量調査	調査範囲及び調査方法　※ 図示 既存部分の破壊を行った場合の補修方法　　※ 図示
	⑦煙股配管 ☉配線調査	※ 既存資料調査 ・放射線遮蔽試験 労働安全衛生法、「電離放射線障害防止規制」（昭和47年労働省令第41号）等に定めるところによるほか、次による。 （1）作業主任者は、エックス線作業主任者の資格を有するものとし、資格を証明するものとし、資格を証明する資料を監督職員に提出する。 （2）放射線照射量は最小限のものとし、照射中は人体に影響のない程度まで照射器より離れる。また、作業者以外の立入禁止措置を講ずる。 （3）露出時間は、コンクリートの厚さ等により、適宜選整する。 （4）付近にフィルム、磁気ディスク等放射線の影響を受けるものの有無を確認する。 （5）躯体の露出しは、表裏でズレがないように措置を講ずる。 撮影枚数　　枚 フィルムサイズ コンクリート厚さ　　ｃｍ
	⑧工事写真	工事写真 の撮り方（改訂第二版）建築編（建設大臣官房官庁営繕部監修） 解体撤去前の写真、解体中に露になった部分の写真、問題や検討が必要な部分の写真は必ず撮影し、監督員に提示すること。
② 仮設工事	①足場その他	騒音・粉じん等の対策　※ 行う　・ 行わない　[2.1.3] 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲　・図示 ※ 斫り工事を伴う工事を行なう建物は防音シート張りとする（図示） ☉ 外部足場　種別　・ Ａ種 ※Ｂ種　・ Ｃ種　・ Ｄ種　・ Ｅ種　[2.2.1] ☉ 内部足場　種別　※ きゃたつ、足場板等　　・図示　[2.2.1] 材料、撤去材等の運搬　[2.2.1]［表 2.2.1］ ・Ａ種 ※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種　[2.2.1] 足場を設ける場合、改修標仕２．２．１（ｂ）によるほか、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」による。
	②養生	既存部分の養生　※ ビニルシート等　・図示　[2.3.1] 既存家具等の養生　※ ビニルシート等　・図示 既存ブラインド、カーテン等の養生方法　※ 行わない　・ 行う（図示） ※保管場所【施設内（担当官と協議の上決定）】 固定家具等（備品）の移動　※ 行わない　・ 行う（図示）
	③仮設間仕切	仮設間仕切り等の種別　[2.3.2]［表 2.3.1］ 種別 ／ 下地 ／ 仕上材（厚さ mm）／ 塗装 ・Ａ種 ／ ※軽量鉄骨 ／ 合板（※ 9.0 ・　　）／ ※ 無し ・Ｂ種 ／ 木下地 ／ ※ せっこうボード（※ 9.5 ・　　）／ ☉ 片面 ※ Ｃ種 ／ 単管下地 ／ 防炎シート 仮設塀 ／ ※ 木鋏塀 ※ 合板張り程度 ／ ※ 無し ・鋼製塀 ※ 片面フラッシュ程度 ／ ・ 有り 充てん材　※グラスウール　32K（厚：50mm以上）　・
③ 防水改修工事	1．アスファルト防水	[3.3.2,3][表 3.1.1][表 3.3.3～10] 防水改修工法の種類 ／ 施工箇所 ／ 新規防水層の種別 保護 ・Ｐ１Ｂ ／ ・Ｂ －1　※Ｂ －2 ・Ｐ１Ｂ Ｉ・Ｔ１Ｂ Ｉ ／ ・Ｂ Ｉ－１　※Ｂ Ｉ－２ 防水 ・Ｐ２Ａ Ｉ ／ ・Ａ Ｉ－１　※Ａ Ｉ－２ ・Ｐ２Ａ ／ ・Ａ －1　※Ａ －２ 露出・Ｍ４Ｇ ／ ・Ｃ －1　※Ｃ －２ 防水・Ｍ３Ｄ ・Ｐ０Ｄ ／ ・Ｄ －1　※Ｄ －２ 屋内防水 ・Ｐ１Ｅ ・Ｐ２Ｅ ／ ・Ｅ －1　※Ｅ －２ （保護層は図示による） アスファルトの種類　※防水工事用アスファルト（３種） アスファルトの種類　※防水工事用アスファルト（３種）　[3.2.2][3.3.2] ＰＯＤ工法の改修ドレン　※ 設けない　・ 設ける　[3.2.5] 既存露出防水層表面の仕上げ塗装（Ｍ４Ｃ工法の場合）　・ 除去する　[3.2.6] 断熱工法の断熱材　厚さ（mm）　※ 25　[3.3.2] ただし、ノンフロンのもの 保護コンクリートのコンクリート種類　※ 無筋コンクリート　[3.3.2] 立上り部の保護　[3.3.2] ・ れんがの種類　※ 見え隠れ部分は市販品のれんが又は、市販品のれんが形コンクリートブロックとする。 ・ 乾式保護材の材料　※ 押出成形セメント板　厚さ 15mm 伸縮目地　・アスファルト目地　・既製目地　目地幅２５ エキスパンダイＴ５５型　ドラーフタイトＴＰＳ サンタックレベラーＦ型　クラクタイトポリソフト Ｍ３Ｄ、ＰＯＤ工法の脱気装置　※ 設けない　・ 設ける　[3.3.3]
	2．改質アスファルトシート防水	[3.4.2][表 3.1.1][3.4.3][表 3.4.1～3] 防水改修工法の種類 ／ 施工箇所 ／ 新規防水層の種別 ／ 厚さ（mm） ・Ｍ４ＡＳＩ工法 ／ ・ＡＳ－Ｖ・ＡＳ－２・ＡＳ－３ ・Ｍ３ＡＳＩ法 ／ ・ＡＳ－Ａ・ＡＳ－５・ＡＳ－６ ・ＰＯＡＳＩ工法 ・Ｍ３ＡＳＩ工法 ／ ・ＡＳＩ－１　・ＡＳＩ－２ ・Ｍ４ＡＳＩ工法 ・ＰＯＡＳＩ工法 脱気装置　※ 設けない　・ 設ける
	3．合成高分子系ルーフィング シート防水	[3.5.2,3][表 3.1.1][表 3.5.1,2] 防水改修工法の種類 ／ 施工箇所 ／ 新規防水層の種別 ／ 仕上げ塗料 ／ 使用分類 ・Ｐ４ＳＴ工法 ／ 学校体育館断熱外張り ／ ・ＳＦ－１・Ｓ－Ｍ１ ／ ※カラー ／ ※歩歩行 ・Ｓ４ＳＩ工法 ／ 六価クロム溶出低減塗装 ／ ・Ｓ－Ｆ２・Ｓ－Ｍ２ ／ ・シルバー ／ ・軽歩行 ・Ｓ３ＳＴ工法 ／ ・Ｓ－Ｍ３ ・Ｍ４ＳＴ工法 ／ 学校体育館断熱外張り ／ ・Ｓ－Ｍ１・Ｓ－Ｍ２ ／ ・Ｓ－Ｍ３ ・ＰＯＳＩ工法 ／ ・ＳＩ－Ｆ１・ＳＩ－Ｆ２ ・ＳＳＳＩ工法 ／ ・ＳＩ－Ｍ１・ＳＩ－Ｍ２ ・Ｓ４ＳＩ工法 ・Ｍ４ＳＩ工法 脱気装置　☉ 設ける　・ 設けない　[3.5.3] 目地処理　ＰＣコンクリートの場合（　　）　[3.5.4]
		既設防水改修履歴　※無し　・有り【　　】 部分改修を行う場合は、既設と同一メーカーを使用する事とする。（10年保障は無し）
	4．塗膜防水	[表 3.1.1][3.6.3][表 3.6.1～2] 防水改修工法の種類 ／ 施工箇所 ／ 新規防水層の種別 ／ 仕上げ塗料塗り ・Ｍ３Ｘ工法 ／ ／ ※ Ｘ－１ ／ ・シルバー ・Ｐ２Ｘ工法 ／ ２号建物及び３号建物　ベランダ ／ ※ Ｘ－２ ／ ☉ カラー ・Ｌ４Ｍ工法 ／ ※ Ｘ－２ ・Ｌ４Ａ工法 ／ ※ Ｘ－１ 既存塗膜防水層表面の仕上げ塗装（Ｌ４Ｘ工法の場合）　・ 除去する　[3.2.6] 脱気装置　※ 設けない　・ 設ける ・排水側溝　パラテックス　Ａ－１工法
	5．既存下地の補修及び処理	Ｌ４Ｘ工法の既存塗膜防水層表面の仕上げ塗料の除去　[3.6.3] ☉ デッキブラシで水洗い　・高圧水洗浄（10MPa程度）
	6．施工業	・工事完了後に監督員の指示する位置に取り付ける。
	7．脱気装置	[3.3.3][3.4.3][3.5.3]　[3.6.3] 種類 ／ 材質 ／ 設置数量 ☉ 平面部脱気型 ／ ・ポリエチレン樹脂　・ＡＢＳ樹脂 ／ （内訳数量参照） ☉ ステンレス　・鋳鉄 ・立上り部脱気型 ／ ・合成ゴム　・塩化ビニル樹脂 ／ （内訳数量参照） ・ステンレス　・銅 ☉ 主材料製造所の指定による
	8．シーリング	シーリング改修工法の種類　[3.7.4～7][表 3.7.1] ☉ シーリング充てん工法　・シーリング再充てん工法 ・ 笠帽シーリング再充てん工法　・ブリッジ工法 接着性試験　※行う　（※簡易接着性試験　・引張接着性試験） ・行わない
	9．水張り試験	・ 行う（試験力所：　　防水ヶ所全て　　）　・ 行わない ※　内部防水を施した箇所は必ず行うこと。
④ 外壁改修工事	1．施工数量調査	調査範囲　※ 外壁改修範囲　☉ 全外壁　[1.6.2] 調査内容 ひび割れの幅及び長さを壁面に表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。 モルタル塗仕上げ及びタイル張り仕上げについては浮き部分を表面に表示し、また打検器の形状寸法等を調査する。 コンクリート表面のはがれ及びぴっく落部を壁面に表示する。 塗り仕上げについては、コンクリートまたはモルタル表面のはがれ及びぴっく落部を壁面に表示する。また、既存塗膜と新規上塗材との適合性を確認する。 調査報告書を監督職員に提出し、確認を受けること。 調査報告書の部数　※ 2 部
	2．施工業	・工事完了後に監督員の指示する位置に取り付ける。
	3．改修材料	・ 既製鋼合モルタル　[4.4.5] 保水率（%）／ 単位容積質量（kg/ｌ）／ 接着強さ（N/mm2）標準時 ／ 接着強さ（N/mm2）温冷繰返後 ／ 長さ変化率（%）／ 曲げ強さ（N/mm2） 70.0以上 ／ 1.80程度 ／ 0.60以上 ／ 0.40以上 ／ 0.20以下 ／ 4.0以上 ・ パテ状エポキシ樹脂　[4.2.4] 初期硬化性 ／ 接着強さ ／ 圧縮強さ ／ 曲げ強さ ／ 硬化収縮率 2.0N/mm2以上 ／ 6.0N/mm2 以上 ／ 50.0N/mm2 以上 ／ 30.0N/mm2 以上 ／ 3.0（%）以下 a．均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 b．対象とする被着体を侵さず、かつ、周囲を汚損しないこと。 c．常温常湿（温度20±15℃、湿度65±20%）において製造所の指定する期間又は製造後６か月間保存した後であっても、上記の品質・性能の各項目に適合していること。 ・ 可とう性エポキシ樹脂　[4.2.4] 性能 ／ 常温物性 ／ 低温性 ／ 加熱変化 ／ 引張接着性 引張強さ ／ 1．0N/mm2以上 ／ 1．0N/mm2以上 ／ 1．0N/mm2以上 ／ 最大引張応力 1．0N/mm2 伸び ／ 30．0%以上 ／ 30．0%以上 ／ 20．0%以上 ／ 破断時の伸び10%以上 比重　表示値±０．１０ 押出し性　６０秒以下 スランプ　３mm以下 加熱減量　５%以下 a．均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 b．対象とする被着体を侵さず、かつ、周囲を汚損しないこと。 c．常湿・常温（温度２０±１５℃、湿度６５±２０%）において製造所の指定する期間又は製造後６か月間保存した後であっても、上記の品質・性能の各項目に適合していること。 ・タイル部分張替え用エポキシ樹脂　[4.4.5] 接着強さ ／ 標準 ／ 熱温硬化 ／ 7か月温水 ／ 冷熱水中繰返 ／ 酸劣化 強度（N/mm2） ／ 0.60以上 ／ 0.40以上 ／ 0.40以上 ／ 0.40以上 ／ 0.40以上 凝集破壊率（%） ／ 75以上 ／ 50以上 ／ 50以上 ／ 50以上 ／ 50以上 皮膜物性 ／ 標準 ／ 高温 ／ 低温 ／ 7か月温水 ／ 酸劣化 引張強さ（N/mm2） ／ 1.00以上 ／ 1.00以上 ／ 1.00以上 ／ 1.00以上 ／ 1.00以上 伸び（%） ／ 30以上 ／ 30以上 ／ 30以上 ／ 20以上 ／ 20以上 貯蔵安定性　容積と粘度に著しい変化がないこと。 耐熱性　ＪＩＳ Ａ 5548 に準じた試験において、８０℃で４週間、９．８Ｎおもりで安定していること。 a．外観は、均質で、有害と認められる異物の混入がないこと。 b．タイル、石材、下地等を侵すものでないこと。 c．「化学物質の審査および製造等の規制に関する法律」に基づく特定化学物質及び「労働安全衛生法」に基づく、「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。 d．常湿・常温（温度２０±１５℃、湿度６５±２０%）において製造後６か月保存しても上記の品質性能に適合していること。 e．ずれ抵抗性があること。 f．混練終結時の確認が容易なように色が明瞭であること。 ・タイル部分張替え用エポキシ樹脂　[4.2.4] 接着強さ ／ 圧縮強さ ／ 曲げ強さ 1．0 N/mm2 以上 ／ 20．0 N/mm2以上 ／ 10．0N/mm2 以上 a．こて塗りが容易で、かつ、硬化後の仕上がりが良好であること。 b．均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 c．「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。 d．形状に異常が無く、だれが生じないこと。 e．常湿・常温（温度２０±１５℃、湿度６５±２０%）において製造後６か月保存しても上記の品質性能に適合していること。
	4．アスベスト対応	湿潤+集塵機付き工具にて施工とし、発生材はアスベスト含有材として適切に処理すること。
4-1 外壁改修工事 コンクリート打放し仕上げ外壁	1．ひび割れ部改修工法	・ポリマーセメントモルタル　[4.1.4][4.2.2][4.2.5] 注入工法の種類 ／ ひび割れ幅（mm） ／ 注入口間隔（mm） ／ 注入量（ml/m） ／ 備考 ※ 自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂 注入工法 ／ 0.2以上～1.0 以下 ／ ※ 200～300 ／ ※ ・ 手動式ｴﾎﾟｷｼ樹脂 注入工法 ／ 0.2以上～0.3 未満 ／ ・ ／ ・ ・ 機械式ｴﾎﾟｷｼ樹脂 注入工法 ／ 0.3以上～0.5 未満 ／ ※ 100～200 ／ ※70 ・ 機械式ｴﾎﾟｷｼ樹脂 注入工法 ／ 0.5以上～1.0 以下 ／ ※ 150～250 ／ ※130 注入材料　[4.2.4] ※ 建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS A 6024 低粘度形又は中粘度形） 確認（コア抜取り）　※ 行わない　・ 行う（抜取り部の補修方法：　　）　[4.2.5] ・ Ｕカットシール材充てん工法　[4.1.4][4.2.2][4.2.6] 充てん材料 ／ 品質・規格等 ／ 備　考 ・ｼｰﾘﾝｸﾞ用材料 ／ ※ １成分形又は２成分形 ｵｰﾄﾘｰﾄﾞﾓﾙﾀﾙの充てん ／ ※行わない　・ 行う ※可とう性ｴﾎﾟｷｼ樹脂 ・ シール工法　[4.1.4][4.2.2][4.2.7] ・ パテ状エポキシ樹脂 ・ 可とう性エポキシ樹脂
	2．欠損部改修工法	※ 充てん工法　[4.1.4][4.2.3][4.2.8] ・ エポキシ樹脂モルタル ・ ポリマーセメントモルタル
4-2 外壁改修工事 モルタル塗り仕上げ外壁	1．既存ﾓﾙﾀﾙ塗撤去	・ 行う（※ 全面　・ 図示の範囲）
	2．ひび割れ部改修工法	・既存モルタル撤去工法（範囲は図示撤去部分の補修は、３次損部改修工法による） ※ 樹脂注入工法　[4.1.4][4.3.2][4.3.6] （※ 既存ﾓﾙﾀﾙ面　・ 既存躯体ｺﾝｸﾘｰﾄ面） 注入工法の種類 ／ ひび割れ幅（mm） ／ 注入口間隔（mm） ／ 注入量（ml/m） ／ 備　考 ※ 自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂 注入工法 ／ 0.2以上～1.0 以下 ／ ※ 200～300 ／ ※ ・ 手動式ｴﾎﾟｷｼ樹脂 注入工法 ／ 0.2以上～0.3 未満 ／ ・ ／ ・ ・ 機械式ｴﾎﾟｷｼ樹脂 注入工法 ／ 0.3以上～0.5 未満 ／ ※ 100～200 ／ ※70 ・ 機械式ｴﾎﾟｷｼ樹脂 注入工法 ／ 0.5以上～1.0 以下 ／ ※ 150～250 ／ ※130 注入材料　[4.3.5] ※ 建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS A 6024 低粘度形又は中粘度形） 確認（コア抜取り）　※ 行わない　・ 行う（抜取り部の補修方法：　　）　[4.3.6] ☉ Ｕカットシール材充てん工法　[4.1.4][4.3.2][4.3.7] 充てん材料 ／ 品質・規格等 ／ 備　考 ・ｼｰﾘﾝｸﾞ用材料 ／ ※ １成分形又は２成分形 ｵｰﾄﾘｰﾄﾞﾓﾙﾀﾙの充てん ／ ※行わない　・ 行う ※可とう性ｴﾎﾟｷｼ樹脂 ・ シール工法（※ 既存ﾓﾙﾀﾙ面　・ 既存躯体ｺﾝｸﾘｰﾄ面）　[4.1.4][4.3.2][4.3.8] ・ パテ状エポキシ樹脂 ・ 可とう性エポキシ樹脂 ・ 既存塗り仕上げ材の撤去及び補修 （※ シール工法の範囲　・　　）
	3．欠損部改修工法	[4.1.4][4.3.9～10] 改修工法の種類 ／ 材料 ／ 品質・規格等 ☉ 充てん工法 ／ ・ｵｰﾄﾘｰﾄﾓﾙﾀﾙ ※ｽﾀﾝﾄﾞｵﾌｨﾆｯｼｭ樹脂ﾓﾙﾀﾙ ／ ※ 行う　・ 行わない　・ 図示 ・ ﾓﾙﾀﾙ塗替え工法 ／ 改修標仕 4.3.10(3)(7) による塗厚25mm を超える場合の補強 ／ ※ 行う　・ 行わない　・ 図示 既製目地材　・ 適用する（形状　※ 図示　・　　）　[4.3.5]
	4．浮き部改修工法	[4.1.4][4.4.11～16][表 4.3.5～6] 改修工法の種類（モルタルを撤去しない場合） ／ ピンの本数（本/m2） 一般部 ／ ピンの本数（本/m2） 指定部 ／ 注入口数（箇所/m2） 一般部 ／ 注入口数（箇所/m2） 指定部 ／ 充てん量 注入量 ☉ ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ部分 ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法 ／ ※ 16 ・ ／ ※ 25 ・ ／ ― ・ ／ ― ・ ／ ※ 25ml ・ ・ ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ全面 ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法 ／ ※ 13 ・ ／ ※ 20 ・ ／ ※ 12 ・ ／ ※ 20 ・ ／ ※ 25ml ・ ・ ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ全面 ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法 ／ ※ 13 ・ ／ ※ 20 ・ ／ ※ 12 ・ ／ ※ 20 ・ ／ ※ 50ml ・ ・ 注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ部分 ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法 ／ ※ 9 ・ ／ ※ 16 ・ ／ ― ・ ／ ― ・ ／ ※ 25ml ・ ・ 注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ全面 ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法 ／ ※ 9 ・ ／ ※ 16 ・ ／ ※ 9 ・ ／ ※ 16 ・ ／ ※ 25ml ・ ・ 注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝﾆﾝｸﾞ全面 ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄｽﾗﾘｰ注入工法 ／ ※ 9 ・ ／ ※ 16 ・ ／ ※ 9 ・ ／ ※ 16 ・ ／ ※ 50ml ・ アンカーピン　[4.3.5] 材質　※ ステンレス SUS 304、呼び径 4mm の丸棒で全ネジ切り加工したもの 注入口付アンカーピン　[4.3.5] 材質　※ ステンレス SUS 304、呼び径外径 6mm

改修特記仕様書2

章	項目	特記事項
4-3 外壁改修工事 タイル張り仕上げ外壁	1. 既存ﾀｲﾙ張りの撤去	・外壁タイル張り全面　・図示の範囲 撤去範囲　※ 下地モルタルまで　・張付けモルタルまで　・タイルのみ
	2. ひび割れ部改修工法	改修箇所　※ 既存タイル張り面 ・既存タイル撤去面（・コンクリート面　・モルタル面） ※ 樹脂注入工法 [4.4.2][4.4.5][4.4.6] 注入工法の種類 / ひび割れ幅(mm) / 注入量(ml/m) / 備考 ※ 自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法 / 0.2以上～1.0 以下 / ※ 200～300 / ※ ・ 手動式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法 / 0.2以上～0.3 未満 / ※ 50～100 / ※40 0.3以上～0.5 未満 / ※ 100～200 / ※70 ・ 樹脂式ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法 / 0.5以上～1.0 以下 / ※ 150～250 / ※130 注入材料 [4.4.5] ※ 建築補修用注入エポキシ樹脂（JIS A 6024 低粘度形又は中粘度形） 確認（コア抜取り）　※ 行わない [4.4.6] ・ 行う（抜取り部の補修方法：　　）
		・ Uカットシール材充てん工法（既存タイル張り撤去面） ※ 特記仕様書4-1章及び4-2章に準じる
	3. 欠損部改修工法	・タイル部分張替え工法 [4.4.3][4.4.5][4.4.7] ※1カ所当たりの張替え面積が0.25㎡以上の場合は【タイル張替え工法】に準じる。 張付け材料 [4.4.5] ・ポリマーセメントモルタル ・外装タイル張り用有機系接着剤【一液反応硬化形　変成ｼﾘｺｰﾝ樹脂系】
		・タイル張替え工法 [4.4.3][4.4.5][4.4.8] ・セメントモルタル工法　・有機系接着剤 引張接着試験　※行う【改修標仕4.4.6に適合】 [4.4.8] 下地ﾓﾙﾀﾙ塗り・接着剤の接着力試験　※行う [4.4.8] コンクリート素地面の下地処理の方法【　図示　】 [4.4.8] 伸縮調整目地及び、ひび割れ誘発目地の位置　※ 改修標仕表 4.4.2 による　・図示
	4. 浮き部改修工法	[4.4.4][4.4.9～15] 改修工法の種類（モルタルを撤去しない場合） / ﾋﾟﾝの本数(本/m2) 一般部 / ﾋﾟﾝの本数(本/m2) 指定部 / 注入口数(箇所/m2) 一般部 / 注入口数(箇所/m2) 指定部 / 充てん量 注入量 ・ｱﾝｶｰﾋﾟﾝｼﾝｸﾞ部分 ﾓﾙﾀﾙ樹脂注入工法 / ※16 / ※25 / —— / —— / ※25ml ・ｱﾝｶｰﾋﾟﾝｼﾝｸﾞ全面 ﾓﾙﾀﾙ樹脂注入工法 / ※13 / ※20 / ※12 / ※20 / ※25ml ・ｱﾝｶｰﾋﾟﾝｼﾝｸﾞ全面 ｶﾞﾗﾏｰｾｯﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ注入工法 / ※13 / ※20 / ※12 / ※20 / ※50ml ・注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝｼﾝｸﾞ部分 ﾓﾙﾀﾙ樹脂注入工法 / ※9 / ※16 / —— / —— / ※25ml ・注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝｼﾝｸﾞ全面 ﾓﾙﾀﾙ樹脂注入工法 / ※9 / ※16 / ※9 / ※16 / ※25ml ・注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝｼﾝｸﾞ全面 ｶﾞﾗﾏｰｾｯﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ注入工法 / ※9 / ※16 / ※9 / ※16 / ※50ml ・注入口付ｱﾝｶｰﾋﾟﾝｼﾝｸﾞ ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入ｶﾞﾗﾏｰｾｯﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙ固定工法 / ※9 / ※16 / ※9 / ※16 / ※50ml アンカーピン [4.4.5] 材質　※ ステンレス SUS 304、呼び径 4mm の丸棒で全ネジ切り加工したもの 注入口付アンカーピン [4.4.5] 材質　※ ステンレス SUS 304、呼び径外径 6mm
	5. 陶磁器質ﾀｲﾙ	タイルの種類 [4.4.5][4.4.7～8] 施工箇所 / 用途区分 / 形状 寸法(mm) / 吸水率区分 I類 / II類 / III類 / 施釉 / 無釉 / 耐摩 有 / 無 / 耐滑り 標準 / 特注 / 色 有 / 無 / 耐害性 有 / 無 巾木 / 300×100 / ○ / - / - / - / ○ / ○ / ○ / - / ○ / - 役物：標準的な曲がり（小口、標準、二丁、屏風）の役物は一体成形とする。 タイルの見本焼き　※ 行わない　・ 行う [4.4.8] タイル張り工法 [4.4.8][表 4.4.4.5] ・セメントモルタル工法 外装タイル　・密着張り　・改良圧着張り ユニットタイル　・マスク張り　・モザイクタイル張り ・有機系接着剤工法（※ 外装タイル接着剤張り） [4.4.8] タイルの試験張り　※ 行わない　・ 行う
	6. 目地改修工法	・目地ひび割れ部改修工法 [4.4.16] ・伸縮目地改修工法 [4.4.16][表 3.7.1] シーリング用材料 種類　※ 改修標仕表 3.7.1 による
4-4 外壁改修工事 塗り仕上げ外壁	1. 除去及び下地処理	既存塗膜劣化部の除去、下地処理の工法 [4.5.4][表4.5.4～7] 工法 / 処理範囲 / 下地面の状態 ・ サンダー工法 / ※ 既存仕上面全体（既存塗膜の除去範囲は処理面積の 30% とする） / 改修特記仕様書4-1～4-3による ※ 高圧水洗工法 加圧力 ※ 50MPa以上 / ※ 既存仕上面（改修範囲のみ）（既存塗膜の除去範囲は既存塗膜の劣化部とする） ・ 塗膜はく離剤工法 ・ 水洗い工法 / ※ 上記処理範囲以外の既存仕上面全体 ・ ｱｽﾍﾞｽﾄ含有（不使用）している外壁は10MPa程度の水洗いとする
	2. 下地調整材	※ 下地調整塗材（※C－1　・C－2　・CM－2　・E　） [4.5.4][4.5.5] ※ 劣化部のみ下地調整（C-1）の上、塗装パターンを併せること。 ・ ポリマーセメントモルタル ・ 防水形仕上げ塗材E材を使用
	3. ﾏｽﾁｯｸ塗材塗り	施工箇所【　※図示　・　】 [4.6.2] 種 別　【・ A種　・ B種】
	4. 外壁用塗膜防水	施工箇所【　※図示　・　】 [4.7.2][表4.7.1] 工法　【　・ 吹付け　・ローラー塗り】 形状　【　・ 凹凸状　・ 凸部処理　・ ゆず肌状　・ さざ波状】 上記以外（　・ 砂壁状　・じゅらく状　・　） ※上記以外の場合は仕上塗料を省略 仕上塗料の種類　【　※図示　・　】 仕上塗料の耐候性【※図示　・　】 下地挙動緩衝材　【　・ 使用する　・ 使用しない】 [4.7.3]
5 建具改修工事	1. 改修工法の適用	[5.1.3] 建具の種類 / かぶせ工法 / 嵌込工法 / その他 / 適用箇所 ・ｱﾙﾐｻｯｼ製建具 / ※ / ・ / ・ 網戸張替 / ※ 建具表による ・ 樹脂製建具 / ※ / ・ / ※ 建具表による ・ 鋼製建具・外部 / ※ / ・ / ※ 建具表による ・内部 / ※ / ・ / ※ 建具表による ・ 鋼製軽量建具 / ※ / ・ / ※ 建具表による ・ ｽﾃﾝﾚｽ製建具 / ※ / ・ / ※ 建具表による ※防火戸及び特定防火戸の適用は、建具表を参照とする。 [5.1.4]
	2. 見本の製作等	・ 特殊な建具の仮組（建具符号：　　） [5.1.5]
	3. 防犯建物部品	・ 適用する（　　） [5.1.7]
	4. ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ	※再使用する　・新設する
	5. ｱﾙﾐﾆｳﾑ製建具	外部に面する建具 [5.2.2][表 5.2.1] 種 別 / 耐風圧性 / 気密性 / 水密性 / 枠見込み(mm) / 施工箇所 ・ A種 S－4 / ※A－3 / ※W－4 / ※ 70 / ※図示 ・ B種 S－5 / ・ / ・ / ・ 100 / ・ ・ C種 S－6 / A－4 / W－5 / ・ / ・ 防音ドアセット　・ 防音サッシ　・ 適用する　遮音性の等級（T－2） 断熱ドアセット　・ 断熱サッシ　・ 適用する　断熱性の等級（　）
		表面処理 [5.2.4][表 5.2.2] ※ B－1　・ B－2（※ ﾌﾞﾗｳﾝ系　・ ﾌﾞﾗｯｸ　・ ｽﾃﾝｶﾗｰ）　・ D種 屋内建具 表面処理　※ C－1種又はB－1種 ・ C－2種又はB－2種（※ ﾌﾞﾗｳﾝ系　・ ﾌﾞﾗｯｸ　・ ｽﾃﾝｶﾗｰ） アクリル樹脂焼付塗装＋フッ素樹脂焼付塗装は、2コート2ベーク（プライマー塗なし） 膜厚　４０Ｕ以上とする。（鋼製の場合も同様とする）
	6. 網戸	防虫網 [5.2.3] 網の種別　※ガラス繊維入り合成樹脂製・合成樹脂製・ステンレス製(SUS 316) 形　式　※ 外部可動式　・ 固定式 メッシュ寸法　・１６　※１８
	7. 樹脂製建具	防虫網 [5.3.2～5][表 5.3.1～2] 種別・耐風圧性・気密性・水密性・枠見込・遮音性・断熱性 ※ 建具表（性能等級）特記による 1．一般共通事項　2．建築基準法に定められた区分等 基準風速Ｖｏおよび地表面粗度区分による風圧力に対する性能を満足させること
	8. 鋼製建具	簡易気密型ドアセット　・適用する　※建具表による [5.4.2][表 5.4.1] 耐震ドアセット　・ 適用する　面内変形追随性の等級（　） 外部建具の耐風圧性の適用【　S-4　】 片開き、親子開き及び両開き戸の1枚の戸の有効開口幅が950㎜又は [5.4.4] 有効高さが2,400㎜を超える場合の鋼板類の厚さ　※図示 出入口（くつずりを除く）の鋼板 表面処理亜鉛めっき鋼板とする。 鋼板類の厚さは（標仕表１６．３．２に拘らず）以下とする。 枠類（くつずりを除く部分）：１．６ｍｍ（鋼板） 枠類（くつずり）：１．５ｍｍ（ステンレス鋼板） 戸の中骨：１．６ｍｍ（鋼板） 外部用上水切の板：１．６ｍｍ（鋼板） 製品の寸法許容差 出入口の寸法許容差については（標仕表16.4.3に拘らず）ＪＩＳ　Ａ４７０２ 出入口枠、額縁、ぜん板の組立 隅を額ぐりし廻つき溶接とする場合は（標仕表16.4.3に拘らず）面落ちしてもよい による。
	9. 鋼製軽量建具	簡易気密型ドアセット　・適用する　※建具表による [5.5.2] 耐震ドアセット　・ 適用する　面内変形追随性の等級（　） 片開き、親子開き及び両開き戸の1枚の戸の有効開口幅が950㎜又は 有効高さが2,400㎜を超える場合の鋼板類の厚さ　※図示 戸の鋼板 ・亜鉛めっき鋼板　・ビニル被覆鋼板 ・JIS　G　3313（電気亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）による。（カラー鋼板の場合） 戸の鋼板をJIS　3313による場合は（標仕16.5.4（e）に拘らず）建具製造所の仕様とする。 鋼板類の厚さは（標仕表16.4.1に拘らず）以下とする。 枠類（くつずり）：１．５mm（ステンレス鋼板） 戸（表面板）：０．６mm以上 戸（召合わせ、縦小口、包み板、掃縁）：０．６mm以上 製品の寸法許容差 出入口の寸法許容差については（標仕表16.3.3に拘らず）JIS　A　4702 による。 枠の組立 隅は廻ぐり（標仕表16.5.2に拘らず面落ちも可）又は留めとしいずれも溶接とする 戸（縦小口包み及び召合わせを含む）の組立 建具製造所の仕様とする。
	10. ｽﾃﾝﾚｽ製建具	材料 [5.6.3] 施工箇所 / 鋼材の種類 屋外 / ※ SUS304又はSUS430J1L 屋内 / ※ SUS430　・ SUS304又はSUS430J1L 表面仕上げ　※ Ｈ仕上げ　・ 鏡面仕上げ [5.6.4] 曲げ加工　※ 普通曲げ　・ 角出し曲げ（補強有り） [5.6.5] ※ 改修標仕 表5.9.1～表5.9.6 に準じる [5.9.2～3] 開閉方法 / センサの種類 ・片開き　・両開き / ※ 光線（反射）センサー ・スイングドア / ・ 熱線センサー 性能　・ SSLD-1 / ・ 音波センサー ・ SSLD-2 / ・ 光電センサー ・ DSLD-1 / ・ 電波センサー ・ DSLD-2 / ・ タッチスイッチ【・ 無線式　・ 光線式】 ・ 押しボタンスイッチ ・ 車椅子使用者用感応スイッチ 【・ 大形　・押しボタン　・ 非接触】 ・ 防錆の適用　（適用箇所は建具表による） ・ 凍結防止措置（適用箇所は建具表による） 車椅子使用者用扉の引き戸用開閉装置 [5.9.3] ※ 改修標仕 表5.9.2及び表5.9.6 に準じる
	11. 自動ドア開閉装置	
	12. 木製建具	建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞの放散量 [5.7.2] ※ Ｆ☆☆☆ かまち戸の樹種　かまち【　　】　鏡板【　　】 [5.7.2] 枠及びくつずりの材料【 図示 】 [5.7.2] 定規縁（引戸）　召合せかまちいんろう付き　・行う　・行わない [5.7.4] ふすまの上張り　※ 新鳥の子又はビニル紙種度（押入等の裏面は除く）[5.7.4] ・ 鳥の子 縁仕上　・ 塗り縁　・ 生地縁（素地）　・ 生地縁（ｳﾚﾀﾝｸﾘﾔｰ塗装）[表 5.7.10] 縁仕上　・ 塗り縁　・ 生地縁（素地）　・ 生地縁（ｳﾚﾀﾝｸﾘﾔｰ塗装）
	13. 建具用金物	マスターキー　※ 装作する　・ 製作しない　調箱　・ 適用する [5.8.4] 建具用金物 [5.8.2][表 5.8.1～2] 錠類はシリンダー箱錠（レバーハンドル）とする なお、錠前類は建具製作所の指定するものとし、監督職員の承諾を受ける ※建具用金物は建具表に準じること。 表記無き項目は、監督職員に確認の上、承諾を受けること
	14. ガラス	※建具表による [5.14.2] ・ ガラスブロック積み（※ 図示） ガラスブロック　品質 JIS A 5212によるもの [5.14.5] 寸法(mm) / 色　飾 / パターン / 防火認定 ※ クリア　・ 熱線反射 / ※ 織し ・ 乳白　・ カラー（　） / ・ 有り
	15. ｶﾞﾗｽ留め材及び溝	ガラス留め材 [5.14.2] 建具の種類 / 材　種 ｱﾙﾐｻｯｼ製 / ※ ｼｰﾘﾝｸﾞ材　・ ｶﾞｽｹｯﾄ（FIX部はｼｰﾘﾝｸﾞ材） 鋼製及び鋼製軽量 / ※ ｼｰﾘﾝｸﾞ材　・ ﾊﾞﾀ（※ 1種　・ 2種） ｽﾃﾝﾚｽ製 / ※ ｼｰﾘﾝｸﾞ材 防火戸のガラス留め材は建築基準法に基づく防火性能認定品とする。 熱線吸収ガラス及び網入ガラスの留め材は、全てシーリング（ＳＲ－１）とする。 アルミ製乙種防火戸のガラス留め材は、乙防シーリング（ＳＲ－１）不燃性バックアップ材を使用することとする。 板ガラスをはめ込む溝の大きさ [5.14.3] 改修標仕 5.12.3 以外のアルミニウム製建具及び板ガラスの場合は（社）日本建築学会 JASS 17ガラス工事「3.1 納まり寸法標準」によるほか、性能値が確認できる資料を監督職員に提出する
	16. ｶﾞﾗｽ用ﾌｨﾙﾑ	名　称 / 張り面 / 備　考 ｶﾞﾗｽ飛散防止ﾌｨﾙﾑ / ※ 内側　・ 外側 遮熱ﾌｨﾙﾑ / ※ 内側　・ 外側 品質 JIS A 5759 による
	17. 重量ｼｬｯﾀｰ	[5.11.2][表 5.11.1] ｼｬｯﾀｰの種類 ・ 管理用ｼｬｯﾀｰ / 耐風圧強度（・ 50　・ 80　・ 120 ）※外壁面のみ ・ 外壁用防火ｼｬｯﾀｰ / 耐風圧強度（・ 50　・ 80　・ 120 ） ・ 屋内用防火ｼｬｯﾀｰ ・ 屋内用防煙ｼｬｯﾀｰ 開閉機種 [5.11.2] ※ 上部電動式（手動併用）　・ 上部手動式 電動ｼｬｯﾀｰ 急降下耐動装置又は急降下停止装置を設置する [5.11.2] 障害物感知装置を設置する 屋内用防火ｼｬｯﾀｰ若しくは防煙ｼｬｯﾀｰ 危害防止機構を設置する [5.11.2] 屋外用シャッターのシャッターケース　※ 設ける　・ 設けない [5.11.2]
	18. 軽量ｼｬｯﾀｰ	開閉形式 [5.12.2][表 5.12.1] ※ 手動式　・ 上部電動式（手動併用） スラット　材質　※ 塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯 [5.12.3] ・ 塗装溶融55%ｱﾙﾐﾆｳﾑ-亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯 形状　※ ｲﾝﾀｰﾛｯｷﾝｸﾞ形　・ ｵｰﾊﾞｰﾗｯﾋﾟﾝｸﾞ形 [5.12.4] ガイドレール等 [表 5.12.2] ※ 鋼板製　・ ステンレス製 SUS 304（厚さ 1.5mm） 耐風圧強度　・ 50　・ 65　・ 80 [5.12.2]
	19. ｵｰﾊﾞｰﾄﾞｱｰﾑﾄﾞ	[5.13.2～4][表 5.13.1～2] セクション材 / 開閉方式 / 収納形式 / ガイドレールの材質 ※ ｽﾁｰﾙﾀｲﾌﾟ / ※ バランス式 / ・ スタンダード形 / ・溶融亜鉛めっき鋼板 ・ ｱﾙﾐﾆｳﾑﾀｲﾌﾟ / ・ チェーン式 / ・ ローヘッド形 / ※ステンレス鋼板（SUS 304） ・ ﾌｧｲﾊﾞｰｸﾞﾗｽﾀｲﾌﾟ / ・ 電動式 / ・ ハイリフト形 ・ バーチカル形 耐風圧性能（JIS A 4715による）　・ 50　・ 75　・ 100　・ 125
6 内装改修工事	① 改修箇所	既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修箇所 [6.1.3] ※ 壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・ 図示の範囲 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修箇所 ※ 壁面より両側 600mm 程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・ 図示の範囲 天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修 ※ 既存のまま ・ 図示の範囲
	② 既存床の撤去並びに下地補修	ビニル床シート等の除去　※ 仕上げ材のみ（接着剤とも） [6.2.2] ・ 下地モルタルとも（※ 図示の範囲　・除去範囲全て） 合成樹脂塗り床材の除去工法　・ 機械的除去工法　・ 目荒し法 改修後の床の清掃範囲　※ 改修箇所の室内
	③ 既存壁の撤去並びに下地補修	間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 [6.3.2][4.3.10] ※ 図示 ・ モルタル塗り（塗り厚 25mm を超える場合の補強　※ 行う　・ 行わない）
	④ 木下地等	木材の品質 [6.5.2][表 6.5.1～2] ※ 改修標仕 6.5.2 による　・ 市販品 間仕材等　・使用する（使用箇所　　） 現場搬入時の木材の含水率　※A種　・B種 樹種　※ 改修共仕表 6.5.2 による ・ 代用樹種を適用しない箇所（　　） 保存処理木材を適用する箇所（　　） 間伐材等：間伐材、林地残材又は小径木であること。
	⑤ 造作用集成材等	[6.5.2] 種 別 / 施工箇所 / 強度等級・材面の品質 性能・使用環境・樹種名・規格等 ・造作用集成材 / ※図示 ・化粧ばり造作用集成材 ・造作用単板積層材 ・直交集成材
	⑥ 接着剤	ホルムアルデヒドの放散量　※ Ｆ☆☆☆ [6.5.2]
	⑦ 防腐・防蟻処理	※防腐処理　※ 行う（※ 図示　・　） [6.5.5] 種類、品質（　　） ・防蟻処理　・ 行う（※ 図示　・　） 種類、品質（　　）
	⑧ 床板張り用合板及びその他の合板	[6.5.2] 種 別 / 施工箇所 / 厚さ(mm) / 接着程度 / 表板の樹種名 品質・等級・性能等 / 防虫処理 / その他 ・普通合板 / / / ※1類 ・2類 / / ・有 ・無 / ・難燃処理 ・防災処理 ・構造用合板 / / / ・特類 ※1類 / / ・有 ・無 / ・難燃処理 ・防災処理 ・化粧ばり構造用合板 / / / ・1類 ・2類 / / ・有 ・無 / ・難燃処理 ・防災処理 ・天然木化粧合板 / / / ・1類 ・2類 / / ・有 ・無 / ・難燃処理 ・防災処理 ・特殊加工化粧合板 / / / ・1類 ・2類 / / ・有 ・無 / ・難燃処理 ・防災処理 ・ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ / / / ・1類 ・2類 / / ・有 ・無 / ・難燃処理 ・防災処理 ・構造用ﾊﾟﾈﾙ / / / ・1類 ・2類 / / ・有 ・無 / ・難燃処理 ・防災処理 ・ＭＤＦ / / / ・1類 ・2類 / / ・有 ・無 / ・難燃処理 ・防災処理 間伐材等：間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であること。

加東市役所
〒673-1493　兵庫県加東市社印藤地　TEL：(0795)-42-3301(代表)

令和8年度　社会資本整備総合交付金事業
市営住宅家原団地3号棟長寿命化

工事設計図

改修特記仕様書2

作成年月日 '25.10

縮尺 - A3縮小 -

承認	承認	担当	担当	担当

物件番号 25012

図面番号 A － 003

章	項目	特記事項
⑥ 内装改修工事	9. 軽量鉄骨 天井下地	野縁等の種類 [6.6.2][表 6.6.1] 屋外（・19形 ※25形） 屋内（※19形 ・25形） 野縁等の間隔 [6.6.3][表 6.6.2] 屋外の野縁等の間隔は、改修標仕6.6.3及び表6.6.2に準じる ただし、補強が必要な部分には所定の補強を行うこと 【対応箇所： 】 工法 [6.6.4] 既存の埋込インサート ⊙使用する ・使用しない あと施工アンカーの引抜き試験 ・行う ※行わない あと施工アンカーの材料 ※金属系アンカー ・接着系アンカー ダクト等によってつりボルトの間隔が 900㎜ を超える場合は補強すること ※天井ふところ1．5ｍ以上の場合は吊りボルトの補強を行う ※天井ふところ 3．0ｍ を超える場合の補強 ※図示 耐震性を考慮した補強 【※図示 】 屋外軒天井及びピロティー天井等における耐風圧性を考慮した補強 【※図示 】
	10. 軽量鉄骨壁下地	スタッドの高さが 5ｍ を超える場合 [6.7.3][表 6.7.1] 【※図示 】
	11. ビニル床シート ビニル床タイル及びゴム床タイル張り	・ビニル床シート [6.8.2] 種別 / 厚さ(mm) / 記号 / 施工箇所 / 備考（色柄等） 既設合わせ / 2.3 / / 脱衣室 / 工法 ※熱溶接工法 ・突付け（施工箇所： ） ・ビニル床タイル [6.8.2] 種別 / 厚さ(mm) / 記号 / 施工箇所 / 備考（色柄・寸法等） ・特殊機能床材 [6.8.2] 種別 / 厚さ(mm) / 施工箇所 / 備考（性能・寸法等） ・帯電防止床シート / / / / ・帯電防止床タイル ※コンダクションビニル床タイル / / / 体積抵抗値 1.0×10⁷ Ω ・耐荷重性床シート / / / / ・視覚障害者用床タイル【屋内】JIS T 9251に準じるもの / / / ⊙塩ビ ・磁器質タイル ・合成ゴム ・視覚障害者用床タイル【屋外】JIS T 9251に準じるもの / / / （・貼付用・埋込用・裏面ロング）・コンクリート製 【寸法： 】 ・防滑性床シート / / / / ・防滑性床タイル / / / / ・合成ゴム床タイル [6.8.2] 種別 / 厚さ(mm) / 施工箇所 / 備考（性能・寸法等） ・下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合 / ソフト幅木 [6.8.2] 厚み(mm)【※1.5 ・ 】 材質 【※軟質 ・硬質】 高さ(mm)【⊙60 ・75 ・100】 接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆ [6.8.2]
	11. カーペット敷き	・織じゅうたん [6.9.2～3][表6.9.1～2] 種別 / パイル形状 / 色柄等 / 備考 ・A種 / ・カットパイル / ※無地 ・柄物（標準品） / ・C種 / ・ループパイル / ・併用 / 耐電性 ※人体帯電圧3kV以下 ・タフテッドカーペット [6.9.2～3][表 6.9.2] パイル形状 / パイル長(mm) / パイル形状 / 備考 ・カットパイル / ※5～7 / ※全面接着工法 ・グリッパー工法 / ・ループパイル / ※4～6 / / ・併用 / ・ / / 耐電性 ※人体帯電圧3kV以下 ・タイルカーペット [6.9.2～3][表 6.9.2] パイル形状 / 種類 / 寸法(mm) / 厚さ(mm) / 備考 ・カットパイル / ※第A種 / ※500×500 / ※6.5 / / ・ループパイル / ・第B種 / ・ / ・ / 【※市松敷き ・ 】 ※限界部は規格流し ・併用 / 耐電性 ※人体帯電圧 3kV 以下（フリーアクセスフロア敷設範囲） 見切り、押え金物の材質、種類及び形状 ※図示 接着剤のホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆
	12. ポリスチレンフォーム床下地材	ノンフロンのもの 畳下地 厚さ(mm) ※40 ・65 ・80 (不燃) フローリング張 厚さ(mm) ※80 ・95 (不燃)

章	項目	特記事項
	13. 合成樹脂塗床	[6.10.3][表 6.10.1～8] 種別 / 備考（仕上げ等） 厚膜型塗床材 ・弾性ウレタン樹脂系塗床材 / ・平滑仕上げ ・防滑仕上げ ・艶消し仕上げ【 】 厚膜型塗床材 ・エポキシ樹脂系塗床材 / ・薄膜流しのべ工法（※平滑 ・防滑） ・厚膜流しのべ工法（※平滑 ・防滑） ・樹脂モルタル工法（※平滑 ・防滑）【 】 薄膜型塗床 ・エポキシ樹脂系塗床材 / ※平滑仕上げ【 】 ホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆
	14. フローリング張り	[6.11.2～7][表 6.11.1～5] 種別 / 性能 / 備考 ・複合フローリング / ・釘止め工法（・根太張り ・直張り） ・接着工法 樹種 ※なら ・ 種別 ※A種 ・B種 ・C種 / 接着剤を併用すること ・フローリングボード ・フローリングブロック / ・釘止め工法（・根太張り ・直張り） ・接着工法 樹種 ※なら ・ / 接着剤を併用すること ホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆ 仕上げ ・ウレタン樹脂ワニス塗り ・
	15. 畳敷き	種別 [6.11.2～7][表 6.11.1～5] ・A種 ・B種 ・C種 ・D種（・KT－Ⅰ・KT－Ⅱ ・KT－Ⅲ ・KT－K ・KT－N） 防虫処理 ※防虫加工紙 ・高周波処理（日本高周波畳協会会員による処理）
	16. せっこうボード及びその他のボード張り	[6.13.2][表 6.13.1] 種類 / 厚さ（mm）、規格等 ・硬質木毛セメント板 / ・15 ・20 ・25 ・普通木毛セメント板 / ・15 ・20 ・25 ・硬質木片セメント板 / ・15 ・20 ・25 ・普通木片セメント板 / ・30 ・ ・けい酸カルシウム板 / ※0.8PK タイプ2（無石綿）（・6・8・ ） ・化粧ボード（・6・ ・ ） ・ロックウール化粧吸音板 / ※フラットタイプ （※9(不燃) ・12 ・ ） ・凹凸タイプ（※12（不燃） ・15 ・19 ・ ） ・せっこうボード / ※12.5(不燃) ・9.5(不燃・準不燃) ・不燃積層せっこうボード / ※9.5(不燃) 化粧無（下地張り用） 化粧有（トラバーチン模様） ・耐水せっこうボード / ※12.5（不燃） ・硬質せっこうボード / ・12.5（不燃） ・15.0（不燃） ・せっこうラスボード / ※9.5 ・化粧せっこうボード / ※9.5（準不燃）（不燃） ・普通合板（難燃処理） / ・生地、透明塗料塗り（ラワン合板程度） ・不透明塗料塗り（しな合板程度） ・メラミン樹脂化粧板 / JIS K 6903 による 厚さ ・1.2 ・3.0【 】 ・ミディアムデンシティファイバーボード / ・3 ・7 ・9 ・12 ・単板張りパーティクルボード / ・無研磨板 VN ・研磨板 VS ・10 ・12 ・15 ・18 ・パーティボード（素地） / ・素地 ・RN-HB ・RS-HB ・2.5 ・3.5 ・5 ・7 ・インシュレーションボード / T-1B ・A-1B ・S-1B ・9 ・12 ・15 ・18 ・ロックウール吸音ボード / ※25 ・ ・グラスウール吸音ボード32K / ※25 ・ ホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆ 軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材 ・適用する （・シーリング材 ・ジョイントコンパウンド）
	17. 壁紙張り	[6.14.2] 施工箇所 / 防火性能 / 備考（壁紙の種類等） 居室 / ・不燃 ・準不燃 ・難燃 / ・不燃 ・準不燃 ・難燃 / ・不燃 ・準不燃 ・難燃 / ホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆ 素地こしらえ [6.14.3][表 7.3.4][表 7.3.7] モルタル、プラスター面 ※B種・A種（施工箇所： ） せっこうボード面 ※B種・A種（施工箇所： ）
	18. モルタル塗材料	吸水調整材 [6.15.3] 全固形分（%） / 吸水性（g） / 接着強度(N/mm2) / 表面破断率（%） 表示値±1.0以内 / 30分間で1g以上 / 1.0以上 / 50以下 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。 防水剤（防水モルタル塗りの混入剤） 防水剤の種類 建築用のモルタルに用いるセメント防水剤（JIS A 1404 による試験） 混合割合 / 凝結時間 / 曲げ及び圧縮強度比 / 吸水比 / 透水比 セメント重量の5%以下 / JIS R 5201の試験Bにて 始発 1時間以上 終結 10時間以内 / 70%以上 / 95%以下 / 80%以下 294.0KPa/h 膨張性のひび割れおよびそりがないこと。JIS R 5201 の試験 9
		既製目地材 ※適用しない ・適用する

章	項目	特記事項
	19. 陶磁器質タイル張り	タイルの種類 [6.16.2] 施工箇所 / 用途区分 / 形状寸法(mm) / 吸水率区分：精正類 / 準精正類 / 普通類 / 施釉 / 無釉 / 役物：有 / 無 / 色：標準 / 特注 / 耐凍害性：有 / 無 巾木 / / 300×100 / ○ / - / - / - / ○ / - / ○ / ○ / - / ○ / - 役物：標準的な曲がりの役物は一体成形とする タイルの見本焼き ※行わない ・行う タイルの試験張り ※行わない ・行う タイル張り工法 ・セメントモルタル工法 内装タイル ・密着張り ・改良圧着張り ユニットタイル ・マスク張り ・モザイクタイル張り ・有機系接着剤工法（※内装タイル接着剤張り）
	20. 浴室天井材	市販品 材質 / 表面仕上げ / 性能 / 幅(mm) / 備考 ※アルミニウム製 / ※焼付け塗装品 ・アルマイト処理品 / 準不燃品 / ※200 ・100 / 回り縁は種付き とし、製造所の標準品とする。
	21. 断熱材	種類 / 施工箇所 / 厚さ(mm) / 品質等 ・押出法ポリスチレンフォーム保温材 / ※2種b / ※一般部 ・ / ※25 ・ / ※3種b（スキン層付） / ・接地部分 ・ / ※25 ・ / ・フェノールフォーム保温材 / ※A種 / ・ / ・ / ・現場発泡断熱材 / ※A種1 / ※断熱材補修部分 / — / ・一般部 ・ / ※25 ・ / ※難燃性 ホルムアルデヒドの放散量 ※F☆☆☆☆
	22. フリーアクセスフロア	施工箇所 / 構法 / 仕上高(mm) / 適用地震時水平力 / 耐荷重性能 / 表面仕上げ材 / 備考 ・パネル構法 / ・1.0G ・3.000N / ・帯電防止床タイル ・溝構法 / ・0.6G ・5.000N / ・タイルカーペット ・パネル構法 / ・1.0G ・3.000N / ・帯電防止床タイル ・溝構法 / ・0.6G ・5.000N / ・タイルカーペット ・パネル構法 / ・1.0G ・3.000N / ・帯電防止床タイル ・溝構法 / ・0.6G ・5.000N / ・タイルカーペット 耐震性能 5000N、高さ 300 以上については、平成元年建設省告示第1322号「耐震型フリーアクセスフロアの開発」の建設技術評価において評価を取得したもの又は同等品とする。 表面仕上げ材の品質・規格等は、各内装工事による スロープ及びボーダー ※製造所の標準仕様 ・図示 コンセント等の取付け対応 ※製造所の標準仕様 コンセント本体は別途設備工事）コンセントの箇所数は図示 配線用取り出しパネル 配線取り出し開口：パネル1枚につき40mm×80mm程度の開口1ヶ所以上 フリーアクセスフロア全体面積に対する設置割合 ※20～30 パーセント 空調用吹き出しパネル ※無し ・有り（※固定式 ・可変式 ：施工箇所は図示）
	23. 可動間仕切	構造形式 / パネル部の総厚さ(mm) / 表面材種厚さ(mm) / 表面仕上げ / 遮音性能 / 防火性能 ・スタッド式 ・スタッドパネル式 ・⊙パネル式 / ・ / ※鋼板（※0.6・0.8） ・ / ※メラミン樹脂又はアクリル樹脂焼付け ・ / ・あり（ ） ・なし / ・あり ・なし
	24. 移動間仕切	フリーアクセスフロアの開発」の建設技術評価において評価を取得したもの又は同等品とする。 遮音性能 / 厚さ(mm) / 表面材 / 表面仕上げ / 操作方法 ・一般タイプ / / ※鋼板 ・ / ・塩付け塗装 ・壁紙張り / ・手動式 ・電動式 ・部分電動式 ・遮音タイプ（36db以上） / / ※鋼板 ・ / ・塩付け塗装 ・壁紙張り / ・手動式 ・電動式 ・部分電動式 遮音性能は JIS A 6512 の遮音試験に準拠する 表面仕上げの壁紙張りの品質は 22 壁紙張りによる
	25. トイレブース	表面仕上げ材 ※メラミン樹脂系化粧板（標準色 アルミ製コーナーエッジ付き） ・ポリエステル樹脂系化粧板 足形状 ※幅木型 ・足金物型
	26. 階段滑止め	材種 ステンレス SUS 304 形状 ビニルタイヤ入り 両端フラットエンド ※有り（・ステンレス製 ※ビニル製）・無し 幅(mm) 約35 取付け工法 ※接着工法 ・埋込み工法
	27. 階段手すり	種別 / 施工箇所 ※鉄手摺 SUS304 HL仕上（ 径 約34.0mm） / ・ビニル製ハンドレール（幅 約50mm） /
	28. 黒板及びホワイトボード	種類 / 寸法(mm) / 色彩 / 備考 ・黒板 / ※焼付け / ※緑・黒 / ※平面・回面・スリーン付引分 ※緑・黒 / ・ホワイトボード / ※ほうろう / ※白 / ※平面・回面・スリーン付引分
	29. 表示	衝突防止表示 ※図示（市販品 ※ステンレス製 径約40mm ・ ）（※両面 ・片面） ・無し 表示標識 案内用図記号については JIS Z 8210 による 誘導標識、非常用進入口表示等は市販品とし、その他は共通詳細図による。 製造所 監督職員の承諾する製造所

章	項目	特記事項
	30. ブラインド	・既存再使用する（養生方法： ） ・新設する 形式 / 種類 / スラットの材質 / スラットの幅(mm) ※横型 / ※ギア式 ・コード式 ・操作棒式 / ※アルミニウム合金製 ・ / ※25 ・ ・縦型 / ・1本操作コード ※2本操作コード / ・アルミスラット ・クロススラット / ・80 ・100
	31. ロールスクリーン	防炎性能 ※有り 製造所 性能の確認できる資料を監督職員に提出する 施工箇所 / 装置：電動 / 手引 / 性能（防炎性能） / 備考
	32. カーテン・暗幕	・既存再使用する（養生方法： ） ・新設する 施工箇所 / 形式：片引 / 分割 / 電動 / 装置：紐引 / 手引 / ひだの種類 / 性能 / 備考 体育館 / / / / / / / /
	33. カーテンレール	・既存再使用する ・新設する 材種 ※アルミニウム製 ・ステンレス製
	34. ブラインドボックス及びカーテンボックス	⊙既存再使用する ⊙新設する ・市販品（アルミニウム製 押出し型 材） 溝幅×深さ(mm) ・90×150 ・120×80 ※120×150 ・150×80 ・ 色彩 ※B－1 ・B－2（※ブラウン系 ・ブラック⑦ ・ステンカラー） ⊙図示
	35. 天井点検口	材質 アルミニウム製（※額縁タイプ ・目地タイプ）
	36. 床点検口	材質 アルミ製（⊙ステンレス受け枠 ※アルミ製 ・ステンレス製）
	37. 鋼製書架及び物品棚	種類 / 規格等 / JISによる種類 ・鋼製書架 / JIS S 1039 の規格による / ・1種 ・2種 ・3種 ・鋼製物品棚 / / ・4種 ・5種 ・6種
	37. くつふきマット	市販品 材質 ・塩化ビニル製（コイル状 ステンレス製受枠） ・ビニル製（ステンレス製受枠） ・硬質アルミニウム製（受枠とも） ・ステンレス製（受枠とも）
	38. 流し台ユニット	種類 / 寸法（L＝ mm） / 適用内容 / 規格・品質等 ・流し台 / ※1200 ・1500 ・1800 / トラップ付き / ※普及住宅部品（セクショナルキッチンⅠ型） ・コンロ台 / ※600 ・700 / バックガード ※有り ・つり戸棚 / ※1200 ・900 ・600 / ・水切り棚 / ※1200 ・900 / ステンレス製※1段式 / ※市販品
	39. 屋内掲示板	枠の材質 ※ステンレス製 表面の材質 ※ゴムタイル 厚9.0
	40. 洗面カウンター	材種 ・メラミン樹脂化粧板張り（心材：集成材） ・人工大理石 奥行き(mm) ・約450 ・約600
	41. 収納家具	材質 形状・寸法 ※図示 合板類、MDF 及びパーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量 ※規制対象外 ・第三種
	42. 防煙垂れ壁	⊙固定式 材質 / 厚さ(mm) / 高さ(mm) / 備考 ※網入り磨板ガラス ・絞入り磨板ガラス / ※6.8 ・ / ※500 ・ / アルミ製枠付き ⊙在来【 スタッド65型+P.Bt=12.5ビニルクロス貼り（両面） 】 ・可動式 種類 / 材質 / 高さ(mm) / 備考 ・垂壁降下式（巻取り型） / ※不燃布（不燃認定品） / ※500 ・800 ・ / ガイドレール ※固定式（壁埋込型） ・可動式（天井収納型） ・回転降下式 / 鋼板製 又はアルミ製 / ※500 ・800 ・ / 表面仕上げ ※天井材張り 降下機構 煙感知器連動及び手動開放装置（埋込型）
	42. 補助手摺	⊙手摺H=600mm T11206/TOTO同等以上
	43. ユニットバス	⊙ユニットバス（1,200×1,600）/LIXIL同等以上 ※詳細図参照
	44. 洗面化粧台	⊙オフト／扉タイプ／2ハンドル混合水栓 /LIXIL同等以上 ※詳細図参照 1面鏡／LED照明

加東市役所
〒673-1493 兵庫県加東市社印南地 TEL：0795-42-3301(代表)

令和8年度 社会資本整備総合交付金事業
市営住宅家原団地3号棟長寿命化

工事設計図

改修特記仕様書3

作図年月日	縮尺
'25.10	- A3縮小 -

承認	承認	担当	担当	担当	物件番号	図面番号
					25012	A－004

改修特記仕様書4

令和８年度　社会資本整備総合交付金事業
市営住宅家原団地３号棟長寿命化

工事設計図

作成年月日：'25.10　　縮尺：A3縮小 －

承認	承認	担当	担当	担当

物件番号：25012　　図面番号：A － 005

加東市役所
〒673-1493 兵庫県加東市社印藤地　TEL：(0795)-42-3301(代表)

⑦ 塗装改修工事

①.材料

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量：F☆☆☆☆　[7.1.3]
屋内の壁及び天井仕上げ材は、防火材料とする。

②.見本

見本帳又は見本塗板により監督員に承認を得ること。　[7.1.5]
次の部分は、サンプル作成すること【箇所：　　】

③.下地調整

[7.2.2～7][表 7.2.1～7]

下地面の種類	下地調整の種別	備考
木部	・RA種　※RB種	
鉄鋼面	・RA種　※RB種	
亜鉛めっき面	・RA種　※RB種	
亜鉛めっき面（鋼製建具）	※RB種　・RC種	
モルタル、プラスター面	・RA種　※RB種	
ｺﾝｸﾘｰﾄ、ＡＬＣパネル面	・RA種　※RB種	（2-UE）、（2-ASE）及び（2-FUE）、は除く

既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修　[表 7.2.4～6]
・行わない　※行う（外壁改修工事参照）

④.2液型ｳﾚﾀﾝ ｳﾚﾀﾝｴﾅﾒﾙ塗り及び常温乾燥形ﾌｯ素樹脂ｴﾅﾒﾙ系

下地の種類	新規の塗り種別	塗り替えの種別
鉄面	※A種　・B種	・A種　※B種
亜鉛めっき面	※A種　・B種	・A種　※B種
ｺﾝｸﾘｰﾄ及び押出成型セメント面	※A種　・B種	・A種　※B種

⑤.塗装塗り

[7.4.2～7.15.2][表7.4.1～7.15.1]

塗装の種類	塗装面	工程 塗替え	工程 新規
・合成樹脂調合ﾍﾟｲﾝﾄ塗り(SOP) [7.4.3]	木部（外部） [7.4.3]	※B種	※A種
	木部（内部） [7.4.3]	※B種	※B種
	鉄鋼面 [7.4.4]	※B種	・A種・B種
	亜鉛めっき鋼面 [7.4.5]	※B種	※B種
	銅製建具 [7.4.5]	※A種	※B種
・ﾌｯ化酸樹脂ｴﾅﾒﾙ塗り(FE)	屋内木部 [7.6.2]		
	鉄鋼面 [7.6.3]		
	亜鉛めっき鋼面 [7.6.3]		
・ｱｸﾘﾙ樹脂非水分散系塗料塗り（NAD）	屋内のｺﾝｸﾘｰﾄ面・ﾓﾙﾀﾙ面 [7.7.2]	※B種	※B種 (18.8.2)
・耐候性塗料塗り(DP)	鉄鋼面 上塗り [7.8.2]	・A種 ・B種 ・C種	※A種
	・1級（ふっ素樹脂塗料） ・2級（ｱｸﾘﾙｼﾘｺﾝ樹脂塗料） ○3級（ｳﾚﾀﾝ樹脂塗料） [7.8.2]		
	亜鉛めっき鋼面 上塗り [7.8.3]	・A種 ・B種 ・C種	※A種
	・1級（ふっ素樹脂塗料） ・2級（ｱｸﾘﾙｼﾘｺﾝ樹脂塗料） ○3級（ｳﾚﾀﾝ樹脂塗料） [7.8.3]		
	コンクリート面 [7.8.4]	・A一1種・A一2種・B一1種・B一2種・C一1種・C一2種	・A種 ・B種 ・C種 (18.7.4)
	押出成形セメント板面 [7.8.4]	・A一1種・A一2種・B一1種・B一2種・C一1種・C一2種	・A種 ・B種 ・C種 (18.7.4)
・つや有り合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り(EP-G)	屋内木部 [7.9.3]	※B種	※A種
	屋内鉄鋼面 [7.9.4]	※B種 [7.9.4]	・A種・B種
	屋内亜鉛めっき鋼面 [7.9.5]	※B種 [7.9.5]	・A種・B種
	コンクリート面 [7.9.2]	※B種 [7.9.2]	・A種・B種
	モルタル面 [7.9.2]	※B種 [7.9.2]	・A種・B種
	プラスター面 [7.9.2]	※B種 [7.9.2]	・A種・B種
	せっこうボード面 [7.9.2]	※B種 [7.9.2]	・A種・B種
・合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り(EP)	塗装面 [7.10.2]	※B種 [7.10.2]	・A種・B種
	コンクリート面 [7.10.2]	※B種 [7.10.2]	・A種・B種
	モルタル面 [7.10.2]	※B種 [7.10.2]	・A種・B種
	プラスター面 [7.10.2]	※B種 [7.10.2]	・A種・B種
	せっこうボード面 [7.10.2]	※B種 [7.10.2]	・A種・B種
合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝ模様塗料塗(EP-T)	屋内ｺﾝｸﾘｰﾄ面・ﾓﾙﾀﾙ面 ﾌﾟﾗｽﾀｰ面・石膏ﾎﾞｰﾄﾞ面・木部など [7.11.2]	・A種 ※B種 ・C種 [7.11.2]	・A種 ・B種
・ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)	木部 [7.12.2]	・A種 ※B種 [7.12.2]	・A種 ※B種
・クリアラッカー塗り(CL)	木部 [7.5.2]	・A種 ※B種 [7.5.2]	・A種 ※B種
・オイルステイン塗り(OS)	木部 [7.13.2]	[7.13.2]	
・木材保護塗料塗り(WP)	木部 [7.14.2]	・A種 ※B種 [7.14.2]	・A種 ※B種

合成樹脂調合ペイント塗りの塗料の種別　※１種　[7.4.2]

⑥.その他塗装

○屋根（カラーベスト面）：特殊繊維強化型水性塗料
アミユート/まつうえペイント同等以上

8 耐震改修工事

＜耐震＞
1.既存部分の処理
適用範囲　[8.21.3]
※既存コンクリートとの打継ぎ面
※既存コンクリートとモルタル又はグラウト材の充てん部の接合面

既存コンクリートの目荒らしの程度
○既存柱、梁面　打継ぎ面の15～30%程度
○既存壁　打継ぎ面の10～15%程度
・

既存コンクリートの目荒らしの範囲
○平均深さ 2～5mm（最大7mm）程度の凹面を、全体にわたってつける。
・

2.現場打ち鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ壁の増設工事
コンクリートの打込み工法の種類　[8.21.8]
○流込み工法　・圧入工法

3.柱補強
・溶接金網巻き工法及び溶接閉鎖フープ巻き工法　[8.23.5]
・鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法　[8.23.6]
・連続繊維補強工法　[8.24.1～7]

4.連続繊維シート巻き
材料・形状　[8.24.1～7]
採用した工法の規定を満足するもの
材質
引張り強度（含浸硬化後）
・2500N/mm2 以上
・3000N/mm2 以上
ヤング係数（含浸硬化後）
・2.35×10^5 N/mm2　程度
・2.00×10^5 N/mm2　以上
工法　[8.24.1～7]
※（財）日本建築防災協会の評価を受けた工法

下地調整　[8.24.1～7]
ひび割れ部の改修工法の種類
・樹脂注入工法　・Uカットシール材充填工法　・シール工法
柱の隅角部の面取り　[8.24.1～7]
※二法の評価内容による

5.ｽﾘｯﾄの施工
スリット部の配管等の探査　[8.25.2]
※探査器により探査し、配管等の位置の墨出を行う
・はつり出し

※幅及び深さは　構造図書に準じる　[8.25.2]
・耐火材の使用箇所及び仕様【　　】　[8.25.2]
・遮音材の使用箇所及び仕様【　　】　[8.25.2]

＜あと施工ｱﾝｶｰ＞
1.材料
あと施工ｱﾝｶｰの材料　[8.2.4]［表8.2.2］
・金属系ｱﾝｶｰ（引抜き抵抗用）
※接着系ｱﾝｶｰ
接着剤の品質　※有機系　・無機系
ｱﾝｶｰ筋の種類　・改修標準仕8.2.1の異形棒鋼　・金ねじボルト

2.穿孔
穿孔前の埋込み配管等の探査　[8.12.4]
範囲　・構造図（　　）による
・
方法　※探査器により探査し、配管等の位置の墨出を行う
・はつり出しによる
穿孔機械
※ハンマードリル（メタルセンサーリールを使用する）

既存コンクリートの不良箇所の確認
※アンカー施工部位の既存コンクリートは目荒らし後、目視及び打診により状況、目視及び打診により状況、を確認すること。
じゃんかり等不良箇所を発見した場合には、監督職員と協議すること。

3.施工確認試験
試験方法　[8.12.7]
・引張試験
確認強度

9 解体撤去改修工事

1.ｱｽﾍﾞｽﾄ含有分析調査
・解体工事の場合　[9.1.1]
※令和４年４月より施行される大気汚染防止法の事前調査報告に基づいて、解体、棟のアスベスト含有が疑われる箇所は、全ての建材（解体棟及び室ごと）に事前調査を行い報告書をまとめること。

・改修等に伴う部分撤去の場合
※以下の箇所を事前に含有調査行うこと（定性分析）。

材料名
断熱層 発泡樹脂(2) 加硫ｱｽﾌｧﾙﾄ防水
学断指解般：加硫ｱｽﾌｧﾙﾄ防水
学断指解般：ｱｽﾌｧﾙﾄ防水
学断指解般 大屋根：保護ｺﾝｸﾘｰﾄ(立上り面)

分析方法
※ JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」による
分析結果については、監督職員に提出すること。

貸出資料の有無
○有り（　令和元年アスベスト調査結果　）・無し
※貸出資料のｱｽﾍﾞｽﾄ含有結果は、みなし範囲も含めて各棟の仕上表に記載する。

2.ｱｽﾍﾞｽﾄ粉じん濃度測定
アスベスト粉じん濃度測定　[9.1.1]
・行う（測定名称及び測定点は下表による）
測定箇所　※ 図示

測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工区所ごと）	備考
・測定 1	処理作業前	処理作業室内	各　点	－
・測定 2	処理作業前	施工区画周辺又は敷地境界	計　点	－
・測定 3	処理作業中	処理作業室内	各　点	－
・測定 4	処理作業中	前室（ﾊﾟｰﾃｰｼｮﾝ入口	各　点	空気の流れを確認
・測定 5		負圧・除じん装置の排出口（処理作業室外の場合）	各　点	除じん装置の性能確認
・測定 6		施工区画周辺又は敷地境界	計　点	－
・測定 7	処理作業中	処理作業室内	各　点	－
・測定 8	（ｼｰﾄ撤去中）	施工区画周辺又は敷地境界	計　点	－
・測定 9	処理作業後	処理作業室内	各　点	－
・測定 10	解体後1週間以降	隔離対象室外部の付近	計　点	－

アスベスト粉じん濃度測定方法
アスベスト粉じん濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法ー第1部：光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。
測定機関は、都道府県労働局に登録されている作業環境測定機関とする。

測定 1	測定 3 測定 11,2,4,6,7,8,9,10	測定 5
解数機器	位相差顕微鏡	
ﾒﾝﾌﾞﾚﾝﾌｨﾙﾀの直径	25 mm	47 mm
試料の吸引流量	1 l/min　5 l/min	10 l/min
試料の吸引時間	5 min　120 min	240 min
試料の透明化	アセトンートリアセチレン法又は、シュウ酸ジエチル法	
計数条件	総アスベスト繊維数 200 本又は視野数 20 視野	
計数アスベスト	直径 3μm 未満、長さ 5μm 以上、長さと直径比 3:1 以上	
定量限界	50 f/l　0.5 f/l　0.3 f/l	

報告書の作成（記録する項目）
ア、測定結果
イ、測定時間
ウ、測定位置（測定高さとともに図面上に記載する）
エ、サンプリング条件（メンブレンフィルタ直径、吸引時間、吸引空気量）
オ、マウンティング方法
カ、顕微鏡視野面積、計数視野数
キ、測定時（各測定場所ごと）天候、温度、湿度、外気の風速及び風向

3.ｱｽﾍﾞｽﾄ含有吹付材の除去（レベル１）
アスベスト含有吹付け材の除去　[9.1.3]
・行う　除去方法は 9.1.3 による他、除去の部位・内容に応じた除去は専門工事業者の仕様とする。
除去物及び汚染物質等
処理方法
※ 密封処理（二重袋詰包）
隔離養生に用いたシート、使用した使い捨て保護衣、高性能真空掃除機フィルタ、粉じん捕フィルタ等についても密封処理を行う。
・セメント固化

4.ｱｽﾍﾞｽﾄ含有保温材等の除去（レベル２）
アスベスト含有保温材の除去　[9.1.4]
・行う
作業上の隔離
・行う
・行わない

5.ｱｽﾍﾞｽﾄ含有成形板の除去（レベル３）
アスベスト含有成形板の除去　[9.1.5]
・行う（アスベスト含有分析の結果による）

種類

処理を行う範囲
・すべての室　・図示（仕上表による）　・（　　）
施工調査
アスベスト成形板の撤去に当たり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う。調査結果は、図面により記録し監督員に提出する。
（１）アスベスト成形板使用部位の確認
　　記載上の成形板及びその使用範囲以外についても監督員と協議の上確認を行う。
（２）アスベスト成形板の種別、厚さ等の確認
（３）アスベスト成形板使用数量の確認
（４）施工範囲等の確認

6.ｱｽﾍﾞｽﾄ含有仕上材の除去（下地調整材共）
除去方法【　　】　[9.1.6]
除去範囲【　　】
※選択及び処分は、9.1.5(3)による。
※活用棟の外壁部で除去不可部（既設配管取合い等）がある場合は、監督者に報告し除去範囲を決定する。
上記の理由で除去出来なかった範囲は竣工図等で必ず記録すること。

7.外断熱改修工事
断熱材の種類　[9.2.2]

材料名	厚さ(mm)
・ビーズ法ポリスチレンフォーム（ソフトフロン）	
・押出法ポリスチレンフォーム A種（ソフトフロン）	
・硬質ウレタンフォーム（ソフトフロン）・フェノールフォーム	
・ロックウール・グラスウール	
外装材の種類	
・ 防火性能	

既存外壁の仕上材の撤去　・有り　・なし　[9.2.3]
下地面の清掃及び下地調整　※断熱材製造所の指定する仕様
・
通気層　・有り（　　mm　）　・なし　[9.2.4]
試験施工、工法及び品質は、確認できる資料を提出し監督職員の承諾を受ける
特記無き事項は、製造所の仕様による。

8.屋上緑化改修工事
植栽基盤及び材料　[9.4.1～4]
※屋上緑化軽量システム
芝及び地被植物の樹種並びに種類等　※図示
見切材、舗装材、水抜き管、マルチング材等　※図示

9.透水性ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装改修工事
路盤材料　[表9.5.4][表9.7.5]
※再生クラッシャラン（ＲＣ－４０）
・クラッシャラン鉄鋼スラグ（ＣＳ－４０）
・クラッシャラン（Ｃ－４０）
透水性のあいものを使用する
路盤の締固の度試験　※行う　・行わない
遮断層及び凍上抑制層の材料　[9.5.3]
・遮断層　※川砂、海砂又は真砂山砂　厚さは図示
・凍上抑制層　※再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ　・ｸﾗｯｼｬﾗﾝ　切り込み砂利・砂　厚さは図示
盛り土に用いる材料　[9.5.3][表 8.28.1]
・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・建設汚泥から再生した処理土
路床安定処理
※添加材料による安定処理　[9.5.3][表9.5.2]
種類　・普通ポルトランドセメント　・フライアッシュセメントB種
・高炉セメントＢ種
・生石灰（　　）　・消石灰（　　）
添加量　kg/m3　（目標CBR　※５以上　・　・　）
路床土の支持力比試験　※行う（※乱した土　・乱さない土）
路床縁囲の度の試験　※行う
砂の粒度試験　※行う
透水性アスファルト混合物　[9.5.6][表9.5.4]
車道部　※ポリマー改質アスファルトＩ型
歩道部　※ストレートアスファルト
透水性アスファルト混合物の抽出試験　※行わない　・行う　[9.5.9][表9.5.7]

10.ＰＣＢ含有ｼｰﾘﾝｸﾞ材処分
貸出資料の有無
・有り（　PCB含有ｼｰﾘﾝｸﾞ分析報告書（令和元年実施）　）　・無し
・第一次判定
現場にてサンプルを採取し、シーリング材種及びPCB含有分析の要否を判定する
採取箇所数　計　箇所
採取箇所　※図示
・第二次判定
専門分析機関にてPCB含有量の分析を行う
分析個数　計　箇所
・除去処理工事
除去範囲　※図示
搬去方法　・「標準施工要領書（日本ｼｰﾘﾝｸﾞ工事業共同組合連合会／日本ｼｰﾘﾝｸﾞ材工業会」による

とりこわし等工事

⑨.適応範囲
※ 建物の全て又は改修工事等のための一部をとりこわし等する場合の工事に適用する。
地盤面下の撤去部分等の施工範囲：　※ 図示　・

記載されていない事項は「国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築解体工事共通仕様書（最新版）」に準じる。

②.施工計画書
工事に先立ち以下の内容を施工計画書として作成し監督職員の承諾を受けること。
※ 仮設計画
※ とりこわし工法（導入重機の仕様等含む）
※ とりこわし順序（工事工程表 及び 施工計画図）
※ とりこわし材の処分方法及び処分先
※ その他監督員が指示するもの
※ アスベスト含有材の除去に伴う施工計画書（材料ごとに提出）
※ 上記に伴う粉じん濃度測定計画書

③.とりこわし工法
※ 騒音、振動を最小限にとどめ、事故防止や火災予防に留意し散水やシート張り等の養生を十分に行うこと。
・

④.写真撮影
※ とりこわし建物周辺の状況　・
※ 工事中の記録写真は、「第１章一般共通事項　工事記録写真」の項目に準じる

⑤.建設副産物の処分
※ 全て場外搬出処分
・再生材としての利用（　　）

⑥.PCB使用機器の処理
PCB使用機器の確認
※ 昭和47年以前に製造された電気機器は、PCBを使用している恐れがあるため、工事に先立ち有無を調査し、監督員に報告する。
※ PCB使用機器があった場合の処理方法は、監督員の指示による。

7.危険物その他の処分
貯油そう、危険物貯蔵庫等の処分
※ 請負人の責任において処分し、安全を確かめた後、とりこわし作業に着手する。

8.便所その他の処置
貯じんそう、便そう、浄化そう等のとりこわし
※ 汚物等を処分し、跡を消毒する。　・ 図示

9.残存建物の処置
※ 図示
・

⑩.建築設備の処置
・電力引込部分の切断（　　図示　　）
・電話線の処置（　　図示　　）
・ガス引込部分の処置（　　図示　　）
・給水管の止水（　　図示　　）
・下水管の処置（　　図示　　）

⑪.残存建物に対する建築設備の切替え
・行う　・行わない
切替え方法（　　図示　　）

12.分水栓ｺｱ下げ
・行う　・行わない
※ 手続きは請負人が行い、費用も請負人の負担とする。

13.水銀使用製品産業廃棄物
・蛍光ランプ　・
※ 産業廃棄物処理法施行令を遵守し、適正に撤去・運搬・処分すること。

14.杭の解体
対象範囲
○全て行う　・行わない　・一部既存のまま残置する（範囲は図示による）
杭の解体方法
・引き抜き工法　・破砕による解体　・掘削による解体

⑮.樹木等
樹木の伐採伐根 及び 移植
○行う（範囲：　図示　）　・行わない
※ 特記なき限り、樹木撤去は伐根共とする。

⑯.地下埋設物及び地中配管
雨水ます、雨水配管、地下埋設物及び埋設配管の解体
○行う（範囲：　図示　）　・行わない
※ やむを得ず地中埋設物を残置することになった場合は、竣工図等にて記録を残すこと。
既存雨水排水設備の改修
○行う（範囲：　図示　）　・行わない

⑰.解体後の整地
解体後の埋戻し及び盛土
○行う（範囲：　図示　）　・行わない
整地高さ
○図示　・
転圧工法
※ 在来地盤まで監督員の承諾を受けた良質土を搬入して埋め戻し、地均し
・良質土を厚さ５cm程度敷均し、転圧
・とりこわし後の地盤面で整地
埋戻し及び盛土の材料
・山砂類（杭引抜き後の埋戻し）
○他現場の建設発生残土の良質土（※市担当者に報告の上、判断とする）
・現場発生土の良質土
・再生コンクリート砂
※ 埋戻し及び盛土の際は、各層30cm程度内毎に十分に転圧して締め固めること。
埋戻し及び盛土の表層仕上げ
種類　・図示　・砂利敷き（B種）　・
範囲　※　図示

18.その他事項
・
・

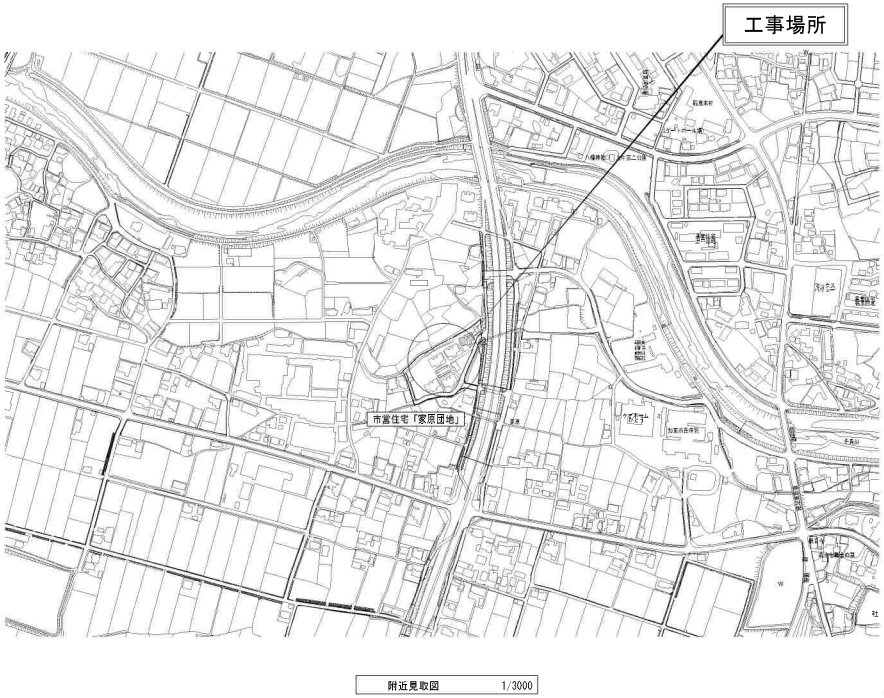

附近見取図　1/3000

配置図　1/600

加東市役所 〒673-1493 兵庫県加東市社90番地 TEL：0795-42-2001(代表)	令和８年度　社会資本整備総合交付金事業 市営住宅家原団地３号棟長寿命化	工事設計図	作図年月日	尺度		承認	担当	担当	担当	物件番号	図面番号
	附近見取図・配置図		'25.10	1/600 1/3000 A3縮小 1/1200 1/6000						25012	A－006

凡　例

仮囲い：フェンスバリケード　【合計50.0m程度】
H=1,800　養生シート張り

：ガードマン配置位置を示す
（大型工事車両進入時は
臨時ガードマンも配置すること）

工事用くさび緊結式足場設置(W900 防塵ﾈｯﾄ張り共)

- 設置範囲は、外壁面全面（最上段ｱﾝﾁｽﾘｯﾌﾟ板は大屋根軒樋より上のﾚﾍﾞﾙにて安全手摺設置）
- 建物形状、又は障害物等のため連続枠組み足場が困難な場合は単管足場の部分併用を行う。
- 転倒防止掘み金物、又はｱﾝｶｰを完全に設置すること。
- 昇降用ｸﾗｯﾌﾟを２ヵ所設ける。
- 階段出入り口部は開口を設け、居住通行者用養生を行う。（養生防護棚設置）
  落下防止ネット　及び　朝顔養生設置のこと。
- 設置前に足場計画施工図を作成し、必ず承認を受けること。
- 足場つなぎ部：集じん装置付ドリル削孔機等を利用し、アスベストが飛散しないように適切な処理を行うこと。
  ※アスベスト含有調査の結果、未含有であれば通常工法とする【増減対象】

註）

・工事進入口は、工事車両の搬出入時間帯を事前協議し、十分に安全管理に配慮すること。

・コンクリート舗装、アスファルト舗装その他工事中破損させた場合は、監督員に連絡の上、請負者負担にて現状に復旧すること。

・本図は参考とし施工業者により仮設計画図、仮設工事計画書を作成提出し協議の上、決定すること。

・工事状況に応じて、仮囲いを盛り替えする時は仮設計画図を提出し協議の上、決定とする。

工事工程表（参考）　　工期　令和8年9月1日　～　令和9年1月31日　＜　通期の週休２日制工事　＞

令和8年8月	令和8年9月	令和8年10月	令和8年11月	令和8年12月	令和9年1月	令和9年2月
契約・準備等					書類作成・検査	
	着工（工事期間：5.0ヶ月程度）		工事			
	仮設設置				仮設撤去	
			工事整理		検査	

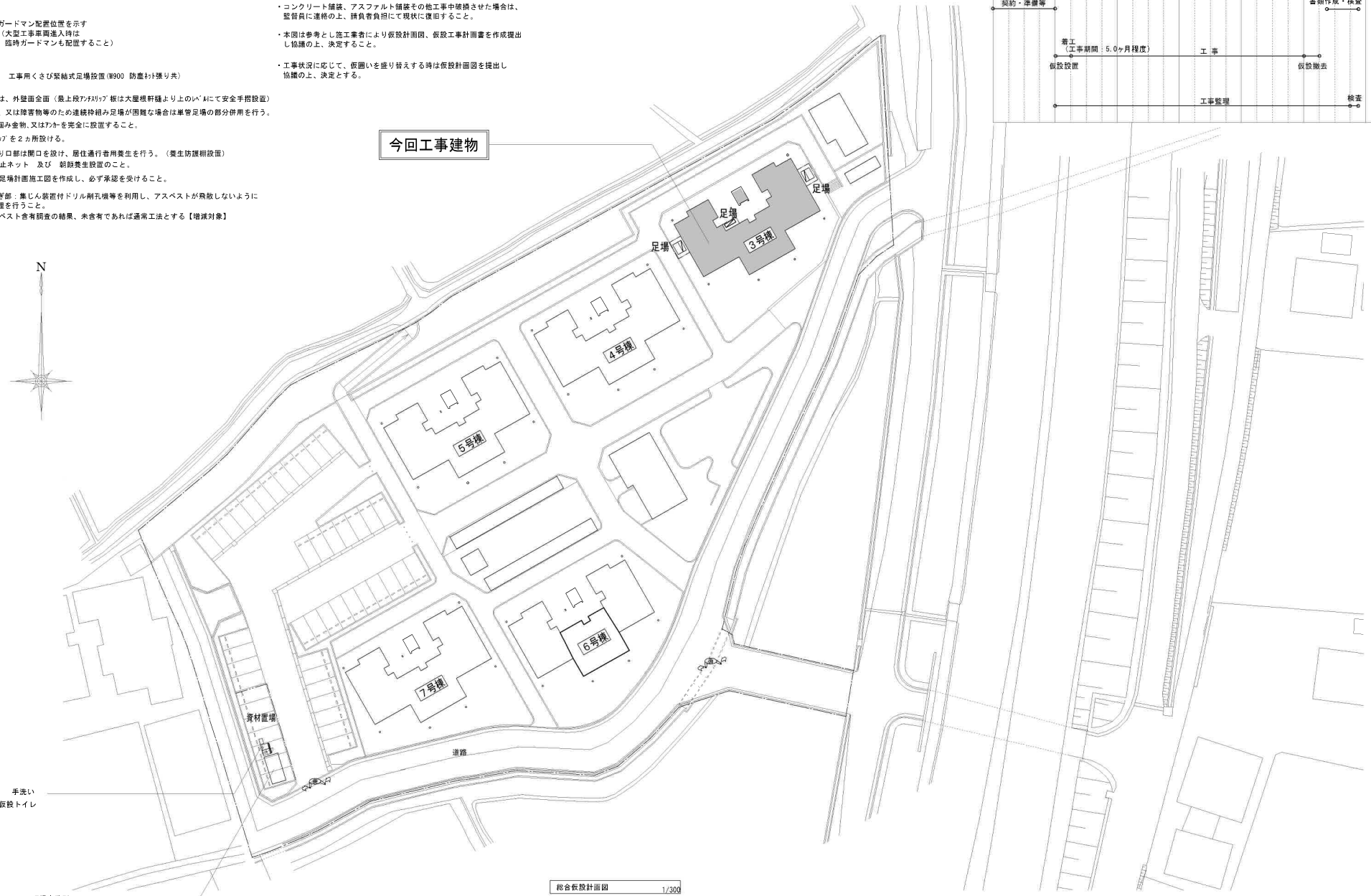

総合仮設計画図　1/300

加東市役所	令和８年度　社会資本整備総合交付金事業 市営住宅家原団地３号棟長寿命化	工事設計図	作図年月日	縮尺					件番号	図面番号
〒673-1493 兵庫県加東市社800番地　TEL：0795-42-2001(代表)	総合仮設計画図		'25.10	1/300 A３縮小　1/600	承認	承認	担当	担当	担当	25012	A－　007

改修工事概要リスト

工事概要

Ⅰ．工事概要

・本改修工事は長寿命化を図るため、下記建物の改修工事を行う。
市営住宅「家原団地」３号棟

・主に下記工事を行う。

１．ユニットバス化工事（３ヶ所給湯含む）

２．手摺（浴室・脱衣室・玄関）設置工事

３．その他関連改修工事

Ⅱ．改修内容

工事内容は下記に示す。（詳細は別図参照のこと。）

１．ユニットバス化工事（３ヶ所給湯含む）

工事内容　・ユニットバスに更新
・３ヶ所給湯（浴室・洗面台・流し台）
・上記に伴う関連室の改修

２．手摺（浴室・脱衣室・玄関）設置工事

工事内容　・浴室・脱衣室・玄関に手摺設置
・その他関連工事

Ⅲ．施工等調査

本改修工事の着手前には下記の調査等を行うこと。

１．大気汚染防止法に基づく「事前調査」
右記、「Ⅳ.石綿含有建材」に記載

２．設備等調査
下記の調査を実施する場合は、入居者・監督員・工事監理者等の立会のもと行うこと。

ア．エアコン作動確認
本改修工事において、移動・移設等生じる場合は、作動確認をしておくこと。

イ．バルコニー内の物品
本改修工事において、物品等を移動・移設等を要する場合は、入居者に依頼するか、同意を得て移動・移設をすること。

３．その他の確認

ア．本改修工事着手前には、住棟等の状態を把握し確認しておくこと。

Ⅳ．石綿含有建材

１．設計調査
設計段階において含有調査を行っておりません。
（対象部位）　（調査結果）
・壁面（コア抜き箇所）仕上塗材・・未調査（見込建材）
（参考：同団地4・5号棟改修時の調査結果は、石綿含有有り）
・化粧珪酸カルシウム板　・・・・・未調査（見込建材）
（参考：同団地4・5号棟改修時の調査結果は、石綿含有無し）

２．大気汚染防止法に基づく「事前調査」
上記に示す調査は、大気汚染防止法に基づく「事前調査」ではない為、施工業者にて「事前調査」を行い加東市担当課へ報告すること。
対象部位：本工事で改修を行う部位とする。
（参考部位）・壁：化粧珪酸カルシウム板

３．調査結果

a．設計調査と同じ結果となった場合
・監督員・工事監理者に報告し、現設計の通り改修工事を行う。

b．設計調査と相違する結果となった場合
・監督員・工事監理者に報告し、対応を協議すること。

c．石綿が含有されていない場合、
・監督員・工事監理者に報告し、現設計を問わず改修工事を行う。

Ⅴ．その他特記事項

１．住戸番号

（１～３階平面）

（４階平面）

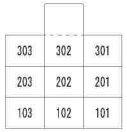

（立面）

２．注意事項

a．市営住宅の改修工事であることから、住民への負担を軽減するよう努めること。

b．土曜日・日曜日及び祝日等は極力工事は避けるとともに、施設管理者と日程調整の上、工事を進めること。

c．本工事は通期の週休２日制（4週8休）対象工事とする。

仮設計画図　1/100

立面

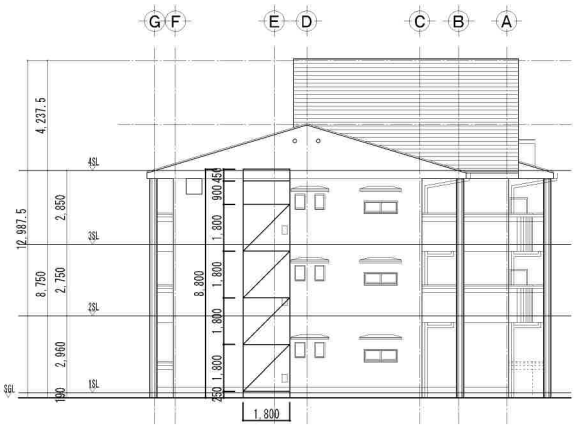

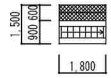

くさび緊結式足場W=600
（アルミ階段付き）

外部足場について

１．外部足場（くさび緊結式足場：手摺先行方式）
・建地幅は基本900㎜とし、高さ12m以下、安全手摺、筋違、巾木、振止、壁繋ぎアンカー、昇降階段（要所）等とする。
但し、架け状況に応じ建地幅は1200㎜又は900㎜も使用可能とする。

★　・上記足場が対応不可部位についてな単管足場等で対応すること。

・工事の進行状況等によっては施設管理者と協議し仮設計画を変更し再検討を行うこと。

２．足場設置
・外部足場の掛け払いは、１回とする。

３．床養生
・下記部位には床養生（ブルーシート又はビニルシート等）を行うこと。
外部足場下部　住棟周囲、出幅_2.00m程度
バルコニー部　バルコニー内ＤＫの幅範囲
供用廊下部　改修に伴う撤去材、材料、資材等の搬出入による養生

４．特記事項
・設計上の仮設計画であり、工事に当たっては現地状況を熟知し、入居者及び周辺に配慮した計画とし、施設管理者と十分調整し仮設計画を立てること。

・上記仮設計画を作成した場合、工事監督員及び工事監理者の承諾を受ける事。

仮設計画図　1/100

1階

床養生部分を示す。

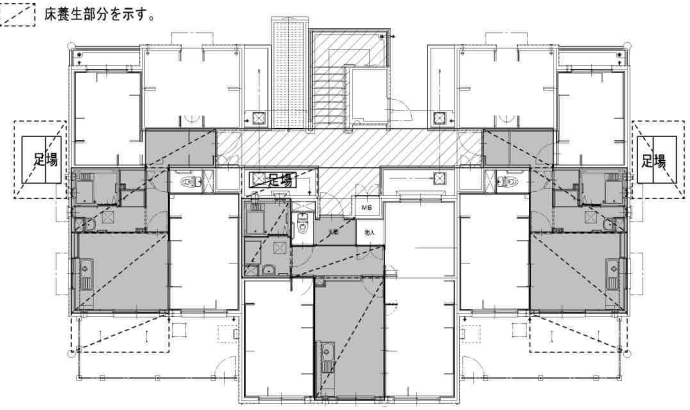

A_Type　B-1_Type　A_Type

2階

床養生部分を示す。

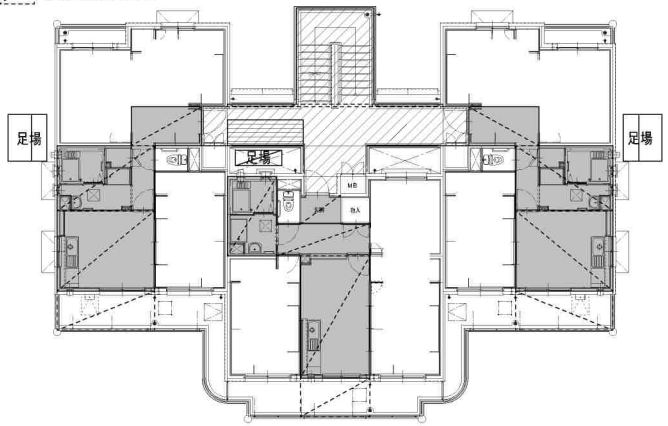

C_Type　B-2_Type　C_Type

3階

床養生部分を示す。

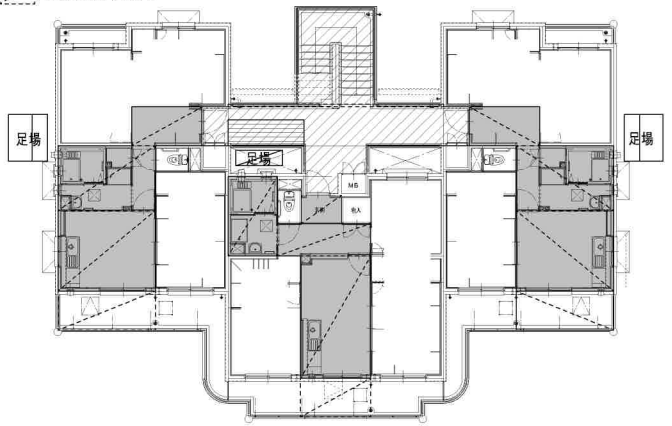

C_Type　D_Type　C_Type

：内部改修の床養生範囲を示す。（玄関から改修箇所及びバルコニーまで）

：供用廊下の床養生範囲を示す。（外部から各戸玄関までの範囲、階段共）

：内部改修では、脱衣室改修のみ脚立足場を見込む。

加東市役所
〒673-1493　兵庫県加東市社30番地　TEL：0795-42-3301（代表）

令和８年度　社会資本整備総合交付金事業 市営住宅家原団地３号棟長寿命化	工事設計図	作図年月日	縮尺	承認	物件番号
改修工事概要リスト及び仮設計画図		'25.10	1/50 A3縮小　1/100	承認 / 審査 / 担当 / 担当 / 担当	25012

図面番号：A － 008

仕上表

内部仕上表：A_Type・C_Type

階	室名	床高さ	床	巾木	高さ	腰壁	上壁	廻縁	塗装	天井	天井高	備考
各階	玄関	SL+45	ビニル床クッションシート貼(t=2.3mm) 防水モルタル塗(t=43mm)	木製	H=80	－	仕上 ビニルクロス貼 下地 RC面：GL工法＋石膏ボード貼(t=12.5mm)〈外壁面は断熱材(t=30mm)〉 木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)	塩化ビニル製	－	化粧石膏ボード貼(t=9.5mm)	2,320	上框(南洋桜集成材) UC塗
	ホール・廊下	SL+65	ビニル床クッションシート貼(t=3.5mm) ユニットフロア＋ラワン合板(t=12.0mm) 一部 セルフレベリング(t=10mm)	木製	H=60	－	仕上 ビニルクロス貼 下地 RC面：GL工法＋石膏ボード貼(t=12.5mm)〈外壁面は断熱材(t=30mm)〉 木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)	塩化ビニル製	－	化粧石膏ボード貼(t=9.5mm)	2,300	
	DK	SL+65	複合フローリング張(t=14mm) セルフレベリング(t=10mm)	木製	H=60	－	仕上 一般部：ビニルクロス貼 流台前：化粧珪酸カルシウム板貼(t=5.0mm)〈外壁面は断熱材(t=30mm)〉 下地 RC面：GL工法＋石膏ボード貼(t=12.5mm) 木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)	塩化ビニル製	－	化粧石膏ボード貼(t=9.5mm)	2,400	流台(L1,200)、コンロ台(L600)、給気台(L155) 換気フード(W750)
	脱衣室	SL+65	ビニル床クッションシート貼(t=2.3mm) ユニットフロア＋ラワン合板(t=12.0mm)	木製(SOP塗) (洗濯パン廻り	H=60 H=100)	－	仕上 化粧珪酸カルシウム板貼(t=6.0mm)	塩化ビニル製	－	耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗	2,100	洗濯用防水パン(W900×D640) 壁点検口、床点検口、化粧キャビネット 可動棚、タオル掛け(L350)、洗面化粧台 ステンレス製手摺(I型：600)
	浴室	－	ユニットバス(1,200×1,600)落込型	－	－	－	－	－	－	－		BL部品、ガスBF風呂釜式 ステンレス製手摺(L型：600×800) 扉(折れ戸：下部ガラリなし)
	トイレ	SL+65	ビニル床クッションシート貼(t=2.3mm) ユニットフロア＋ラワン合板(t=12.0mm)	木製(SOP塗)	H=60	－	仕上 ビニルクロス貼 下地 RC面：GL工法＋石膏ボード貼(t=12.5mm)〈外壁面は断熱材(t=30mm)〉 木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)	塩化ビニル製	－	化粧石膏ボード貼(t=9.5mm)	2,100	壁点検口、天井点検口、棚 木製手摺(L型：600×700)

内部仕上表：B-1_Type・B-2_Type・D_Type

階	室名	床高さ	床	巾木	高さ	腰壁	上壁	廻縁	塗装	天井	天井高	備考
各階	玄関	SL+45	ビニル床クッションシート貼(t=2.3mm) 防水モルタル塗(t=83mm)	木製	H=80	－	仕上 ビニルクロス貼 下地 RC面：GL工法＋石膏ボード貼(t=12.5mm)〈外壁面は断熱材(t=30mm)〉 木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)	塩化ビニル製	－	化粧石膏ボード貼(t=9.5mm)	2,320	上框(南洋桜集成材) UC塗
	ホール・廊下	SL+65	ビニル床クッションシート貼(t=3.5mm) ユニットフロア＋ラワン合板(t=12.0mm) 一部 セルフレベリング(t=10mm)	木製	H=60	－	仕上 ビニルクロス貼 下地 RC面：GL工法＋石膏ボード貼(t=12.5mm)〈外壁面は断熱材(t=30mm)〉 木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)	塩化ビニル製	－	化粧石膏ボード貼(t=9.5mm)	2,300	
	DK	SL+65	複合フローリング張(t=14mm) セルフレベリング(t=10mm)	木製	H=60	－	仕上 一般部：ビニルクロス貼 流台前：化粧珪酸カルシウム板貼(t=5.0mm)〈外壁面は断熱材(t=30mm)〉 下地 RC面：GL工法＋石膏ボード貼(t=12.5mm) 木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)	塩化ビニル製	－	化粧石膏ボード貼(t=9.5mm)	2,400	流台(L1,200)、コンロ台(L600)、給気台(L300) 配管カバー、壁点検口、換気フード(W900)
	脱衣室	SL+65	ビニル床クッションシート貼(t=2.3mm) ユニットフロア＋ラワン合板(t=12.0mm)	木製(SOP塗) (洗濯パン廻り	H=60 H=100)	－	仕上 化粧珪酸カルシウム板貼(t=6.0mm)	塩化ビニル製	－	耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗	2,100	洗濯用防水パン(W900×D640) 壁点検口、床点検口、化粧キャビネット タオル掛け(L350)、洗面化粧台 ステンレス製手摺(I型：600)
	浴室	－	ユニットバス(1,200×1,600)落込型	－	－	－	－	－	－	－		BL部品、ガスBF風呂釜式 ステンレス製手摺(L型：600×800) 扉(折れ戸：下部ガラリなし)
	トイレ	SL+65	ビニル床クッションシート貼(t=2.3mm) ユニットフロア＋ラワン合板(t=12.0mm)	木製(SOP塗)	H=60	－	仕上 ビニルクロス貼 下地 RC面：GL工法＋石膏ボード貼(t=12.5mm)〈外壁面は断熱材(t=30mm)〉 木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)	塩化ビニル製	－	化粧石膏ボード貼(t=9.5mm)	2,100	壁点検口、天井点検口、棚 木製手摺(L型：600×700)

洗面化粧台詳細図

1/20

株式会社 LIXIL　参考図　オフト／25モデル／扉タイプ／シングルレバー混合水栓 1面鏡（LED照明）

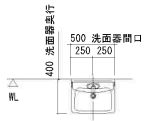

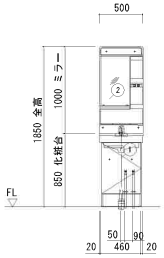

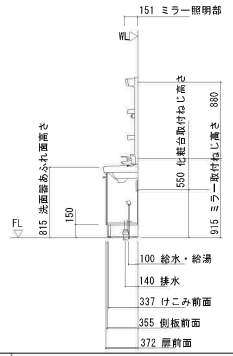

■化粧台本体仕様		図面	品名	品番	色板	数
洗面器カラー：W ピュアホワイト(BWI)	1	○	化粧台本体	FTV2N-504Y		1
洗面器容量：6L	2	○	ミラーキャビネット	MFK1-501S		1
水栓金具：シングルレバー混合水栓(エコハンドル仕様)	※部品表の「図面」列に○がないものは図面表示されません。					
排水器具：ゴム栓式排水栓(ヘアキャッチャー付)	・止水栓は左側が給湯位置、右側が給水位置を示します。					
排水トラップ：床排水・壁排水兼用トラップ(直管・呼び径32mm)	・排水管VP・VU50管の立上寸法は、F.L.より、					
■ミラーキャビネット仕様	30mm～50mmの範囲内で立ち上げてください。					
照明(定格消費電力)：LED照明(6.9W)	・排水管VP・VU40管の立上寸法は、F.L.より、					
コンセント1個　コンセント許容電力1300W以下	50mm～70mmの範囲内で立ち上げてください。					
プラグ式電源仕様　電源コード長さ：2.1m　※取出可能長さは機能図参照の事	・給水、給湯接続はR1/2					
	※「ねじ固定位置」には必ず補強木（幅90mm×厚み30mm以上）または、					
	取付壁全面に厚み12mm以上のJAS規格品合板を強固に取り付けてください。					
	※取付壁面にはクロス貼り等の仕上げを行ってください。					
	※洗面器は陶器の性質上、寸法公差が大きくなります。設置、現場搬入が可能かあらかじめご確認ください。					
	化粧台本体　間口方向の寸法公差：500±8mm					
	化粧台本体　奥行方向の寸法公差：400±10mm					
	化粧台本体　高さ方向の寸法公差：850±10mm					
	※止水栓は別途手配してください。					
	※ミラーキャビネットはシリコンシーリングが出来ません。(シリコンが付きません。)					

加東市役所
〒673-1493 兵庫県加東市社30番地　TEL：0795-42-3301(代表)

令和8年度　社会資本整備総合交付金事業
市営住宅家原団地3号棟長寿命化　工事設計図

仕上表・洗面化粧台詳細図

作図年月日：'25.10

縮尺：1/20　A3縮小　1/40

承認	承認	担当	担当	担当

物件番号：25012

図面番号：A－009

1階平面詳細図（改修前）

A_Type <現況撤去>

室名	DK
床 SL+65	仕上 複合フローリング張(t=14mm) 下地 セルフレベリング(t=10mm)
巾木	仕上 木製 H=60
壁	仕上 一段壁：ビニルクロス貼 流し前：化粧珪酸カルシウム板貼(t=5.0mm) （外壁面は断熱材(t=30mm)） 下地 RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm) 下地 木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
天井	仕上 耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗 下地 木軸下地
廻縁	塩化ビニル製
備考	流台(L1,200)、コンロ台(L600)、給気台(L155) 換気フード(W750) 一時取り外し アルミ製引違い窓

室名	ホール・廊下
壁	仕上 ビニルクロス貼 下地 RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm) 下地 木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
備考	

室名	脱衣室
床 SL+65	仕上 ビニル床クッションシート貼(t=2.0mm) 一部撤去 下地 ユニットフロアーラワン合板(t=12.0mm) 一部撤去
巾木	仕上 木製 H=60 一部撤去
壁	仕上 化粧珪酸カルシウム板貼(t=6.0mm) 一部撤去 下地 木軸筋違下地 一部撤去
天井	仕上 耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗 一部撤去 下地 木軸下地 一部撤去
廻縁	塩化ビニル製 一部撤去
備考	洗濯用防水パン(W900×D640) 壁点検口、床点検口、タオル掛け(L350) 化粧珪酸板、浴槽化粧台撤去 ステンレス製手摺(Ⅱ型：600)撤去 アルミ製枠廻し笠 ---

室名	浴室
床・壁・天井	ユニットバス(1,220×1,600) 浴室 ユニットバス全面撤去
備考	BL屏風、バランス釜撤去（設備工事） ガラス製棚受け(上壁：600×800)、FRP製棚撤去 アルミ製枠(折れ戸：ガラス入)枠共撤去 アルミ製枠廻し笠 ---

B-1_Type <改修後>

室名	DK
床 SL+65	仕上 複合フローリング張(t=14mm) 下地 セルフレベリング(t=10mm)
巾木	仕上 木製 H=60
壁	仕上 一段壁：ビニルクロス貼 流し前：化粧珪酸カルシウム板貼(t=5.0mm) （外壁面は断熱材(t=30mm)） 下地 RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm) 下地 木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
天井	仕上 耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗 下地 木軸下地
廻縁	塩化ビニル製
備考	流台(L1,200)、コンロ台(L600)、給気台(L155) 換気フード(W750) 一時取り外し アルミ製引違い窓

室名	ホール・廊下
壁	仕上 ビニルクロス貼 下地 RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm) 下地 木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
備考	

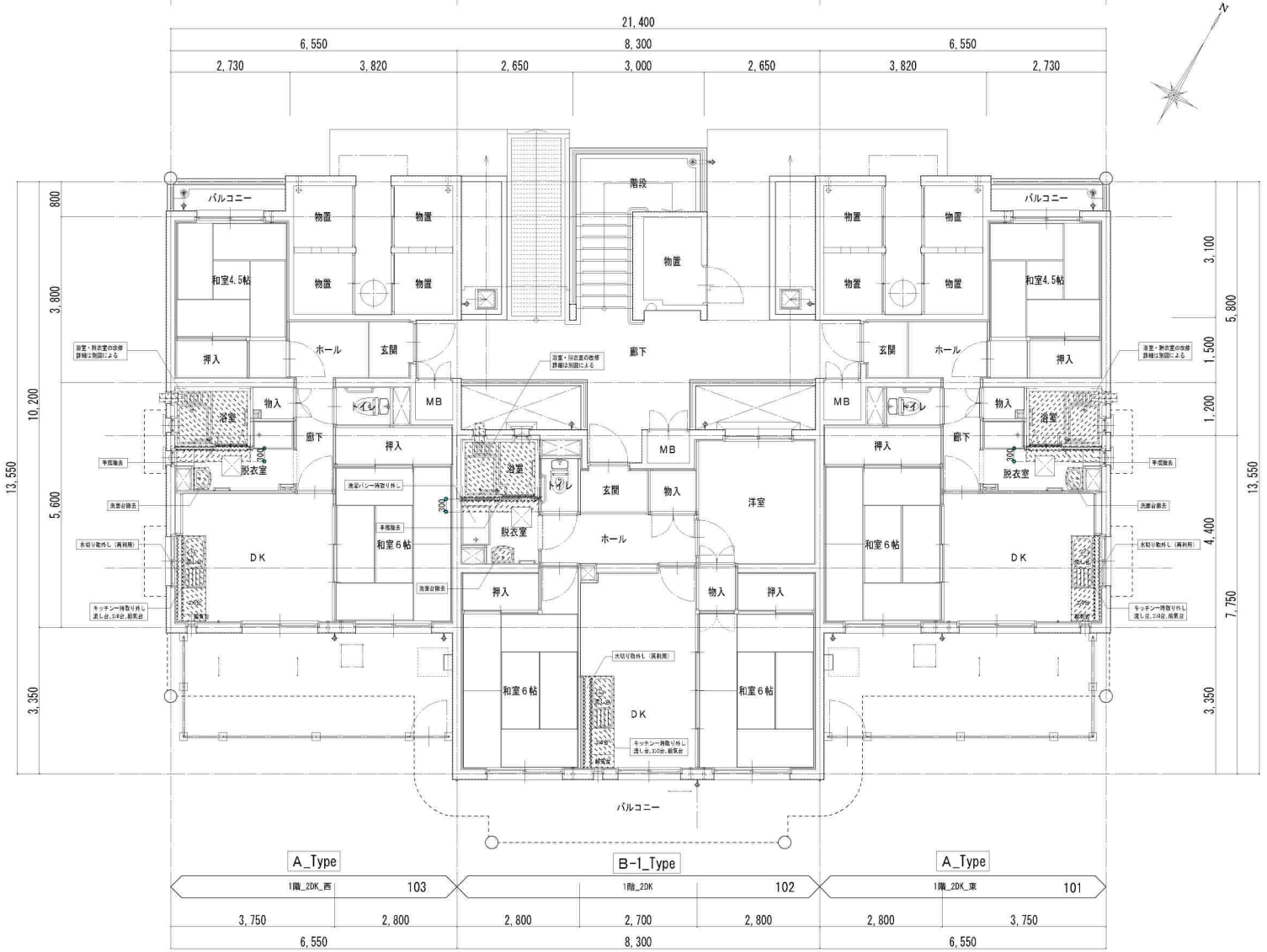

1階平面詳細図（改修前） 1/50

撤去範囲を示す。

A_Type <現況撤去>

室名	DK
床 SL+65	仕上 複合フローリング張(t=14mm) 下地 セルフレベリング(t=10mm)
巾木	仕上 木製 H=60
壁	仕上 一段壁：ビニルクロス貼 流し前：化粧珪酸カルシウム板貼(t=5.0mm) （外壁面は断熱材(t=30mm)） 下地 RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm) 下地 木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
天井	仕上 耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗 下地 木軸下地
廻縁	塩化ビニル製
備考	流台(L1,200)、コンロ台(L600)、給気台(L155) 換気フード(W750) 一時取り外し アルミ製引違い窓

室名	ホール・廊下
壁	仕上 ビニルクロス貼 下地 RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm) 下地 木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
備考	

室名	脱衣室
床 SL+65	仕上 ビニル床クッションシート貼(t=2.0mm) 一部撤去 下地 ユニットフロアーラワン合板(t=12.0mm) 一部撤去
巾木	仕上 木製 H=60 一部撤去
壁	仕上 化粧珪酸カルシウム板貼(t=6.0mm) 一部撤去 下地 木軸筋違下地 一部撤去
天井	仕上 耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗 一部撤去 下地 木軸下地 一部補修
廻縁	塩化ビニル製 一部撤去
備考	洗濯用防水パン(W900×D640) 壁点検口、床点検口、タオル掛け(L350) 化粧珪板、浴槽化粧台撤去 ステンレス製手摺(Ⅱ型：600)撤去 アルミ製枠廻し笠 ---

室名	浴室
床・壁・天井	ユニットバス(1,220×1,600) 浴室 ユニットバス全面撤去
備考	BL屏風、バランス釜撤去（設備工事） ガラス製棚受け(上壁：600×800)、FRP製棚撤去 アルミ製枠(折れ戸：ガラス入)枠共撤去 アルミ製枠廻し笠 ---

B-1_Type <改修後>

室名	脱衣室
床 SL+65	仕上 ビニル床クッションシート貼(t=2.0mm) 一部撤去 下地 ユニットフロアーラワン合板(t=12.0mm) 一部撤去
巾木	仕上 木製 H=60 一部撤去
壁	仕上 化粧珪酸カルシウム板貼(t=6.0mm) 一部撤去 下地 木軸筋違下地 一部撤去
天井	仕上 耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗 一部撤去 下地 木軸下地 一部補修
廻縁	塩化ビニル製 一部撤去
備考	洗濯用防水パン(W900×D640) 一時取り外し 壁点検口、床点検口、タオル掛け(L350) 洗面化粧台撤去 ステンレス製手摺(Ⅱ型：600)撤去 アルミ製枠廻し笠 ---

室名	浴室
床・壁・天井	ユニットバス(1,220×1,600) 浴室 ユニットバス全面撤去
備考	BL屏風、バランス釜撤去（設備工事） ガラス製棚受け(上壁：600×800)、FRP製棚撤去 アルミ製枠(折れ戸：ガラス入)枠共撤去 アルミ製枠廻し笠

加東市役所
〒673-1493 兵庫県加東市社30番地 TEL：(0795)42-3301(代表)

令和8年度 社会資本整備総合交付金事業 市営住宅家原団地3号棟長寿命化	工事設計図	作図年月日	縮尺	承認	承認	担当	担当	担当	物件番号	図面番号
1階平面詳細図（改修前）		'25.10	1/50 A3縮小 1/100						25012	A－010

1階平面詳細図（改修後）

A_Type <改修後>

室名	DK	
床 SL+65	仕上	複合フローリング張(t=14mm)
	下地	セルフレベリング(t=10mm)
巾木	仕上	木製 H=60
壁	仕上	一般部：ビニルクロス貼 流し前：化粧珪酸カルシウム板貼(t=5.0mm) （外壁面は断熱材(t=30mm)）
	下地	RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm)
	下地	木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
天井	仕上	耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗
	下地	木軸下地
廻縁		塩化ビニル製
備考		流台(L1,200)、コンロ台(L600)、給気台(L150) 換気フード(W750) 再設置 アルミ製特違い窓

室名	ホール・廊下	
壁	仕上	ビニルクロス貼
	下地	RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm)
	下地	木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
備考		塩ビ製手摺新設 ―――

室名	脱衣室	
床 SL+65	仕上	ビニル床クッションシート貼(t=2.3mm) 一部新設
	下地	ユニットフロアトラワン合板(t=12.0mm) 一部新設
巾木	仕上	木製 H=60 一部新設
壁	仕上	化粧珪酸カルシウム板貼(t=5.0mm) 一部新設
	下地	LGS壁下地 (M-65) 一部新設
天井	仕上	耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗 一部新設
	下地	木軸下地 一部補修
廻縁		塩化ビニル製 一部新設
備考		洗濯用防水パン(W900×D640) 既設のまま 壁点検口、床点検口、タオル掛け(L350)既設のまま 化粧棚（受材共）新設、洗面化粧台新設 塩ビ製手摺(1型 L600)新設 既設アルミ製内倒し窓 清掃 ―――

室名	浴室	
床・壁・天井		ユニットバス (1,200×1,600) 新設
備考		外部建具、開口開閉アルミパネル新設 （1箇手摺新設(2ヶ所) ユニットバス工事に含む 原都 4方延縁新設 (60×25) 既設アルミ製内倒し窓 清掃 ―――

B-1_Type <改修後>

室名	DK	
床 SL+65	仕上	複合フローリング張(t=14mm)
	下地	セルフレベリング(t=10mm)
巾木	仕上	木製 H=60
壁	仕上	一般部：ビニルクロス貼 流し前：化粧珪酸カルシウム板貼(t=5.0mm) （外壁面は断熱材(t=30mm)）
	下地	RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm)
	下地	木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
天井	仕上	耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗
	下地	木軸下地
廻縁		塩化ビニル製
備考		流台(L1,200)、コンロ台(L600)、給気台(L150) 換気フード(W750) 再設置 アルミ製特違い窓

室名	ホール・廊下	
壁	仕上	ビニルクロス貼
	下地	RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm)
	下地	木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
備考		塩ビ製手摺新設

1階平面詳細図（改修後） 1/50

改修範囲を示す。

A_Type <改修後>

室名	DK	
床 SL+65	仕上	複合フローリング張(t=14mm)
	下地	セルフレベリング(t=10mm)
巾木	仕上	木製 H=60
壁	仕上	一般部：ビニルクロス貼 流し前：化粧珪酸カルシウム板貼(t=5.0mm) （外壁面は断熱材(t=30mm)）
	下地	RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm)
	下地	木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
天井	仕上	耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗
	下地	木軸下地
廻縁		塩化ビニル製
備考		流台(L1,200)、コンロ台(L600)、給気台(L150) 換気フード(W750) 再設置 アルミ製特違い窓

室名	ホール・廊下	
壁	仕上	ビニルクロス貼
	下地	RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm)
	下地	木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
備考		塩ビ製手摺新設 ―――

室名	脱衣室	
床 SL+65	仕上	ビニル床クッションシート貼(t=2.3mm) 一部新設
	下地	ユニットフロアトラワン合板(t=12.0mm) 一部新設
巾木	仕上	木製 H=60 一部新設
壁	仕上	化粧珪酸カルシウム板貼(t=5.0mm) 一部新設
	下地	LGS壁下地 (M-65) 一部新設
天井	仕上	耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗 一部新設
	下地	木軸下地 一部補修
廻縁		塩化ビニル製 一部新設
備考		洗濯用防水パン(W900×D640) 既設のまま 壁点検口、床点検口、タオル掛け(L350)既設のまま 化粧棚（受材共）新設、洗面化粧台新設 塩ビ製手摺(1型 L600)新設 既設アルミ製内倒し窓 清掃 ―――

室名	浴室	
床・壁・天井		ユニットバス (1,200×1,600) 新設
備考		外部建具、開口開閉アルミパネル新設 （1箇手摺新設(2ヶ所) ユニットバス工事に含む 原都 4方延縁新設 (60×25) 既設アルミ製内倒し窓 清掃 ―――

B-1_Type <改修後>

室名	脱衣室	
床 SL+65	仕上	ビニル床クッションシート貼(t=2.3mm) 一部新設
	下地	ユニットフロアトラワン合板(t=12.0mm) 一部新設
巾木	仕上	木製 H=60 一部新設
壁	仕上	化粧珪酸カルシウム板貼(t=5.0mm) 一部新設
	下地	LGS壁下地 (M-65) 一部新設
天井	仕上	耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗 一部新設
	下地	木軸下地 一部補修
廻縁		塩化ビニル製 一部新設
備考		洗濯用防水パン(W900×D640) 再設置 壁点検口、床点検口、タオル掛け(L350)既設のまま 洗面化粧台 新設 塩ビ製手摺(1型 L600)新設 既設アルミ製内倒し窓 清掃 ―――

室名	浴室	
床・壁・天井		ユニットバス (1,200×1,600) 新設
備考		外部建具、開口開閉アルミパネル新設 （1箇手摺新設(2ヶ所) ユニットバス工事に含む 原都 4方延縁新設 (60×25) 既設アルミ製内倒し窓 清掃

加東市役所
〒673-1493 兵庫県加東市社30番地 TEL：(0795)42-3301(代表)

令和８年度 社会資本整備総合交付金事業 市営住宅家原団地３号棟長寿命化	工事設計図	作図年月日	縮尺	承認	承認	担当	担当	担当	物件番号	図面番号
1階平面詳細図（改修後）		'25.10	1/50 A3縮小 1/100						25012	A － 011

2階平面詳細図（改修前）

C_Type <撤去後>

室名	DK
床 SL+65	仕上 複合フローリング張(t=14mm) 下地 セルフレベリング(t=10mm)
巾木	仕上 木製 H=60
壁	仕上 一部壁：ビニルクロス貼 流し前：化粧珪酸カルシウム板貼(t=5.0mm) （外壁面は断熱材(t=30mm)） 下地 RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm) 下地 木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
天井	仕上 耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗 下地 木軸下地
巾縁	塩化ビニル製
備考	流台(L1,200)、コンロ台(L600)、給気台(L155) 換気フード(W750) 一時取り外し アルミ製引違い窓

室名	ホール・廊下
壁	仕上 ビニルクロス貼 下地 RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm) 下地 木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
備考	

室名	脱衣室
床 SL+65	仕上 ビニル床クッションシート貼(t=2.0mm) 一部撤去 下地 ユニットフロアーラフラン台板(t=12.0mm) 一部撤去
巾木	仕上 木製 H=60 一部撤去
壁	仕上 化粧珪酸カルシウム板貼(t=6.0mm) 一部撤去 下地 木軸補望下地 一部撤去
天井	仕上 耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗 一部撤去 下地 木軸下地 一部解体
廻縁	塩化ビニル製 一部撤去
備考	洗濯用防水パン(W900×D640) 壁点検口、床点検口、タオル掛け(L350) 化粧珪酸板、造作化粧台撤去 ステンレス製手摺□型、(600)撤去 アルミ製折畳し窓 ---

室名	浴室
床・壁・天井	ユニットバス(1,220×1,600)浴室 ユニットバス全面撤去
備考	BL部品、バランス釜撤去（設備工事） ガラス製手摺(L型、600×900)、FRP製浴槽 アルミ製折畳し窓 ---

B-2_Type <改修後>

室名	DK
床 SL+65	仕上 複合フローリング張(t=14mm) 下地 セルフレベリング(t=10mm)
巾木	仕上 木製 H=60
壁	仕上 一部壁：ビニルクロス貼 流し前：化粧珪酸カルシウム板貼(t=5.0mm) （外壁面は断熱材(t=30mm)） 下地 RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm) 下地 木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
天井	仕上 耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗 下地 木軸下地
廻縁	塩化ビニル製
備考	流台(L1,200)、コンロ台(L600)、給気台(L155) 換気フード(W750) 一時取り外し アルミ製引違い窓

室名	ホール・廊下
壁	仕上 ビニルクロス貼 下地 RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm) 下地 木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
備考	

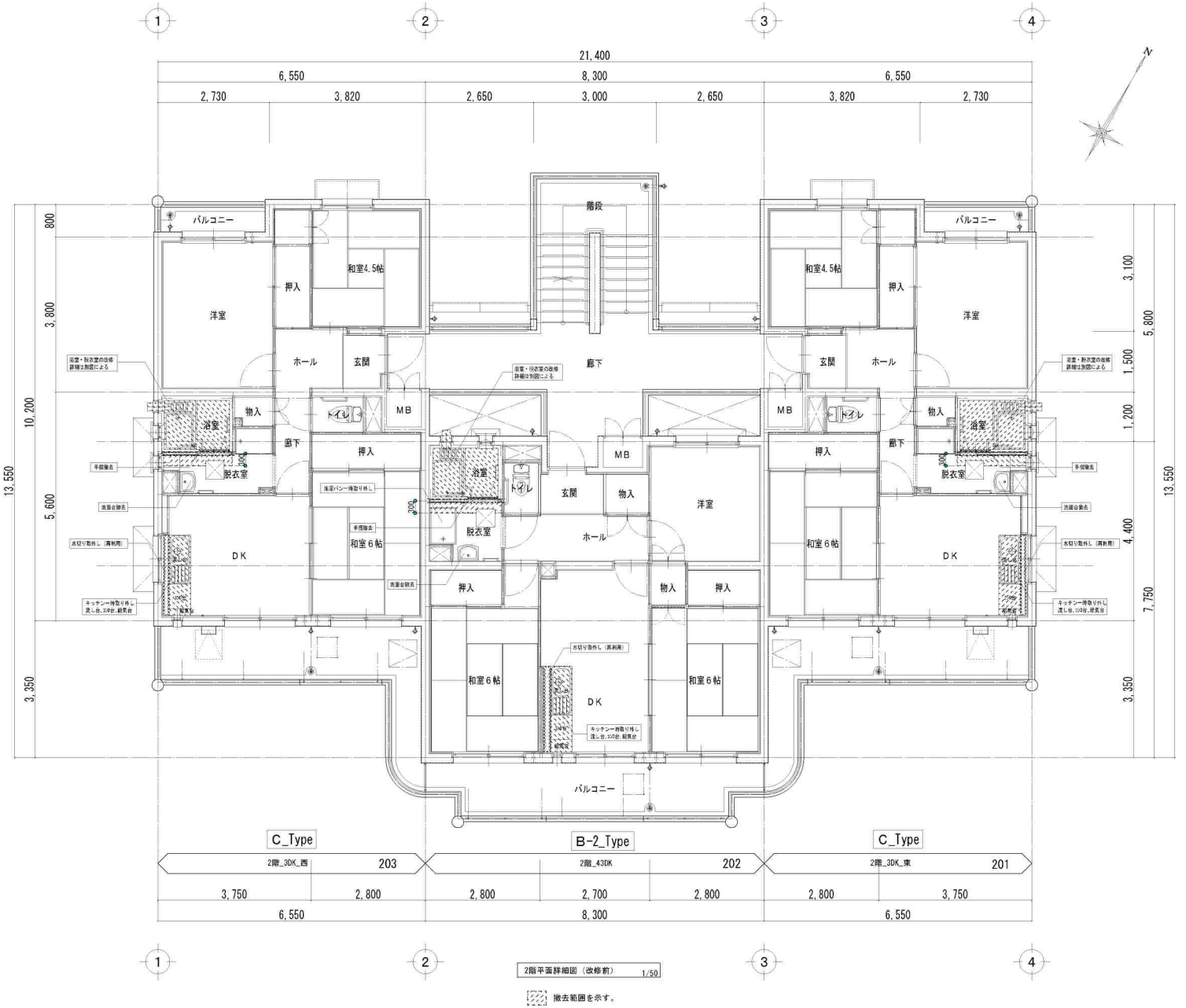

2階平面詳細図（改修前） 1/50

撤去範囲を示す。

C_Type <撤去後>

室名	DK
床 SL+65	仕上 複合フローリング張(t=14mm) 下地 セルフレベリング(t=10mm)
巾木	仕上 木製 H=60
壁	仕上 一部壁：ビニルクロス貼 流し前：化粧珪酸カルシウム板貼(t=5.0mm) （外壁面は断熱材(t=30mm)） 下地 RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm) 下地 木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
天井	仕上 耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗 下地 木軸下地
廻縁	塩化ビニル製
備考	流台(L1,200)、コンロ台(L600)、給気台(L155) 換気フード(W750) 一時取り外し アルミ製引違い窓

室名	ホール・廊下
壁	仕上 ビニルクロス貼 下地 RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm) 下地 木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
備考	

室名	脱衣室
床 SL+65	仕上 ビニル床クッションシート貼(t=2.0mm) 一部撤去 下地 ユニットフロアーラフラン台板(t=12.0mm) 一部撤去
巾木	仕上 木製 H=60 一部撤去
壁	仕上 化粧珪酸カルシウム板貼(t=6.0mm) 一部撤去 下地 木軸補望下地 一部撤去
天井	仕上 耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗 一部撤去 下地 木軸下地 一部解体
廻縁	塩化ビニル製 一部撤去
備考	洗濯用防水パン(W900×D640) 壁点検口、床点検口、タオル掛け(L350) 化粧珪酸板、造作化粧台撤去 ステンレス製手摺□型、(600)撤去 アルミ製折畳し窓 ---

室名	浴室
床・壁・天井	ユニットバス(1,220×1,600)浴室 ユニットバス全面撤去
備考	BL部品、バランス釜撤去（設備工事） ガラス製手摺(L型、600×900)、FRP製浴槽 アルミ製折畳し窓 ---

B-2_Type <改修後>

室名	脱衣室
床 SL+65	仕上 ビニル床クッションシート貼(t=2.0mm) 一部撤去 下地 ユニットフロアーラフラン台板(t=12.0mm) 一部撤去
巾木	仕上 木製 H=60 一部撤去
壁	仕上 化粧珪酸カルシウム板貼(t=6.0mm) 一部撤去 下地 木軸補望下地 一部撤去
天井	仕上 耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗 一部撤去 下地 木軸下地 一部解体
廻縁	塩化ビニル製 一部撤去
備考	洗濯用防水パン(W900×D640) 一時取り外し 壁点検口、床点検口、タオル掛け(L350) 塩化化粧台撤去 ステンレス製手摺(1型：600)撤去 アルミ製折畳し窓 ---

室名	浴室
床・壁・天井	ユニットバス(1,220×1,600)浴室 ユニットバス全面撤去
備考	BL部品、バランス釜撤去（設備工事） ガラス製手摺(L型：530×930)、FRP製浴槽 アルミ製折畳(両内戸：ガラス入)枠共撤去 アルミ製内倒し窓

加東市役所
〒673-1493 兵庫県加東市社30番地 TEL：(0795)42-3301(代表)

令和８年度 社会資本整備総合交付金事業 市営住宅家原団地３号棟長寿命化	工事設計図	作図年月日	縮尺	承認	承認	担当	担当	担当	物件番号	図面番号
2階平面詳細図（改修前）		'25.10	1/50 A3縮小 1/100						25012	A－012

2階平面詳細図（改修後）

C_Type <改修後>

室名	DK	
床 SL+65	仕上	複合フローリング張(t=14mm)
	下地	セルフレベリング(t=10mm)
巾木	仕上	木製 H=60
壁	仕上	一般部：ビニルクロス貼 流し前：化粧珪酸カルシウム板貼(t=5.0mm) （外壁面は断熱材(t=30mm)）
	下地	RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm)
	下地	木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
天井	仕上	耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗
	下地	木軸下地
廻縁		塩化ビニル製
備考		流台(L1,200)、コンロ台(L600)、給気台(L150) 換気フード(W750) 再設置 アルミ製建具W窓

室名	ホール・廊下	
壁	仕上	ビニルクロス貼
	下地	RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm)
	下地	木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
備考		塩ビ製手摺新設 ーーー

室名	脱衣室	
床 SL+65	仕上	ビニル床クッションシート貼(t=2.3mm) 一部新設
	下地	ユニットフロアトラワン合板(t=12.0mm) 一部新設
巾木	仕上	木製 H=60 一部新設
壁	仕上	化粧繊維カルシウム板貼(t=5.0mm) 一部新設
	下地	LGS壁下地(W=65) 一部新設
天井	仕上	耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗 一部新設
	下地	木軸下地 一部補修
廻縁		塩化ビニル製 一部新設
備考		洗濯用防水パン(W900×D640) 撤去のまま 壁点検口、床点検口、タオル掛け(L350)撤去のまま 化粧棚（受材共）新設、洗面化粧台新設 塩ビ製手摺(1型 L600)新設 既設アルミ製内倒し窓 清掃 ーーー

室名	浴室	
床・壁・天井		ユニットバス（1,200×1,600）新設
備考		外部建具、開口開閉アルミパネル新設 （1箇手摺新設(2ヶ所) ユニットバス工事に含む 原部 4方組縁新設 (60×25) 既設アルミ製内倒し窓 清掃 ーーー

B-2_Type <改修後>

室名	DK	
床 SL+65	仕上	複合フローリング張(t=14mm)
	下地	セルフレベリング(t=10mm)
巾木	仕上	木製 H=60
壁	仕上	一般部：ビニルクロス貼 流し前：化粧珪酸カルシウム板貼(t=5.0mm) （外壁面は断熱材(t=30mm)）
	下地	RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm)
	下地	木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
天井	仕上	耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗
	下地	木軸下地
廻縁		塩化ビニル製
備考		流台(L1,200)、コンロ台(L600)、給気台(L150) 換気フード(W750) 再設置 アルミ製建具W窓

室名	ホール・廊下	
壁	仕上	ビニルクロス貼
	下地	RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm)
	下地	木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
備考		塩ビ製手摺新設

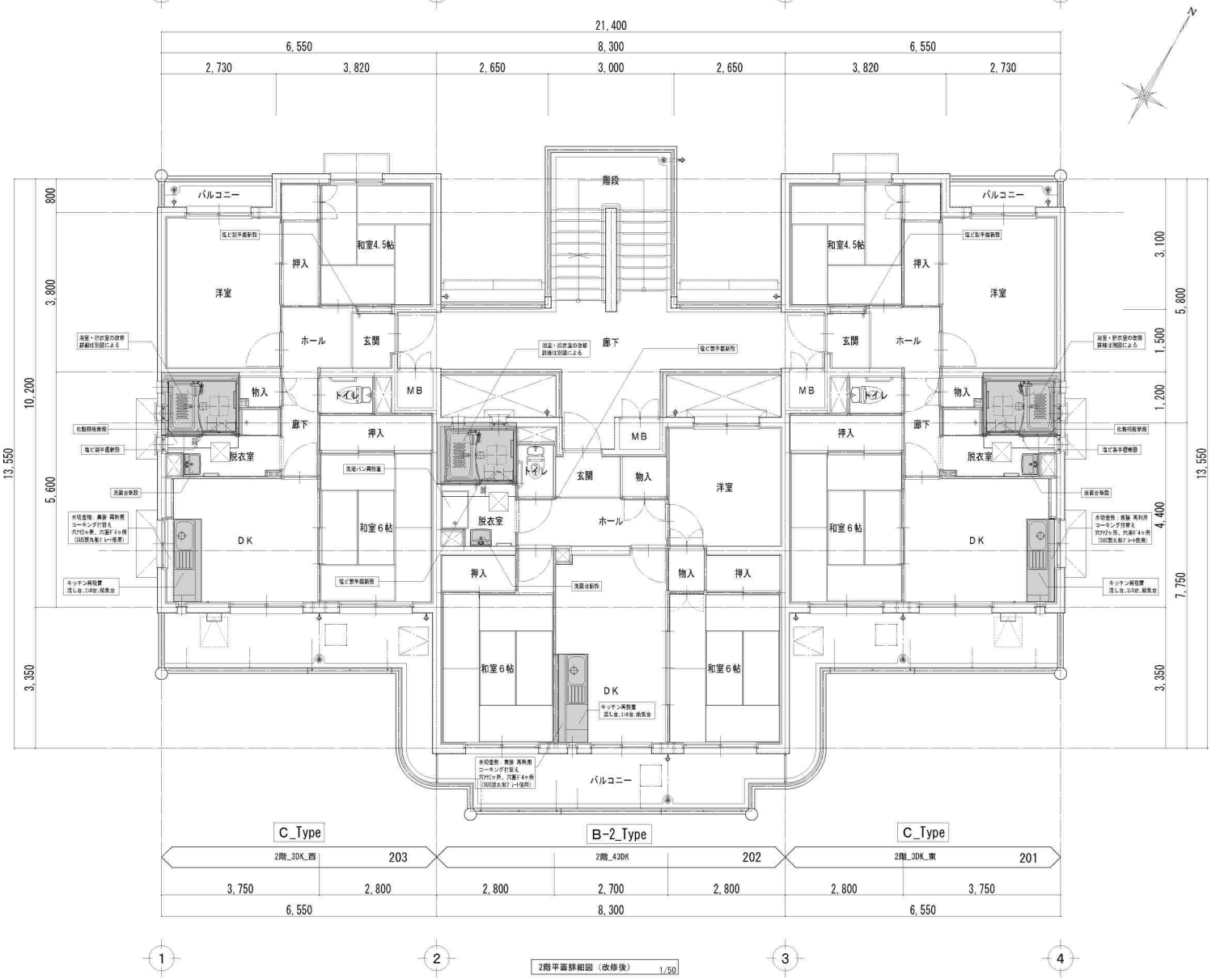

2階平面詳細図（改修後） 1/50

改修範囲を示す。

C_Type <改修後>

室名	DK	
床 SL+65	仕上	複合フローリング張(t=14mm)
	下地	セルフレベリング(t=10mm)
巾木	仕上	木製 H=60
壁	仕上	一般部：ビニルクロス貼 流し前：化粧珪酸カルシウム板貼(t=5.0mm) （外壁面は断熱材(t=30mm)）
	下地	RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm)
	下地	木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
天井	仕上	耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗
	下地	木軸下地
廻縁		塩化ビニル製
備考		流台(L1,200)、コンロ台(L600)、給気台(L150) 換気フード(W750) 再設置 アルミ製建具W窓

室名	ホール・廊下	
壁	仕上	ビニルクロス貼
	下地	RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm)
	下地	木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
備考		塩ビ製手摺新設 ーーー

室名	脱衣室	
床 SL+65	仕上	ビニル床クッションシート貼(t=2.3mm) 一部新設
	下地	ユニットフロアトラワン合板(t=12.0mm) 一部新設
巾木	仕上	木製 H=60 一部新設
壁	仕上	化粧繊維カルシウム板貼(t=5.0mm) 一部新設
	下地	LGS壁下地(W=65) 一部新設
天井	仕上	耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗 一部新設
	下地	木軸下地 一部補修
廻縁		塩化ビニル製 一部新設
備考		洗濯用防水パン(W900×D640) 再設置 壁点検口、床点検口、タオル掛け(L350)撤去のまま 洗面化粧台 新設 塩ビ製手摺(1型 L600)新設 既設アルミ製内倒し窓 清掃 ーーー

室名	浴室	
床・壁・天井		ユニットバス（1,200×1,600）新設
備考		外部建具、開口開閉アルミパネル新設 （1箇手摺新設(2ヶ所) ユニットバス工事に含む 原部 4方組縁新設 (60×25) 既設アルミ製内倒し窓 清掃 ーーー

B-2_Type <改修後>

室名	脱衣室	
床 SL+65	仕上	ビニル床クッションシート貼(t=2.3mm) 一部新設
	下地	ユニットフロアトラワン合板(t=12.0mm) 一部新設
巾木	仕上	木製 H=60 一部新設
壁	仕上	化粧繊維カルシウム板貼(t=5.0mm) 一部新設
	下地	LGS壁下地(W=65) 一部新設
天井	仕上	耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗 一部新設
	下地	木軸下地 一部補修
廻縁		塩化ビニル製 一部新設
備考		洗濯用防水パン(W900×D640) 再設置 壁点検口、床点検口、タオル掛け(L350)撤去のまま 洗面化粧台 新設 塩ビ製手摺(1型 L600)新設 既設アルミ製内倒し窓 清掃 ーーー

室名	浴室	
床・壁・天井		ユニットバス（1,200×1,600）新設
備考		外部建具、開口開閉アルミパネル新設 （1箇手摺新設(2ヶ所) ユニットバス工事に含む 原部 4方組縁新設 (60×25) 既設アルミ製内倒し窓 清掃 ーーー

加東市役所
〒673-1493 兵庫県加東市社30番地 TEL：(0795)-42-3301(代表)

令和8年度 社会資本整備総合交付金事業 市営住宅家原団地3号棟長寿命化	工事設計図	作図年月日	縮尺		承認	承認	担当	担当	担当	物件番号	図面番号
2階平面詳細図（改修後）		'25.10	1/50 A3縮小 1/100							25012	A－013

3階平面詳細図（改修前）

C_Type <現況撤去>

室名	DK
床 SL+65	仕上 複合フローリング張(t=14mm) 下地 セルフレベリング(t=10mm)
巾木	仕上 木製 H=60
壁	仕上 一部壁：ビニルクロス貼 流し前：化粧珪酸カルシウム板貼(t=5.0mm) （外壁面は断熱材(t=30mm)） 下地 RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm) 下地 木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
天井	仕上 耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗 下地 木軸下地
巾縁	塩化ビニル製
備考	流台(L1,200)、コンロ台(L600)、給気台(L155) 換気フード(W750) 一時取り外し アルミ製引違い窓

室名	ホール・廊下
壁	仕上 ビニルクロス貼 下地 RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm) 下地 木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
備考	

室名	脱衣室
床 SL+65	仕上 ビニル床クッションシート貼(t=2.0mm) 一部撤去 下地 ユニットフロアーラフつき床(t=12.0mm) 一部撤去
巾木	仕上 木製 H=60 一部撤去
壁	仕上 化粧珪酸カルシウム板貼(t=6.0mm) 一部撤去 下地 木軸組壁下地 一部撤去
天井	仕上 耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗 一部撤去 下地 木軸下地 一部撤停
巾縁	塩化ビニル製 一部撤去
備考	洗濯用防水パン(W900×D640) 壁点検口、床点検口、タオル掛け(L250) 化粧鏡撤去、洗面化粧台撤去 ステンレス製手摺(Ⅱ型：600)撤去 アルミ製枠廻し笠 ---

室名	浴室
床・壁・天井	ユニットバス(1,200×1,600)浴室 ユニットバス全面撤去
備考	BL原是、バランス釜撤去（設備工事） ガラリ壁付壁面化粧（L型：600×900）、材料置け撤去 アルミ製枠（引き戸：ガラス入）枠共撤去 アルミ製枠廻し笠 ---

D_Type <現況撤去>

室名	DK
床 SL+65	仕上 複合フローリング張(t=14mm) 下地 セルフレベリング(t=10mm)
巾木	仕上 木製 H=60
壁	仕上 一部壁：ビニルクロス貼 流し前：化粧珪酸カルシウム板貼(t=5.0mm) （外壁面は断熱材(t=30mm)） 下地 RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm) 下地 木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
天井	仕上 耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗 下地 木軸下地
巾縁	塩化ビニル製
備考	流台(L1,200)、コンロ台(L600)、給気台(L155) 換気フード(W750) 一時取り外し アルミ製引違い窓

室名	ホール・廊下
壁	仕上 ビニルクロス貼 下地 RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm) 下地 木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
備考	

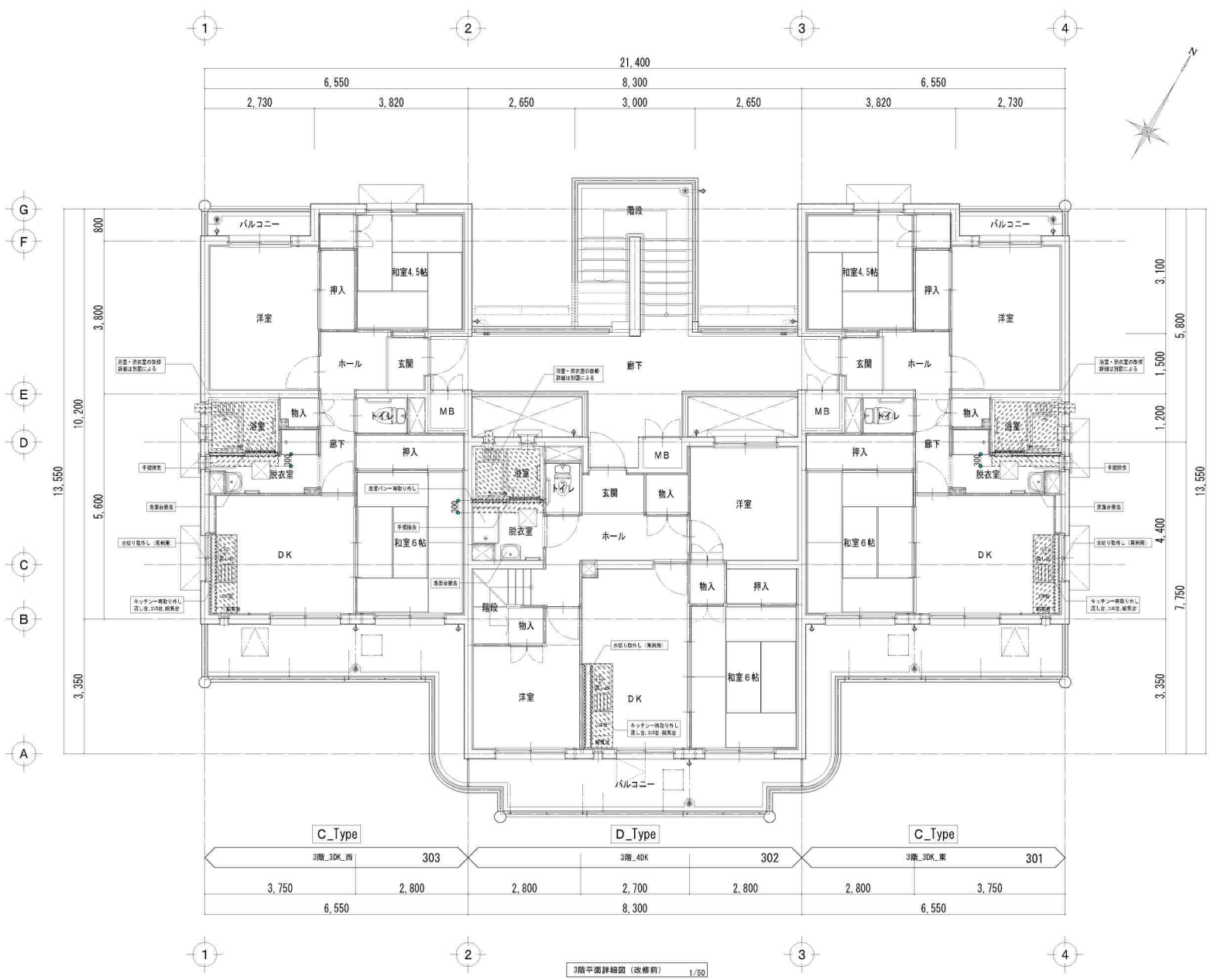

3階平面詳細図（改修前） 1/50

撤去範囲を示す。

C_Type <現況撤去>

室名	DK
床 SL+65	仕上 複合フローリング張(t=14mm) 下地 セルフレベリング(t=10mm)
巾木	仕上 木製 H=60
壁	仕上 一部壁：ビニルクロス貼 流し前：化粧珪酸カルシウム板貼(t=5.0mm) （外壁面は断熱材(t=30mm)） 下地 RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm) 下地 木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
天井	仕上 耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗 下地 木軸下地
巾縁	塩化ビニル製
備考	流台(L1,200)、コンロ台(L600)、給気台(L155) 換気フード(W750) 一時取り外し アルミ製引違い窓

室名	ホール・廊下
壁	仕上 ビニルクロス貼 下地 RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm) 下地 木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
備考	

室名	脱衣室
床 SL+65	仕上 ビニル床クッションシート貼(t=2.0mm) 一部撤去 下地 ユニットフロアーラフつき床(t=12.0mm) 一部撤去
巾木	仕上 木製 H=60 一部撤去
壁	仕上 化粧珪酸カルシウム板貼(t=6.0mm) 一部撤去 下地 木軸組壁下地 一部撤去
天井	仕上 耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗 一部撤去 下地 木軸下地 一部撤停
巾縁	塩化ビニル製 一部撤去
備考	洗濯用防水パン(W900×D640) 壁点検口、床点検口、タオル掛け(L250) 化粧鏡撤去、洗面化粧台撤去 ステンレス製手摺(Ⅱ型：600)撤去 アルミ製枠廻し笠 ---

室名	浴室
床・壁・天井	ユニットバス(1,200×1,600)浴室 ユニットバス全面撤去
備考	BL原是、バランス釜撤去（設備工事） ガラリ壁付壁面化粧（L型：600×900）、材料置け撤去 アルミ製枠（引き戸：ガラス入）枠共撤去 アルミ製枠廻し笠 ---

D_Type <現況撤去>

室名	脱衣室
床 SL+65	仕上 ビニル床クッションシート貼(t=2.0mm) 一部撤去 下地 ユニットフロアーラフつき床(t=12.0mm) 一部撤去
巾木	仕上 木製 H=60 一部撤去
壁	仕上 化粧珪酸カルシウム板貼(t=6.0mm) 一部撤去 下地 木軸組壁下地 一部撤去
天井	仕上 耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗 一部撤去 下地 木軸下地 一部撤停
巾縁	塩化ビニル製 一部撤去
備考	洗濯用防水パン(W900×D640) 壁点検口、床点検口、タオル掛け(L250) 浴室ミラー一時取り外し ステンレス製手摺(Ⅱ型：600)撤去 アルミ製枠廻し笠 ---

室名	浴室
床・壁・天井	ユニットバス(1,200×1,600)浴室 ユニットバス全面撤去
備考	BL原是、バランス釜撤去（設備工事） ガラリ壁付壁面化粧（L型：600×900）、材料置け撤去 アルミ製枠（引き戸：ガラス入）枠共撤去 アルミ製枠廻し笠

加東市役所
〒673-1493 兵庫県加東市社30番地 TEL：(0795)42-3301(代表)

令和８年度 社会資本整備総合交付金事業 市営住宅家原団地３号棟長寿命化	工事設計図	作図年月日	縮尺	承認	承認	担当	担当	担当	物件番号	図面番号
3階平面詳細図（改修前）		'25.10	1/50 A3縮小 1/100						25012	A－014

3階平面詳細図（改修後）

C_Type <改修後>

室名	DK	
床 SL+65	仕上	複合フローリング張(t=14mm)
	下地	セルフレベリング(t=10mm)
巾木	仕上	木製 H=60
壁	仕上	一般部：ビニルクロス貼 湿し前：化粧珪酸カルシウム板貼(t=5.0mm) 〈外壁面は断熱材(t=30mm)〉
	下地	RC躯：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm)
	下地	木軸躯：石膏ボード貼(t=9.5mm)
天井	仕上	耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗
	下地	木軸下地
廻縁		塩化ビニル製
備考		流台(L1,200)、コンロ台(L600)、給気台(L155) 換気フード(W750) 再設置 アルミ製引違い窓

室名	ホール・廊下	
壁	仕上	ビニルクロス貼
	下地	RC躯：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm)
	下地	木軸躯：石膏ボード貼(t=9.5mm)
備考		塩ビ製手摺新設 ---

室名	脱衣室	
床 SL+65	仕上	ビニル床クッションシート貼(t=2.3mm) 一部新設
	下地	ユニットフロアトラワン合板(t=12.0mm) 一部新設
巾木	仕上	木製 H=60 一部新設
壁	仕上	化粧珪酸カルシウム板貼(t=6.0mm) 一部新設
	下地	LGS壁下地(W=65) 一部新設
天井	仕上	耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗 一部新設
	下地	木軸下地 一部補修
廻縁		塩化ビニル製 一部新設
備考		洗濯用防水パン(W900×D640) 既存のまま 壁点検口、床点検口、タオル掛け(L350)既設の まま 化粧棚（受材共）新設、洗面化粧台新設 塩ビ製手摺(1段：600)新設 既設アルミ製内倒し窓 清掃 ---

室名	浴室	
床・壁・天井		ユニットバス(1,200×1,600)新設
備考		外部壁面、開口部廻アルミパネル新設 1型手摺新設(2ヶ所) ユニットバス工事に含む 排気 4方隠蔵新設(80×25) 既設アルミ製内倒し窓 清掃 ---

D_Type <改修後>

室名	DK	
床 SL+65	仕上	複合フローリング張(t=14mm)
	下地	セルフレベリング(t=10mm)
巾木	仕上	木製 H=60
壁	仕上	一般部：ビニルクロス貼 湿し前：化粧珪酸カルシウム板貼(t=5.0mm) 〈外壁面は断熱材(t=30mm)〉
	下地	RC躯：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm)
	下地	木軸躯：石膏ボード貼(t=9.5mm)
天井	仕上	耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗
	下地	木軸下地
廻縁		塩化ビニル製
備考		流台(L1,200)、コンロ台(L600)、給気台(L155) 換気フード(W750) 再設置 アルミ製引違い窓

室名	ホール・廊下	
壁	仕上	ビニルクロス貼
	下地	RC躯：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm)
	下地	木軸躯：石膏ボード貼(t=9.5mm)
備考		塩ビ製手摺新設

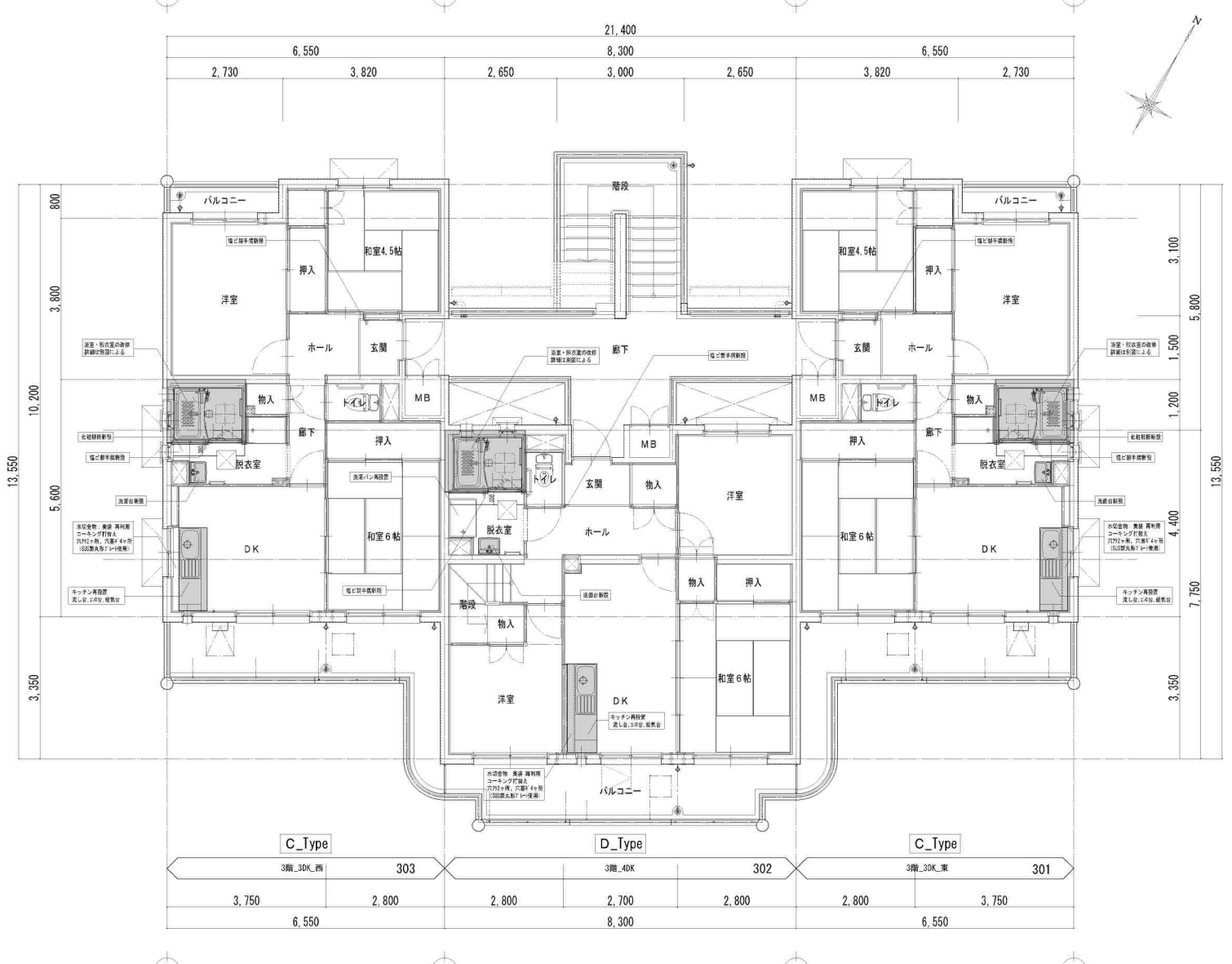

3階平面詳細図（改修後） 1/50

改修範囲を示す。

C_Type <改修後>

室名	DK	
床 SL+65	仕上	複合フローリング張(t=14mm)
	下地	セルフレベリング(t=10mm)
巾木	仕上	木製 H=60
壁	仕上	一般部：ビニルクロス貼 湿し前：化粧珪酸カルシウム板貼(t=5.0mm) 〈外壁面は断熱材(t=30mm)〉
	下地	RC躯：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm)
	下地	木軸躯：石膏ボード貼(t=9.5mm)
天井	仕上	耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗
	下地	木軸下地
廻縁		塩化ビニル製
備考		流台(L1,200)、コンロ台(L600)、給気台(L155) 換気フード(W750) 再設置 アルミ製引違い窓

室名	ホール・廊下	
壁	仕上	ビニルクロス貼
	下地	RC躯：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm)
	下地	木軸躯：石膏ボード貼(t=9.5mm)
備考		塩ビ製手摺新設 ---

室名	脱衣室	
床 SL+65	仕上	ビニル床クッションシート貼(t=2.3mm) 一部新設
	下地	ユニットフロアトラワン合板(t=12.0mm) 一部新設
巾木	仕上	木製 H=60 一部新設
壁	仕上	化粧珪酸カルシウム板貼(t=6.0mm) 一部新設
	下地	LGS壁下地(W=65) 一部新設
天井	仕上	耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗 一部新設
	下地	木軸下地 一部補修
廻縁		塩化ビニル製 一部新設
備考		洗濯用防水パン(W900×D640) 既存のまま 壁点検口、床点検口、タオル掛け(L350)既設の まま 化粧棚（受材共）新設、洗面化粧台新設 塩ビ製手摺(1段：600)新設 既設アルミ製内倒し窓 清掃 ---

室名	浴室	
床・壁・天井		ユニットバス(1,200×1,600)新設
備考		外部壁面、開口部廻アルミパネル新設 1型手摺新設(2ヶ所) ユニットバス工事に含む 排気 4方隠蔵新設(80×25) 既設アルミ製内倒し窓 清掃

D_Type <改修後>

室名	脱衣室	
床 SL+65	仕上	ビニル床クッションシート貼(t=2.3mm) 一部新設
	下地	ユニットフロアトラワン合板(t=12.0mm) 一部新設
巾木	仕上	木製 H=60 一部新設
壁	仕上	化粧珪酸カルシウム板貼(t=6.0mm) 一部新設
	下地	LGS壁下地(W=65) 一部新設
天井	仕上	耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗 一部新設
	下地	木軸下地 一部補修
廻縁		塩化ビニル製 一部新設
備考		洗濯用防水パン(W900×D640) 再設置 壁点検口、床点検口、タオル掛け(L350)既設の まま 洗面化粧台 新設 塩ビ製手摺(1段：600)新設 既設アルミ製内倒し窓 清掃 ---

室名	浴室	
床・壁・天井		ユニットバス(1,200×1,600)新設
備考		外部壁面、開口部廻アルミパネル新設 1型手摺新設(2ヶ所) ユニットバス工事に含む 排気 4方隠蔵新設(80×25) 既設アルミ製内倒し窓 清掃

加東市役所
〒673-1493 兵庫県加東市社30番地 TEL：(0795)-42-3301(代表)

令和８年度 社会資本整備総合交付金事業 市営住宅家原団地３号棟長寿命化	工事設計図	作図年月日	縮尺	承認	承認	担当	担当	担当	物件番号	図面番号
3階平面詳細図（改修後）		'25.10	1/50 A3縮小 1/100						25012	A － 015

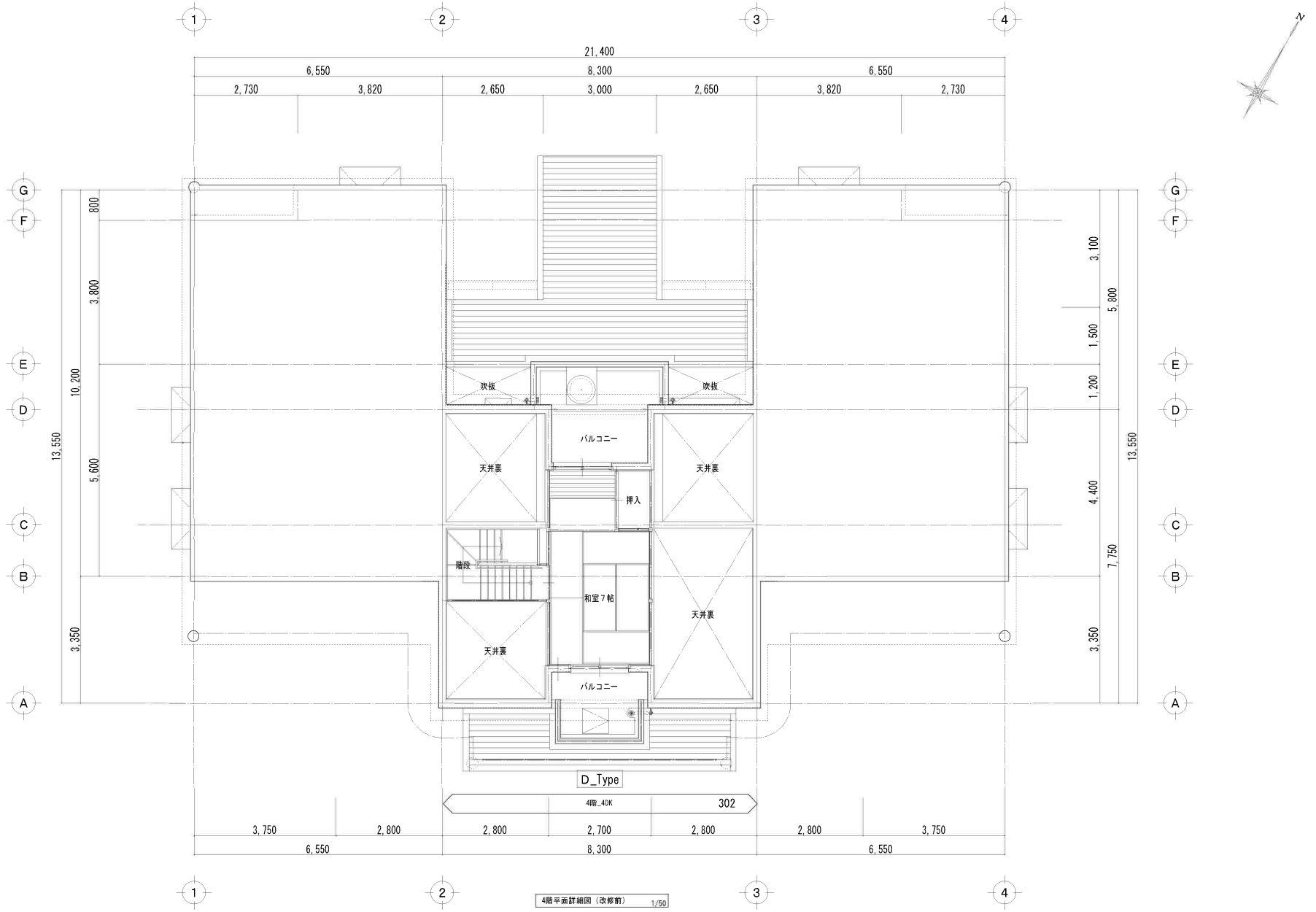

4階平面詳細図（改修前） 1/50

加東市役所 〒673-1493 兵庫県加東市社30番地 TEL：0795-42-3301(代表)	令和８年度　社会資本整備総合交付金事業 市営住宅家原団地３号棟長寿命化	工事設計図	作図年月日	縮尺		承認	承認	担当	担当	担当	物件番号	図面番号
	4階平面詳細図		'25.10	1/50 A３縮小 1/100							25012	A － 016

立面図

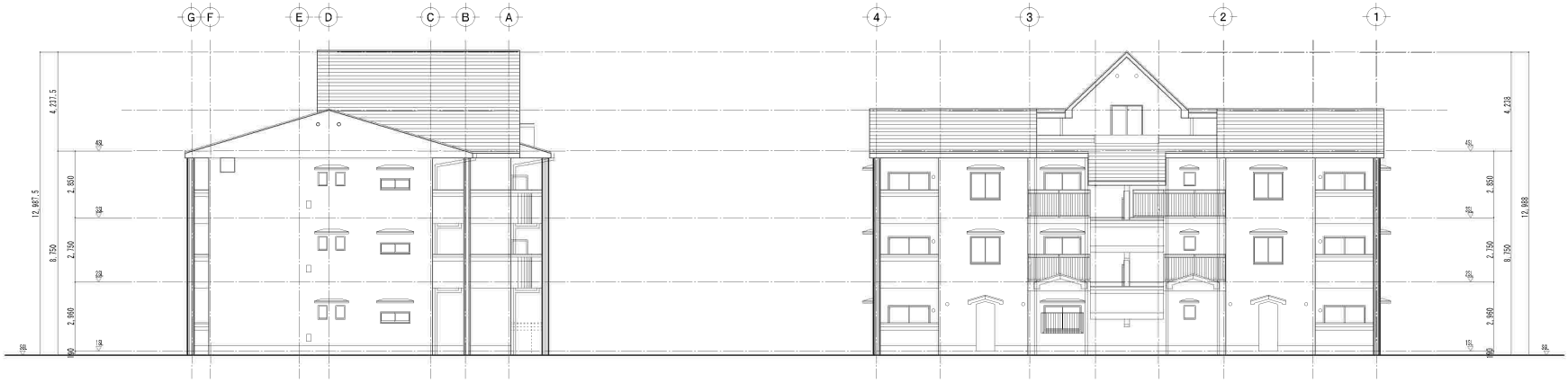

西　立面図　1/100

北　立面図　1/100

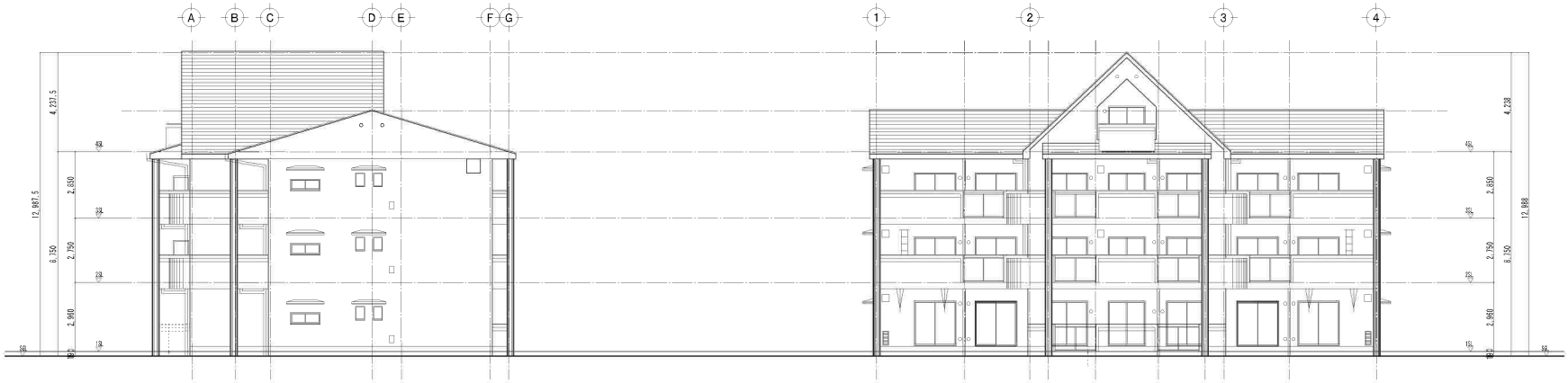

東　立面図　1/100

南　立面図　1/100

加東市役所 〒673-1493 兵庫県加東市社30番地 TEL：0795-42-3301(代表)	令和８年度　社会資本整備総合交付金事業 市営住宅家原団地３号棟長寿命化	工事設計図	作図年月日 '25.10	縮尺 1/100 A３縮小 1/200		承認	承認	担当	担当	担当	物件番号 25012	図面番号 A－017
	立面図											

A．C_Type　浴室・脱衣室改修図（改修前）　1/50

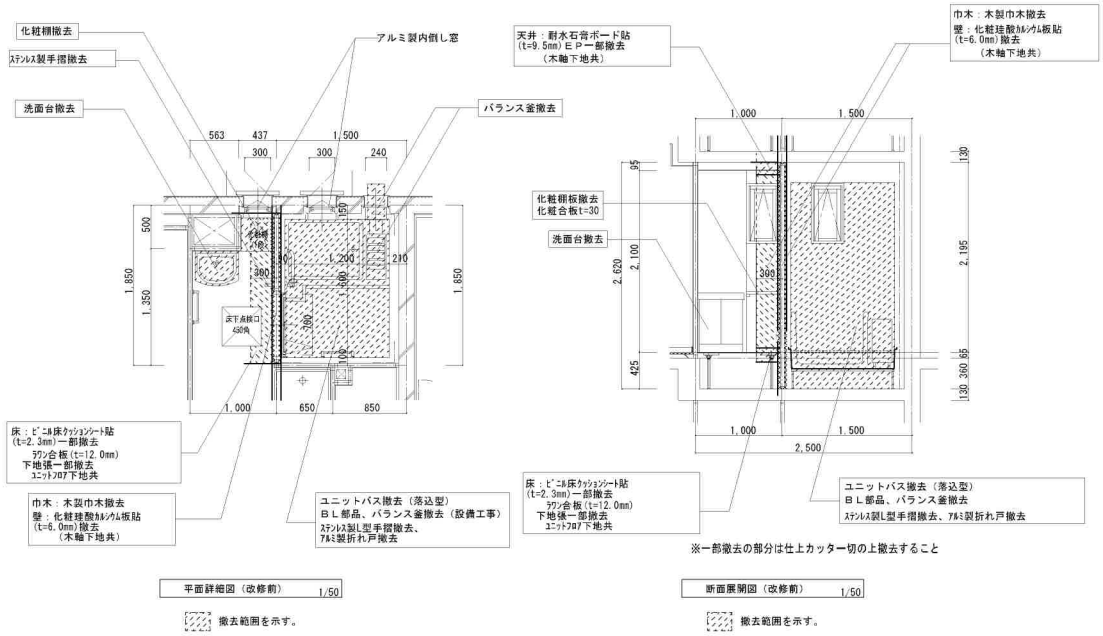

※一部撤去の部分は仕上カッター切の上撤去すること

平面詳細図（改修前）　1/50

撤去範囲を示す。

断面展開図（改修前）　1/50

撤去範囲を示す。

A．C_Type　断面展開図（改修前）　1/50

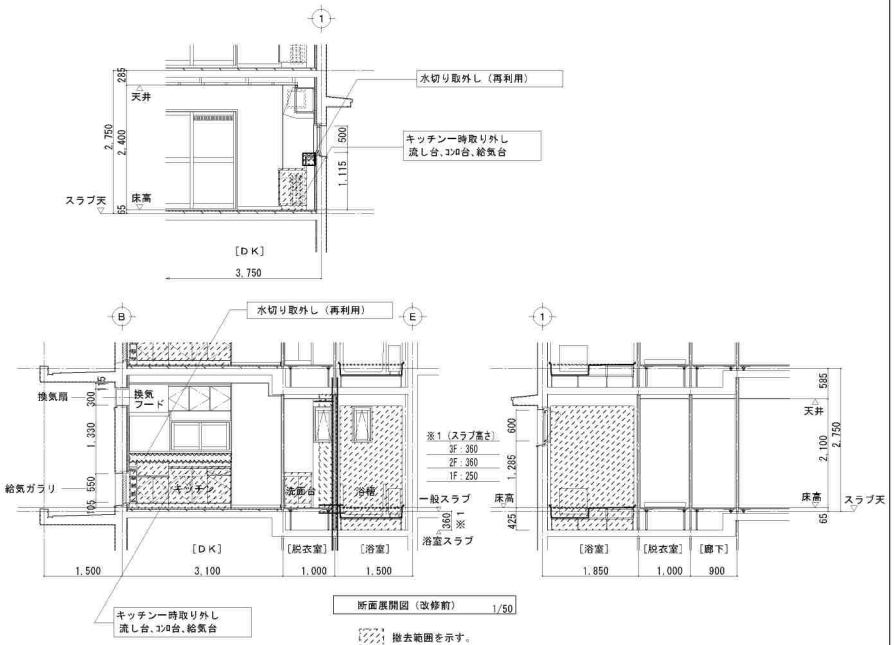

断面展開図（改修前）　1/50

撤去範囲を示す。

A．C_Type　浴室・脱衣室改修図（改修後）　1/50

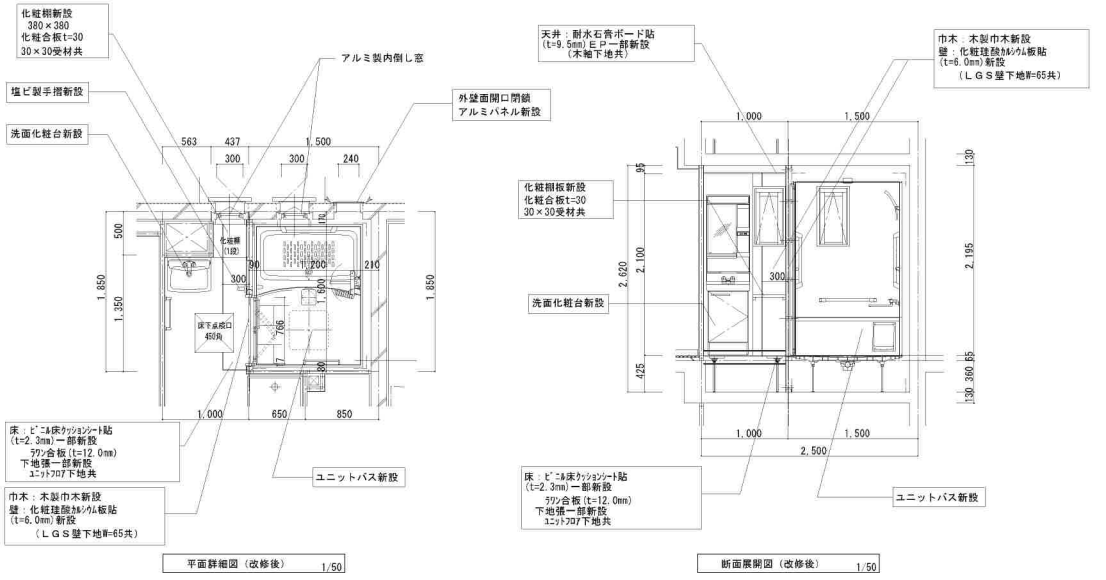

平面詳細図（改修後）　1/50

断面展開図（改修後）　1/50

A．C_Type　断面展開図（改修後）　1/50

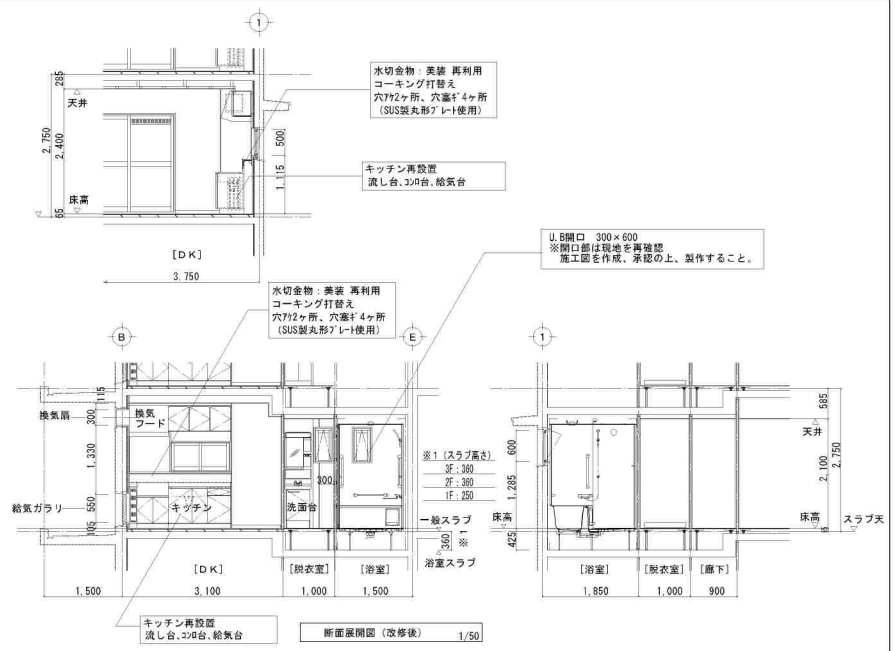

断面展開図（改修後）　1/50

加東市役所	令和８年度　社会資本整備総合交付金事業 市営住宅家原団地３号棟長寿命化	工事設計図	作図年月日	縮尺			承認	承認	担当	担当	担当	物件番号	図面番号
	A．C_Type　浴室・脱衣室改修図（改修前・改修後）、断面展開図（改修前・改修後）		'25.10	1/50 A3縮小　1/100								25012	A－018

B-1. B-2. D_Type　浴室・脱衣室改修図（改修前）　1/50

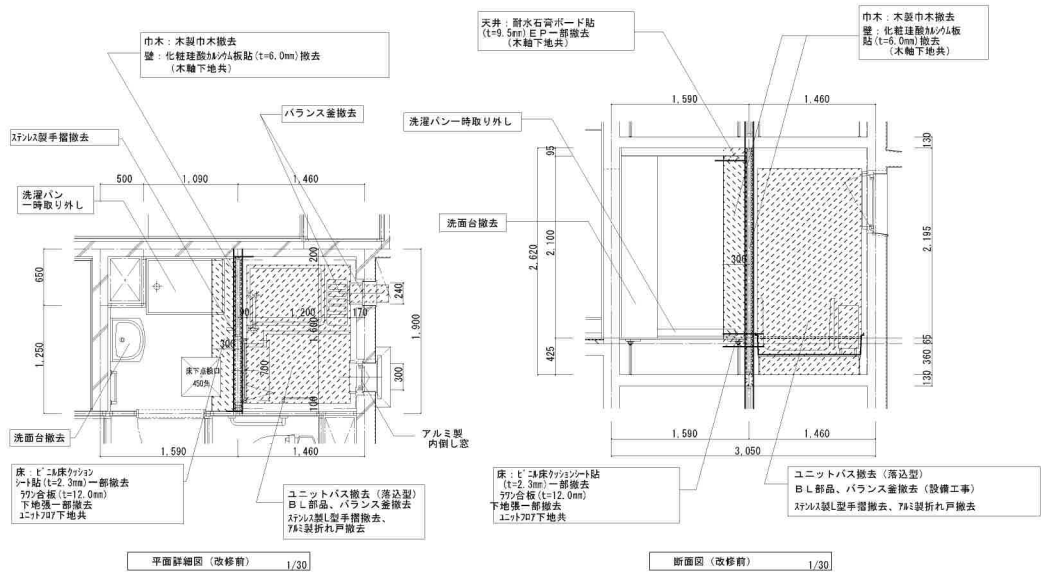

平面詳細図（改修前）　1/30

撤去範囲を示す。

断面図（改修前）　1/30

撤去範囲を示す。

※一部撤去の部分は仕上カッター切の上撤去すること

B-1. B-2. D_Type　断面展開図（改修前）　1/50

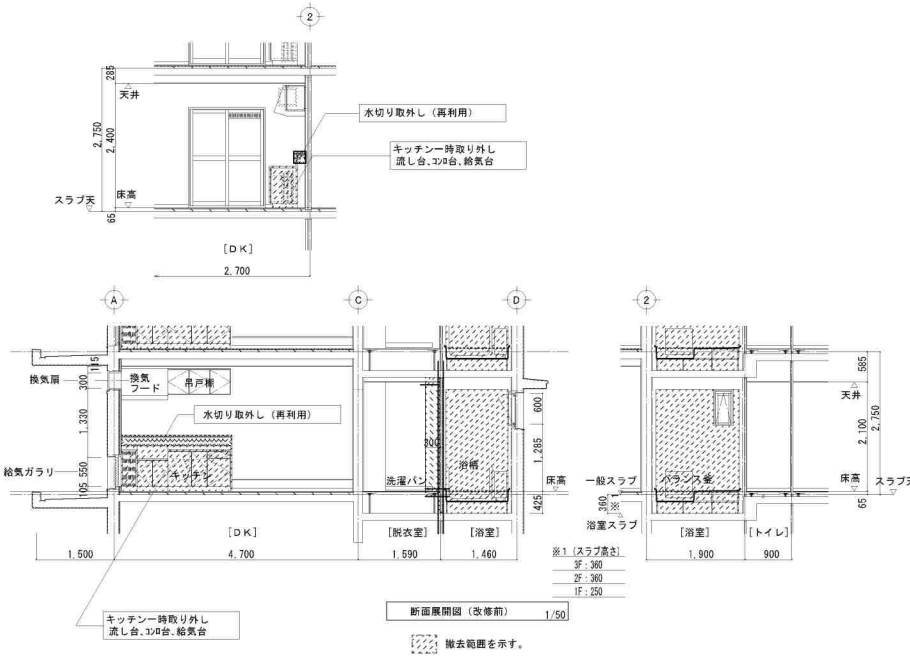

断面展開図（改修前）　1/50

撤去範囲を示す。

B-1. B-2. D_Type　浴室・脱衣室改修図（改修後）　1/50

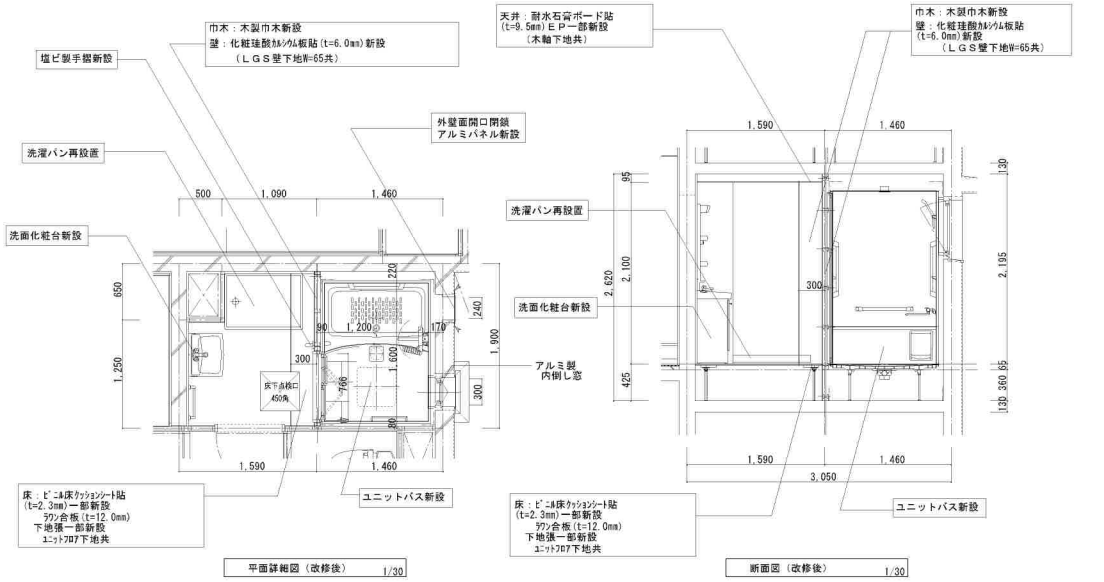

平面詳細図（改修後）　1/30

断面図（改修後）　1/30

B-1. B-2. D_Type　断面展開図（改修後）　1/50

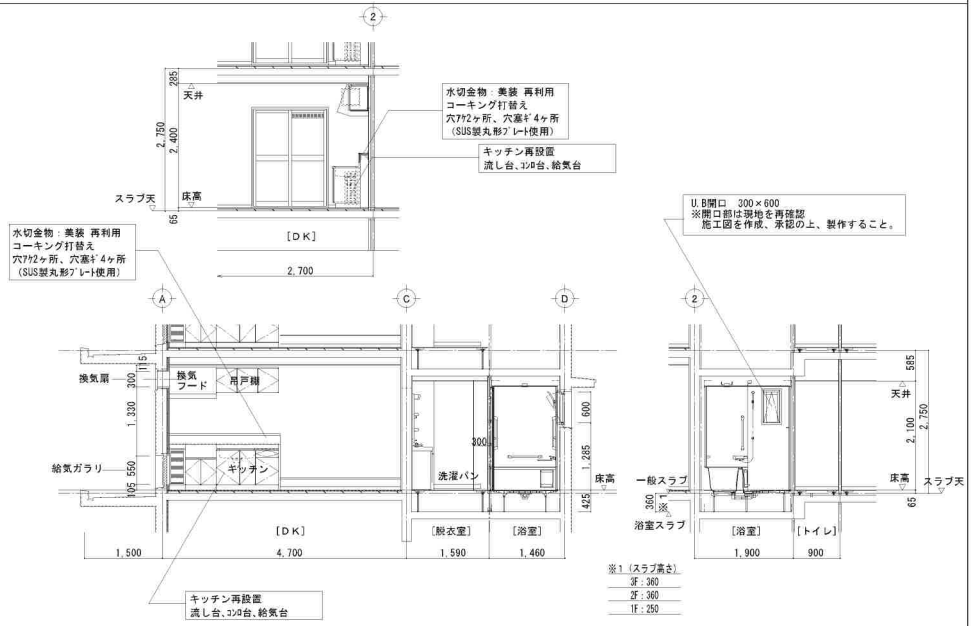

断面展開図（改修後）　1/50

加東市役所
〒673-1493　兵庫県加東市社1310番地　TEL：0795-42-3301（代表）

令和８年度　社会資本整備総合交付金事業 市営住宅家原団地３号棟長寿命化　工事設計図 B-1. B-2. D_Type　浴室・脱衣室改修図（改修前・改修後）、断面展開図（改修前・改修後）	作図年月日 '25.10	縮尺 1/30　1/50 A3縮小　1/60　1/100	承認	承認	担当	担当	担当	物件番号 25012	図面番号 A－　019

手摺詳細図　1/20

手摺設置
仕様　樹脂被覆タイプ（φ34）とする。
参考　下記表における参考品番は「ＴＯＴＯ株式会社」としている。
設置　設置位置・高さは別図に図示しているが、工事実施時において施設管理者及び工事監理者に確認すること。
補強　新設壁・既設壁など設置位置等を確認し下地補強を行うこと。
※　ユニットバス内に設置する手摺は、ユニットバス工事に含む。

手摺（樹脂被覆タイプ）：φ34			設置位置		合計
記号	タイプ	参考品番	玄関	脱衣室	
ア	多用途手摺 縦向（縦１型手摺）	TI1206	9	9	18

Aタイプ　計 2戸	B-1タイプ　計 1戸	B-2タイプ　計 1戸	Cタイプ　計 4戸	Dタイプ　計 1戸	合 計
1階　2戸	1階　1戸	2階　1戸	2・3階　4戸	3階　1戸	9戸
101 ・ 103	102	202	201 ・ 203 301 ・ 303	302	

ア	多用途手摺 縦向（縦１型手摺）	設置数　18
	樹脂被覆タイプ（φ34）	参考品番　TI1206

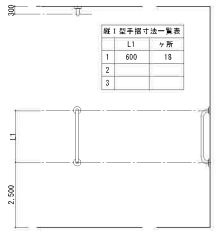

縦１型手摺寸法一覧表

	L1	ヶ所
1	600	18
2		
3		

キッチン水切詳細図（参考図）　1/15

A・Cタイプ
L＝1,955
6ヶ所

取替の必要が生じた場合、本図により施工する。
※工事監督員の指示による取替は変更対象とする。

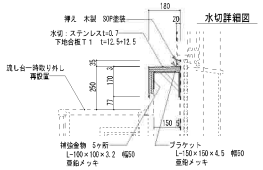

B-1・B-2・Dタイプ
L＝2,130
3ヶ所

取替の必要が生じた場合、本図により施工する。
※工事監督員の指示による取替は変更対象とする。

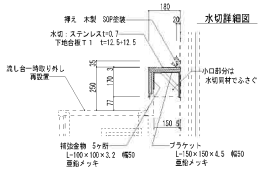

外壁面開口閉鎖詳細図　1/40

外壁面開口閉鎖
仕様　ステンレスプレートｔ=5.0、コンクリート面ビス止めとする。
参考　図中、開口大きさは参考とし、工事施工時に寸法確認を行うこと。
図面はＣ・Ｄタイプを示し、Ａ・Ｂタイプも同仕様とする。

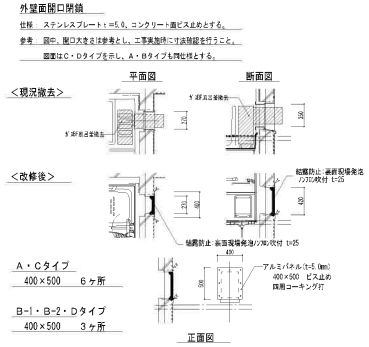

既設各部　標準詳細図　1/10

床

複合フローリング張（t=14.0mm）	各戸共通	ＤＫ

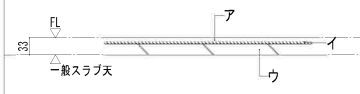

ア	複合フローリング張	t=14.0mm	
イ	セルフレベリング[セメント系]	t=10.0mm	
ウ	コンクリート増打ち	t=41.0mm	

ビニル床クッションシート（t=3.5mm）	Ａ・Ｂタイプ	ホール

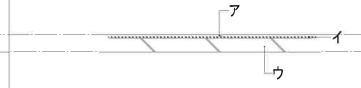

ア	ビニル床クッションシート貼	t=3.5mm	
イ	セルフレベリング[セメント系]	t=10.0mm	
ウ	コンクリート増打ち	t=51.5mm	

ビニル床クッションシート（t=3.5mm）	Ａ・Ｂタイプ	廊下

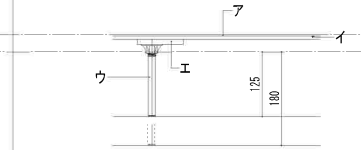

ア	ビニル床クッションシート貼	t=3.5mm		
イ	ラワン合板	t=12.0mm		
ウ	ユニットフロア	Ａ：H=299.5	Ｂ：H=409.5	
エ	（　パーティクルボード	t=20mm　）		

ビニル床クッションシート（t=3.5mm）	Ｃ・Ｄタイプ	ホール

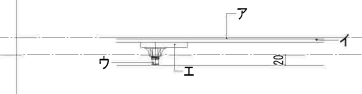

ア	ビニル床クッションシート貼	t=3.5mm		
イ	ラワン合板	t=12.0mm		
ウ	ユニットフロア	Ｃ：H=89.5	Ｄ：H=89.5	
エ	（　パーティクルボード	t=20mm　）		

ビニル床クッションシート（t=2.3mm）	各戸共通	脱衣室

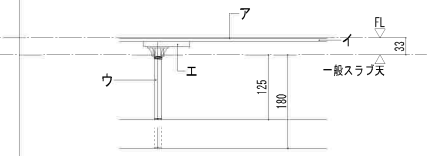

ア	ビニル床クッションシート貼	t=2.3mm		
イ	ラワン合板	t=12.0mm		
ウ	ユニットフロア	Ａ：H=300.7	ＢＣＤ：H=410.7	
エ	（　パーティクルボード	t=20mm　）		

壁

ビニルクロス貼（ＲＣ壁）	各戸共通	－

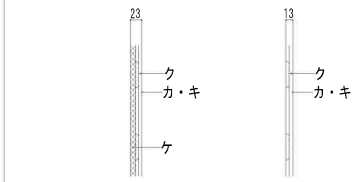

カ	ビニルクロス貼　一般部	ビニル壁紙	防火２級	
キ	ＤＫ部	無機質壁紙	防火１級	
ク	石膏ボード貼[ＧＬ工法]	t=12.5mm	[ＧＢ-Ｒ]	
ケ	（　断熱材[現場発泡系]	t=20mm	外壁面　）	

化粧珪酸カルシウム板貼（ＲＣ壁）	各戸共通	－

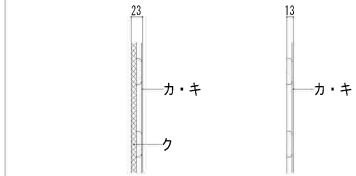

カ	化粧珪酸カルシウム板貼　一般部	t=6.0mm	[ＧＬ工法]	
キ	流台部	t=5.0mm	[ＧＬ工法]	
ク	（　断熱材[現場発泡系]	t=20mm	外壁面　）	

ビニルクロス貼（木軸壁下地）	各戸共通	－

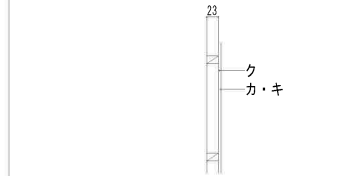

カ	ビニルクロス貼　一般部	ビニル壁紙	防火２級	
キ	ＤＫ部	無機質壁紙	防火１級	
ク	石膏ボード貼[ＧＬ工法]	t=9.5mm	[ＧＢ-Ｒ]	

化粧珪酸カルシウム板貼（木軸壁下地）	各戸共通	－

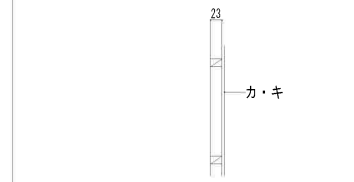

カ	化粧珪酸カルシウム板貼　一般部	t=6.0mm	
キ	流台部	t=5.0mm	

天井

仕上塗装_ＥＰ塗	各戸共通	ＤＫ

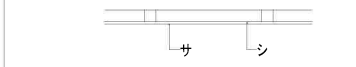

サ	仕上塗装_ＥＰ塗		
シ	石膏ボード貼	t=9.5mm	
ス			

仕上塗装_ＥＰ塗	各戸共通	脱衣室

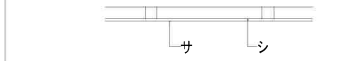

サ	仕上塗装_ＥＰ塗		
シ	耐水石膏ボード貼	t=9.5mm	
ス			

その他

配管カバー	Ｃ・Ｄタイプ	ＤＫ

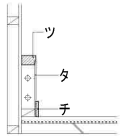

タ	塩ビ合板	t=4.0mm	脱着可能型
チ	木製巾木	H=60mm	
ツ	木製笠木	55×35	

加東市役所
〒673-1493　兵庫県加東市社90番地　TEL：0795-42-2001(代表)

令和８年度　社会資本整備総合交付金事業
市営住宅家原団地３号棟長寿命化
工事設計図
雑詳細図

作図年月日　'25.10

縮尺　1/10 1/15 1/20 1/40 1/60
A3縮小　1/20 1/30 1/40 1/80 1/120

承認	承認	担当	担当	担当

物件番号　25012
図面番号　A－020

株式会社 LIXIL　参考図

部位／項目	仕様（寸法単位：mm）	備考（色柄・品番等）
据付必要寸法	1310D×1680W×2534H	
内寸法	1200D×1600W×2005H	
床	FRP　模様付	N86
壁	Lパネル（ベーシッククラス）	LE301
天井	化粧鋼板複合パネル	UE103
ドア	折り戸：アルミアルマイト処理（キレイドア） 面　材：型板調樹脂板	YDY-90020GM(TH)/M
浴槽	FRP(浴槽内寸法 1117W×580D×470H) ゴム排水栓	N86
風呂蓋	巻蓋	
水栓金具	兼用：壁付サーモ水栓（クロマーレS） シャワー：エコフルシャワー（ホワイト）	樹脂パイプ(架橋ポリエチレン管)+防汚処理 BF-SD6BP-PU
シャワーフック	樹脂製（ホワイト）　2個	BF-30C-PU
照明	スリム照明(防湿型)　LEDランプ 1灯	LDA-C1-2A

部位／項目	仕様（寸法単位：mm）	備考（色柄・品番等）
タオル掛	アルミパイプ L400　ブラケット：樹脂製	TB-A00E-K
換気口	2体式換気グリル ABS樹脂製 換気口有効面積 42cm　接続口径 φ100	VC-100A(2)/4SBS
トラップ	ABS樹脂製 封水50mm	
給水管	Rc1/2　めねじ止	
給湯管	Rc1/2　めねじ止	
雑排水管	塩ビ管　VP50	
窓	フリーサイズ窓額縁キット 窓開口補強セット	R-1010P-24/M MKR-121S
握りバー	I型（ホワイト）L600 3本	8826-87YC-L60J/M

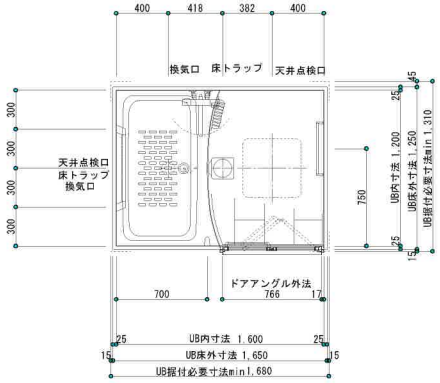

平面図　1/20

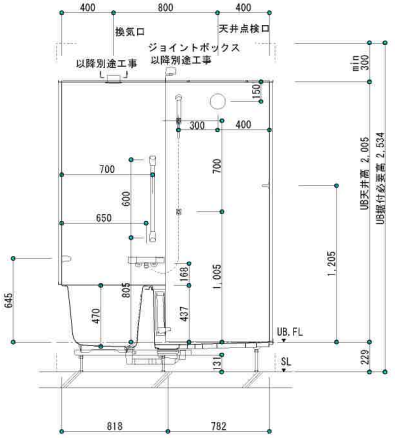

断面図　1/20

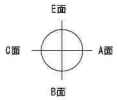

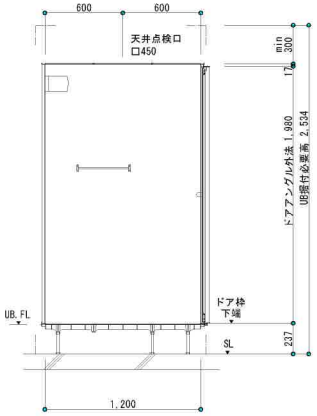

A　展開図　1/20

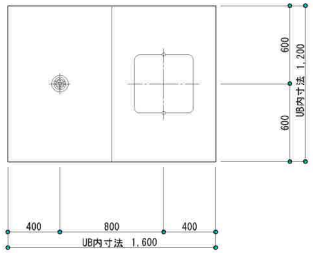

天井伏図　1/20

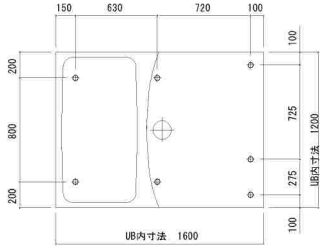

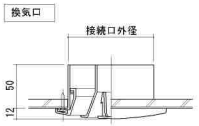

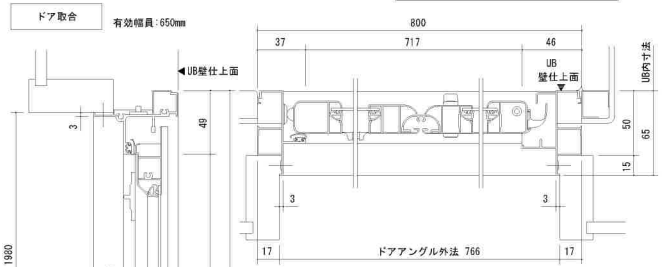

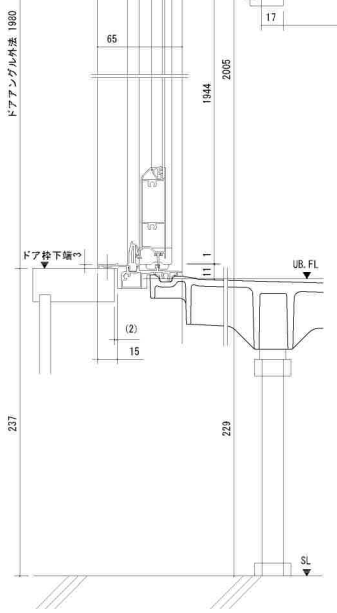

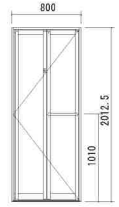

内開き右吊り（内観図）、左吊りはこの逆になります。

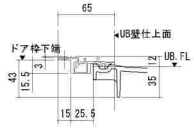

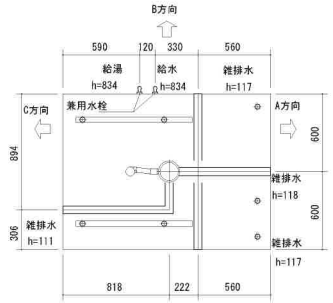

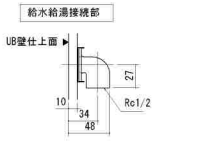

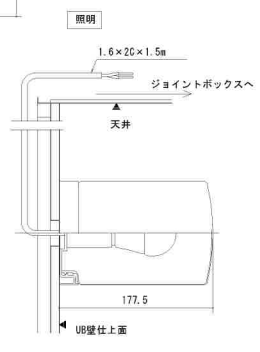

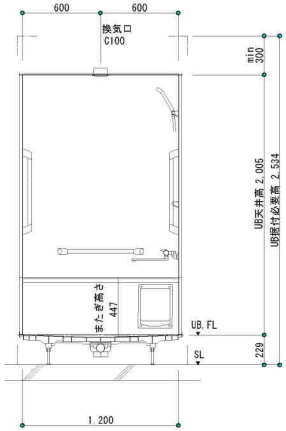

C　展開図　1/20

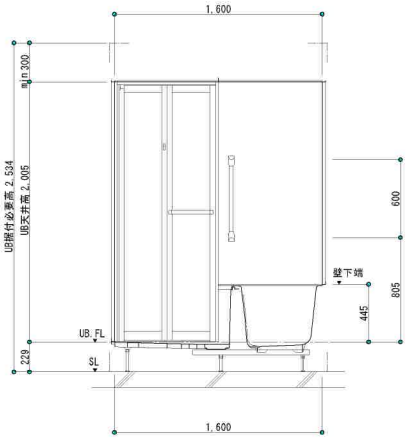

B　展開図　1/20

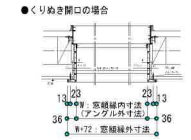

A矢視（上端接合部）

B矢視（下端接合部）

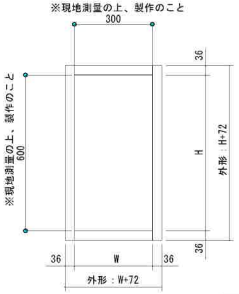

窓額縁正面図

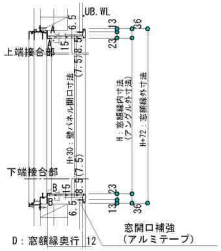

U.B開口　300×600
※開口部は現地を再確認
施工図を作成、承認の上、製作すること。

加東市役所	令和８年度　社会資本整備総合交付金事業 市営住宅家原団地３号棟長寿命化	工事設計図	作図年月日	縮尺	1/2 1/3 1/20 1/30	承認	承認	担当	担当	担当	物件番号	図面番号
	ユニットバス詳細図		'25.10	A3縮小	1/2 1/6 1/40 1/60						25012	A－021

電気設備特記仕様書

工事概要		
工事名称		令和８年度　社会資本整備総合交付金事業　市営住宅家原団地３号棟 長寿命化工事
工事場所		主体工事による
工事期間		主体工事による　　年　　月　　日 ～　　年　　月　　日
一般事項		下記事項は、●印を本工事に適用する。
共通事項	1.	本工事に於いて、本特記仕様書・本設計図書に記載されていない事項は、
		「電気設備技術基準」「内線規定」「建築基準法・消防法」及び、最新の下記仕様に基づき施工する。
		● 国土交通省大臣官房官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」及び「公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）」（以下、「標準図」という。）による。
		● 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)」（最新版）
		● 国土交通省住宅局住宅総合整備課監修「公共住宅建設工事共通仕様書」電気編（最新版）
		○ 新日本建築家協会監修「電気設備工事共通仕様書」（最新版）
申請及び手続き	2.	本工事に必要なる電力会社、官公庁への手続き（ ○ 仮設含）申請の一切を代行し
		遅滞する事なく行い、試運転・試験調整を含めその費用は全て請負者の負担とする。
工事実績情報の登録		○ 工事請負金額が５００万円以上の場合（５００万円以上かつ２５００万円未満は受注時のみ）は、
		工事実績情報サービス(CORINS)に基づき登録し「登録内容確認書」を監督員に提出する事。
着工前提出書類	3.	工事施工に先立ち請負者は、工事工程表・ﾒｰｶｰﾘｽﾄ・施工図・納入仕様書を
		速やかに提出し、監督職員の承認を受け制作・施工にかかる事。
軽微な変更	4.	本仕様書・設計図書に明記のない場合でも施工上、技術上必要と思われる事項が発生した場合
		係員の指示を仰ぎ速やかに施工する。但し請負金額の増減は無いものとする。
優先順位	5.	1 質疑回答書　2 現場説明・指示書　3 本特記仕様書　4 図面　5 標準仕様書
本工事完成	6.	○ イ. 竣工図面　○ ホ. 試験成績書（ ○ 工場立会検査含む）
引渡し関係書類		○ ロ. 機器完成図　○ ヘ. 保証書
		○ ハ. 各機器取扱い説明書　○ ト. 工事記録写真
		○ ニ. 関係官公庁検査済証及び申請控え　● チ. 主体工事又は標準仕様書による。
工事補償	7.	竣工引渡後・かしの担保期間内に工事不良又は、これに準ずる理由により生じたと認められる損傷、
		不都合は請負者の負担により速やかに修理・復旧する事。
ｸﾞﾘｰﾝ購入法	8.	● 適合品の使用
省エネ法	9.	● 適合品の使用

工事種目・範囲　　下記種目及び範囲は、●印を本工事に適用する。

○	引込設備工事	○ 高圧　○ 低圧　○ 配管　○ 配線　○ 機器取付及び調整	○	弱電設備工事	○ 一般放送　○ 配管　○ 配線　○ 機器取付及び調整
○	試験、申請費	○ 架空　○ 地中埋設　○ 引込構内柱建柱	○	試験、申請費	○ 非常放送　○ 配管　○ 配線　○ 機器取付及び調整
○	受変電設備工事	○ ｷｭｰﾋﾞｸﾙ基礎　○ 消火器・BOX共　○ ﾈｯﾄﾌｪﾝｽ			○ 時計　○ 配管　○ 配線　○ 機器取付及び調整
○	自家用発電設備工事	○ 配管　○ 配線　○ 機器取付及び調整			○ 防災無線　○ 配管　○ 配線　○ 機器取付及び調整
○	試験、申請費	○ 基礎　○ ﾈｯﾄﾌｪﾝｽ			○ 有線放送　○ 配管　○ 配線　○ 機器取付及び調整
○	幹線・動力設備工事	○ 配管　○ 配線　○ 機器取付及び調整			
	警報設備工事	※ 設備機器接続	○	火災報知設備工事	○ 自動火災報知　○ 配管　○ 配線　○ 機器取付及び調整
●	電灯・ｺﾝｾﾝﾄ設備工事	○ 配管　● 配線　● 機器取付及び調整	○	試験、申請費	○ 住戸用自火報　○ 配管　○ 配線　○ 機器取付及び調整
		○ 誘導灯　○ 非常照明　○ 外灯基礎			○ 非常通報　○ 配管　○ 配線　○ 機器取付及び調整
		○ 配管　○ 配線　○ 機器取付及び調整			○ 非常警報　○ 配管　○ 配線　○ 機器取付及び調整
○	電話設備工事	○ 配管　○ 配線　○ 機器取付及び調整	○	自動閉鎖設備工事	○ 自火報複合型　○ 単独型
		○ 県警ﾎｯﾄﾗｲﾝ　○ 配管　○ 配線　○ 機器取付及び調整	○	試験、申請費	○ 配管　○ 配線　○ 機器取付及び調整
○	ﾃﾚﾋﾞ共同受信設備工事	○ CATV引込　○ 配管　○ 配線	○	情報設備工事	○ 配管　○ 配線　○ 機器取付及び調整　○ 総合調整
○	申請、負担金	○ アンテナ取付　○ 基礎　○ 地デジ対応	○	機械警備用設備工事	○ 配管　○ 配線　○ 機器取付及び調整
		○ 配管　○ 配線　○ 機器取付及び調整	○	避雷針設備工事	○ 配管　○ 配線　○ 機器取付及び調整
○	ﾃﾚﾋﾞ電波障害防除設備工事	○ 現地調査　○ 机上調査　報告書提出	○	太陽光発電設備工事	○ 配管　○ 配線　○ 機器取付及び調整
		○ 配管　○ 配線　○ 機器取付及び調整	○	遠隔指示式水道ﾒｰﾀｰ設備工事	○ 配管　○ 配線　○ 機器取付及び調整
○	弱電設備工事	○ インターホン　○ 配管　○ 配線　○ 機器取付及び調整			○ 計器盤
		○ ナースコール　○ 配管　○ 配線　○ 機器取付及び調整	●	既設改修工事	● 撤去、産業廃棄処分　○ 一部再使用有り
		○ トイレ呼出　○ 配管　○ 配線　○ 機器取付及び調整			○ 水銀ﾘｻｲｸﾙ　○ PCB処分　○ 含有試験
		○ ＩＴＶ　○ 配管　○ 配線　○ 機器取付及び調整			※ﾀﾞｲﾔﾓﾝﾄﾞｺｱｰ貫通及び斫補修　○ 別途
		○ 電気錠　○ 配管　○ 配線　○ 機器取付及び調整			○ 貫通箇所鉄筋探査調査報告
					● 上記費用は全て請負者の負担とする

	特記事項
1	本工事使用機器、主要材料は全てＪＩＳ表示 ＪＣＳ・ＪＥＭ・ＪＥＣ規格合格品
	尚、本工事に使用する配線・ケーブルは全てエコ電線とする。
2	特記なき2重天井内は、ｹｰﾌﾞﾙｺﾛｶﾞｼ配線とする。
3	屋外露出配管は下地処理の上指定色2回塗りとする。
	但しPE管の場合は不要、支持材は全てSUS。
4	合成樹脂配管の場合原則として位置BOX及びVP.BOXは、樹脂製を使用。
5	空配管長さ1m以上は、管内清掃の上ﾋﾞﾆｰﾙ被覆鉄線1.2㎜を挿入。
6	ＬＥＤ照明器具は、高力率省電力型とする。
7	埋込配線器具　大角（○ 新金属　○ 樹脂　● ﾓﾀﾞﾝ　○ ＢＬ ）ﾌﾟﾚｰﾄとする。　ｽｲｯﾁ４ヶ以上は、ﾈｰﾑ付。
	尚水廻りは、絶縁枠とする。　（ ○ 高齢及び多目的対応箇所は、ﾜｲﾄﾞﾊﾝﾄﾞﾙ ）
8	特記なき配管は （ ○ VE　○ CD　● PF　○ CPE ）電線管とする。
9	耐震指置を考慮するものは、建築設備耐震設計・施工指針により施工し計算書を提出すること。
	尚、重要機器の後施工ｱﾝｶｰは担当者の指示を仰ぎ抜き取り検査結果報告書を提出する。

設計用水平震度　（ ）内の数値は、重要度の高い防振設置機器の場合の震度を示す。

設計用鉛直震度は、設計用水平震度の１／２とする。

	地階・１階	中間階	最上階・屋外・塔屋	重要度の高い機器とは以下のものをいう。
重要機器	0．6（1．0）	1．0（1．5）	1．5（2．0）	・受変電設備・配電盤、制御盤、操作盤類・蓄電池
一般機器	0．4（0．6）	0．6（1．0）	1．0（1．5）	・無停電設備・発電設備(水槽類を含む)・避雷針 ・中央監視・電子交換機・非常放送・防災設備

10	防火区画貫通部は、建築基準法例第112条に基づき施工する。
11	FEP配管は難燃性とする。

凡例

記号	名称	記号	名称
WH	引込ﾒｰﾀｰ盤（ ○ ﾌﾞﾚｰｶ実装 ）（ 防水 ）		弱電端子盤（ ○ 露出 ○ 埋込 ○ 兼用型 ）
		(T) (T) PT	ＴＥＬ壁受口 ＊ 床取付 ＊ 公衆
	電灯・動力分電盤（ ○ 露出 ○ 埋込 ○ 兼用型 ）	(T) (T)	内線電話機 ＊ 停電対応電話機
	低圧用ＳＰＤ（ 避雷器 ）	(E) (I) (H)	ｲﾝﾀｰﾎﾝ（ 親・子機 ） ＊ ﾄﾞｱﾎﾝ子機
	警報盤（ ○ 露出 ○ 埋込 ）	(C) (D)	ｲﾝﾀｰﾎﾝ（ ｶﾗｰﾓﾆﾀｰ付 ） ＊ ﾄﾞｱﾎﾝ子機（ ｶﾗｰｶﾒﾗ付 ）
	照明器具　１灯用蛍光灯・LED（ 天井直付 ）	H	県警ﾎｯﾄﾗｲﾝ通報装置
	〃　２灯用蛍光灯・LED（ 天井直付 ）	P B	非常警報盤(複合装置) ○ 埋込型 ○ 露出型 ○ 防水型
	〃　２灯用蛍光灯・LED（ 天井埋込 ）	C	呼出し押し釦ｽｲｯﾁ（ 押釦 ＊ 復帰釦 ）
	〃（ ｺｰﾄﾞ吊 ＊ 天井直付 ）	B	警報ﾗﾝﾌﾟ付ﾌﾞｻﾞｰ(WP) ＊ ｺｰﾙ報器(2L埋込型)
	〃（ 蛍光灯壁付 ＊ 白熱灯壁付 ）		
	〃（ 天井埋込ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ ）	(C) (R)	ﾃﾚﾋﾞ壁受口 埋込整合器（ 中間 ＊ 端末 ）
	〃 誘導灯 ＊ 非常照明（ 天井埋込ﾀﾞｳﾝﾗｲﾄ ）	TVM	ﾃﾚﾋﾞｶﾒﾗ ＊ ﾃﾚﾋﾞﾓﾆﾀｰ
	〃（ 投光型 ＊ 水銀灯 ）		
			時計親機 ＊ 子機（ 丸型・角型 ）
	壁埋込スイッチ　片切 ＊ ﾊﾟｲﾛｯﾄｽｲｯﾁ		
3 4	〃　３路 ＊ ４路		AM・FMｱﾝﾃﾅ ＊ ﾜｲﾔﾚｽﾏｲｸｱﾝﾃﾅ
	〃（ﾜｲﾄﾞﾊﾝﾄﾞﾙ型）片切 ＊ ﾊﾟｲﾛｯﾄｽｲｯﾁ		ｽﾋﾟｰｶ（ 天井埋込・壁付 ） ＊ 音量調節器（ 壁付 ）
	〃　調光器（ﾗｲﾄｺﾝﾄﾛｰﾙ）		ﾎｰﾝｽﾋﾟｰｶ（ 防水 ）
AS rL	〃　自動点滅器 ＊ ﾘﾓｺﾝｾﾚｸﾀｰｽｲｯﾁ	M S	ﾏｲｸﾛﾀﾞｯｸ ＊ ｽﾋﾟｰｶｰﾀﾞｯｸ
		AMP	ｱﾝﾌﾟ ○ 卓上型 ○ 壁掛型 ○ 自立型
S S	照明・換気扇用熱ｾﾝｻｰ付自動ｽｲｯﾁ　天井埋込（ 親・子 ）＊ 壁付		
	〃　自動・手動切替ｽｲｯﾁ　壁付	HUB	情報用機器収容箱
		C	情報ｺﾝｾﾝﾄ（ CATE６）
2	壁埋込ｺﾝｾﾝﾄ（ 壁付2P15A x1ヶ口 ＊ x2ヶ口 ）	P.B	ﾌﾟﾙﾎﾞｯｸｽ ＊ ｼﾞｮｲﾝﾄﾎﾞｯｸｽ
E ET	〃（ 壁付接地極付 ＊ 接地端子付 ）	MM F	ﾒﾀﾙﾓｰﾙ（ Ａ・Ｂ・Ｃ ） ＊ ﾌﾟﾗｽﾁｯｸﾓｰﾙ配線
(UP)	〃（ 床取付(ｱｯﾌﾟ式) ＊ 天井引掛 ）		配管・配線（ 立上り・立下げ ）
	既設機器及び既設配線を示す		天井・壁付換気扇 ＊ 空調換気扇(ﾛｽﾅｲ)
		EA. B. D	接地極（1・2・3種） ＊ ﾊﾝﾄﾞﾎｰﾙ（ 蓋共 ● 電気ﾏｰｸ付）

加東市役所
〒673-1493 兵庫県加東市社30番地　TEL：0795-42-3301(代表)

令和８年度　社会資本整備総合交付金事業 市営住宅家原団地３号棟長寿命化 電気特記仕様書	工事設計図	作図年月日 '25.10	縮尺 - A3縮小 -	承認	承認	担当	担当	担当	受付番号 25012	図面番号 E－001

1階平面図（改修前）

A_Type　<現況撤去>

室名	DK
床 SL465	仕上　複合フローリング張(t=11mm) 下地　セルフレベリング(t=10mm)
巾木	仕上　木製　H=60
壁	仕上　一般室：ビニルクロス貼 湿し面：化粧珪酸カルシウム板貼(t=6.0mm) （外壁面に断熱材(t=30mm)） 下地　RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm) 木軸面：石膏ボード張(t=9.5mm)
天井	仕上　耐水石膏ボード張(t=9.5mm)EP塗 下地　木軸下地
廻縁	塩化ビニル製
備考	流架(L200)、コンロ台(1600)、設気台(L155) 換気フード(W750)　撤去＆引渡し アルミ製笠木撤去

室名	ホール・廊下
壁	仕上　ビニルクロス貼 下地　RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm) 下地　木軸面：石膏ボード張(t=9.5mm)
備考	

室名	脱衣室
床 SL465	仕上　ビニル床フロアシート張(t=2.0mm)　一部撤去 下地　ユニットフロア　クワン会板(t=12.0mm)　一部撤去
巾木	仕上　木製　H=60　一部撤去
壁	仕上　化粧珪酸カルシウム板張(t=6.0mm)　一部撤去 下地　木軸補強下地　撤去
天井	仕上　耐水石膏ボード張(t=9.5mm)EP塗　一部撤去 下地　木軸下地　撤去
廻縁	塩化ビニル製　一部撤去
備考	洗濯用防水パン(W800×D640) 壁点検口、床点検口、タオル掛け(L350) 化粧棚撤去、床面化粧小板貼 ステンレス製手摺(t=40)　撤去 アルミ製庇(W1,200)　撤去 アルミ製小庇　撤去

室名	浴室
床・壁・天井	ユニットバス(1,200×1,600)　撤去型 ユニットバス金属撤去
備考	自己発熱、バランス釜撤去（設備工事） ガス管閉塞処理(土壁：600×800、木小舞：撤去 アルミ製庇(W1,200、ガラス入)撤去＆撤去 アルミ製小庇　撤去

B-1_Type　<改修後>

室名	DK
床 SL465	仕上　複合フローリング張(t=14mm) 下地　セルフレベリング(t=10mm)
巾木	仕上　木製　H=60
壁	仕上　一般室：ビニルクロス貼 湿し面：化粧珪酸カルシウム板貼(t=6.0mm) （外壁面に断熱材(t=30mm)） 下地　RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm) 木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
天井	仕上　耐水石膏ボード張(t=9.5mm)EP塗 下地　木軸下地
廻縁	塩化ビニル製
備考	流架(L200)、コンロ台(1600)、設気台(L155) 換気フード(W750)　撤去＆引渡し アルミ製笠木撤去

室名	ホール・廊下
壁	仕上　ビニルクロス貼 下地　RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm) 下地　木軸面：石膏ボード張(t=9.5mm)
備考	

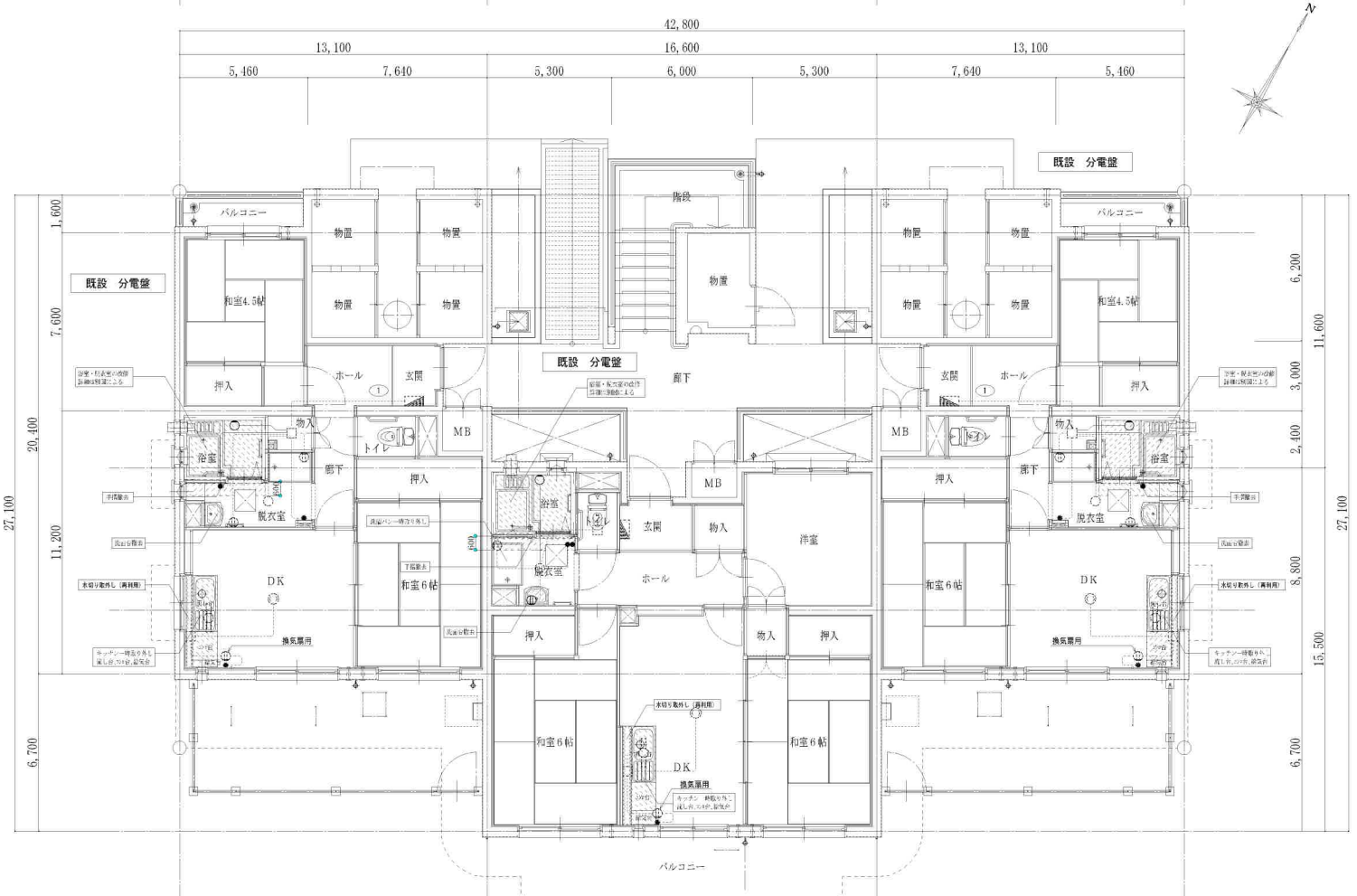

<特記事項>
・実線は撤去を示す。
（埋設配管部分は配線のみ撤去とし、配管、ボックスは残置とする。）
・破線は既設流用を示す。

特記無き配線は、下記による。	
――――	VVF1.6-2C(ｺﾛｶﾞｼ)
●	埋込スイッチ　1P15A×1　撤去
⊂	ﾌﾞﾗｹｯﾄ　IL60W　浴室　撤去
◯	ｼｰﾘﾝｸﾞ　脱衣室
▭○▭	流し元灯
◯	ｼｰﾘﾝｸﾞﾛｰｾﾞｯﾄ

1階平面詳細図（改修前）　1/50

撤去範囲を示す。

A_Type　<現況撤去>

室名	DK
床 SL465	仕上　複合フローリング張(t=11mm) 下地　セルフレベリング(t=10mm)
巾木	仕上　木製　H=60
壁	仕上　一般室：ビニルクロス貼 湿し面：化粧珪酸カルシウム板貼(t=6.0mm) （外壁面に断熱材(t=30mm)） 下地　RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm) 木軸面：石膏ボード張(t=9.5mm)
天井	仕上　耐水石膏ボード張(t=9.5mm)EP塗 下地　木軸下地
廻縁	塩化ビニル製
備考	流架(L200)、コンロ台(1600)、設気台(L155) 換気フード(W750)　撤去＆引渡し アルミ製笠木撤去

室名	ホール・廊下
壁	仕上　ビニルクロス貼 下地　RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm) 下地　木軸面：石膏ボード張(t=9.5mm)
備考	

室名	脱衣室
床 SL465	仕上　ビニル床フロアシート張(t=2.0mm)　一部撤去 下地　ユニットフロア　クワン会板(t=12.0mm)　一部撤去
巾木	仕上　木製　H=60　一部撤去
壁	仕上　化粧珪酸カルシウム板張(t=6.0mm)　一部撤去 下地　木軸補強下地　撤去
天井	仕上　耐水石膏ボード張(t=9.5mm)EP塗　一部撤去 下地　木軸下地　撤去
廻縁	塩化ビニル製　一部撤去
備考	洗濯用防水パン(W800×D640) 壁点検口、床点検口、タオル掛け(L350) 化粧棚撤去、床面化粧小板貼 ステンレス製手摺(t=40)　撤去 アルミ製庇(W1,200)　撤去 アルミ製小庇　撤去

室名	浴室
床・壁・天井	ユニットバス(1,200×1,600)　撤去型 ユニットバス金属撤去
備考	自己発熱、バランス釜撤去（設備工事） ガス管閉塞処理(土壁：600×800、木小舞：撤去 アルミ製庇(W1,200、ガラス入)撤去＆撤去 アルミ製小庇　撤去

B-1_Type　<改修後>

室名	脱衣室
床 SL465	仕上　ビニル床フロアシート張(t=2.0mm)　一部撤去 下地　ユニットフロア　クワン会板(t=12.0mm)　一部撤去
巾木	仕上　木製　H=60　一部撤去
壁	仕上　化粧珪酸カルシウム板張(t=6.0mm)　一部撤去 下地　木軸補強下地　一部撤去
天井	仕上　耐水石膏ボード12.5mm EP塗　撤去 下地　木軸下地　一部撤去
廻縁	塩化ビニル製　一部撤去
備考	洗濯用防水パン(W800×D640)　一部取外し 壁点検口、床点検口、タオル掛け(L350) 面取化粧台撤去 ステンレス製手摺(t=40)撤去 アルミ製庇撤去

室名	浴室
床・壁・天井	ユニットバス(1,250×1,600)　撤去型 ユニットバス金属撤去
備考	自己発熱、バランス釜撤去（設備工事） ガス管閉塞処理(土壁：600×800、木小舞：撤去 アルミ製庇(W1,200、ガラス入)撤去＆撤去 アルミ製小庇　撤去

加東市役所	令和８年度　社会資本整備総合交付金事業 市営住宅家原団地３号棟長寿命化	工事設計図	作図年月日	縮尺		承認	承認	担当	担当	担当	物件番号	図面番号
〒673-1493　兵庫県加東市社30番地　TEL：0795-42-3301(代表)	電気設備 1階平面図（改修前）		'25.10	1/50 A3縮小　1/100							25012	E－　002

2階平面図（改修前）

C_Type　<現況撤去>

室名	DK	
床 SL+65	仕上	複合フローリング張(t=11mm)
	下地	セルフレベリング(t=20mm)
巾木	仕上	木製 H=60
壁	仕上	一般部：ビニルクロス貼 湿し面：化粧珪酸カルシウム板貼(t=5.0mm) （今回新設断熱材(t=30mm)） RC面：GL工法+石膏ボード下地(t=12.5mm)
	下地	木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
天井	仕上	耐水石膏ボード張(t=9.5mm)EP塗
	下地	木軸下地
廻縁		塩化ビニル製
備考		流し(L1,200)、コンロ台(1,000)、給気口(1,155) 換気フード(W750)　　撤去・引渡し アルミ製笠木一部

室名	ホール・廊下	
壁	仕上	ビニルクロス貼
	下地	RC面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm) 木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
備考		

室名	脱衣室	
床 SL+65	仕上	ビニル床クッションシート貼(t=2.0mm)　一部撤去
	下地	ユニットフロア　フローム会板(t=12.0mm)　一部撤去
巾木	仕上	木製　H=60　一部撤去
壁	仕上	化粧珪酸カルシウム板貼(t=6.0mm)　一部撤去
	下地	木軸組壁下地　撤去
天井	仕上	耐水石膏ボード張(t=9.5mm)EP塗　一部撤去
	下地	木軸下地　撤去
廻縁		塩化ビニル製　一部撤去
備考		洗濯用防水パン(W800×D640) 壁点検口、床点検口、タオル掛け(L350) 洗面化粧台撤去、洗面化粧台復旧 ステンレス製手摺(t=1.5mm)　撤去 アルミ製笠木一部　撤去

室名	浴室	
床・壁・天井		ユニットバス(L,1,200×L,600)　撤去 ユニットバス金属撤去
備考		BL製品、バランス釜撤去（設備工事） ガス管閉塞処理(L型：600×300、ガス栓)撤去 アルミ製笠木(点検口、ガラス入)撤去 アルミ製庇撤去 ―――

B-2_Type　<改修後>

室名	DK	
床 SL+65	仕上	複合フローリング張(t=11mm)
	下地	セルフレベリング(t=20mm)
巾木	仕上	木製 H=60
壁	仕上	一般部：ビニルクロス貼 湿し面：化粧珪酸カルシウム板貼(t=5.0mm) （今回新設断熱材(t=30mm)） RC面：GL工法+石膏ボード下地(t=12.5mm) 木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
天井	仕上	耐水石膏ボード張(t=9.5mm)EP塗
	下地	木軸下地
廻縁		塩化ビニル製
備考		流し(L1,200)、コンロ台(1,000)、給気口(1,155) 換気フード(W750)　　撤去・引渡し アルミ製笠木一部

室名	ホール・廊下	
壁	仕上	ビニルクロス貼
	下地	RC面：GL工法+石膏ボード下地(t=12.5mm) 木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
備考		

室名	浴室	
床・壁・天井		ユニットバス(L,1,200×L,600)　撤去 ユニットバス金属撤去
備考		BL製品、バランス釜撤去（設備工事） ガス管閉塞処理(L型：600×300、ガス栓)撤去 アルミ製笠木(点検口、ガラス入)撤去 アルミ製庇撤去 ―――

<特記事項>
- 実線は撤去を示す。
  （埋設配管部分は配線のみ撤去とし、配管、ボックスは残置とする。）
- 破線は既設流用を示す。

特記無き配線は、下記による。	
―――	VVF1.6-2C(ｺﾛｶﾞｼ)
●	埋込スイッチ　1P15A×1　撤去
◯	ﾌﾞﾗｹｯﾄ　IL60W　浴室　撤去
◯	ｼｰﾘﾝｸﾞ　脱衣室
▭○▭	流し元灯
◯	ｼｰﾘﾝｸﾞﾛｰｾﾞｯﾄ

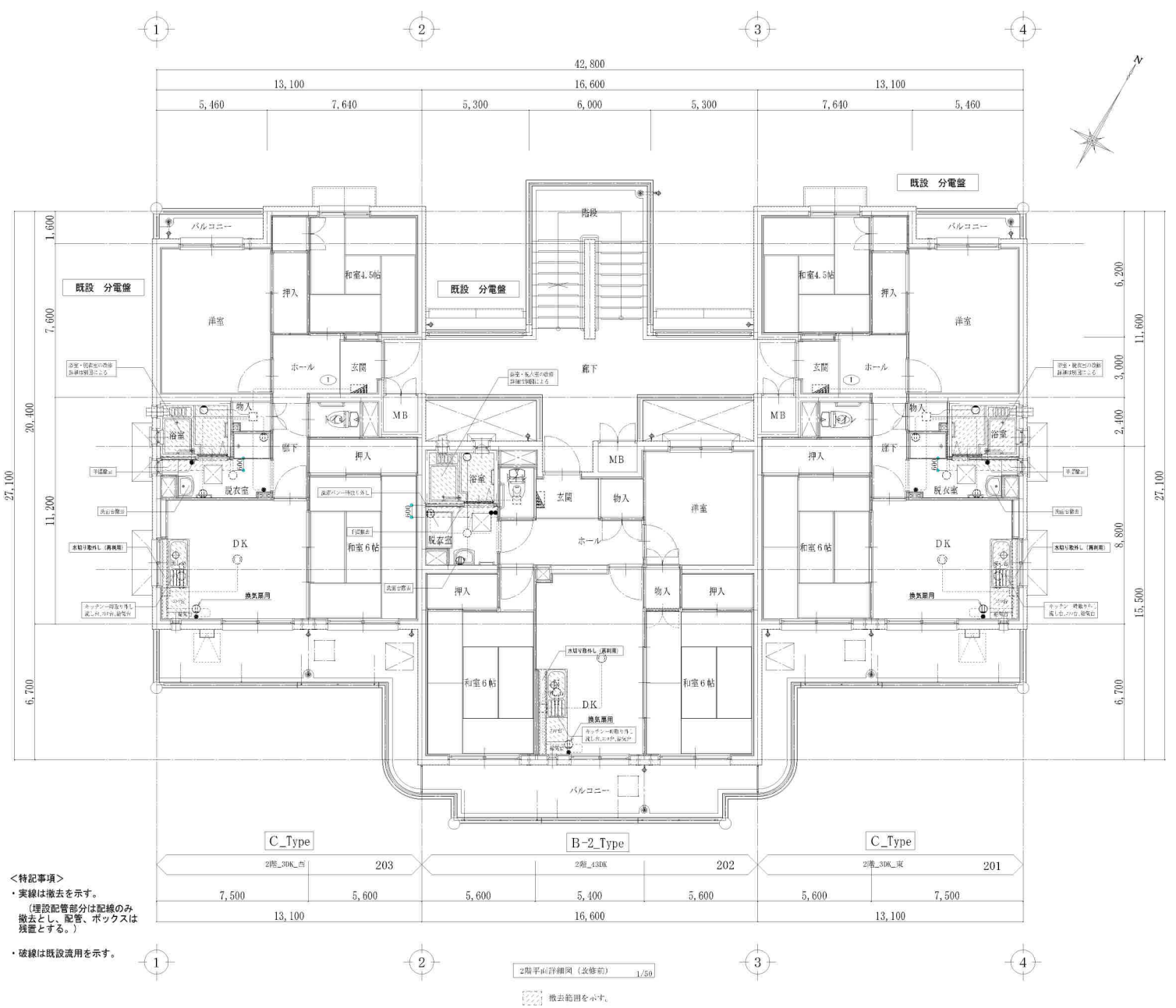

2階平面詳細図（改修前）　1/50

撤去範囲を示す。

C_Type　<現況復元>

室名	DK	
床 SL+65	仕上	複合フローリング張(t=11mm)
	下地	セルフレベリング(t=20mm)
巾木	仕上	木製 H=60
壁	仕上	一般部：ビニルクロス貼 湿し面：化粧珪酸カルシウム板貼(t=5.0mm) （今回新設断熱材(t=30mm)） RC面：GL工法+石膏ボード下地(t=12.5mm)
	下地	木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
天井	仕上	耐水石膏ボード張(t=9.5mm)EP塗
	下地	木軸下地
廻縁		塩化ビニル製
備考		流し(L1,200)、コンロ台(1,000)、給気口(1,155) 換気フード(W750)　　撤去・引渡し アルミ製笠木一部

室名	ホール・廊下	
壁	仕上	ビニルクロス貼
	下地	RC面：GL工法+石膏ボード下地(t=12.5mm) 木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
備考		

室名	脱衣室	
床 SL+65	仕上	ビニル床クッションシート貼(t=2.0mm)　一部撤去
	下地	ユニットフロア　フローム会板(t=12.0mm)　一部撤去
巾木	仕上	木製　H=60　一部撤去
壁	仕上	化粧珪酸カルシウム板貼(t=6.0mm)　一部撤去
	下地	木軸組壁下地　撤去
天井	仕上	耐水石膏ボード張(t=9.5mm)EP塗　一部撤去
	下地	木軸下地　撤去
廻縁		塩化ビニル製　一部撤去
備考		洗濯用防水パン(W800×D640) 壁点検口、床点検口、タオル掛け(L350) 洗面化粧台撤去、洗面化粧台復旧 ステンレス製手摺(t=1.5mm)　撤去 アルミ製笠木一部　撤去

室名	浴室	
床・壁・天井		ユニットバス(L,1,200×L,600)　撤去 ユニットバス金属撤去
備考		BL製品、バランス釜撤去（設備工事） ガス管閉塞処理(L型：600×300、ガス栓)撤去 アルミ製笠木(点検口、ガラス入)撤去 アルミ製庇撤去 ―――

B-2_Type　<改修後>

室名	脱衣室	
床 SL+65	仕上	ビニル床クッションシート貼(t=2.0mm)　一部撤去
	下地	ユニットフロアフローム会板(t=12.0mm)　一部撤去
巾木	仕上	木製　H=60　一部撤去
壁	仕上	化粧珪酸カルシウム板貼(t=6.0mm)　一部撤去
	下地	木軸組壁下地　一部撤去
天井	仕上	耐水石膏ボード貼(t=9.5mm)EP塗　撤去
	下地	木軸下地　一部撤去
廻縁		塩化ビニル製　一部撤去
備考		洗濯用防水パン(W800×D640)　一年取外し 壁点検口、床点検口、タオル掛け(L350) 洗面化粧台撤去 ステンレス製手摺(t=1.5mm)　撤去 アルミ製笠木一部撤去 ―――

室名	浴室	
床・壁・天井		ユニットバス(L,1,200×L,600)　撤去 ユニットバス金属撤去
備考		BL製品、バランス釜撤去（設置_新） ガス管閉塞処理(L型：600×300、ガス栓)撤去 アルミ製笠木(点検口、ガラス入)撤去 アルミ製庇撤去 ―――

加東市役所
〒673-1493　兵庫県加東市社30番地　TEL：0795-42-3301(代表)

令和8年度　社会資本整備総合交付金事業 市営住宅家原団地3号棟長寿命化	工事設計図	作図年月日	縮尺	承認	承認	担当	担当	担当	物件番号
電気設備 2階平面図（改修前）		'25.10	1/50 A3縮小　1/100						25012

図面番号
E － 003

3階平面図（改修前）

C_Type　<既設撤去>

室名	DK
床 SL+65	仕上：複合フローリング張(t=11mm) 下地：セルフレベリング(t=10mm)
巾木	仕上：木製　H=60
壁	仕上：一般室：ビニルクロス貼 湿し面：化粧珪酸カルシウム板貼(t=5.0mm) （外壁面は断熱材(t=30mm)） 下地：R-C面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm) 下地：木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
天井	仕上：耐水石膏ボード張(t=9.5mm)EP塗 下地：木軸下地
建具	仕上：塩化ビニル製
備考	流し(L1,200)、コンロ台(1,600)、給気口(L135) 換気フード(W750)　一式取り外し アルミ製面格い窓

室名	ホール・廊下
壁	仕上：ビニルクロス貼 下地：R-C面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm) 下地：木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
備考	

室名	脱衣室
床 SL+65	仕上：ビニル床クッションシート張(t=2.0mm)　一部撤去 下地：ユニットフロアー フローリング合板(t=12.0mm)　一部撤去
巾木	仕上：木製　H=60　一部撤去
壁	仕上：化粧珪酸カルシウム板貼(t=6.0mm)　一部撤去 下地：木軸調整下地　一部撤去
天井	仕上：耐水石膏ボード張(t=9.5mm)EP塗　一部撤去 下地：木軸下地　一部撤去
建具	塩化ビニル製　一部撤去
備考	洗濯用防水パン(W800×D650) 壁点検口、床点検口、タオル掛け(L350) 化粧棚撤去、衣装ケース撤去 スクエル製手摺(L型：600×600)　1箇所撤去 アルミ製面格い窓 ―――

室名	浴室
床・壁・天井	ユニットバス(1,200×1,600)　撤去 ユニットバス全撤去
備考	1.L字型、バランス追焚き（設備工事） 2.ハト製小窓撤去(上型：600×360)、木枠撤去 アルミ製額付(H.P)・ガラス入り障子撤去 アルミ製面格い窓 ―――

D_Type　<既設撤去>

室名	DK
床 SL+65	仕上：複合フローリング張(t=11mm) 下地：セルフレベリング(t=10mm)
巾木	仕上：木製　H=60
壁	仕上：一般室：ビニルクロス貼 湿し面：化粧珪酸カルシウム板貼(t=5.0mm) （外断熱は断熱材(t=30mm)） 下地：R-C面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm) 下地：木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
天井	仕上：耐水石膏ボード張(t=9.5mm)EP塗 下地：木軸下地
建具	塩化ビニル製
備考	流し(L1,200)、コンロ台(1,600)、給気口(L135) 換気フード(W750)　一式取り外し アルミ製面格い窓

室名	ホール・廊下
壁	仕上：ビニルクロス貼 下地：R-C面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm) 下地：木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
備考	

3階平面詳細図（改修前）　1/50

撤去範囲を示す。

<特記事項>

・実線は撤去を示す。
　（埋設配管部分は配線のみ撤去とし、配管、ボックスは残置とする。）

・破線は既設流用を示す。

特記無き配線は、下記による。	
――――	VVF1.6-2C(ｺﾛｶﾞｼ)
●	埋込スイッチ　1P15A×1　撤去
◯	ﾌﾞﾗｹｯﾄ　IL60W　浴室　撤去
◯	ｼｰﾘﾝｸﾞ　脱衣室
―○―	流し元灯
◯	ｼｰﾘﾝｸﾞﾛｰｾﾞｯﾄ

C_Type　<新設集主>

室名	DK
床 SL+65	仕上：複合フローリング張(t=11mm) セルフレベリング(t=10mm)
巾木	仕上：木製　H=60
壁	仕上：一般室：ビニルクロス貼 湿し面：化粧珪酸カルシウム板貼(t=5.0mm) （外壁面は断熱材(t=30mm)） 下地：R-C面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm) 下地：木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
天井	仕上：耐水石膏ボード張(t=9.5mm)EP塗 下地：木軸下地
建具	塩化ビニル製
備考	流し(L1,200)、コンロ台(1,600)、給気口(L135) 換気フード(W750)　一式取り外し アルミ製面格い窓

室名	ホール・廊下
壁	仕上：ビニルクロス貼 下地：R-C面：GL工法+石膏ボード貼(t=12.5mm) 下地：木軸面：石膏ボード貼(t=9.5mm)
備考	

室名	脱衣室
床 SL+65	仕上：ビニル床クッションシート張(t=2.0mm)　一部撤去 ユニットフロアー フローリング合板(t=12.0mm)　一部撤去
巾木	仕上：木製　H=60　一部撤去
壁	仕上：化粧珪酸カルシウム板貼(t=6.0mm)　一部撤去 下地：木軸調整下地　一部撤去
天井	仕上：耐水石膏ボード張(t=9.5mm)EP塗　一部撤去 下地：木軸下地　一部撤去
建具	塩化ビニル製　一部撤去
備考	洗濯用防水パン(W800×D650) 壁点検口、床点検口、タオル掛け(L350) 化粧棚撤去、衣装ケース撤去 スクエル製手摺(L型：600×600)　1箇所撤去 アルミ製面格い窓 ―――

室名	浴室
床・壁・天井	ユニットバス(1,200×1,600)　撤去 ユニットバス全撤去
備考	1.L字型、バランス追焚き（設備工事） 2.ハト製小窓撤去(上型：600×360)、木枠撤去 アルミ製額付(H.P)・ガラス入り障子撤去 アルミ製面格い窓

D_Type　<新設集主>

室名	脱衣室
床 SL+65	仕上：ビニル床クッションシート張(t=2.0mm)　一部撤去 下地：ユニットフロアー フローリング合板(t=12.0mm)　一部撤去
巾木	仕上：木製　H=60　一部撤去
壁	仕上：化粧珪酸カルシウム板貼(t=6.0mm)　一部撤去 下地：木軸調整下地　一部撤去
天井	仕上：耐水石膏ボード張(t=9.5mm)EP塗　一部撤去 下地：木軸下地　一部撤去
建具	塩化ビニル製　一部撤去
備考	洗濯用防水パン(W800×D650)　一時取外し 壁点検口、床点検口、タオル掛け(L350) 化粧棚撤去 スクエル製手摺(L型：600×600)　1箇所撤去 アルミ製面格い窓 ―――

室名	浴室
床・壁・天井	ユニットバス(1,200×1,600)　撤去 ユニットバス全撤去
備考	1.L字型、バランス追焚き（設備工事） 2.ハト製小窓撤去(上型：600×360)、木枠撤去 アルミ製額付(H.P)・ガラス入り障子撤去 アルミ製面格い窓

加東市役所
〒673-1493　兵庫県加東市社30番地　TEL：0795-42-3301(代表)

令和8年度　社会資本整備総合交付金事業 市営住宅家原団地3号棟長寿命化	工事設計図	作図年月日	縮尺	承認	承認	担当	担当	担当	物件番号	図面番号
電気設備 3階平面図（改修前）		'25.10	1/50 A3縮小　1/100						25012	E－004

１階平面図（改修後）

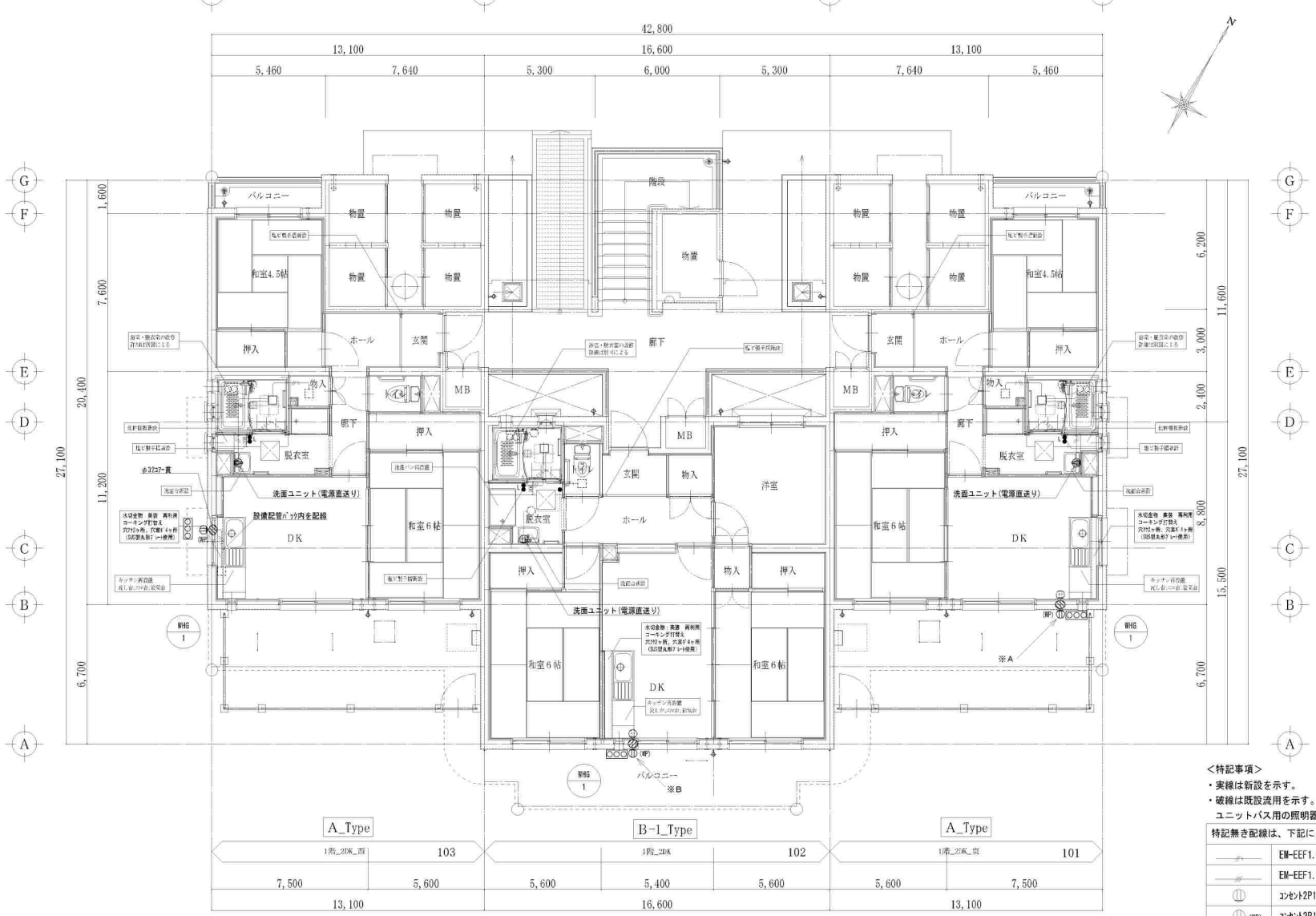

1階平面詳細図（改修後） 1/50

改修範囲を示す。

<特記事項>
・実線は新設を示す。
・破線は既設流用を示す。
ユニットバス用の照明器具は機器付属品とする。

特記無き配線は、下記による。	
	EM-EEF1.6-3C(1CE)（コロガシ）
	EM-EEF1.6-3C(コロガシ)
	コンセント2P15A x 1（洗面ユニット用）
(WP)	コンセント2P15A x 1+ET（防水）入線口付
	埋込スイッチ 1P15A x 1 + パイロットスイッチ
	ユニットバスジャンクションBOX
	給湯器 （機械設備）
	躯体貫通

加東市役所
〒673-1493 兵庫県加東市社30番地 TEL：0795-42-3301（代表）

| | | |

2階平面図（改修後）

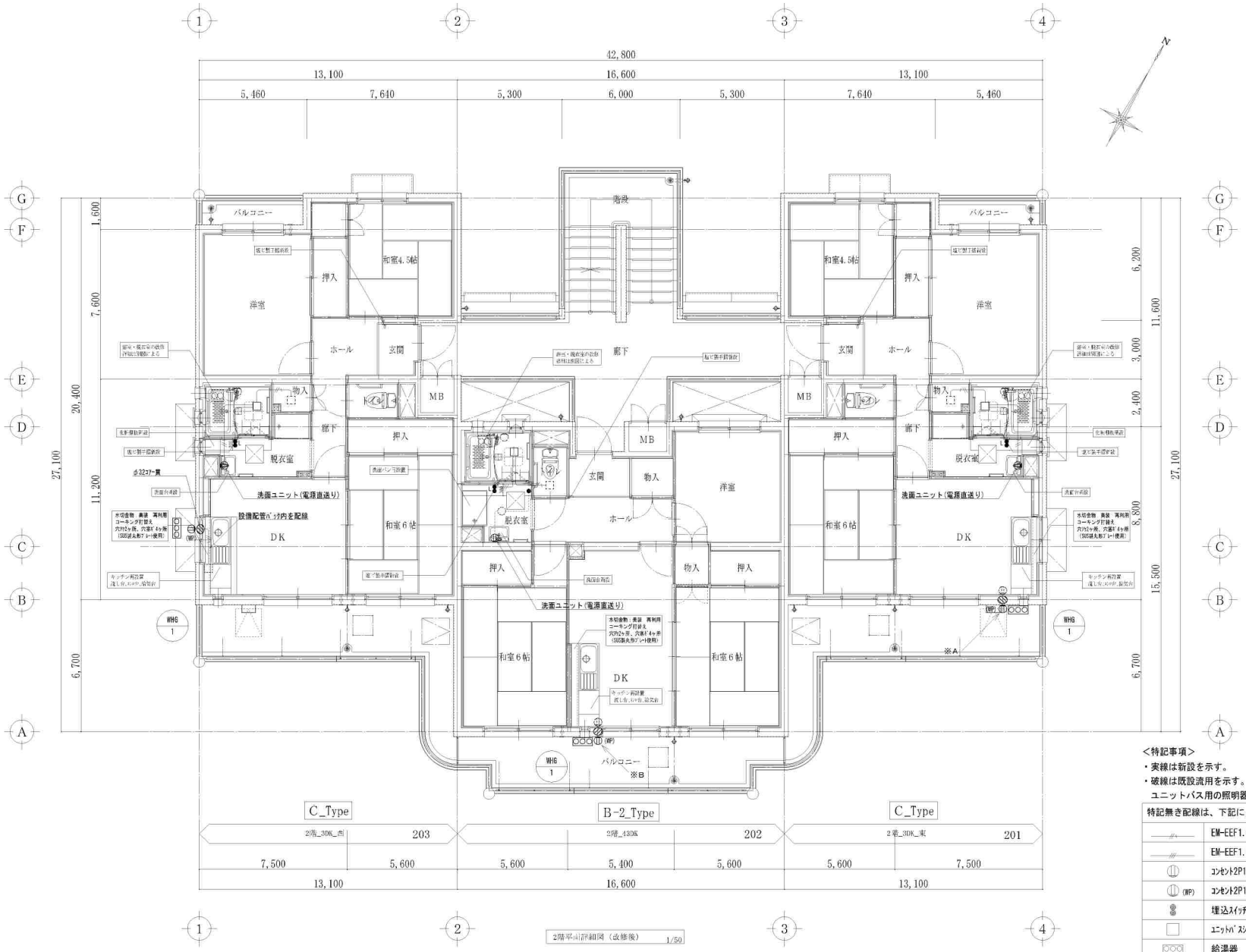

<特記事項>
・実線は新設を示す。
・破線は既設流用を示す。
ユニットバス用の照明器具は機器付属品とする。

特記無き配線は、下記による。	
	EM-EEF1.6-3C（1CE）（ｺﾛｶﾞｼ）
	EM-EEF1.6-3C（ｺﾛｶﾞｼ）
	ｺﾝｾﾝﾄ2P15A x 1（洗面ﾕﾆｯﾄ用）
(MP)	ｺﾝｾﾝﾄ2P15A x 1+ET（防水）入線口付
	埋込ｽｲｯﾁ 1P15A x 1 + ﾊﾟｲﾛｯﾄｽｲｯﾁ
	ﾕﾆｯﾄﾊﾞｽｼﾞｬﾝｸｼｮﾝBOX
	給湯器 （機械設備）
	躯体貫通

加東市役所
〒673-1493 兵庫県加東市社30番地　TEL：0795-42-3301（代表）

令和８年度　社会資本整備総合交付金事業
市営住宅家原団地３号棟長寿命化　工事設計図

電気設備 2階平面図（改修後）

作図年月日：'25.10

縮尺：1/50　A3縮小 1/100

承認	承認	担当	担当	担当

物件番号：25012

図面番号：E － 006

3階平面図（改修後）

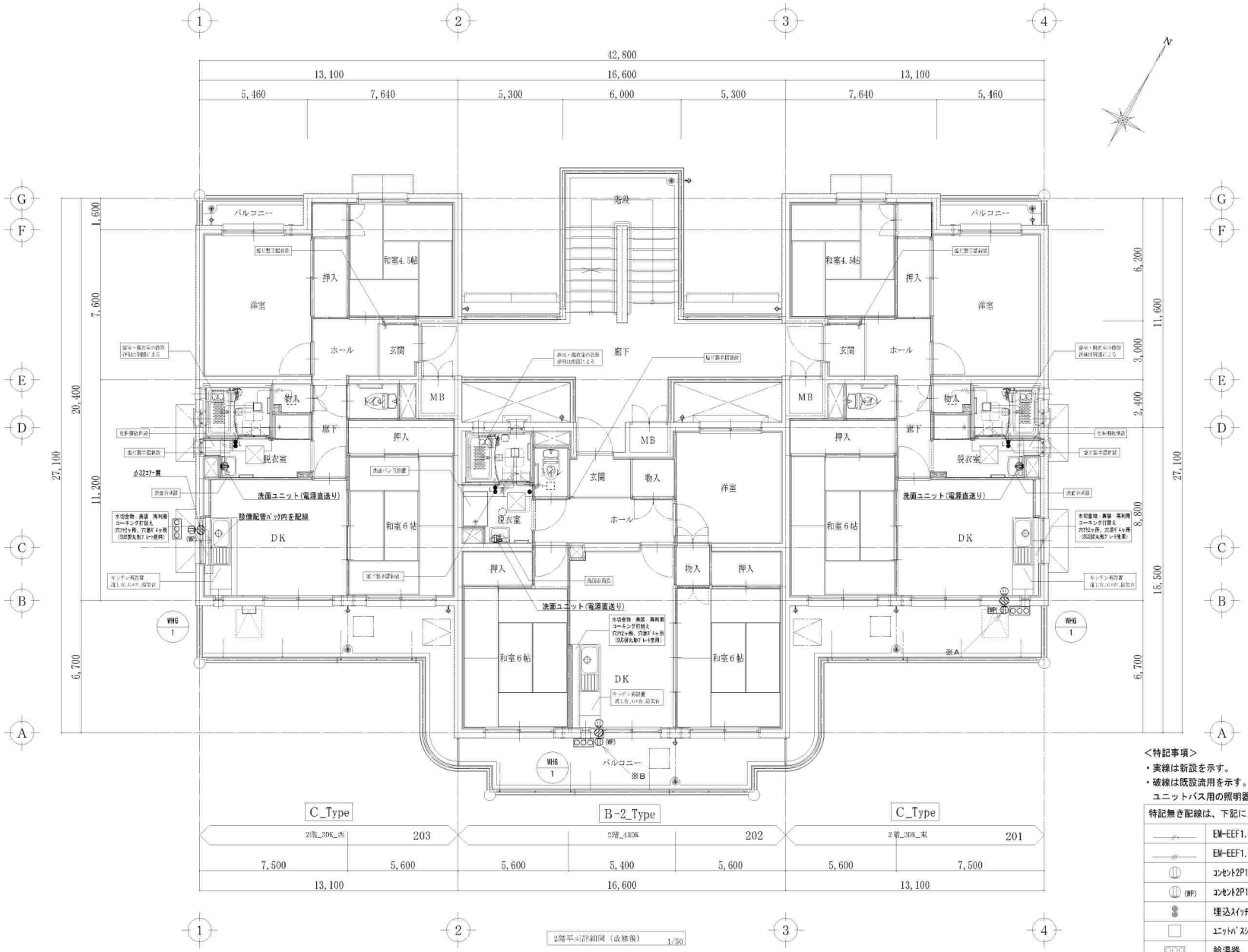

<特記事項>
・実線は新設を示す。
・破線は既設流用を示す。
ユニットバス用の照明器具は機器付属品とする。

特記無き配線は、下記による。	
	EM-EEF1.6-3C（1CE）（ｺﾛｶﾞｼ）
	EM-EEF1.6-3C（ｺﾛｶﾞｼ）
	ｺﾝｾﾝﾄ2P15A x 1（洗面ﾕﾆｯﾄ用）
(MP)	ｺﾝｾﾝﾄ2P15A x 1+ET（防水）入線口付
	埋込ｽｲｯﾁ 1P15A x 1 + ﾊﾟｲﾛｯﾄｽｲｯﾁ
	ﾕﾆｯﾄﾊﾞｽｼﾞｬﾝｸｼｮﾝBOX
	給湯器 （機械設備）
	躯体貫通

加東市役所
〒673-1493 兵庫県加東市社138番地　TEL：0795-42-3301（代表）

令和８年度　社会資本整備総合交付金事業
市営住宅家原団地３号棟長寿命化
工事設計図

電気設備_3階平面図（改修後）

作図年月日：'25.10

縮尺：1/50　A3縮小 1/100

承認	承認	担当	担当	担当

物件番号：25012

図面番号：E － 007

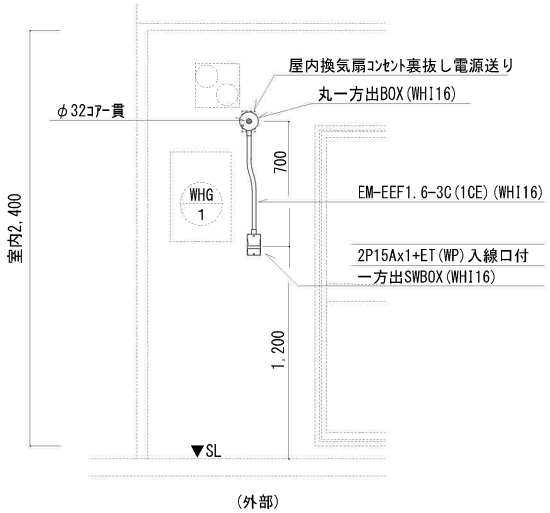

※A参考詳細図　S=1/15　(WHI16)：白色HIVE16

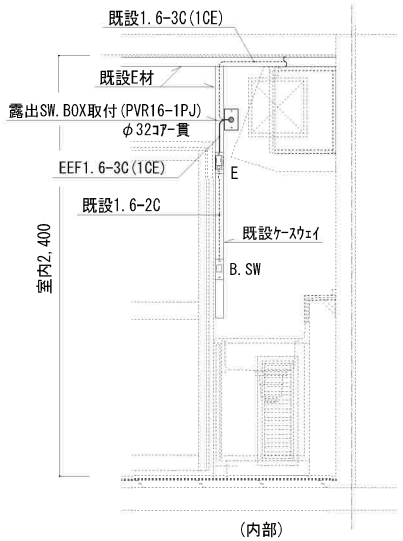

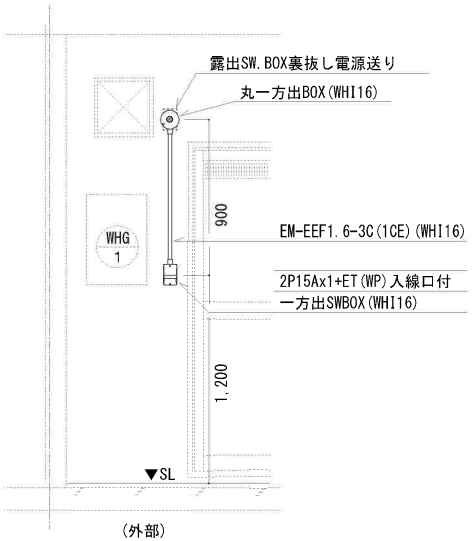

※B参考詳細図　S=1/15　(WHI16)：白色HIVE16

加東市役所 〒673-1493 兵庫県加東市社30番地 TEL：0795-42-3301(代表)	令和8年度　社会資本整備総合交付金事業 市営住宅家原団地3号棟長寿命化	工事設計図	作図年月日 '25.10	縮尺 1/15 A3縮小 1/30		承認	承認	担当	担当	担当	物件番号 25012	図面番号 E－008
	電気設備_ガス給湯器電源詳細図											

Ⅰ．　工事名称　令和８年度 社会資本整備総合交付金事業　市営住宅家原団地３号棟 長寿命化工事

Ⅱ．　工事場所　建築図による

Ⅲ．　一般共通事項

1．本工事の施工は本仕様書、設計図書により完全に施工すること。尚、記載無き事項は下記による。
- ⊙ 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（公共建築工事標準仕様書　機械設備工事編）及び（標準図）　（最新版）
- ・ 新日本建築家協会建築設備工事共通仕様書　（最新版）

2．本工事に必要な関係官庁への手続き、申請等は請負業者が代行し、これに伴う費用は請負者の負担とする。

3．設計図書に明記なき場合又は、錯誤が生じた場合は監督員と協議の上施工のこと。
この場合請負金額の増減はしない。

4．工事に次のものを提出し監督員の承諾を得ること。
- ⊙ 工事内訳明細書（　1　部）　⊙ 工事着工届け（　1　部）
- ⊙ 現場代理人届け（　1　部）　⊙ 現場代理人経歴書（　1　部）
- ⊙ 主任技術者経歴書（　1　部）　⊙ 工事工程表（　1　部）
- ⊙ 施工計画書（　1　部）　⊙ 下請負者通知書（　1　部）
- ⊙ 資材納入業者通知書（　1　部）
- ⊙ 承諾図　日鏡添付、ハードファイル（　1　部）　⊙ 施工図（　1　部）
- ⊙ 工事写真　ハードファイル、ＣＤ共（　1　部）　⊙ 打合せ議事録　順次提出、最終ファイルにて（　1　部）
- ⊙ 完成図面、２つ折り製本、文字入り（　2　部）　⊙ 官公庁への申請書類の写し（　1　部）
- ⊙ 完成写真（　1　）部　⊙ 産業廃棄物処理計画及び報告関係書
- ⊙ その他係員の指示する書類

5．優先順位
1．監督員現場説明事項　2．質疑回答書　3．特記事項　4．設計図書　5．機械設備共通仕様書

Ⅳ．　工事種目

- ⊙給水設備工事　・浄化槽設備工事　・空調設備工事
- ⊙排水通気設備工事　⊙ガス設備工事　⊙換気設備工事
- ⊙衛生機器設備工事
- ⊙給湯設備工事
- ・消火設備工事

Ⅴ．　工事区分

工事項目	本工事	建築	電気	別途
キッチンユニット		○		
洗面化粧台		○		
ユニットバス工事		○		
同上配管接続工事（キッチン、洗面化粧台、ユニットバス）	○			
化粧腰		○		
機器一次側配線			○	
機器二次側配線（リモコン配線）	○			
同上空配管	○			

Ⅵ．　使用材料

・本工事に使用する材料は、特記なき限り下記の通りとする

給水管			
・ 耐衝撃性塩化ビニール管	HIVP	・ 全般	・ 地中埋設
・ 硬質塩化ビニールライニング鋼管	SGP-VA	・ 全般	・ 地中埋設以外
・ 硬質塩化ビニールライニング鋼管	SGP-VB	・ 便所 壁外架空	
⊙ 架橋ポリエチレン管	PEX	⊙ 全般	
雑排水・汚水管			
⊙ 硬質塩化ビニール管	VP,VU	⊙ 全般 （VP）	・ 地中（VP）
・ 耐火二層管	TWP	・ 1F天井内	・ 地中埋設以外
・ 耐衝撃性塩化ビニール管	HIVP	・ 中廊下以降	
通気管			
・ 硬質塩化ビニール管	VP	・ 全般	・ 地中埋設
・ 配管用炭素鋼鋼管	SGP（白）	・ 全般	・ 地中埋設
・ 耐火二層管	TWP	・ 天井内	・ 防火区画貫通部分前後１ｍ
給湯管			
⊙ 架橋ポリエチレン管	PEX	⊙ 全般	・ 地中埋設
・ 被覆断熱建築用鋼管	CUP-M	・ 全般	・ 地中埋設
消火管			
・ 配管用炭素鋼鋼管	SGP（白）	・ 全般	・ 地中埋設
・ 消火用硬質塩化ビニール外面被覆鋼管	SGP-VS	・ 地中埋設	
・ 耐衝撃性塩化ビニール管	HIVP	・ 地中埋設	
ガス管			
⊙ 配管用炭素鋼鋼管	SGP（白）	⊙ 全般	・ 地中埋設
⊙ ソフレックスフレキ管	PE	⊙ 一部露出部	
空調用冷媒管			
・ 国土交通省仕様保温付被覆冷媒銅管		・ 全般	・ 地中埋設
空調用ドレン管			
・ 硬質塩化ビニール管	VP	・ 全般	・ 地中埋設
・ 硬質塩化ビニール管	VP（カラー）	・ 屋外露出	
給排気ダクト			
・ スパイラルダクト（0.5t）		・ 全般	
・ 亜鉛鉄板		・ ダクト	
⊙ 硬質塩化ビニール管	VP,VU	⊙ 全般 （VP）	

Ⅶ．　保温仕様

・本工事に使用する材料は、特記なき限り下記の通りとする

給水管・消火管・ドレン管　ドレン管はグラスウール保温	
● 屋内露出	樹脂製配管モール
● 機械室、倉庫	保温筒（Ｃ）＋粘着テープ＋アルミガラスクロス
● 天井内、PS内、空隙壁中	保温筒（Ｃ）＋粘着テープ＋アルミガラスクロス
● 床下、暗渠内、ピット内	保温筒（Ｃ）＋粘着テープ＋ポリエチレンフィルム＋着色アルミガラスクロス
● 屋外露出	保温筒（Ｃ）＋粘着テープ＋ポリエチレンフィルム＋ステンレス鋼板
給湯管	
● 屋内露出	樹脂製配管モール
● 機械室、倉庫	保温筒（Ｃ）＋鉄線＋原紙＋アルミガラスクロス
● 天井内、PS内、空隙壁中	保温筒（Ｃ）＋鉄線＋アルミガラスクロス
● 床下、暗渠内、ピット内	保温筒（Ｃ）＋鉄線＋ポリエチレンフィルム＋着色アルミガラスクロス
● 屋外露出	保温筒（Ｃ）＋粘着テープ＋ポリエチレンフィルム＋ステンレス鋼板

＊保温筒　（Ａ）ポリスチレンフォーム保温筒　（Ｂ）ロックウール保温筒　（Ｃ）グラスウール保温筒

屋外ドレン配管は保温無しとし塗装仕上げとする。　鋼管の土中、コンクリート内、ピット内はペトロラタム防食テープ巻きとする

Ⅷ．　特記事項

Ａ．完成引渡ぎの際には各種工事の予備品、建築等備品一式を提出する。

Ｂ．防火区画を貫通する部分の穴埋めは完全に行い定められた保護を行うこと。

Ｃ．屋物内埋設部土間配管はスラブよりＳＵＳ製吊り金物にて支持すること。

Ｄ．管を土中埋設とする場合は、管保護のため砂を周囲に埋め戻すこと。

Ｅ．給水設備工事施工の際は、当該局、事業所規定の下行うこと。

Ｆ．排水設備工事施工の際は、公共下水道条例、同施工基準に準じて施工のこと。

Ｇ．空調設備、室内外連絡配線及びリモコン配線は本工事で施工する。

Ｈ．屋外設置機器固定ボルト及び配管支持金物、便所ピット内支持金物はＳＵＳ製とする。

Ｉ．ライニング管のねじ込み配管に使用する継手は管端防食継手とする。
又、弁類の接続においても管防食継手の規格に準じた管端コアを有する弁を使用すること。

Ｊ．給水に関係する弁類はすべて仙対策品及び、ＳＵＳ製を使用すること。

Ｋ．埋設する弁きょうには、系統名、口径を記入した名板を設けること。

Ｌ．この工事で排出される建築廃棄物を現場外に搬出して処理（再資源化施設、積替え保管場所経由で最終処分）する場合、産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）を使用すること。なお、産業廃棄物管理票は工事完成書類（工事途中で提出を求めることもある）として提出すること。

Ｍ．工事請負者は第三者に対する損害賠償保険に加入し、保険証書の写し又は申込書写しを契約締結書に添出しなければならない。
契約締結時に申込書の写しを提出した者は、後日保険証書の写しを提出しなければならない。なお、保険金額は請負者の任意とする。

Ｎ．給水管布設箇所には埋設シート、標示杭・ピンを設置すること。

Ｏ．施工図は施工一週間前には提出し、監理者の承諾印が無いものは無効となり、施工できないものとする。製作者印が無いものも無効となる

Ｐ．給排水配管設備は令129条2の4に適合するように施工すること。

Ｑ．排水管口径選定は排水負荷単位による。

Ｒ．延焼の恐れのある部分の100㎡以下の開口部は防火覆いとすること。

Ｓ．天井踏蔽ＦＤ、ＶＤの設置個所には必ず点検口を設置すること。

Ｔ．給水設備はウォーターハンマー等の逆流防止措置を行うこと。

Ⅸ．　メーカーリスト

・本工事に使用する機材の製造メーカーは下記と同等品以上とする。

名　称	製　作　所				
管材	JIS規格品	JWWA規格品			
バルブ類	東洋バルブ	キッツ	ヤマトバルブ		
衛生機器類	東陶機器	タカラ	リクシル		
水栓類	東陶機器	リクシル			
ガス給湯器	パーパス	ノーリツ	リンナイ		

加東市役所
〒673-1493　兵庫県加東市社30番地　TEL：0795-42-5001（代表）

令和８年度　社会資本整備総合交付金事業 市営住宅家原団地３号棟長寿命化 機械設備工事　特記仕様書	工事設計図	作図年月日 '25.10	縮尺 A3縮小 －	承認	承認	担当	担当	担当	物件番号 25012	図面番号 M－001

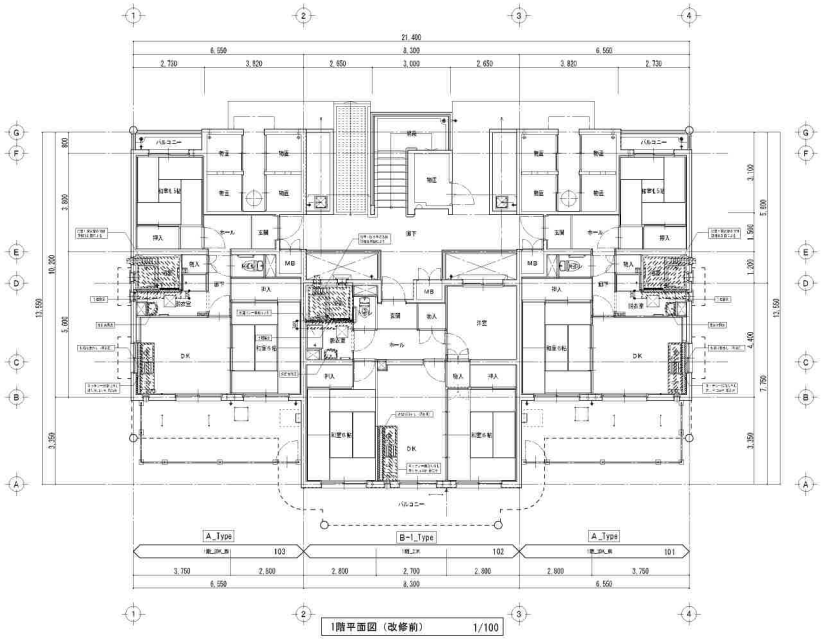

1階平面図（改修前） 1/100

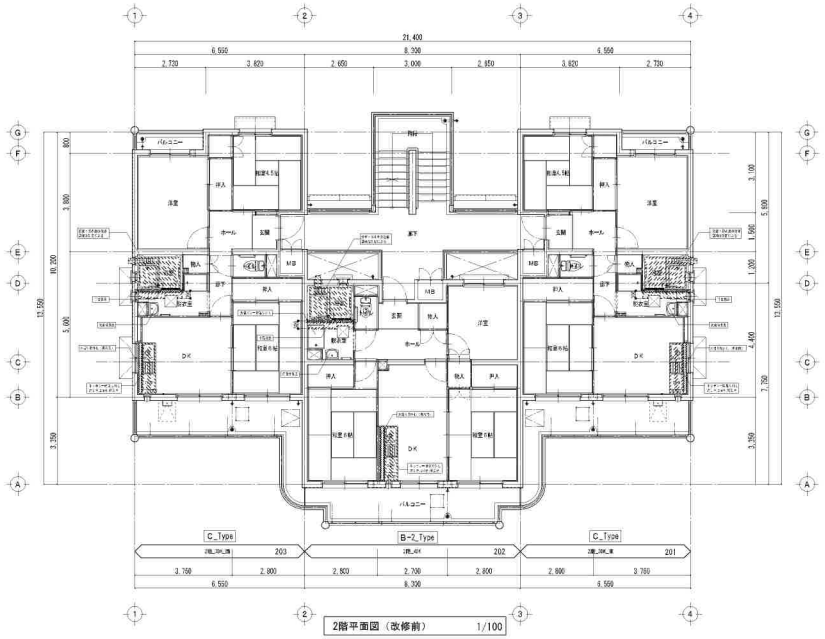

2階平面図（改修前） 1/100

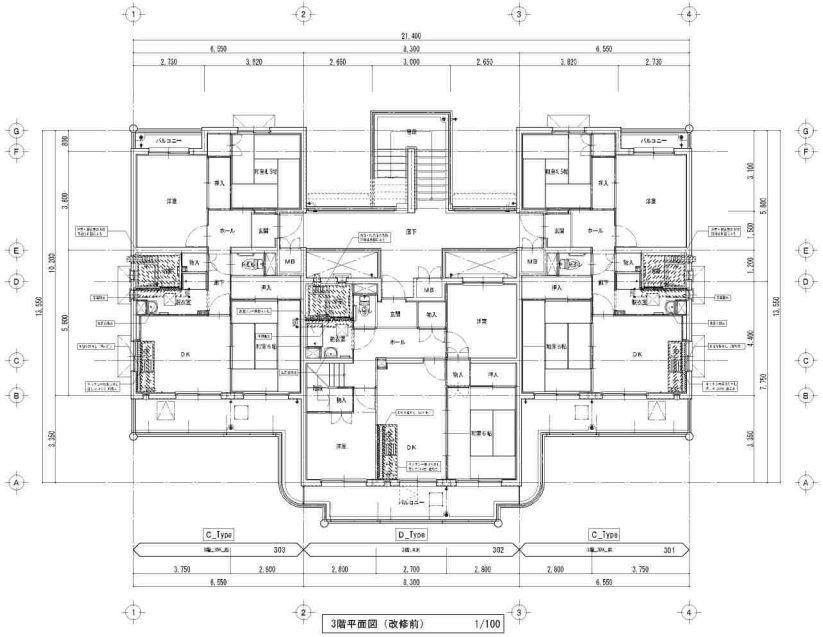

3階平面図（改修前） 1/100

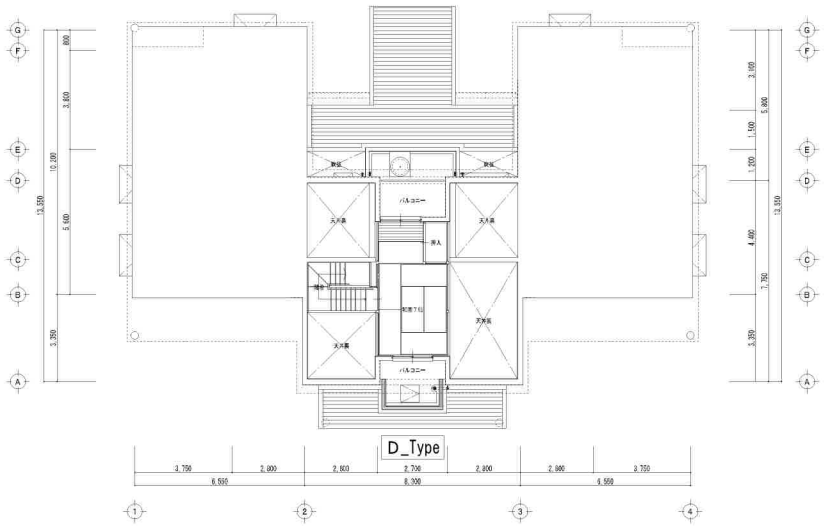

4階平面図（改修前） 1/100

撤去範囲を示す。

部屋割り

部屋名	階	3号棟室
Aタイプ	1	2
B-1タイプ	1	1
B-2タイプ	2	1
Cタイプ	2．3	4
Dタイプ	3	1
合計		9

加東市役所

令和８年度　社会資本整備総合交付金事業
市営住宅家原団地３号棟長寿命化　工事設計図

機械設備工事　各階平面図

作図年月日 '24.10

縮尺 1/100 A3縮小 1/200

承認	承認	担当	担当	担当

物件番号 25012

図面番号 M－002

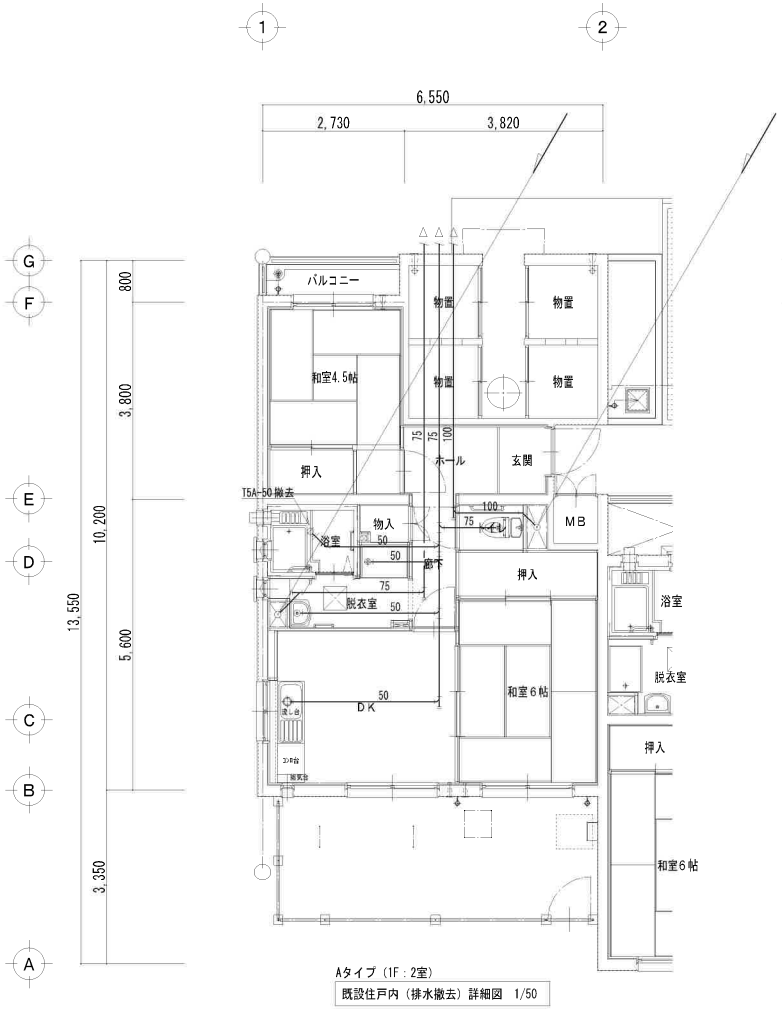

Aタイプ（1F：2室）
既設住戸内（排水撤去）詳細図　1/50

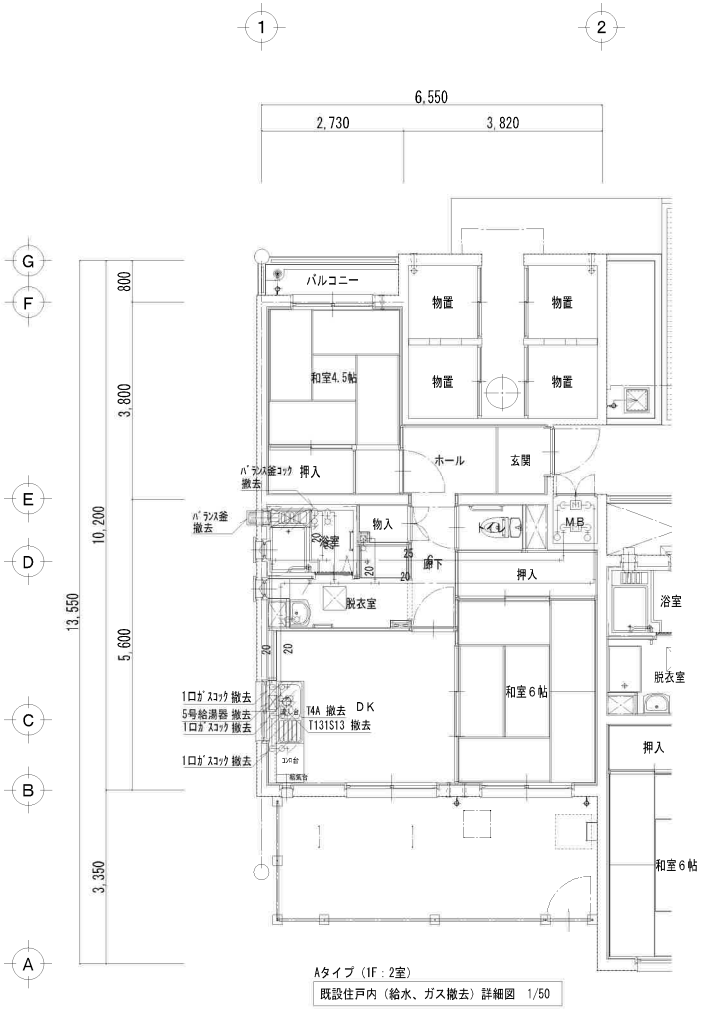

Aタイプ（1F：2室）
既設住戸内（給水、ガス撤去）詳細図　1/50

既設凡例

凡例	種類	
———	給水管	ﾋﾞﾆｰﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管（VA）
———	排水管	硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
—G—	ｶﾞｽ管	配管用炭素鋼鋼管（白管）
//////	既設撤去を示す	

品名	品番	個数	
ﾊﾞﾗﾝｽ釜	排気共	1	撤去
ﾊﾞﾗﾝｽ釜ｺｯｸ	156-635	1	撤去
浴槽排水金物	T5A-50	1	撤去
ｶﾞｽｺｯｸ	1口（縦型）	2	撤去
ｶﾞｽｺｯｸ	1口（横型）	1	撤去
ｷｯﾁﾝ用水栓	T131S13	1	撤去
止水栓	T4A	1	撤去
5号給湯器		1	撤去

加東市役所
〒673-1493 兵庫県加東市社印谷地　TEL：0795-42-0301（代表）

令和８年度　社会資本整備総合交付金事業 市営住宅家原団地３号棟長寿命化	工事設計図	作図年月日	縮尺		承認	承認	担当	担当	担当	物件番号	図面番号
機械設備　Aタイプ（1F：2室）詳細図　（撤去）		'25.10	1/50 A3縮小　1/100							25012	M－003

衛生機器表

機器名称	仕様	電気容量		3号棟台数	設置場所	備考
		電圧（φ－V）	容量			
WHG－1 屋外型ガス給湯器	形　式：２０号型ガス給湯器（36，000kcal/h相当）　（BL認定品）	１φ１００Ｖ	０．１５kW	8	屋外ベランダ	
	給湯専用（自動お湯はり機能付き）					
	燃料消費量：３．０ｋｇ／ｈ					
	付属品：台所、浴室リモコン、リモコンコード15m、配管カバー(H650)					

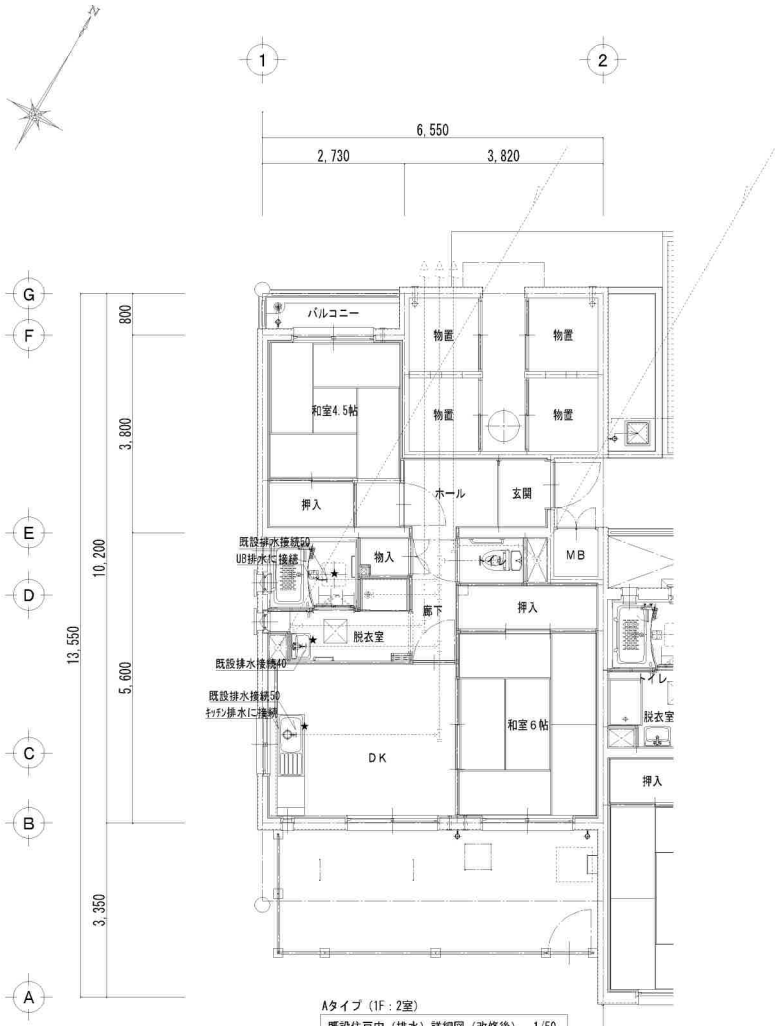

Aタイプ（1F：2室）
既設住戸内（排水）詳細図（改修後）　1/50

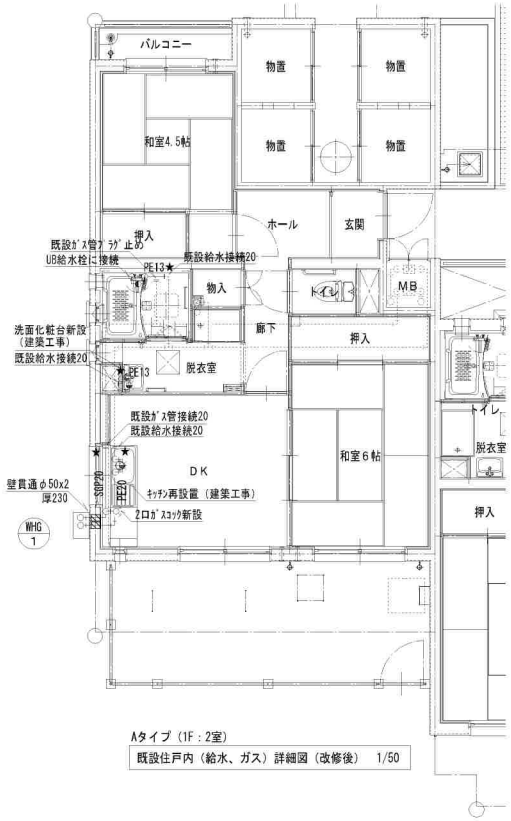

Aタイプ（1F：2室）
既設住戸内（給水、ガス）詳細図（改修後）　1/50

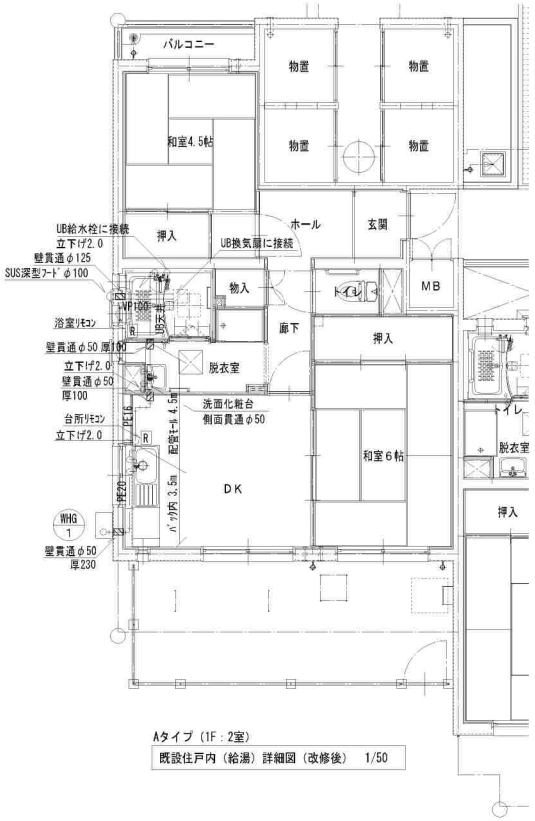

Aタイプ（1F：2室）
既設住戸内（給湯）詳細図（改修後）　1/50

改修凡例

＊ﾘﾓｺﾝ配線は給湯配管と同ﾙｰﾄとする。
＊壁貫通穴は給湯配管、ﾘﾓｺﾝｺｰﾄﾞを併用する事。

凡例	種類	
———	給水管	架橋ポリエチレン管（PEX）
——|——	給湯管	架橋ポリエチレン管（PEX）
———	排水管	硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
——G——	ｶﾞｽ管	配管用炭素鋼鋼管（白管）
═══	換気配管	硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
▨	既設壁貫通	
——+——	既設接続を示す	

実線は新設配管、点線は既設配管

ｶﾞｽ給湯器廻り

品名	品番	個数	個数
WHG-1 ｶﾞｽ給湯器	20号ﾀｲﾌﾟ	1	新設
ﾌﾚｷ継手	15A-150L	2	新設
CV付止水栓	15A	1	新設
金属ﾌﾚｷ管	15A-150L	1	新設
ｶﾞｽｺｯｸ	15A	1	新設

ｷｯﾁﾝ廻り

品名	品番	個数	個数
ｷｯﾁﾝ用水栓	TKS05315J(TOTO) SF-WM435SY(LIXIL)	1	新設
ｶﾞｽｺｯｸ	2口	1	新設

UB換気

品名	品番	個数	個数
UB換気扇	建築工事	1	新設
SUS深型ﾌｰﾄﾞ	φ100 焼付け塗装	1	新設

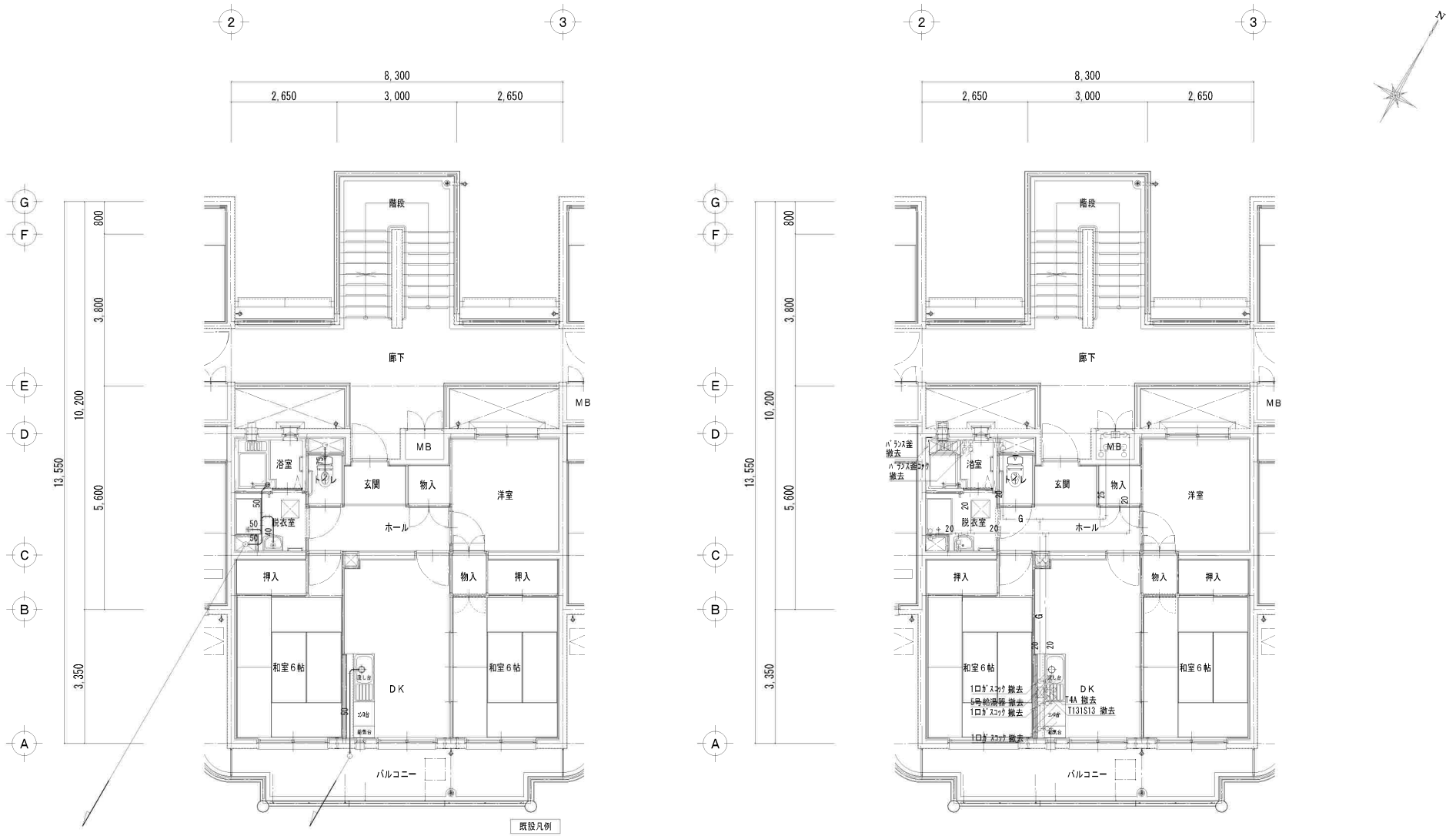

B-1.B-2.Dタイプ（1.2F：2室）
既設住戸内（排水撤去）詳細図　1/50

既設凡例

凡例	種類	
―――	給水管	ﾋﾞﾆｰﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管（VA）
―――	排水管	硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
―G―	ｶﾞｽ管	配管用炭素鋼鋼管（白管）
//////	既設撤去を示す	

品名	品番	個数	
ﾊﾞﾗﾝｽ釜	排気共	1	撤去
ﾊﾞﾗﾝｽ釜ｺｯｸ	156-635	1	撤去
浴槽排水金物	T5A-50	1	撤去
ｶﾞｽｺｯｸ	1口（縦型）	2	撤去
ｶﾞｽｺｯｸ	1口（横型）	1	撤去
ｷｯﾁﾝ用水栓	T131S13	1	撤去
止水栓	T4A	1	撤去
5号給湯器		1	撤去

B-1.B-2.Dタイプ（1.2F：2室）
既設住戸内（給水、ガス撤去）詳細図　1/50

加東市役所
〒673-1493　兵庫県加東市社30番地　TEL：0795-42-3301（代表）

令和８年度　社会資本整備総合交付金事業
市営住宅家原団地３号棟長寿命化　工事設計図

機械設備　B-1.B-2.Dタイプ（1.2F：2室）詳細図（撤去）

作図年月日	縮尺	承認	承認	担当	担当	担当	物件番号	図面番号
'25.10	1/50 A3縮小　1/100						25012	M－　005

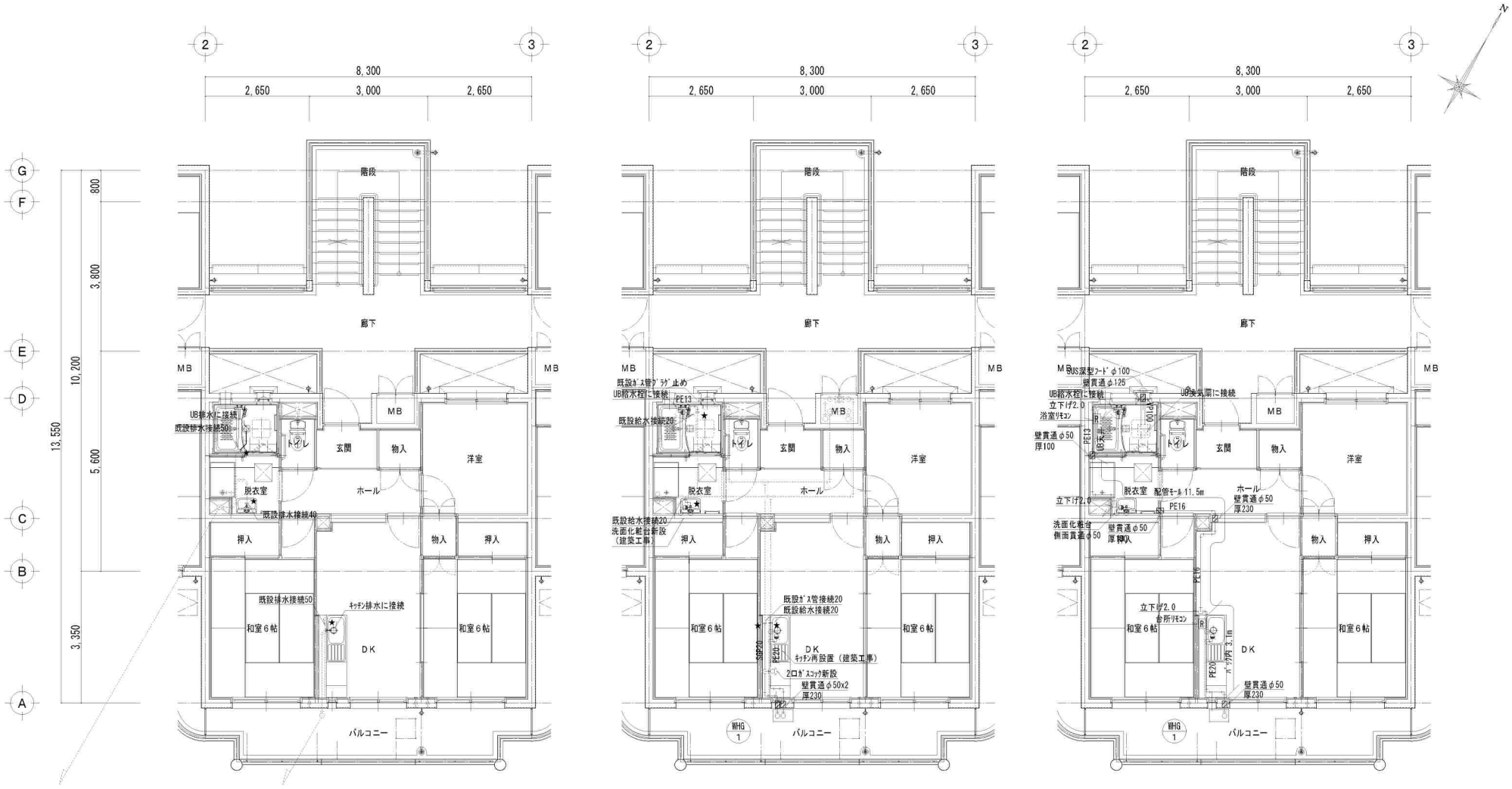

B-1.B-2.Dタイプ（1.2F：2室）
既設住戸内（排水）詳細図（改修後） 1/50

B-1.B-2.Dタイプ（1.2F：2室）
既設住戸内（給水、ガス）詳細図（改修後） 1/50

B-1.B-2.Dタイプ（1.2F：2室）
既設住戸内（給湯）詳細図（改修後） 1/50

＊リモコン配線は給湯配管と同ルートとする。
＊壁貫通穴は給湯配管、リモコンコードを併用する事。

改修凡例

凡例	種類	
———	給水管	架橋ポリエチレン管（PEX）
——|——	給湯管	架橋ポリエチレン管（PEX）
———	排水管	硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
—— G ——	ガス管	配管用炭素鋼鋼管（白管）
———	換気配管	硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
▨	既設壁貫通	
——*……	既設接続を示す	

実線は新設配管、点線は既設配管

ガス給湯器廻り

品名	品番	個数	個数
WHG-1 ガス給湯器	20号タイプ	1	新設
フレキ継手	15A-150L	2	新設
CV付止水栓	15A	1	新設
金属フレキ管	15A-150L	1	新設
ガスコック	15A	1	新設

キッチン廻り

品名	品番	個数	個数
キッチン用水栓	TKS05315J(TOTO) SF-WM435SY(LIXIL)	1	新設
ガスコック	2口	1	新設

UB換気

品名	品番	個数	個数
UB換気扇	建築工事	1	新設
SUS深型フード	φ100 焼付け塗装	1	新設

加東市役所
〒673-1493 兵庫県加東市社30番地 TEL：(0795)42-3301(代表)

令和８年度 社会資本整備総合交付金事業
市営住宅家原団地３号棟長寿命化
工事設計図

機械設備 B-1.B-2.Dタイプ（1.2F：2室）詳細図（改修後）

作図年月日 '25.10

縮尺 1/50
A3縮小 1/100

承認	承認	担当	担当	担当

物件番号 25012

図面番号 M－ 006

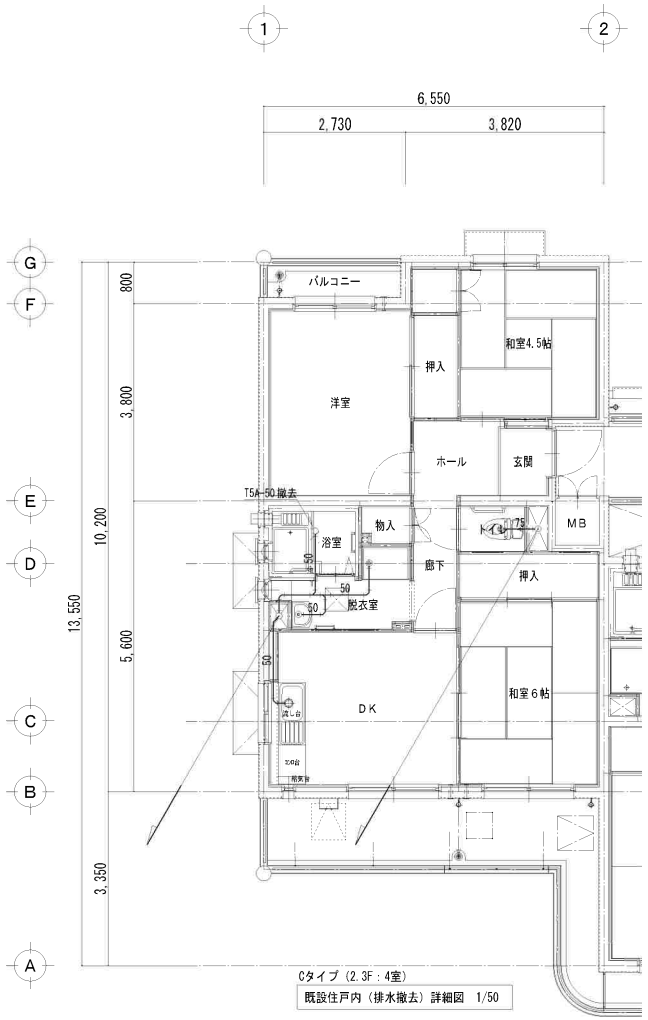

Cタイプ（2.3F：4室）
既設住戸内（排水撤去）詳細図　1/50

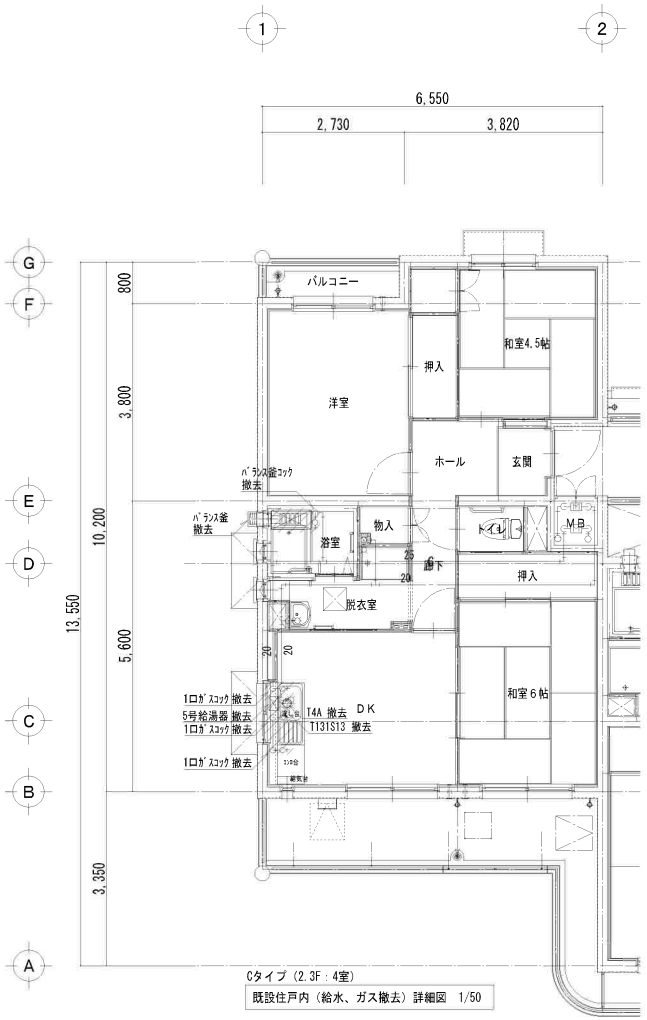

Cタイプ（2.3F：4室）
既設住戸内（給水、ガス撤去）詳細図　1/50

既設凡例

凡　例	種　　類	
———	給水管	ﾋﾞﾆｰﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管（VA）
———	排水管	硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
— G —	ｶﾞｽ管	配管用炭素鋼鋼管（白管）
//////	既設撤去を示す	

品　名	品　番	個数	
ﾊﾞﾗﾝｽ釜	排気共	1	撤去
ﾊﾞﾗﾝｽ釜ｺｯｸ	156-635	1	撤去
浴槽排水金物	T5A-50	1	撤去
ｶﾞｽｺｯｸ	1口（縦型）	2	撤去
ｶﾞｽｺｯｸ	1口（横型）	1	撤去
ｷｯﾁﾝ用水栓	T131S13	1	撤去
止水栓	T4A	1	撤去
5号給湯器		1	撤去

加東市役所
〒673-1493　兵庫県加東市社30番地　TEL：0795-42-3301（代表）

令和８年度　社会資本整備総合交付金事業
市営住宅家原団地３号棟長寿命化
工事設計図

機械設備　Cタイプ（2.3F：4室）詳細図（撤去）

作図年月日：'25.10

縮尺：1/50　A３縮小　1/100

承認	承認	担当	担当	担当

物件番号：25012

図面番号：M－007

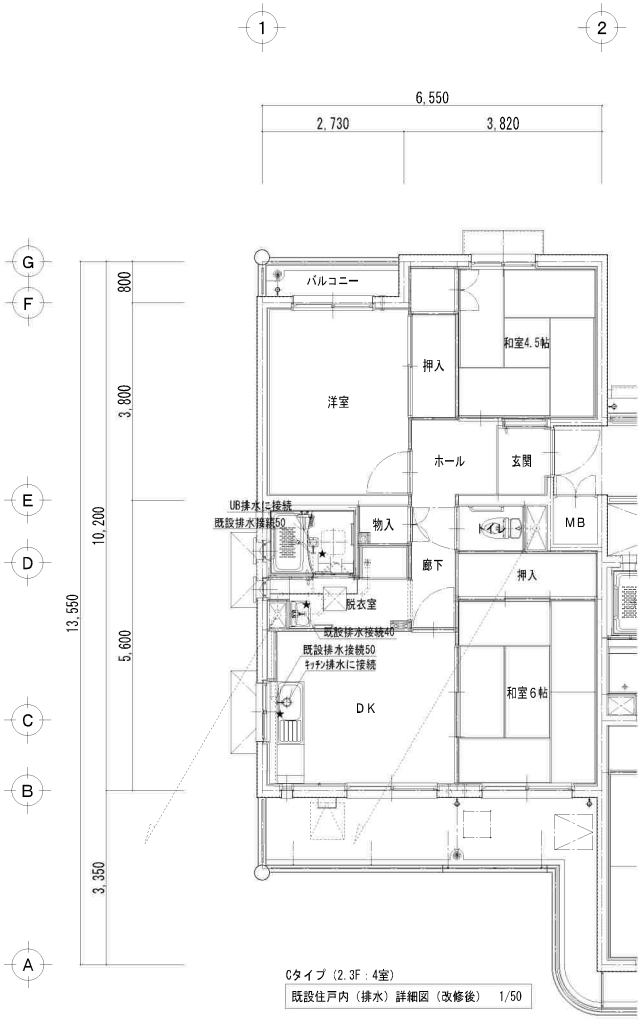

Cタイプ（2.3F：4室）
既設住戸内（排水）詳細図（改修後） 1/50

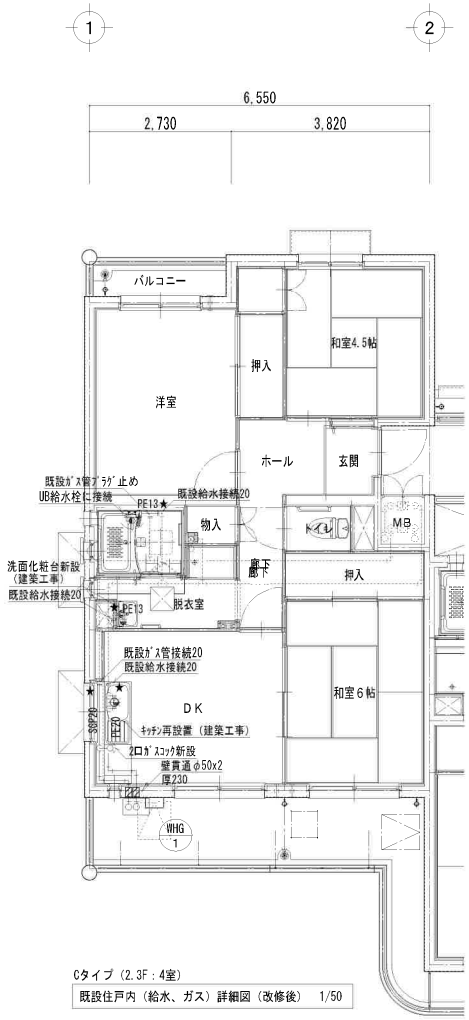

Cタイプ（2.3F：4室）
既設住戸内（給水、ガス）詳細図（改修後） 1/50

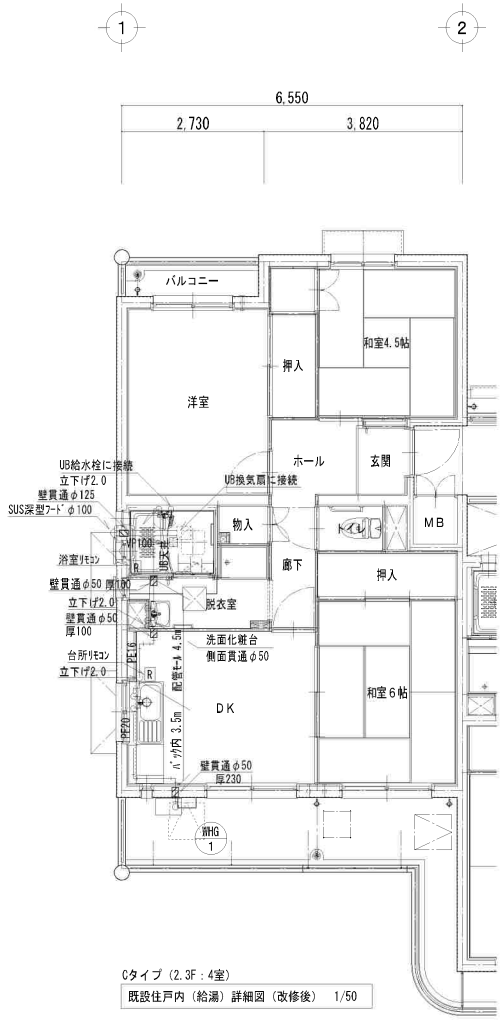

Cタイプ（2.3F：4室）
既設住戸内（給湯）詳細図（改修後） 1/50

改修凡例

凡例	種類	
———	給水管	架橋ポリエチレン管（PEX）
———	給湯管	架橋ポリエチレン管（PEX）
———	排水管	硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
—— G ——	ガス管	配管用炭素鋼鋼管（白管）
———	換気配管	硬質ポリ塩化ビニル管（VP）
▭	既設壁貫通	
——★……	既設接続を示す	

＊リモコン配線は給湯配管と同ルートとする。
＊壁貫通穴は給湯配管、リモコンコードを併用する事。
実線は新設配管、点線は既設配管

ガス給湯器廻り

品名	品番	個数	個数
WHG-1 ガス給湯器	20号タイプ	1	新設
フレキ継手	15A-150L	2	新設
CV付止水栓	15A	1	新設
金属フレキ管	15A-150L	1	新設
ガスコック	15A	1	新設

キッチン廻り

品名	品番	個数	個数
キッチン用水栓	TKS05315J(TOTO) SF-WM435SY(LIXIL)	1	新設
ガスコック	2口	1	新設

UB換気

品名	品番	個数	個数
UB換気扇	建築工事	1	新設
SUS深型フード	φ100 焼付け塗装	1	新設

加東市役所
〒673-1493 兵庫県加東市社30番地 TEL：0795-42-3301（代表）

令和8年度 社会資本整備総合交付金事業
市営住宅家原団地3号棟長寿命化
工事設計図

機械設備 Cタイプ（2.3F：4室）詳細図（改修後）

作図年月日：'25.10
縮尺：1/50 A3縮小 1/100

承認	承認	担当	担当	担当

物件番号：25012
図面番号：M－008